

平成 19 年

# 小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 19 年  
 小樽市議会 第 2 回定例会 会期及び会議日程

会期 6 月 15 日～ 7 月 4 日 ( 20 日間 )

月日 ( 曜日 )	本 会 議	委 員 会
6 月 15 日 ( 金 )	提案説明等	
16 日 ( 土 )	休 会	
17 日 ( 日 )	〃	
18 日 ( 月 )	〃	
19 日 ( 火 )	〃	市立病院調査特別委員会
20 日 ( 水 )	〃	
21 日 ( 木 )	会派代表質問	
22 日 ( 金 )	〃	
23 日 ( 土 )	休 会	
24 日 ( 日 )	〃	
25 日 ( 月 )	一般質問	
26 日 ( 火 )	休 会	予算特別委員会 ( 総括質疑 )
27 日 ( 水 )	〃	〃 ( 総務・経済所管 )
28 日 ( 木 )	〃	〃 ( 厚生・建設所管 )
29 日 ( 金 )	〃	〃 ( 総括質疑 )
30 日 ( 土 )	〃	
7 月 1 日 ( 日 )	〃	
2 日 ( 月 )	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
3 日 ( 火 )	〃	市立病院調査特別委員会
4 日 ( 水 )	討論・採決等	

平成19年  
小樽市議会  
第2回定例会会議録目次

6月15日(金曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第22号	3
	市長提案説明(議1~21)	3
	提案説明 (議22 古沢議員)	6
1	日程第3 休会の決定	7
1	散 会	7

6月21日(木曜日) 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし第22号	11
	会派代表質問 新谷議員	11
	会派代表質問 成田(晃)議員	29
1	散 会	40

6月22日(金曜日) 第3日目

1	出席議員	41
1	欠席議員	41
1	出席説明員	41
1	議事参与事務局職員	42
1	開 議	43
1	会議録署名議員の指名	43
1	日程第1 議案第1号ないし第22号	43
	会派代表質問 高橋議員	43
	会派代表質問 斎藤(博)議員	63
	会派代表質問 大橋議員	75
1	散 会	83

6月25日(月曜日) 第4日目

1	出席議員	85
1	欠席議員	85
1	出席説明員	85
1	議事参与事務局職員	86
1	開 議	87
1	会議録署名議員の指名	87
1	日程第1 議案第1号ないし第22号	87
	一般質問 山田議員	87
	一般質問 菊地議員	98
	一般質問 鈴木議員	103
	一般質問 山口議員	105
	一般質問 成田(祐)議員	110
	一般質問 斉藤(陽)議員	117
	一般質問 中島議員	123
	予算特別委員会設置・付託	132
	常任委員会付託	132
1	日程第2 陳情	132
	市立病院調査特別委員会付託	132
	常任委員会付託	132
1	日程第3 休会の決定	132

1 散 会.....	132
------------	-----

7月 4日（水曜日） 第5日目

1 出席議員.....	135
1 欠席議員.....	135
1 出席説明員.....	135
1 議事参与事務局職員.....	136
1 開 議.....	137
1 会議録署名議員の指名.....	137
1 日程第1 議案第1号ないし第2号並びに陳情及び調査.....	137
予算特別委員長報告.....	137
討 論 北野議員.....	142
採 決.....	144
総務常任委員長報告.....	144
討 論 菊地議員.....	146
討 論 斎藤（博）議員.....	147
討 論 吹田議員.....	148
採 決.....	148
経済常任委員長報告.....	149
採 決.....	151
厚生常任委員長報告.....	151
採 決.....	153
建設常任委員長報告.....	153
討 論 古沢議員.....	154
採 決.....	156
市立病院調査特別委員長報告.....	156
採 決.....	158
1 日程第2 議案第23号及び第24号.....	158
市長提案説明（議23、24）.....	158
採 決.....	158
1 日程第3 小樽市農業委員会委員の推薦.....	158
1 日程第4 意見書案第1号ないし第10号.....	158
提案説明（意1、2 菊地議員）.....	158
提案説明（意3 山田議員）.....	159
討 論 新谷議員.....	160

討 論 秋元議員.....	162
採 決.....	162
1 日程第5 陳情.....	163
市立病院調査特別委員会付託.....	163
常任委員会付託.....	163
閉会中継続審査.....	163
1 閉 会.....	163

## 議事事件一覧表

### 議案

議案	案	第	1	号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案	第	3	号	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第	4	号	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案	第	5	号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	6	号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第	7	号	平成19年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案	第	8	号	平成19年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第	9	号	平成19年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第	10	号	平成19年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第	11	号	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
議案	案	第	12	号	小樽市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	13	号	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	14	号	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	15	号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	16	号	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	17	号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	18	号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	19	号	新たに生じた土地の確認について
議案	案	第	20	号	町の区域の変更について
議案	案	第	21	号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	22	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	23	号	職員懲戒審査委員会委員の選任について
議案	案	第	24	号	固定資産評価員の選任について

### 意見書案

意見書案	案	第	1	号	国民健康保険制度の改善を求める意見書(案)
意見書案	案	第	2	号	自衛隊の国民監視の中止を求める意見書(案)
意見書案	案	第	3	号	道路整備に関する意見書(案)
意見書案	案	第	4	号	地方財政に関する意見書(案)
意見書案	案	第	5	号	労働法制の拡充を求める意見書(案)
意見書案	案	第	6	号	新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書(案)
意見書案	案	第	7	号	義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書(案)
意見書案	案	第	8	号	医師・看護師不足の解決と地域医療を守る意見書(案)
意見書案	案	第	9	号	年金問題への速やかな対応を求める意見書(案)
意見書案	案	第	10	号	地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書(案)

### 陳情

陳情	情	第	1	号	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について
陳情	情	第	2	号	市道入船配水池通線の道路・側溝整備方について
陳情	情	第	3	号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
陳情	情	第	4	号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
陳情	第5号～第185号				築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について
陳情	第186号				新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について
陳情	第187号～第243号				築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について

## 質 問 要 旨

### 会派代表質問

新谷議員（6月21日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
- 2 税制改正による市民負担増について
- 3 新市立病院問題
- 4 小樽市室内水泳プールに関して
- 5 介護保険制度について
- 6 その他

成田（晃）議員（6月21日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 財政問題について
- 3 地域経済と中心市街地の活性化について
- 4 環境問題（地球温暖化）について
- 5 土砂災害対策について
- 6 障害者自立支援法について
- 7 いじめ問題について
- 8 その他

高橋議員（6月22日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 行政改革について
- 3 情報化の推進について
- 4 人口問題と企業誘致について
- 5 観光問題について
- 6 新市立病院の建設について
- 7 廃棄物最終処分場について
- 8 教育問題について
- 9 その他

斎藤(博)議員(6月22日2番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 自治基本条例について
- 2 指定管理者制度について
- 3 地方公営企業法全部適用について
- 4 市立病院の組織統合について
- 5 地方公共団体財政健全化法について
- 6 職員の採用・退職について
- 7 新総合計画について
- 8 その他

大橋議員(6月22日3番目)

答弁を求める理事者 市長、選挙管理委員会委員長及び関係理事者

- 1 自治基本条例と議会基本条例について
- 2 市内経済の動向について
- 3 地方財政健全化法について
- 4 新市立病院の経営について
- 5 北海道横断自動車道と市道伍助沢通線について
- 6 市長マニフェストの180人人員削減について
- 7 地方選挙開票時間短縮について
- 8 その他

一般質問

山田議員(6月25日1番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 職員の安全対策等について
- 2 新たな財源・効率対策
- 3 行政組織の見直しについて
- 4 市民との協働について
- 5 小樽港の活用について
- 6 軽車両の運行対策等について
- 7 環境問題について
- 8 コムスン問題について
- 9 動物衛生について

10 その他

菊地議員（6月25日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 生活保護について
- 2 就労支援について
- 3 多重債務から市民を守る取組について
- 4 その他

鈴木議員（6月25日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 若い世代の人口流出問題に関連して
  - （1）空き家の活用
  - （2）小樽の未来像における若者のビジョン
- 2 その他

山口議員（6月25日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市内経済の現状と展望について
- 2 景観計画の概要と今後の進め方について
- 3 北運河・手宮地区再生プランの概要と今後の進め方について
- 4 その他

成田（祐）議員（6月25日5番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 市立病院の移転について
  - （1）築港地域の渋滞予測と搬送への影響
  - （2）入船、長橋地区への影響と対策
  - （3）市内中心部への影響と対策
- 3 若年者の雇用について
- 4 サミット期間中の観光について

- 5 情報インフラと経費削減について
- 6 その他

斉藤（陽）議員（6月25日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 介護保険について
- 3 市営住宅について
- 4 その他

中島議員（6月25日7番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「ふれあいパス」について
  - （1）市民の声を聞いてください
  - （2）財政負担の実態
  - （3）回数券方式の成果とは
  - （4）現金使用を認め、利用しやすい改善を
- 2 「健診制度」について
  - （1）小樽市民の健康は
  - （2）新しい健診制度の内容は
  - （3）小樽市の取組について
  - （4）新制度の問題点
- 3 臨時市道整備にかかわる市民周知について
- 4 市のパークゴルフ場利用減少について
- 5 その他

平成19年  
第2回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成19年6月15日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長
小	樽	病	院	小	軽	米	文	消	防	長	仲
事	務	局	長				仁				谷
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	查	委	員
								事	務	局	長
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	中	塚	茂
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	大
											野
											博
											幸
											堀
											江
											雄
											二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開会 午後 1時00分

**議長（見楚谷登志）** これより、平成19年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田祐樹議員、井川浩子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から7月4日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第22号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第21号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝磨）** 平成19年第2回定例会に当たり、今後4年間の市政運営及びまちづくりに対する私の考え方の一端を述べさせていただき、議員の皆さん及び市民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと思います。

「次の4年間は、財政再建の正念場であり、確固たる決意を持って、山積する課題に真正面から取り組み、このまちを何とか元気に発展させるためにいま一度力を尽くしたい。」これは昨年末に私が市長選への立候補を決意いたしましたときに述べた率直な思いであります。

幸い、市民の皆さんからの負託を受け、引き続き市政を担うこととなりました。これまでの2期8年間、郷土小樽の発展のために精いっぱい努力してまいりましたが、引き続き小樽発展のために汗を流していきたいと考えております。

私は、これからの市政運営やまちづくりを進めるに当たって、「市民とともに知恵を出し合い、愛着の持てる住みよいまち『はつらつ小樽』の創出」のため、三つの基本姿勢を掲げました。

まず第1は、「財政再建を確実に進め、持続可能な行財政運営を推進すること」であります。

財政再建は待ったなしであります。総人件費の抑制、組織・機構のスリム化、民間と行政の役割分担を見直し、安定した市民サービスの提供ができるよう効率的な行財政運営を推進します。

第2は、「安心・安全、活力あるまちづくりの推進」であります。

豊かな自然、先人が築いてきたまち並みや景観など、小樽の特徴を生かしたまちづくりを進め、市民だれもが安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

第3は、「市民とともに進める公開・参加・協働による市政運営の推進」であります。

個性と活力ある地域を市民と行政が一緒になってつくらなければなりません。そのため、市政の現状や課題についての情報を積極的に公開し、市民とともに考え、行動する協働の市政運営を推進してまいります。

次に、施策を推進するに当たっての五つの基本目標について、その概要を申し上げます。

まず第1は、「やすらぎのある生活環境の整備と暮らしやすいまち」についてであります。

都市機能が整備されている中心市街地への居住を促進し、まちなかのにぎわいを取り戻すため「中心市街地活性化基本計画」を策定します。また、子育て世代や高齢者、障害のある方のニーズにこたえる

公的住宅の建替え、公園・道路の計画的な整備など、住環境の改善を進めるとともに、豊かな自然と歴史的な建物が織りなすまち並みを保全し、「住み続けたい」「訪れてみたい」と感じる落ちつきと安らぎのあるまちづくりを進めます。

そして、効率的な雪対策、台風や地震など自然災害に迅速に対応できる安心・安全のまちづくりと循環型社会への転換を目指し、ごみの発生抑制、再利用、リサイクルを進めます。

さらには、町会やボランティア団体などの地域コミュニティ活動を支援し、ともに支え合う地域社会の実現を目指します。

第2は、「住み慣れたまちで安心して暮らせる福祉の充実と医療環境の整備」についてであります。

住みなれたまちで充実した医療を受けられるよう、市立病院を統合・新築するとともに、市内医療機関との地域連携を進め、市民の健康と命を守ります。

また、安心して子供を産み育てることのできる社会を目指し、総合的な子育て支援策を推進するほか、「高齢者保健福祉計画」や「障害者計画」を着実に推進し、高齢者や障害のある方々が安心して暮らせる地域社会を目指します。

第3は、「地域全体が子供たちの成長を支えていく教育環境づくりと市民参加の芸術文化・スポーツ振興」についてであります。

子供の安全確保と教育環境向上のため、スクールバス導入の拡大を図り、学校校舎の耐震改修は、小中学校の適正配置とあわせて進めます。

また、市民が芸術文化の楽しみを享受し、参加できる環境づくりのため「小樽市文化芸術振興基本計画」を策定するとともに、だれもがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

第4は、「技術力・観光知名度・港など小樽の「強み」を活かした元気なまちづくり」についてであります。

高い技術力と多様な農・水産物を融合し、小樽製品のブランド化、国内外への販路拡大に取り組み、地場産業の振興、雇用機会の拡大を図るとともに、中心部の商店街ににぎわいを取り戻すため、商店街への支援策を強化します。

また、新たな観光資源の発掘、外国人観光客の誘致、滞在型観光への移行など、経済波及効果の高い小樽観光を推進するとともに、建設当時の姿を残す北運河、点在する石づくり倉庫群、旧手宮線など数多くの地域資源をつなぎ、生かした新たな魅力づくりを進めます。

さらには、中国、ロシアなど対岸貿易の拡大を図るとともに、クルーズ船の寄港促進や港を生かした景観形成など、人・物・情報の交流するにぎわいのある港づくりを進めます。

第5は、「地方分権の時代に対応できる持続可能な行財政システムの確立と公開・参加・協働の市政運営」についてであります。

「財政再建推進プラン」を着実に実行し、安定した市民サービスの提供と持続可能な市政が運営できる財政基盤を確立します。

また、自治基本条例についてであります。昨年12月、内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」は、先月30日に、内閣総理大臣に対し「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を提出しました。その中では、「自己決定・自己責任」「受益と負担の明確化」により「地方が主役となる国づくりを目指す」とし、さらに「情報の共有と住民参加」の促進を強く訴え、おおむね2年以内をめどに順次勧告を行うとしています。小樽市においても、こうした地方分権改革の動向に注目しながら、市民や議会とも十分協議しながら条例策定に取り組みます。

また、多様化する市民ニーズと限られた財源の下で効率的な行政を推進するため、新たな行政評価シ

ステムを導入し、事業の重点化、成果重視に基づく施策の執行に取り組み、市民とともに策定する視点に立ち、将来のまちづくりの方向を示す「新・小樽市総合計画」を策定します。

今、小樽市を取り巻く諸状況には厳しいものがありますが、私は小樽の“まち”と“人”にはピンチをチャンスに転換できる力があると確信しています。着実な市政運営を継続しながらも、常に市民の視点を持ちながら、既成概念にとらわれない発想と率先して課題に立ち向かう行動力で、時流の変化に機敏に対応し得る、新たなまちづくりに挑戦しなければならないと考えております。

今後4年間、前向きに小樽市の将来を考え、小樽の個性を磨き上げて、「住んでよかった」「このまちに誇りが持てる」と思えるまちづくりのため、みずからその先頭に立って市政運営にまい進していく所存であります。

議員の皆さん及び市民の皆さんの御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から第11号及び第21号の各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、当初予算で保留しておりました政策的経費や各種補助金などを予算計上いたしました。主なものとしては、一般会計では、遠距離通学の児童・生徒の安全を確保するため、スクールバスの運行拡大及び通学助成の通年化に係る経費を計上するとともに、「にぎわう商店街づくり支援事業」として、中心商店街のにぎわいづくりのため商店街の独自の事業に対し支援を行う経費のほか、小樽の地場産品の販路開拓や地場産業の活性化を図るための「東アジア・マーケットリサーチ事業実行委員会補助金」を計上いたしました。

また、障害者自立支援法の関係では、事業者及び利用者の負担の軽減を図るため所要の経費を計上するとともに、「廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業費」を特別会計分と分けて、それぞれ3か年事業の継続費として計上したほか、老朽化している車両の更新経費として、ロータリ除雪車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入費を計上いたしました。

なお、災害復旧費では、平成19年4月30日に朝里川温泉スキー場で発生した土砂災害の応急対策などに係る経費を計上いたしました。

以上の結果、補正額は一般会計で3億8,978万1,000円の増となり、財政規模は573億3,447万2,000円となりました。

次に、特別会計では、港湾整備事業特別会計で、中国との定期コンテナ航路の週2便体制に対応するため、港町ふ頭のコンテナヤードを整備するほか、住宅事業特別会計では、公営住宅建替事業として、オタモイ住宅3号棟に係る地質調査の経費を計上いたしました。

さらに、各会計において、本年7月1日から実施を予定しております職員の庁舎や各施設の敷地内駐車に係る使用料を計上いたしました。

御承知のとおり、平成19年度一般会計の当初予算では、財政再建の取組や公的資金の借換え、基金からの借入れなどの財源対策により収支均衡予算を編成いたしましたが、さきの第1回臨時会で議決いただきました、平成18年度の赤字額に、このたびの補正に係る財源不足分1億5,263万円を加え、形式計上した諸収入の額は、13億8,263万円となります。平成18年度の単年度収支は、平成13年度以来の黒字となる見込みではありませんが、このように依然として本市の財政運営は非常に厳しい状況にありますので、本年度中に改めて組織・機構や事務事業について見直しを行い、財政再建を最優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第12号から議案第20号までについて説明申し上げます。

議案第12号市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、証券取引法の

一部改正及び郵政民営化による郵便貯金法の廃止に伴い、資産等報告書等の記載事項を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第13号職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の定数を変更するものであります。

議案第14号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、市長及び副市長の給料月額を減額するものであります。

議案第15号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、法人課税信託の引受けを行う個人について、法人税割額によって市民税を課することとし、及び租税条約に係る社会保険料控除額の特例措置を設けるとともに、高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額措置に係る申告手続について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、公の施設としての稲穂駐車場を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイ住宅2号棟を供用開始するとともに、祝津住宅駐車場及びオタモイ住宅駐車場の駐車区画を増設するものであります。

議案第18号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するものであります。

議案第19号新たに生じた土地の確認につきましては、北海道が施工した塩谷漁港の公有水面埋立てのしゅん功により生じた土地515.39平方メートルについて確認するものであります。

議案第20号町の区域の変更につきましては、議案第19号により確認する土地を塩谷1丁目に編入するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 次に、議案第22号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

**21番(古沢勝則議員)** 日本共産党を代表して、議案第22号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

本件条例案の第1回目の提案は、2000年9月、第3回定例会でありました。米第7艦隊所属空母キティホークの小樽港寄港計画が明らかにされる中での提案でありました。米空母の寄港は、国内の民間港では他に例がなく、しかも小樽は、空母寄港としてはこのとき2度目でありました。何としても許せない。緊張が走ったことを今も覚えています。以来、今回が27回目の提案であります。条例案の中身も、そしてこの条例案の持つ力も、説明を要しないほど繰り返してきました。市民の平和に対する願い、小樽の港を商業港として安全・安心の港として発展させていきたい、こうした市民の願いにこたえていかなければなりません。

当議会は、1982年第2回定例会において、当市のいわば平和憲法とも言うべき核兵器廃絶平和都市宣言を決議しました。今日は、今期議会最初の定例会であります。28名の議員各位の中には初めての方も少なくありません。改めてこの宣言を紹介したいと思います。

「広島、長崎に原子爆弾が投下されてから37年」、現在では62年になりますが、「『広島、長崎を繰り返すな』の声は、全世界の平和を望むすべての人々の間にますます強まっている。しかし、核兵器全

面禁止、核戦争反対の切なる願いをよそに、米ソ両大国を」、現在では米国一国であります、「中心とする核兵器開発、核軍拡競争は、今なおとどまるところを知らない。今、核兵器の廃絶、使用禁止は最も緊急な課題であり、日本国民は世界唯一の被爆国民として、これを積極的に実現する崇高な責務を負っている。小樽市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する」。これがその前文であります。本件条例案のよって立つべきものであります。

この宣言から24年が経過しました。しかし、核兵器は今なお地球上に存在し、この核兵器こそが人類への最大の脅威となっております。おわかりのように、我が党が提案する小樽市非核港湾条例案は、この宣言の具体化以外の何物でもありません。つまり、平和な商業港としてこの小樽港には核兵器を積んだ外国艦船は入れない、これを唯一可能にする力を、この議会として、市民として、港湾管理者の長である市長に付与しようとするものであります。

今朝の報道では、今なおイラクの緊張状況、泥沼化した戦争が報じられています。多くの国がイラクから軍隊を撤退させる中、我が自衛隊はアメリカ軍とともにあります。在日米軍の再編・強化が進んでいます。そして、小樽港には巨大空母をはじめ、道内民間港としては突出し米艦船の寄港が常態化さえしています。それらの艦船の多くが、実は核兵器搭載可能艦であります。

本条例案は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚し、行政と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則に基づき、積極的に非核港湾行政を推進することを目的とするものであります。小樽港に入港するすべての外国艦船に、神戸港と同じように核兵器を積んでいないという証明書の提出を求めるものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いして、提案の趣旨説明といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月16日から6月20日まで5日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時23分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 成田 祐樹

議員 井川 浩子

平成19年  
第2回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成19年6月21日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤	利	典								
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参	事	吉	川	勝	久					
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長	安	達	栄	次	郎					
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長	中	町	悌	四	郎					
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	本	間	達	郎						
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一						
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	消	防	長	仲	谷	正	人						
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	査	委	員	中	塚		茂						
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	総	務	部	大	野	博	幸						
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	財	政	部	財	政	課	長	堀	江	雄	二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、財政問題をお聞きます。

今定例会に示された一般会計補正予算は、4年前の市長選挙後の補正予算13億1,157万円に比べれば、大変小さな規模となっています。補正予算の一般会計予算に占める割合は、4年前は1.9パーセント、今年度は0.7パーセントです。小中学校の通学バス定期代通年助成とスクールバス運行経費やオタモイ市営住宅建設のための地質調査予算、ロータリ除雪車購入費などは評価できますが、一斉地方選挙後の年度当初の骨格予算を肉づけする政策予算としては、市民の期待に沿わないものです。

市長は提案説明の中で、三つの基本姿勢と五つの基本目標を掲げ、住んでよかった、このまちに誇りが持てると思えるまちづくりにまい進していくと決意を述べておりますが、それにしても極端に少ない補正予算案です。なぜ、目標に沿った政策予算を組むことができなかったのか、その理由をお聞かせください。

さきに行われた第1回臨時会では、12億3,000万円の繰上充用がされましたが、出納閉鎖期後はどうなったのかお示してください。

今年度は三位一体の改革の税源移譲が行われ、個人市民税は18年度比11億5,030万円増が計上されています。固定資産税と都市計画税が減収になる一方で、個人市民税は市税収入の約33パーセントを占めています。総務省はホームページで「御安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため納税者の負担は変わりません」と宣伝し、定率減税廃止による国民負担増の影響について触れていないのはまやかします。小樽市民はこの定率減税廃止分だけでも2年間で4億2,600万円もの負担増です。

そもそも税源移譲は歳出の徹底した見直し、削減に努めた上で、なお必要な額については極力自主財源である地方税の充実・強化により賄うこととすれば、受益と負担の対応関係が明確となり、住民の選択による財政の自己規律の向上や運営面での効率化が図られやすくなると考えられるというものです。しかし、今の小樽市は、住民の選択どころか、赤字解消が最優先課題となっています。財政健全化はもちろんだ大事なことでありますが、地方自治法でうたわれている住民の福祉の増進を図るとした地方自治体の本来の役割を果たすことも責務ですから、貴重な個人市民税の大半を借金払いに充てることのないよう、歳出、歳入の見直しをしなければなりません。

財政健全化計画の中で、依然として高い構成比を示している公債費ですが、第1回臨時会で我が党の北野議員がマイカル関連の償還額が市財政を圧迫していると指摘したことに対し、市長も「その影響はあるものと認識しております」と述べております。

6月6日のマスコミで、小樽ベイシティ開発の中村社長が記者のインタビューに固定資産税の滞納は約17億円と答えていることが報道されておりました。現在、納めている額は、年間の税額のほぼ半分とい

うことですが、私たちが聞いていた15億円よりさらに2億円も増えています。OBCの滞納は、平成18年度市税概要に載っている固定資産税滞納繰越分調定額18億7,865万円から見れば約90パーセント、個人市民税滞納調定額の約4倍、市税全体の約60パーセントを占めるといふ大きさと、マイカル関連の償還額と合わせると、小樽市の財政に大きな打撃となっています。市長はこの大きな滞納に対して、今後どう取り組んでいくのか、具体的プログラムをお示してください。

次に、石狩湾新港管理組合負担金の問題についてです。

これまで何度も議会で取り上げてきたように、市財政を圧迫してきた管理組合負担金ですが、市長は平成15年の第4回定例会で、私の代表質問に財政健全化計画で見直したいと答えております。しかし、その後も抜本的に見直すこともなく、予算を計上しています。なぜ、抜本的に見直しをしないのか、お答えください。

新港管理組合の平成17年度末起債残高は301億1,500万円、今後の起債償還予定額を見ると平成20年度46億4,400万円、21年度から23年度までは20億円台、24年度から29年度は10億円台、30年度以降は徐々に下がっていきます。しかし、今北海道は危機的財政で、実質的に100億円の歳入不足の補正予算案が道議会に示され、財政健全化に向けた議論が行われると報道されています。また、石狩市も今の財政状況からするとこの負担が重いのですから、三者で協議し、償還額を平準化するとともに、低金利で借りかえて、負担軽減を行うべきと考えますが、いかがですか。

次に、地方交付税に関してです。

今年度は市税の増の影響もあり、18年度の決算見込みとの比較では2億6,000万円、臨時財政対策債1億2,000万円と合わせると3億8,000万円の減額です。平成18年度から24年度までの財政健全化計画を見ると、地方交付税と臨時財政対策債合わせて、24年度は18年度比11億3,000万円の減、市税収入はわずか1億3,000万円の伸びしかないのに、これではまた市財政がひっ迫するのは明らかです。

第1回臨時会でも今後の政府の地方交付税の方針を質問したところですが、地方公務員削減計画や地方単独事業の抑制で、歳出の規模を抑制したものですから、影響があるとの答弁でした。加えて新たな政府の施策への危ぐもあります。19年度から導入された新型交付税と頑張る地方応援プログラムです。二つの交付税は、19年度以降どのような内容で、小樽市にはどのような影響があるのか、御説明ください。

小樽市の現在の財政難の大きな原因となっているのは、政府が平成16年度から三位一体の改革の名の下に、3か年で地方交付税を22億円も削減したことです。政府は平成19年度は税源移譲で所得税3兆円を住民税に振り替えました。しかし、それを理由に地方交付税を削減したのでは、小樽市のように財政基盤が弱い自治体は、財政運営に支障を来すことになります。地方交付税の趣旨に基づき、政府に地方交付税の拡充を求めるよう要望します。市長の見解を求めます。

次に、税制改正による市民負担増についてです

税源移譲により住民税が今年度は一律10パーセントになりましたが、昨年度の税率5パーセント、10パーセント、13パーセントの納税義務者数はどう変わるのか、また住民税が増税になる課税標準額の段階と金額についてお知らせください。

昨年の6月、税制改正により住民税が増税になって驚いた市民が市役所に問い合わせた件数は、9日間で1,200件に上ったということですが、今年の状況はいかがですか。

昨年度は住民税が7倍、8倍という例が珍しくなかったようですが、増税に伴い、65歳以上の人たちには介護保険料や国民健康保険料が雪だるま式負担増となって課せられました。昨年の第4回定例会で我が党の古沢議員がモデルケースで尋ねた二つの場合、一つは65歳以上単身で年金収入220万円の場合、

もう一つは夫婦とも65歳以上の二世帯で、夫のみが年金収入250万円の場合、それぞれ市民税、介護保険料、国民健康保険料が今年は18年度比でどのように変わるか、お示ください。

私たちのところにも本当に暮らしにくくなった、何とかしてくださいという声が昨年以來たくさん寄せられていますが、市民の暮らしを守るため、最低限できることは、市税条例の規定に基づく住民税の減免の適用です。しかし、減免実績はほとんどありません。制度に該当する人はどれくらいいますか。

また、この制度をわかりやすくお知らせする手だてを講じるよう、要望します。いかがですか。

さらに、今年は税源移譲だけでも予期しない負担増になった人たちがいます。例えば年収500万円の単身の方が、昨年12月に63歳で退職して、1月から年収150万円の年金生活者になり、国民健康保険料を35万円と仮定した場合、定率減税廃止による増税分を除いても、住民税は18年度16万3,000円から19年度は26万500円で9万7,500円増、所得税減税分3,500円を差し引いても9万4,000円もの増税です。また、年収420万円の単身サラリーマンが正社員をやめて年収120万円のフリーターになった場合も、住民税は18年度10万7,000円が19年度20万4,500円、所得税2,500円で差引き9万5,000円の増税です。このように退職者やリストラされたサラリーマンなどが18年に比べ19年に大幅に所得が減った場合、増税になり収入が極端に少なくなった人には、大変重い負担です。このようなケースで六、七パーセントの人たちが対象になっている自治体もあるということですが、小樽市の場合はどうでしょうか。こういう場合、どんな救済措置があるのか、その内容と周知の方法についてお示ください。

今年度は個人市民税の定率減税廃止による負担増で2億1,300万円、国民健康保険退職被保険者の保険料負担増6,250万円、介護保険第1号被保険者保険料の負担増1億5,897万円などの負担増で、昨年に続き、市民には重い負担です。政府の税制改正による所得税と住民税の定率減税全廃で1兆7,000億円の庶民負担増の反面、大企業には減価償却制度の見直しによる約7,000億円の減税、証券優遇税制の1年延長で株取引で大もうけを上げている大資産家に約1兆円の減税は本末転倒のやり方、負担能力に応じた税負担を求めるべきではないでしょうか。市長の見解を求めます。

高すぎる社会保険料の根源には、国の社会保障への予算削減があります。国民健康保険では20年間で国庫負担が1兆6,000億円も削減されていますが、その削減額の4分の1の4,000億円を戻せば、1人当たり1万円の値下げが可能になります。介護では現在の国の負担割合25パーセント、これを30パーセントに引き上げれば、減免制度を創設できます。国に対してこれらの負担割合を元に戻し、減免制度を要求すること、同時にそれができるまでの間、住民税の増額分の一部を充て、国民健康保険料と介護保険料の引下げをして、市民生活を守ることを要求します。お答えください。

次は、新市立病院についてお聞きします。

市長選の翌日、市長はマスコミのインタビューに市立病院の移転新築については、市民の理解を得られたと答えています。しかし、市長の得票率は38.4パーセント、ほか2人の候補を合わせた得票率は61.6パーセント、主張は違っても築港地区に移転新築反対という点では一致していましたから、市民の多くは築港地区に移転新築反対の意思表示をしたと見るべきであり、現在地で建替えを進めるべきではないですか。

実際市長は、広報おたる6月号でインタビューに答え、ほかの候補者の意見を支持した方も大勢いらったことは事実と認めています。今後さまざまな方法で市民の皆さんへ説明していくことを早急に検討しますと述べていますが、どのような形で行うのか、具体的に示してください。

市民の反対が多ければ、築港地区には新築しないこともあり得るのですか。

次に、病院事業会計についてです。

44億円の不良債務解消については、22億円は病院の経営努力で返済するということです。今年の第1

回定例会で、我が党の北野議員がその点についてただしたところ、19年度は脳神経外科、心臓血管外科の病棟利用率が上がること、医師の1名確保、人件費削減で約1億円、病床稼働率向上などを上げております。19年度病院事業予算編成では、18年度をベースに入院448人、外来は938人と計画していますが、18年度の当初予算の入院患者数は1日平均444人としたのに実際は433人、外来患者数は平均912人としたのに実際は892人となり、予算と決算で狂いが生じています。しかも、医業収益は毎年減収し、18年度も予算に対し、決算見込みは2億9,528万円もの減収です。6月19日の市立病院調査特別委員会の審議の中で示された病院事業の決算状況では、患者数は平成18年度は5年前の平成13年度と比較すると20万7,500人、前年度の17年度比で7万6,700人もの減少です。ここで18年度の入院総患者数及び病床利用率を小樽病院と第二病院、それぞれでお示ください。

また、19年度の患者動向は今後の経過を見なければ結論は出せませんが、4月の1日平均入院患者は脳神経外科、心臓血管外科は伸びているものの、全科では小樽病院で208人、第二病院では180人、合わせて388人、予算編成した448人にはほど遠い実態です。4月の許可病床利用率も小樽病院は40パーセント、第二病院51パーセントにとどまっている状況ですが、これでどうして医業収益を上げられるのか疑問です。わかりやすく御説明ください。

明確な数字として出ているのは、病院事業資金収支計画に示されている職員給与の削減で、19年度は18年度比9,500万円のマイナスです。病院の収支改善理由に7対1看護体制を挙げますが、小樽病院、第二病院ではそれぞれ看護師の必要人数は確保されているのでしょうか。

市長は第1回臨時会で北野議員の質問に、病院に頑張ってもらおうと思うが、かなわない場合は一定程度一般会計でやっていかざるを得ないと答弁しておりますが、病院解消分というのは実は期待目標だけで、結局44億円の不良債務解消は、ほとんどが一般会計からの持ち出しと職員の給与削減で賄われるのではありませんか。

つまり病院の収益改善がなかったら、一般会計繰入金に病院解消分が上乘せられ、19年度から5か年で実に108億円を一般会計から繰り出さなければなりません。

このように大変不明りょうな事業計画の中で、新市立病院の468床と156億円の事業費、築港地区の土地取得代8億3,000万円などは、今の厳しい市財政に追い打ちをかけることにはなりませんか。

さらに、懸念されることは医師確保の問題です。計画どおりの病院規模の新築で果たして予定どおり医師の確保ができるのでしょうか、いかがですか。

このように極めて先の見えない収支計画では、病院規模などの見直しをせざるを得ないのではないですか。

市長は、新聞報道によると、病床数、規模はもう一度考える余地があると述べていますが、いつまでにどのように再検討するのか、また公設民営も視野に入れているのかもお聞きします。

この問題の最後に、公立病院のあり方、小樽病院の理念について伺います。

収益を上げることばかりが課題となり、患者や医療のあり方が置き去りにされてはいないでしょうか。リストラで収入がなくなり、体調を崩してやむなく生活保護を受けていた余命幾ばくもないがん患者に対して、これ以上入院していると点数が低くなるので、退院していただきますと看護師に説明させたり、次に入院の患者が控えているので、退院の時間まで制限するなどが日常的で、中途退職する看護師はあまりに効率優先で、自分の考えていた医療のあり方とは違うということでやめる人が多いとも聞きます。市立小樽病院はどんな理念を持って進もうとしているのか、伺います。

次は、小樽市室内水泳プールについて質問します。

室内水泳プールは6月17日をもって廃止され、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発が始まります。

年間5万人の利用者は、昨年11月市長がホームページで述べていたような高島小学校温水プールや民間のプールではこれまでと同様の利用はできません。室内水泳プール廃止により、やめざるを得ないサークルや団体が出ています。不登校の子供たちなどが楽しみに通っていたサークルや高齢者のサークルは、高島小学校温水プールまでは通えないので中止せざるを得ない。また継続するサークルでも、通えなくなる人たちが増え、会員が減るなど、室内水泳プールを利用していた人たちは大変失望しています。市長はこのことをどうお考えになりますか。

このような団体やサークルには、どんな手だてを講じるのですか。

また、市の水泳教室の利用や小学校のプール学習はどうなるのか、伺います。

現在、全道120市町村に360もの公営プールがあり、この7月には人口3,422人の京極町にも完成します。小樽市の社会教育施設の中で、最も利用されている施設の廃止で、市民の希望や楽しみ、健康が奪われ、公式の大会もできなくなり、市に対する不信、落胆はぬぐいきれないものがあるでしょう。昨年は、全国各地からプール存続を願う署名が3万6,000筆、その後2,031件の陳情が市議会に提出され、教育委員会にも何度も要望が寄せられました。小樽市主催の市民大学講座で講演した元水泳オリンピック選手の木原光知子さんも、改修したばかりのプールを壊すのはもったいないと話すなど、存続を願う声が大きかったにもかかわらず、市長は新しい総合計画に盛り込んでいきたいというのみで、具体的な計画は示しておりません。果たしていつになるのか、本当にできるのか、市民の疑問です。これまでる質問してきたように、新病院建設に一般会計から多額の繰入れをし、そのために市民のための事業は何もしないということは許されません。病院の規模を縮小すれば、財源は出るものではありませんか。

そして、何よりプール床の保証金があります。プール建設は保証金が市に入った今が一番よい機会ではありませんか。

市長は第1回定例会で我が党の質問に対して、場所がないと答弁をしておりますが、市有地は旧東山中学校グラウンド、新博物館の駐車場の一角など、その気になれば見つけれられるものです。市長は今後の施策を推進するに当たっての五つの基本目標の中で、市民参加型の芸術・文化、スポーツ振興、だれもがスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めることを打ち出しています。であれば、少なくとも建設のための起債や場所の検討など、すぐできることに着手し、展望を示すべきです。お答えください。

次に、介護保険制度について伺います。

住民税増税分で介護保険料を引き下げようように求めたところですが、改めて質問します。

第1号被保険者の保険料は、平成15年度の改定で基準額で全道10万人以上都市の中で最も高いものになり、さらに18年度の保険料は税制改悪に伴い、8,000人以上の人たちが引き上げられました。激変緩和措置がとられたものの、今年度もまた引上げです。先ほどもモデルの保険料の試算をお願いしましたが、年金収入に占める割合は大きく、負担になっているのは明白です。私たちのところにも何とかしてほしいという要望が相次いでいます。中にはいろいろ調べたが、財政再建団体になっている夕張市の基準額でも4万1,300円なのに、小樽は何でこんなに高いのかという質問もあります。そもそも15年に全道10万人以上都市の中で一番高い保険料にしたのは、第1期に借りた財政安定化基金の償還金を保険料に上乗せして財源確保をしたためとの説明でしたが、15年度の保険料改定の際、最大9年までの償還期間の延長が認められたのに、18年度から償還金を2倍にして20年度までに返してしまう計画です。償還金を平準化し、最大9年の償還にすれば、保険料を引き下げることができるではありませんか。

さらに、18年度の決算見込みでは、黒字になるということですから、保険料の引下げをして厳しくなっている市民生活を守るべきです。お答えください。

次に、要介護認定を受けている人たちは、障害者控除の対象になりますが、周知方法及び障害者控除、特別障害者控除の認定申請件数を17年度、18年度でお知らせください。

次に、新予防給付事業が始まって約6か月たちましたが、介護予防通所介護、通所リハビリの利用実績とサービス利用見込みとの比較をお知らせください。

介護予防訪問介護利用者は、制度が変わってからは以前のようにヘルパーのサービスが受けられなくなった。ケアマネジャーも3か月に1回しか来てもらえなくなったと不安を話しています。このような声は、依然として聞こえてきますが、今年の第1回定例会では、市としては個々の利用実態は特に把握していないという答弁でしたが、その後は調査したのでしょうか。

また、訪問介護事業所としても介護報酬の改定で経営が苦しくなり、悲鳴を上げています。例えば介護サービス利用者を札幌の病院に連れていく場合、診察が終わるまで待っていなければなりません。その間の待ち時間は報酬にならないので、赤字につながっていくわけです。このままでは倒産してしまうかもしれないと危機感を募らせています。市はこのような実態をどう把握していますか。

ヘルパーの賃金も低く、実労働は4時間半なのに丸一日拘束され、待機時間や移動時間がカウントされないだけでなく、業務日誌を書く時間も無給で月七、八万円の人が多いと聞きます。これでは到底生計を立てるのは無理で、若い人たちも生きがいをもち介護に従事したのに、結局やめざるを得ないという状況で、事業所もヘルパー不足に苦勞していると聞いています。こういう状況では、利用者へのサービス提供も後退しかねません。安心できる介護保険制度にするためにも、ヘルパーの待遇改善は急務です。そのためにもヘルパーの実働実態の調査をし、国に対して報酬引上げを要求すべきです。あわせて事業者の経営を守るため、待ち時間を介護報酬に入れるなどの改善を図るよう、国に申し入れていただきたいと思います。いかがですか。

次に、不正受給を起こした事業所に関してお聞きします。

なぜ不正受給が起きたのか、原因とサービス利用者、従業員の救済策はどうなっているのか伺います。

業界大手のコムスの不正は、以前から漏れ聞こえていました。やはりそうかと思った関係者は少ないでしょう。なぜ、早く見つけられなかったのか、疑問です。もちろんこのような不正は認められるものではありません。市民は高い介護保険料を払い、まじめに利用料を払っているのですから、二度とこのような不正が起きないように、どのような手だてを講じるのか、対策をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点か御質問がございました。

まず、今議会に提案しております補正予算案につきましては、当初予算で保留しておりました政策的経費や各種補助金などを中心に計上いたしました。赤字決算という大変厳しい財政状況の中での予算計上にはおのずと限界がありますが、私が申し上げた三つの基本姿勢と五つの基本目標については、この四年間の任期中、その実現に向けて最大限努力したいと考えており、そのためにもまずは財政再建を最優先課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、平成18年度の一般会計の決算見込みでありますけれども、現在、最終的な計数の整理中でありませんが、年度末の累積赤字額につきましては、さきの臨時会でお示した12億3,000万円を若干下回るも

のと考えております。

次に、OBCの市税の滞納でありますけれども、従前から納入計画書を提出させ、これに基づき納付の履行を求めてきておりますが、今後とも経営状況を把握しながら納税交渉を行ってまいります。

次に、石狩湾新港管理組合の負担金であります。平成17年3月の財政再建推進プランと平成18年2月の実施計画、また平成19年3月の財政健全化計画において、一部事務組合等の負担軽減を要請するとしてまいりました。この具体的な取組としましては、負担割合の見直しについても提起し、母体間で検討を続けてまいりましたが、各母体の財政状況がひとしく厳しいこともあり、実現に至っておりません。しかしながら、負担金軽減は急務と考えておりますので、港湾建設費の縮減をはじめ、事務事業の効率化や組織体制の見直しによる管理経費の削減などについて機会あるごとに申し入れてまいりました。この結果、平成15年度を境に、港湾建設費が大幅に減少し、また平成17年度には職員の定数も削減しております。こうしたことにより、母体負担金は平成15年度をピークに着実に減少傾向にありますが、引き続き負担軽減に向けて各母体と連携しながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、管理組合の起債償還の平準化と低金利での借換えによる負担軽減であります。平成17年度末起債残高の約300億円のうち、中央地区3工区の埋立事業における臨海土地造成事業債を元金債で借りかえることになり、その元金償還を10年間据え置くことになりましたが、その他の起債については平準化債を導入し、母体負担金の軽減を図るよう主張してまいりました。しかしながら、管理組合や他の母体は平準化債を導入することによる返済総額の増加への懸念から、慎重に検討すべきとしており、これまでのところ導入は実現しておりません。今後につきましては、北海道の財政状況がさらに厳しさを増していることでもありますので、引き続き母体間の話合いの場を通して、平準化債の導入を求めてまいりたいと考えております。

次に、新型交付税と頑張る地方応援プログラムについてでありますけれども、まず新型交付税はいわゆる「骨太の方針2006」に基づき、今年度から導入されることとなったものであり、普通交付税の算定方法の簡素化を図る観点から、基準財政需要額の一部を人口と面積を基本とした簡素な算定にしようとするものであります。その影響については、7月上旬予定の今年度の普通交付税の算定結果を待たなければなりません。今年3月総務省において、平成18年度の基礎数値を基に試算した結果、小樽市への普通交付税の影響額は1,300万円の減少と公表されております。

次に、頑張る地方応援プログラムにつきましては、地方の活力なくして国の活力がないとの考えの下に、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税による支援措置を講ずるというものであります。具体的にはプロジェクトに取り組むための経費について一市町村につき単年度3,000万円を上限に、特別交付税措置をするものとし、またそのプロジェクトの成果指標に対し、普通交付税措置を講ずるとしてあります。本市においても、「子育て応援し隊プロジェクト」や「中心街のにぎわいづくりプロジェクト」などを5月末までの第1次募集に応募しております。

次に、地方交付税拡充についての政府への要望でありますけれども、地方交付税の削減は本市の財政運営に深刻な影響を及ぼす極めて重大な問題であると私も認識しておりますし、全国市長会議においても地方交付税の現行税率を堅持し、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保し、一般財源の充実を図ることなどの決議を今月の6日に行いまして、国に働きかけを行ったところであります。

次に、税制改正についての御質問でありますけれども、初めに税源移譲による税率別人数と住民税が増税になる課税標準額についてであります。本市における平成18年度の税率5パーセントの納税義務者は4万4,412人、10パーセントでは1万2,428人、13パーセントでは858人であり、これらの方々が一律

10パーセントとなります。また、住民税が増税になる課税標準額は、約1,100万円以下の方々を対象となっております。

次に、税額の変更等に関する市民からの問い合わせの件数でありますけれども、6月4日の市民税普通徴収の納税通知書送付後から9日間で1,125件の問い合わせがありました。その多くは所得税から市民税への税源移譲や定率減税の廃止など、今回の税制改正の内容を理解されていなかったケースでありました。

また、65歳以上単身で年金収入220万円の方の場合で、平成18年度との比較で試算いたしますと、市民税は平成19年度税源移譲等により、1万2,400円の増額となり、国民健康保険料、介護保険料は平成18年度の税制改正に伴う激変緩和の経過措置によってそれぞれ7,500円、9,990円の増額となります。さらに65歳以上の二人世帯で夫のみの年金収入250万円の方の場合で試算いたしますと、市民税は同じく税源移譲等により5,600円の増額となり、国民健康保険料は同じく激変緩和の経過措置によって2万2,070円の増額となりますが、このケースの場合、平成18年度、19年度とも介護保険は激変緩和措置の対象となりませんので、保険料は変わりません。

次に、住民税の減免についてでありますけれども、条例上は生活保護を受ける者に準ずる者についても減免できることになっておりますが、これについてはその属する世帯の収入額をもって要否を判断することとしております。しかしながら、実際上遺族年金や障害年金など、その世帯に属する方々の非課税収入を把握することはできませんので、その該当者数を推計することは難しいものと考えております。また、減免制度の周知につきましては、現在、納税通知書やホームページに記載しておりますが、今後広報おたるなどにも掲載をしてみたいと考えております。

次に、平成18年中と比較して、平成19年中の所得金額が大幅に減少し、住民税だけが増額となる人の割合でありますけれども、平成19年中の所得金額を現時点で把握することは不可能であり、納税義務者全体に占めるその割合を算出することはできません。また、対象者の救済措置と周知方法についてですが、平成19年中の所得金額が大幅に減少し、所得税がかからなくなった場合、平成19年度住民税を税源移譲後の税率を適用した税額から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額する措置がとられます。この措置は平成20年7月の1か月間、納税義務者が平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村への申告をすることにより、適用されることとなります。なお、この救済措置の周知につきましては、総務省や北海道においてさまざまな広報活動を行うものと認識しておりますが、本市においても広報おたるや市のホームページへの掲載などとともに、来年2、3月の申告時期にも申告会場で制度の内容をお知らせしてみたいと考えております。

次に、今回の税制改正に伴う市民負担等についてであります。定率減税の廃止により個人の税負担が増え、一方で景気回復を税制面から支えるものとして、企業減税等が続けられたことに対して、国民の間にさまざまな意見のあることは承知をしております。いずれにいたしましても、今後とも国、地方を通じた税制のあり方について政府の税制調査会等において深く議論されていくべきものと考えております。

次に、国民健康保険の国庫負担割合等についてであります。私としても国保の国庫負担割合の復元を望んでおりますが、現在の国の財政状況などから、当時の負担割合に戻すことはなかなか難しいものと考えておりますので、国保制度の健全な運営を図るため、財政措置の拡充や制度運営の改善などについて全国市長会としても引き続き国に要望しているところであります。

また、介護保険の国庫負担割合の引上げについて国に要求すべきとのことですが、全国市長会では現行の調整交付金は別枠化することを既に要望しているところであります。なお、このたびの住民

税の増額については、所得税からの税源移譲や定率減税の廃止によるものであり、地方交付税を含めた一般財源総額としては抑制の傾向にありますので、この増額分で国民健康保険料、介護保険料の引下げにつながることはならないと考えております。

次に、新市立病院の問題についての御質問でありますけれども、最初に市長選挙の結果についてであります。今回の選挙ではそれぞれの候補が市政全般についてマニフェストなどを示して選挙戦に臨み、それに対する市民の判断があったものと考えております。新病院の建設の問題についても、3人の候補がそれぞれ独自の政策を掲げ、市民の判断をいただく結果となりましたが、私としましては、築港地区以外に適地はないこと、リフォームは現実的でないこと、また現在の計画を中断した場合には、医師の確保も困難になり、病院そのものが維持できなくなることなどを訴え、候補者の中で最も多くの得票を得て、支持されたものと考えております。

なお、現在地での建替えを進めるべきとのことでありますが、以前から何度も説明してきておりますように、新病院として必要な施設を建設し、駐車場を確保するためには、築港地区での計画を見ていただければわかりますように、駐車場を複数階にしても最低2万平方メートル程度の敷地は必要なわけがあります。それに対して現在地で使用できる面積は約7,400平方メートルで、多少の規模の変更などがあったとしても、到底建設できるものではありませんので、今後とも築港地区での統合新築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、市民の皆さんへの説明についてでありますけれども、今回の選挙につきましては、昨年の夕張市の財政破たんによって端を発した財政問題については、周知期間も短く説明不足となった感もありますし、リフォーム論に至っては、選挙直前に出されたため、現実的でない旨の説明も十分できないまま選挙戦となりました。いずれにいたしましても、選挙期間中市民の方々とお話をする中で、今まで広報誌を通じて適宜情報を提供してきましたが、十分周知されておらず、また話をすれば、大方の方が理解していただけるということもありましたので、今後はどういう形で説明を行っていくか、早急に検討していきたいと考えております。

また、築港地区に新築しないことがあるのかということでもありますけれども、先ほどお答えいたしましたとおり、他に適地はないものと考えております。

次に、平成18年度の小樽病院と第二病院のそれぞれの入院患者数と許可病床利用率についての御質問でありますけれども、小樽病院につきましては入院患者数8万1,587人、許可病床利用率42.7パーセントで、第二病院につきましては入院患者数7万6,507人、許可病床利用率59.9パーセントとなっております。なお、病棟の休棟などを考慮した実稼働病床数での病床利用率は、小樽病院64.2パーセントで、第二病院72.2パーセントとなっております。

次に、医業収益についてでありますけれども、小樽病院については昨年10月から、第二病院については昨年6月から7対1看護を取得しましたが、それを継続する条件の一つに、平均在院日数19日以内が求められております。そのため、患者数は減少する傾向にありますが、患者1人当たりの単価は昨年より上がっておりますので、収益についてはまだ4月の実績しかありませんけれども、対前年同月に比較して増収となっております。今後は、平均在院日数のさらなる短縮による単価の増や地域医療連携室をより一層活用して、短期入院の紹介患者の増を図るなど、病院職員一丸となって収益の確保に努めてまいります。

次に、7対1看護体制のための看護師数でありますけれども、安定的に7対1看護を維持していくための必要人数は確保できておりません。看護師確保に向けて随時募集をしているところでありますけれども、年度途中ということもあって、応募者がいないという現状にありますが、引き続き募集をしま

いります。なお、7対1看護の算定要件を満たすために、例えば小樽病院では現看護師数で月8.5回の夜勤回数を8.9回にすることや病棟における看護度合いにより夜勤人数の調整をするなどの工夫をしているところであります。

次に、病院の経営努力による不良債務解消でありますけれども、現在の資金収支計画では、入院外来収益において両病院での7対1入院看護体制を継続すること、医師について平成19年4月で18年度より2名増員となったこと、第二病院の循環器科外来診療回数の増、内科からの診療単価の高い脳神経外科などへの病床変更、地域医療連携室の活用で紹介患者を受け入れるなどを行い、収益を確保していくこととしております。また、費用においては職員給与費の総額抑制やさらなる業務の効率化など、経費削減に努め、職員一丸となって経営改善を図り、この計画を着実に実行して、不良債務の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、医師確保の問題でありますけれども、まず現在の体制を維持することを第一に考えております。その上で、新病院におきましては、需要の多い診療科や1人診療科にはできれば増員し、労働環境の改善につなげたいとの考えがありますので、54名程度の体制を目指していきたいと考えております。これまでの医師確保に向けた大学医局との話合いの経緯の中では、医師の集約化が進められております産科、小児科の配置は困難であります。統合新築により新しい医療環境が整った病院になれば、医師の増員が可能との感触を得ている診療科もありますし、札幌近郊で医師の派遣を比較的しやすい立地条件であるということなどからも、一定程度確保していけるものと考えております。

次に、新病院の規模についてでありますけれども、基本構想策定以降、これまで2度の見直しを行い、さらに昨年11月に新病院の規模機能の変更を行ったものであります。現在の計画につきましては、これまでも述べておりますように、コンクリートされたものではありませんので、患者動向や医師確保の状況など、医療環境の変化も踏まえて、一定の判断をする必要があるものと考えております。なお、短期的には基本計画、基本設計との関係もありますので、秋ごろまでではないかと考えております。また、公設民営については、医療行為を含めた病院運営を民間に託す方法として、指定管理者制度の導入が考えられますが、市立病院が不採算部門を抱えていること、規模として大きいことなどから、受皿となる担い手があるのか、また現在勤務している職員の処遇などの問題が多くありますので、導入は考えておりませんが、現在、地方公営企業法の全部適用に向けての取組を始めているところであります。

次に、患者中心ではなく、効率優先の医療になっていないかという御指摘でありますけれども、小樽病院に限らず、急性期病院を運営していくためには、現在の診療報酬の仕組みから、病院全体としては平均在院日数の短縮を図らざるを得ない現状にあります。個々の患者の退院につきましては、あくまでも主治医の判断によるものであります。患者に対しては今後とも誤解を招かないよう配慮し、十分理解が得られるよう、きめ細かい説明に努めてまいりたいと考えております。

また、小樽病院におきましては、このたび良質で安全な医療の提供、患者の権利の尊重、患者満足度の向上など、患者中心の医療を推し進めていくことが医療人としての責務であることを宣言した理念と基本方針を新たに策定したところであります。この理念の下に、新病院に向けてなお一層患者中心の医療を提供していくことが重要であると考えております。

次に、室内水泳プールの廃止の問題でありますけれども、長年親しんでいた施設の廃止は利用者の皆様にとっては厳しい決定であり、私にとっても非常に厳しい選択でありました。これが個人利用や一部のサークル活動を中止させる一因となることは、まことに残念であります。再開発事業や公共事業による施設の廃止とその機能回復については、さまざまな手法がありますが、今回はさまざまな検討の結果、現在地での再建が困難であったため、その代替策を講じたもので、新たな施設については次期総合計画

の策定の中で検討していくこととしています。

次に、プール建設の財源としての再開発事業保証金についてでありますけれども、第1回定例会でもお答えしておりますように、保証金収入は約8億円であります。今回の再開発事業に対し、平成19年、20年の両年度で約12億4,230万円の補助金の支出が見込まれ、国の交付金を除く市の負担分としては約6億8,330万円の財源が必要となります。また、室内水泳プールの施設改修分起債残高6,300万円の繰上償還や高島小学校温水プールの改修のための起債償還財源も必要となり、保証金がすぐに新たな施設建設の財源とはなり得ないものと考えております。

次に、プール建設のための起債や場所の検討についてでありますけれども、先ほどもお答えしておりますように、新たな施設については次期総合計画の中で検討していくこととしておりますので、今後の策定過程における懇談会等の中で、市民各界各層の御意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度についての御質問でありますけれども、初めに財政安定化基金貸付金の償還についてであります。平成15年度から平成17年度までは償還財源を保険料に求め、償還を進めてまいりましたが、保険給付費の減少などにより、保険料に余剰が生じたため、介護給付費準備基金へ積立てをしてきました。この額が残り6年分の財政安定化基金貸付金の返還をできる額であったため、平成18年度から平成20年度までは償還の財源を介護給付費準備金に求めることとしたものであります。また、この償還を残り6年から3年に変更したのは、本来3年で返すべきものであること、またできるだけ早く早急に償還することが望ましいことから、償還を優先したものであります。現在、介護保険料に返還分を上乗せはしておりませんので、償還期間を変えたとしても保険料の額に影響を与えるものではないと思っております。

次に、障害者控除についての御質問ですけれども、要介護認定結果をお知らせする際に、障害者控除対象者認定書の交付申請についてのお知らせを同封し、制度の周知をしているところであります。また、申請件数につきましては、平成17年度障害者控除73件、特別障害者控除22件の計95件、平成18年度は障害者控除168件、特別障害者控除66件の計234件となっております。

次に、介護予防サービスの実績等についてのお尋ねでありますけれども、平成19年4月の利用実績と開始時の本年1月を比較しますと、通所介護の利用者は164人で120人の増となっております。このうち、選択サービスとして運動機能向上と口腔機能向上の二つのサービスを利用した方が6人で1人の増、運動機能向上サービスを利用した方が73人で59人の増、集団的に行うアクティビティを利用した方が65人で47人の増となっております。また、通所リハビリの利用者は44人で33人の増、このうち選択サービスとして運動機能向上サービスを利用した方が33人で26人の増となっております。

次に、本年4月の利用実績につきましては、通所介護の利用者見込みに対し約59パーセント、通所リハビリの利用者は見込みに対して約54パーセントとなっております。なお、事業の効果につきましては、今後の利用状況を見ながら判断をしてまいりたいと考えております。

次に、介護予防サービス利用者の実態でありますけれども、個々の利用者の実態につきましては、特に調査をしておりますが、利用者からの相談等を通じて要望等を把握しており、その都度生活援助の時間制限など制度の仕組みについて説明し、理解をいただくよう努めているところであります。

次に、訪問介護事業所の経営実態につきましては、市としては個々の状況は特に把握しておりませんが、法改正により介護報酬が改定されましたので、少なからず事業所の経営に影響があるものと認識しております。

次に、ヘルパーの労働実態を調査し、国に対して報酬引上げを要求すべきとのことでもありますけれども

も、介護職員、中でもヘルパーの平均給与については、国の社会保障審議会においても低いという分析がされており、また離職率も高いという数字も出ております。こうした分析等に基づき、現在、国では社会福祉事業に従事するものの確保を図るための措置に関する基本的な指針の見直し作業に取り組んでいると聞いておりますので、その動向を見てまいりたいと考えております。また、通院介助を含む訪問介護などの介護サービスは、ケアプランに沿ってサービスの内容が決められるものであり、国が示している基準に基づいて利用者に提供され、適切に運営されているものと考えております。今後も国の示す基準や報酬改定などの動向を見ながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、不正受給をした事業所についての問題ですが、初めにコムスンについてであります。雇用実態のない訪問介護員を職員数に含めて申請をし、不正な手段による指定申請を行っていたことなどにより、処分を受けたものであります。この原因は、コムスンの企業体質によるものではないか、またこの背景には全国的な介護職員の不足があるのではないかと言われております。現在、事業の一括譲渡を目指して国の指導の下、7月末までに利用者を円滑に他の事業者へ移行するための計画を作成する予定であると聞いております。サービス利用者、従業員への影響については、まだ流動的ではありますが、この計画の中で一定の方向が示されるものと思っております。

次に、6月15日に取消処分を受けた「みかん」についてでありますけれども、虚偽のケアプランとサービス提供の記録を作成し、居宅介護サービス費を請求したことにより、処分を受けたものであります。この原因は、介護支援専門員の倫理観の欠如と日ごろのチェック機能の不備によるものと考えております。なお、取消しの翌日から有限会社「真心の会」が引き続き介護事業を開始し、利用者88人のうち、入院中などの4人を除き67人を引き継ぎ、17人が他の事業所を選択したとの報告を受けております。また、従業員についても、退職した介護支援専門員1人、訪問介護員1人を除く28人の職員全員を「真心の会」がこれまでと同じ条件で採用したと伺っております。

次に、不正防止の対策についてでありますけれども、訪問介護事業所などに対する行政指導は、後志支庁が主体となって行うこととなりますが、小樽市の介護支援専門員連絡協議会と訪問介護事業所連絡協議会では、今回の事態を重く見て、後志支庁の指導の下、倫理観と法令遵守をテーマにそれぞれ今月中に研修会を開催することが決定しています。また、市といたしましても、各種の研修会等を通じて、身体介護、家事援助の範囲、介護保険外の制度の利用、介護サービス記録の整理方法など、介護事業所運営の基礎についての情報を提供するとともに、各事業所への訪問を通じ、介護支援専門員などが気軽に相談できるよう、話合いの機会をできるだけ多く持ちながら指導してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

プールの利用についてサークル活動をする方々への手だてについてであります。先ほど市長からも答弁申し上げましたように、施設の再建がすぐには困難でありますことから、当分の間、高島小学校温水プールを中心に、民間施設を含めた既存施設の活用を促すこととしております。具体的には、現在、実施しています常設、成人、小学生の水泳教室につきましては、引き続き高島小学校温水プールにおきまして、同じ曜日、同じ時間帯、同じ内容で開設することとしております。また、水泳体操教室につきましては、継続した受講が必要とのことから、高島小学校温水プールとクラッセホテルのプールを利用して行います。

なお、小学校のプール学習がある6月から8月までの期間については、時間帯が一部変わる教室もありますが、同様の曜日、内容で、実施を予定しております。

次に、従前、室内水泳プールを利用していた各小中学校のプール学習につきましては、高島小学校温水プールやプールのあるほかの学校での利用、そして民間施設のプールを利用することになります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再質問します。

まず、OBCの滞納問題ですけれども、これまでのようにさっぱり進歩のない答弁というか、中村社長は思ったより正直にマスコミのインタビューに答えて、いろいろお話しされておりましたが、この滞納額が先ほど言いましたように、市の財政の中で非常に大きな負担となっている、大きな位置を占めているわけですから、これまでのようなありかたりの答弁ではなくて、もっと踏み込んだ具体的プログラムをお示しくださいと言ったわけですから、この辺で臨んでいただきたい。今までの方法で滞納は改善されるのでしょうか。まずこの点をお聞きします。

それから、石狩湾新港の管理組合の負担金についてですけれども、確かに平成17年3月の財政再建推進プラン、それから18年2月の実施計画、そして今年3月の健全化計画の中でも書かれておりますけれども、トーンが弱くなっております。18年2月の実施計画の中では、負担軽減を国や道に強く要求していきますと記されておりました。しかし、今年3月の計画の中には、負担軽減を要請するというだけで、非常にトーンが弱くなっていると思うのです。石狩市などはホームページを見ますと、非常に詳しく述べているわけです。平成16年の財政構造改革における取組事項を策定して、一部事務組合負担金の見直しでは、石狩湾新港については公債費残高の減少策を構成自治体と協議しますと明記しておりますし、今年3月策定の石狩市財政再建計画でも、一部事務組合へはこれまで以上に事業内容、運営状況を検証して、経費削減に向けたアプローチを行うというふうに、具体的に文言として載せているわけです。それにしても小樽の場合は、こういう努力をされていることもありますけれども、もっと強く要求していくという姿勢が欲しいと思います。

それから、新型交付税と頑張る地方応援プログラムを今説明していただきました。子育て支援の頑張る地方応援プログラムについて応募したということでしたが、これは決まるのはいつごろなのでしょうか。見通しをお聞かせください。

それから次に、税制改正による市民負担増ですが、税源移譲だけでも予期しない負担増があるということで、それについては救済措置もあるということで今説明がありました。市長が答弁されたように、総務省もできるだけ早く取り組む、前倒しで周知をしますということは言っておりますけれども、この申告は本人の申請に基づき、来年たった1か月しかないわけです。それで、それをこの期限が過ぎても申告によって救済できないのか、この辺はどうでしょうか。

それから、先ほど庶民には増税で大企業やそれから大資産家には減税をしているということで見解を求めたわけですが、ちなみに証券優遇税制の1年延長は、小樽市にどんな影響があるのでしょうか、お聞きします。

それから、国民健康保険料と介護保険料の引下げなのですが、できないという答弁でしたけれども、先ほど住民税が5パーセントから10パーセントになる人は、大変多い人数で、計算しますと市民の77パーセントです。200万円以下の場合の人が77パーセントいるわけですが、これだけやはり収入が低い方々に負担がかぶさっているわけです。とりわけ65歳以上の人たちが雪だるま式の負担増になっていて、本当に大変なわけです。先ほどもモデルケースで聞きましたが、本当に負担が大きくなっているというのは、もう一目りょう然なのですけれども、国保についてはいろいろ厳しさはあると思いますが、今この自治体でも一般会計から繰入れをしていて、全道で最も多く繰り入れているのは

札幌市で、収納率よりも高齢者や無職などの低所得者に配慮したと、こういうことがマスコミで報道されております。累積赤字もありますけれども、そのところをやはり市民の暮らしを守るということで、もっと住民税の増税分を回すとかしてできないでしょうか。

それから、介護保険事業特別会計なのですが、先ほども言いましたように、決算では黒字見込み。それで不用額を見ますと、平成15年度、3億2,900万円、16年度、2億5,800万円、17年度は4億5,500万円も不用額が出ております。これだけ大きい不用額があるのですから、保険料の軽減はできないでしょうか。

それから次は、病院の問題ですが、市民への説明で、市長はどんな説明をしていらっしゃるのでしょうか。44億円の不良債務も説明しているのでしょうか。

それから、病院の収益改善に関してなのですが、平成19年4月で入院はもう60人も狂っているわけです。予算編成自体がもう計画どおりにっていないということで、当然、医業収益を上げられないということにつながっていくのだと思います。この病院の経営努力では、今はどうにもならないという事態が客観的にあると思うのです。

先日も新聞に北海道厚生農業協同組合連合会が経営する九つの病院で、赤字により経営見直しを迫られているという問題が報道されておりました。昨年からの一連の医療改革に伴う、それによる赤字が最大の要因ということですが、病院の経営努力も限界があるというふうに思うのです。その一つは診療報酬の連続改悪、それから二つ目には患者負担増による受診抑制、3割負担の問題、それから北海道が難病指定を取り消したということも要因で、患者がすごく減っているということをはかの病院でも言っております。それから三つ目には、深刻な医師と看護師不足です。看護師は今争奪戦になっているということですが、こういう事態が今進行しているわけです。

小樽は7対1看護で利益を上げているといっても、看護師不足の中で、しかも患者が減っているからできていて、体制のやりくりが大変なわけです。看護師は年休も思うようにとれない、こんなふうになっているのを聞いております。

今述べたように、国の医療政策がよくない中で、医業収益を上げるというのは本当に難しいと思うのです。そうしますと、一般会計から多額の繰出しをせざるを得なくなって、どうしてもほかの市民のための施策はほとんどできなくなるというのは、これはもう本当に間違ったことだと思うのです。そうであれば、病床数、規模はどうしても見直しをしなければならぬということで、先ほど秋ごろまでには見直しをするということでしたけれども、この辺でもう少し聞いていきたいと思いますが、医業収益を上げるということは非常に難しいのではないのかと、こういう質問をします。

それから次に、室内水泳プールの問題です。市長は大変厳しい選択だったとおっしゃいますけれども、大体年間5万人の利用があり、しかも小樽市の保健所では健康維持のため、健康総合大学ですか、その中にプールを取り入れてやっているくらいやはり健康にいいということのみずから証明しているわけです。そして、この室内水泳プール存続については、前期3万6,000筆の署名も寄せられましたし、たくさんの方の陳情も寄せられたわけです。次期総合計画でと言いますけれども、この施設を廃止する、今実際に5万人も利用しているものを壊す、なくしてしまうというのがおかしいと思うのです。保証金があるのに、民間再開発の補助金に回してしまうということは、本当に考えられないことです。小樽市のやり方はおかしいと、他都市の人たちにも言われるくらいなのです。

そういう点で先ほど聞きましたけれども、8億円ほどお金が入って、6億8,000万円の補助をするということですが、しかしその中で起債だとか、それから文部科学省の補助金もあるわけですから、この保証金を全部使わなくても、計画を立てればすぐにはできることなのです。その点でもう一度伺いま

す。

それから次、身体障害者控除についてなのですが、要介護認定は介護1から5で今年の4月で6,113人おります。昨年の税制改正で65歳以上は4,000人以上非課税から課税になっています。それからすると、障害者認定は少ないのではないのかなというふうに思います。岐阜市では6,200人の要介護認定者に交付申請を全部送ったそうですが、3,245人が減税になったということです。周知方法も相変わらず広報だとかホームページだとかということで、ちょっと市民にはわかりづらいものになっておりますので、いま一度この周知方法を検討して、税制改正で負担がかかっているわけですから、全員に送ってもいいのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上をお聞きします。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** たくさんありましたので、私がお答えしたものの以外については担当部長から答えさせます。

初めに、OBCの滞納の問題ですけれども、確におっしゃることはわかりますけれども、経営状況が経営状況ですから、払えるものを払わないのではなくて、払えないのです。現在、状況を聞きますと。したがって、これからも何とか一日も早く経営再建をしていただいて、税を払える体質に変えていただきたいと、変えるように努力していただきたいと、これはもう常々社長にも話をしておりますし、そのために市として協力できることがあればいつでも支援をしたいというふうに話をしておりますので、もう少し時間をおかし願いたいと思います。

それから、石狩湾新港管理組合の負担金の問題で、石狩市がずいぶんやっているように言っておりますけれども、一番物を申し上げているのは小樽市なのです。なかなか我々の要求に応じられないのが北海道と石狩市です。行け行けどんどんでやってきたのが石狩市と北海道ですから、それを我々は抑制したのです。それでもやりますとやってきたのが、はっきり言って北海道と石狩市なものですから、我々としてはとにかく抑制してくれと、何回もお願いしてきています。やっと少しずつ今おさまってきていますけれども、今度、北海道が大変なものですから、北海道が今度は抑えようかという話になってきていまして、そのような状況で、我々は常々負担金の軽減について申入れはしております。

それから、新型交付税の関係で、頑張る応援プログラムの決定はいつかということですが、これは担当の方からお答えします。

それから、救済措置の関係、税関係については担当の方から説明しますが、今回の税改正では収入が低い人が大変負担がかかっているということのお話もございました。確かに税制改正で平成17年度、18年度、19年度といろいろ税制改正があって、定率減税の縮減、それから高齢者控除の廃止とか、さらには65歳以上の方の公的年金収入の所得換算の変更とか、いろいろな税制改正があって、大変大きな影響を受けているわけですが、何度も前にも申し上げておりますけれども、確かにこれは全国的なもので、小樽市の市民だけが不利になっているということではなくて、こういうことがあって、全国的にそういう大変影響を受けている方が多いというのは事実だろうというふうに思いますので、何とかこれらのこういった実態を、もっと国の税制調査会の皆さん方も理解していただいて、その中で何とか解決をしてほしいというふうに思っております。

国民健康保険の繰入れの問題もありましたけれども、こういう財政状況ですから、なかなかそういったものにはすぐ結びつかないというのが現状でございますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、病院の問題で不良債務を説明したかということですがけれども、何回も説明しています。なかなか病院事業会計というのは、市民の方にすぐ理解してくれといってもなかなか理解しづらい、非常に難しい、細かい話をすると難しいのです。けれども、44億円という不良債務があります。これは平成5年度から、平成11年度までの間の赤字分が今累積して残っているのですということをお話しておりますし、この部分の解消をしなければ、新しい医療機械も買えないのですということで、今一生懸命、これはもう病院を新築する、しないにかかわらず、この44億円の解消というのは、5年間でやれということをお求めされていますということで、今我々としてはその解消に向けて努力をしていますということは何度も説明しております。

それから、病院の経営努力ですがけれども、今100点満点かということ、私はそうは思っておりませんので、病院の職員の意識改革も含めて、病院をどうやっていくのかと、この病院をどう立て直していくのかということについて意識改革をしてほしいということで今徐々に進んでおりまして、先般も特別委員会で院長から話がありましたように、院長も個々の医師方と話し合いをしながら、とにかく頑張ろうというふうな今話し合いをしている最中で、少しずつ改善をされてきているというふうには思っておりますし、それから公立病院の経営問題というのは、やっとならぬ方も今認めて、やっとならぬ今回の骨太方針、昨日、おととい決まりましたけれども、この中でも公立病院改革については取り組もうというふうなことになってきましたので、そういった状況も見ながら、それから病院の医業収益を上げるのは難しいのではないかとこのお話ですがけれども、これも先ほどは4月の話がありましたけれども、6月に入って改善されてきておりますので、そういう状況を見ながら、病院の職員の頑張りにも期待しながら、もう少し状況を見ていきたいというふうには思っております。

それから、プールの問題ですがけれども、プールをとるか、再開発をやめるかどっちかなのです。したがって、再開発をするためには、今のプールをどうしても取り壊さなければ再開発を進められないということなものですから、我々としてはいたし方ない。プールを残すようお願いをしましたがけれども、プールを取り込んだ中での再開発は難しいという結論をいただきましたので、そしてまた、あそこを再開発してくれる人がたまたまうまく見つかりました。今それをけ飛ばしていたら、たぶん再開発はなかなか進まないというふうには思いますので、これもやはり私としてはいたし方ない、やむを得ない措置であったというふうには思っておりますので、御理解願いたいと思いますし、保証金の問題も確かに財政状況がよければ、保証金でやることは可能だったと思います。しかし、こういう財政状況ですから、もしそれをプールに振り替えた場合には、再開発に出す金がないということで再開発はとまってしまうのだらうということですので、そこはひとつ御理解を願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 総務部長。

**総務部長(山崎範夫)** 私の方から頑張る地方応援プログラムについてお答えいたします。

先ほどありました「子育て応援し隊プロジェクト」につきましては、小樽市としては5月末での第1次募集に応募をしております。この結果につきましては、現在のところ6月下旬ごろに総務省のホームページの方にアップをされるというふうには聞いてはおります。また、この後2次募集も8月ごろにあるというふうにも聞いております。

それから、交付税の措置ですがけれども、これにつきましては、その時期はまだ明らかにされておられませんけれども、仮に採択になった場合には、一般であれば12月又は3月、このいずれかで交付税が措置されるだらうというふうには聞いております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長（見楚谷登志）** 財政部長。

**財政部長（貞原正夫）** 私の方から2点ほどお答えさせていただきます。

一つ目には、例の市民負担の部分で、救済措置の関係でございます。来年7月の1か月間だけということのところで、これにつきましては、全国的に同じ扱いではございますけれども、北海道の税務担当者の会議も開かれておりまして、同じ共通の認識を持っております。それで、国に対してその期間の延長を要望していこうという動きもあるようでございますので、私どもといたしましても、機会を見てそういうことは訴えてまいりたいというふうに思っております。

それともう一点、証券優遇税制の延長による影響額でございますけれども、試算によりますと、およそ3,000万円というふうに出ております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 福祉部長。

**福祉部長（中町悌四郎）** 新谷議員から再質問のありました障害者控除についてお答えしたいと思います。

これにつきましては、平成17年度と18年度を比較しますと、18年度につきましては234件ということで、前年度に比較しますと、約2倍以上の申請件数となっております。この方法につきましても、要介護認定の結果をお知らせする際に、この障害者控除対象者認定書の交付申請書、この用紙もつけて申請をしますと、こういった障害者控除がありますということで、お知らせをするようにいたしましたので、その結果、こういった件数が増えてきているということもありますので、もちろんいろいろな機会を通じて、この辺は障害者控除の取り扱いができますということは今後もPRしていきたいと思っておりますけれども、一番効果があるのはこの方法だったのかというふうには思っておりますけれども、今後ともそういうことで努めてまいりたいと思っております。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

**20番（新谷とし議員）** 再々質問します。

病院なのですけれども、建設地は絶対築港地区ということで頑張っていらっしゃいますけれども、これは市民の中で今どういう反応が出てくるかわかりませんが、市長は広報おたる6月号で病院問題の争点は市長選で規模、機能、コスト、建設場所だとお話をしております。建設場所は昨年陳情が採択されたように、多くの市民が現在地を望んでいるわけです。これだけ患者が減る中、規模は縮小せざるを得ないし、そうなりますと、現在地での建設も再検討が必要となり、駐車場も工夫次第ではできないのではないか、こういうふうに思います。何よりまちを市民を威武するやり方というのは認められないと思います。この際、市長は市民と対話するというのですから、もう一度市民に建設場所を問うアンケートとか、あるいは住民投票など考えられませんか。

それから、プールの問題です。

何かとても驚いた答弁をいただいてショックです。どちらをとるかという問題ではないです。何も再開発に反対しているわけではないのですけれども、残らなかったというのは、いろいろ意見はあったとしても、残らなかった。でも、保証金が入ったわけですから、その一部を使えば、起債の導入とかそういうので、前に財政部に試算していただきましたけれども、できないことはないのです。そうしたら、こういうふうな言い方をしますと、市長は市民を犠牲にして再開発をした、進めたと、こんなふうな受け取れるわけです。そうではなくて、全部使わなくても一部使うだけでできるわけですから、ぜひこれ、少なくとも早急に場所、それから起債導入の場合の計画、それからそういうものもぜひやるべきだとい

うふうに思います。

それと、ちょっと申しわけありませんが、病院問題なのですけれども、秋ごろまでに再検討するということですが、今、規模はどのくらい縮小というふうに考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 病院の問題もプールの問題も今までずっと議論してきた問題で、答えも同じだと思えますので、確かにこの間の特別委員会でも申し上げましたけれども、今回の選挙の中で三人三様の意見があったわけです。私は今の計画どおり進めるべきだというふうに主張してまいりましたし、もう一人の方は築港地区に建ると金額が膨らんで財政に負担がかかるから、これは今の病院をリフォームした方がいいのではないかという意見です。それからもう一人の方は、いろいろな議論があるから、凍結をして、もう一回みんなで議論をして現在地でやるべきではないかと、よくわかりませんが、現在地だと、最後は現在地と言っていましたけれども、そういうふうに分かれたのです。一つはリフォームの話というのは、これはもうさっきもお答えしましたとおり、不可能なのです。

（発言する者あり）

いや、聞いてください。三人の意見ですから。それで私は場所の問題についても、これは現在地は無理ですと。リフォームは度外視して、現在地でやることについてはもう今、何回も前から話しているしており、現在の診療をしながら、現在地で建て替えるのは不可能ですというふうに言っているのです。それから、面積も7,400平方メートルしかありませんというふうに言っています。したがって、これはできませんのでということで、話をして御理解を得てきたと、そういうところでございますので、今後さらによく理解を得られるように努力をしたいと思えます。

それから、プールの問題についても、今までずっと同じ答弁ですけれども、要するにプールは私どもとしては必要な施設だというふうに思っていますので、ぜひこれは今の再開発の中で残らないかという話もしましたけれども、結局はプールを入れることによって再開発事業が成立をしないと、採算がとれないという話ですので、断念をしたという経過があります。したがって、プールが小樽市内から全部ゼロになるわけではなくて、たまたま代替施設があったので、それは市民を犠牲にしたというふうにはならないと思えますけれども、ぜひそういうことで、当面の間は代替施設で御利用を願いたいというふうに思っていますし、また民間のプールも最大限活用してもらって、御利用願いたいというふうに思っているわけです。

それから、病院の規模の問題ですけれども、これは今先ほどから話がありますように、患者数の減とか、それから医師の確保の問題とか、いろいろな環境、さらには医療制度改革、いろいろな問題がありますので、そういったものも見ながら、最終判断というのはやはり今基本設計をしている最中でありまますので、秋ごろがタイムリミットかなというふうに思っております。規模についてはその時点で判断をしたいと思えます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

**20番（新谷とし議員）** 市民と対話するというのだから、建設場所を問うアンケートや住民投票などについて考え方を聞いたのですけれども、それについてはいかがですか。

（「答弁漏れだ」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 議事進行というのは議長に対する議事進行ですので、これは答弁漏れでいいのですね。それでは理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** アンケートをやれというのですか。アンケート調査をすれという要求なのですか。私は今の考えている考えを説明をしていきたいというふうに思っていますので、アンケートまでは考えておりません。

**議長（見楚谷登志）** 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時33分**

**再開 午後 3時00分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

**24番（成田晃司議員）** 平成19年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長並びに係理事者に質問いたします。

今議会はさきの統一地方選挙後初めての定例会であり、財政再建をはじめ、山積する多くの課題についてこれからの4年間どのように取り組んでいくのか、その方向を定める極めて重要な定例会と認識しております。

このたびの選挙は、我々市議会議員にとっても大幅な定数削減の下で行われました。市長選挙においても、3人が立候補する激しい選挙戦であり、また市長選では初めてマニフェストの公表が認められ、小樽においても3名の候補者がそれぞれマニフェストを公表し、市民有権者の判断を問うこれまでにない選挙戦が展開されたと思われま

す。我々、自由民主党は山田市長候補を支持、推薦し、市長は多くの市民の信任を得て、三たび市政を担うことになりました。市長が掲げた選挙公約やマニフェストは、与党最大会派である我々にとっても実現していかなければならない重要なものであり、市民も大きな関心を持って注目しているところであります。

今定例会において、スクールバスの導入拡大やにぎわう商店街づくり支援事業費など、マニフェストの実現に向けた予算案が提出されております。スクールバスの導入拡大は厳しい財政状況の中、子供たちの安全を確保する上でも、また保護者の負担軽減の観点からも評価したいと考えております。

また、市長はマニフェストの大きな柱として、公開・参加・協働の市政運営を掲げられました。地方分権改革が推し進められている中で、これからの地方自治運営にとって、この視点は極めて重要なものであると思われま

す。昨年12月に地方分権改革推進法が公布され、内閣府にこの委員会が設置されました。先日の5月30日、この委員会から内閣総理大臣に対し、「地方分権推進に当たっての基本的な考え方」が提出されました。その中でも、情報公開を徹底し、行政の透明性を向上させること、市長と議会がそれぞれ機能を十分に発揮することでガバナンスを強化すること、住民参加の促進やNPOなどのパートナーシップを確立し、住民のための地方自治を実現することなどが提言されています。

そこで、何点かお伺いします。

まず、市長はマニフェストの中で、地域と市政をつなぐ市職員による町会活動支援員制度の創設を提案しておりますが、この制度の概要を市長はどのようにイメージされているのか、また制度立ち上げの時期についてお答えください。

また、町会との協議が重要と考えますが、既に町会との協議は行っているのか、あわせてお伺いします。

次に、自治基本条例の制度についてお伺いします。

この自治基本条例につきましては、これまでの本会議や委員会の中で、多くの議員から質問などがございました。市長もマニフェストの中で自治基本条例の策定に取り組むと表明されております。

そこで、今後どのような手順で進めていくのか、お答えください。

また、関連して市の重要な施策や計画を策定するに当たり、その概要を事前に市民に周知を図り、市民の意見を聞く制度としてパブリックコメントがあります。市においても既に行っているものもあるようですが、一定のルールをつくり、それに基づき取り組む必要があると思われませんが、市長の考えをお示してください。

次に、財政問題についてお伺いします。

今月15日に地方自治体の財政再建を早期に促すための地方財政健全化法が国会で成立しました。四つの指標を導入して財政悪化の早期発見と健全化を促し、夕張市のような財政再建団体が出るのを防ぐためであるとの報道がされたところであります。これまでの財政再建団体の判断基準は一般会計を対象とした実質赤字比率のみでありましたが、成立した法律は四つの指標を設けるとしており、水道事業や病院事業などの公営企業会計などを含めた連結実質赤字比率や平成18年度の起債制度から新たな財政指標とされた実質公債費比率などとしております。本市においても、さきの第1回臨時会において一般会計のみならず、国民健康保険事業特別会計や老人保健事業特別会計の平成18年度の決算が赤字決算となる旨の説明がなされ、それぞれ繰上充用の予算が議決されたところであります。また、病院事業においては、不適切な会計処理を是正したことなどにより、平成18年度決算は約45億円の資金不足額が発生する見込みであるとしています。また、昨年は夕張市が財政再建団体となる中、本市は16年度、17年度と2年連続の赤字決算で非常に厳しい財政状況にあり、夕張市とは人口や市税収入などいろいろな面でその状況には違いがありますが、本当に第2の夕張とならないのか、不安を訴える市民の声や第2の夕張の予備軍の市町村として小樽市の名前が新聞などに出てくるたびに不安な気持ちになったところであります。

そこで、本市の財政状況について何点かお伺いします。

平成18年度の一般会計や各特別会計、企業会計の決算見込みの状況について、さきの第1回臨時会でも一定程度の見込みは示されましたが、改めてお示してください。

次に、一般会計は3年連続の赤字決算12億3,000万円の赤字見込みとなっておりますが、その解消策はどのように考えているのか、お聞かせください。

また、さきに成立した地方財政健全化法の内容について簡単に説明してください。

そして、その中で四つの指標が示されていますが、その指標の簡単な説明とその指標に当てはめると本市の状況はどのようになっているのか、説明してください。

市長は3期目のマニフェストの中で、財政再建を最優先課題としており、今後の取組として何項目か示しておりますが、今後4年間、小樽市のかじ取り役をしていくわけでありませんが、改めてその決意をお聞かせください。

次に、またマニフェストの中で、地域経済と中心市街地の活性化についてお伺いします。

山田市長は4月29日、30日の連休にかけて、中心市街地活性化基本計画の第1号の認定を受けた青森市を視察したとお聞きいたしました。改めて山田市長の3期目に向かう意気込みとその行動力に感銘しているところであります。私たち議員も山田市長とともに、市民の皆さんと協働でまちづくりを進めていかなければならないと考えています。マニフェストの中で、中心市街地ににぎわいを取り戻す政策の一つとして、まちなか居住や中心市街地の活性化を促進する中心市街地活性化基本計画の策定を掲げられています。中心市街地の活性化に向けて、これまでもさまざまな取組がなされてきましたが、それを担う組織としてタウンマネジメント機構、TMOを設立させ、本市においても小樽商工会議所がTMOとなり、都通り商店街や花園銀座商店街の環境整備事業に取り組み、中心市街地のにぎわいづくりを進めてきたものと理解しております。しかし、これまでのTMOの取組は、どちらかという商業の活性化に重点があり、まちなかの居住などに対する取組は十分でなかったように感じています。新しい中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、商業の活性化のみならず、市民が中心市街地に対し、何を望み、そして何が必要なのかを十分に議論する場が必要であると思います。昨年9月に内閣府から中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルが示されましたが、認定の要件の一つに基本計画の策定に当たって、地域住民などが主体となり、多様な住民の手によって計画づくりから参加していただき、協議の場として組織され、十分な協議が行われ、理解を得ること、そして基本計画が確実に実施できるよう、地域ぐるみで取り組むこととされています。

この協議の場として、今年の2月26日に小樽商工会議所と小樽駅前ビル株式会社により、小樽市中心市街地活性化協議会が設立されたものと承知しております。

そこでお伺いします。基本計画の策定に当たり設立された中心市街地活性化協議会の構成とその役割についてお答えください。

次に、中心市街地活性化の目標設定についてお伺いします。

まちなか活性化計画では全部で52事業が計画され、実施済み及び実施中を加えた進捗率は7割に達しており、まちなかにぎわい向上や商店街の活性化などが進んだと考えております。しかし、事業効果を検証する上で進捗率は把握できたとしても、目標に対する具体的な数値目標が設定されていなかったこともあり、取り組んだ事業がどの程度寄与したのか、あるいは寄与しなかったのかを具体的に検証することは困難であると思います。中心市街地の活性化は、市民と行政が協働の精神でともに取り組むことが大切で、市民が参加する場づくりとともに、事業効果を検証するため、具体的に数値目標を設定すべきと考えます。そして、それを基に毎年度検証を行い、公開すべきと思いますが、御見解をお聞かせください。

この項の最後になりますが、国においては中心市街地の活性化を図るため、基本方針に目標の一つとして人口減少、少子高齢社会の到来に対応した高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせる生活空間を実施するため、商業業務機能や教育文化、医療、社会福祉施設など、公共公益施設が適正に立地したコンパクトシティの実現を掲げていますが、我が町小樽は港町として発展し、またその地形的な条件から、それぞれの地区の特性が活かされて成熟されたまち並みが形成されてきたと思います。しかし、今後とも都市機能の集積を図り、コンパクトなまちづくりを進めるためには、都市計画の手法を活用し、規制、誘導を図るべきと思いますが、御所見をお聞かせください。

次に、環境問題、地球温暖化についてお伺いします。

安倍内閣は、「美しい国、日本。」をスローガンに掲げ、国民が誇りを持てる国づくりを進めております。この「美しい国、日本。」を次世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務であり、

そのためにも地球温暖化は憂慮すべき大きな環境問題であると考えています。2008年夏のサミット開催地が北海道洞爺湖に決定し、美しい自然環境とともに、北海道を国内外に大きくPRする絶好の機会になると思いますが、この北海道洞爺湖サミットでは、京都議定書以降、すなわち2013年以降の国際的枠組み、ポスト京都について細部にわたった議論が交わされると言われており、先般、日本は世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減するという長期構想を提唱しております。二酸化炭素の排出は経済発展と深く関連するため、各国の国益と大きく絡んでいきますが、世界の国々が一致団結し、解決の方向性を導き出すことが、地球温暖化防止のために今まで以上に大切になってくると思われまふ。地球温暖化の影響については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において、多くの調査研究による科学的な検証が行われ、先般6年ぶりに第4次評価報告書要約版として発表されております。これらによりますと、温暖化は間違いなく起っており、年々加速をしていることも明らかにするとともに、その原因は人類が石油や石炭など化石燃料を大量に消費することによる温室効果ガスの増加によってもたらされているとほぼ断定しています。このようなことから、地球温暖化防止は小樽市においても市民の皆さんと行政が一緒になって取り組まなければならない課題だと思ひますが、市長の地球温暖化に対する認識についてお聞かせください。

次に、温室効果ガス排出量を削減するために、1997年京都において地球温暖化の国際的枠組みとして京都議定書が採択されております。この議定書はロシアの批准により2005年によく発効し、温室効果ガス削減に向けて国際社会が共同するという記念すべき第一歩を踏み出しました。京都議定書の第一約束期間が来年2008年から始まりますが、日本の温室効果ガス排出量の現状は、2005年度における総排出量が13億6,000万トンとなっており、基準年の1990年の総排出量と比べ7.8パーセント上回っています。京都議定書で約束されている6パーセントを加えると、森林の成長や植林などによる吸収対策での3.6パーセント減、京都メカニズムの1.6パーセント減を考慮しても、8.4パーセントの排出削減が必要という厳しい状況にあります。特に、商業、サービス、事業所などの「業務その他部門」の44.6パーセント増と家庭部門の36.7パーセント増が目立っていますが、京都議定書の削減目標を達成するためには、これら市民の消費やライフスタイルに大きくかかわる部門の削減が重要になってくると思ひます。今後、温室効果ガスの削減に向けて、何が一番大切なことなのか、市長の御所見をお聞かせください。

次に、小樽市における土砂災害対策についてお伺ひします。

我が国においては、明治30年に砂防法が制定されて以来、全国で砂防ダムの建設など土砂災害に対する防災工事が行われ、さらに昭和に入ってから地すべり等防止法や急傾斜地法など、いわゆる砂防三法と言われる法律が整備され、その法律によって防災工事が進められてきました。これらは防災の中のハード事業であります、国民の生命や財産を守る上で大きな成果を上げてきたと考えられます。しかし、防災工事には多額の費用がかかることから、すべての危険箇所の対策にはとても追いつけない厳しい状況であります。このような中、平成11年広島県において土砂災害により、一度に24名の方が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。このことを契機に、土砂災害警報の発令や、住民の避難など、防災のソフト対策を柱として、土砂災害防止法が平成13年から施行されておりますが、そこでお伺ひします。

小樽市において防災のハード対策である砂防三法の対象箇所数及びこれまでに防災工事が行われた箇所数をお聞かせください。

また、防災のソフト対策である土砂災害防止法に係る基礎調査を行った箇所数と土砂災害警戒区域に指定を行った箇所数をお聞かせください。

次に、今年の春、小樽市の市街地では雪解けがほぼ終わり、山間部の融雪が進む時期となった4月30

日、突然朝里川温泉スキー場の沢で土砂崩れが発生し、泥流の一部が住宅地に迫るといった災害が起きました。これに追い打ちをかけるように、5月2日道道小樽定山溪線で地すべりが発生し、道路は通行止めになりました。さらに5月16日には国道5号の忍路と桃内の間でがけ崩れが発生し、国道も一時通行止めとなりました。朝里川温泉スキー場の土砂流出災害ではありますが、その後も不安定な状況が続いていることは憂慮すべきことであり、我が自由民主党小樽市議会議員会も現地視察を行い、予断を許さない状況を確認してきたところであります。さらに、小樽市が国、道に対して、折衝を重ね、整備を早期に推進していただき、また本災害の対応は国、道との交渉、連絡窓口を一本化し、今後の復旧対策にそごを生じないようにすること、さらに被害予想地域住民に対し、災害再発時には適切な避難誘導ができるよう、防災体制の点検、整備を行い、地域住民の不安を払しょくすることとして、小樽観光の重要な地域である朝里川温泉地域の復旧工事が各施設に与える影響を最小限に抑えるよう、この観点から要望書を提出させていただきました。

そこでお伺いいたしますが、朝里川温泉スキー場で起きた土砂災害の要因は何か、今後復旧工事の計画はどう進めるのか、お示ください。

また、市民生活はもとより、小樽観光にも支障を来し、現在も通行止めになっている道道小樽定山溪線は過去にも地すべりが起きたことがあると思われませんが、このたびの災害の原因として考えられることは何か、復旧予定などについてもお聞かせください。そして、小樽観光への影響もあると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、障害者自立支援法についてお伺いします。

障害福祉施策は支援費制度が導入され、措置制度から障害のある方の自主性を尊重するという意味で、契約制度に転換してから3年、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害の種別により異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスなどを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成18年4月に障害者自立支援法がスタートいたしました。平成18年4月1日に一部施行となった障害者自立支援法は、10月1日に本格実施となりましたが、約3か月後の12月26日に障害者自立支援法の円滑な運営のため、改善策が示されるというあまり例のないことになりました。

そこで、今定例会に提案されている補正予算に関連して何点かお伺いします。

最初に、法が施行されてから間もない時点で改善策が示されたということは、法律自体を見直す必要があるのかどうか、市長の見解をお伺いします。

次に、今回提案されている補正予算は、事業運営円滑化事業費、通所サービス利用促進事業費、就労意欲促進事業費の3事業ですが、それぞれどのような内容の事業なのか、具体的にお示ください。

次に、国が示した改善策は、この3事業だけなのか、ほかにもあればそれも含めて改善策の全体像をお示ください。

この項の最後になりますが、障害者自立支援法は附則第3条で、法律の施行後3年を目途として、法の規定について障害者の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると規定しております。この3年後の法の見直しと今回の改善策の関係はどうなっているのか、今回の改善策が3年を目途としている法の見直しの一環なのか、それとも全く別なものなのか、把握されている範囲でお答えください。

次に、いじめ問題についてお伺いします。

昨年10月以降、いじめ問題が新聞報道により警鐘を鳴らされ、学校や教育委員会の意識やその取組のあり方が厳しく問われたことは周知の事実です。私は今年の第1回定例会の一般質問において、子供一人一人が夢と希望を持ち、未来に向かって可能性を開花させ、充実した人生を送るためには、学校教育

とともに家庭教育や大人社会全体が子供たちに愛情を注ぎ、命のとうとさ、他人を思いやる心、豊かな感性と人間性など、長年培ってきた倫理観や規範意識を子供たちに確実に身につけさせ、社会人となって地域社会に貢献できる人間を育てていくことが大切であるとの考えを申し上げました。

特にいじめ問題について本市におけるいじめの状況やその対策、学校と家庭の連携などについてお聞きしたところでもありますが、過日の新聞報道によりますと、小樽市立小中学校における平成18年度のいじめの件数は317件で、前年度の9件の35倍となり、いじめの件数が急増しているとありました。いじめ問題の解決のためには、適切な実態把握に基づく対策が必要と考えます。これまで把握してきた件数と大きな乖離がありますが、このようにいじめの件数が急増したのは、これまでの学校における実態把握が十分ではなかったのではないのでしょうか。平成18年度にいじめの件数がなぜ急増したのか、その理由についてお伺いします。

また、道教委のいじめに関する実態調査では、本市において555件のいじめがあったと伺っていましたが、その件数との違いはなぜなのか、お示してください。

この調査で報告のあった学校が認知した317件のいじめについては、現時点ですべて解消しているとのことですが、どのようないじめを受けていたのか、小中学校別の様子やどのように発見されたのかもお示してください。

いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ることを教育に携わる者すべてが改めて認識し、いじめの早期発見、早期対応に努めることが重要です。特にいじめられている子供を徹底して守るとともに、いじめている子供や回りの子供に対し、いじめは絶対に許されないという観点から指導を行うことが必要です。さらに、各学校においていじめ対策に向けたさまざまな取組が実践されていると思いますが、現に今もいじめに苦しんでいる子供たちのために、いじめ問題の根絶を目指して、学校が家庭、地域、関係機関などと連携していくことが今まさに求められています。いじめ問題について、教育長は今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお聞かせください。

以上、質問を終わりますが、再質問はいたしませんので、明快な答弁をお願いいたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今回の市長選挙におけるマニフェストについて何点か御質問がございました。

まず、町会活動支援員制度の創設についてであります。この制度は町会の自立性と自主性を尊重しつつ、要請のある町会に市の管理職等を支援員に指名し、町会が抱える課題等の解決のための相談、助言あるいは担当部局との連絡調整及び市の施策や計画等の情報提供を行い、市民と協働してまちづくりを進めようとするものであります。現在、総連合町会事務局と協議をしており、今月末の三役会議、来月末の理事会を経て、各町会からの御要望もお聞きし、それらを整理の上、なるべく早い時期に立ち上げてまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例の策定に向けた手順であります。御質問でもありましたように、国から地方への税源移譲や国と地方の役割分担の明確化などを課題とした第2期地方分権改革がスタートいたしました。これからの自治体運営は、みずから決定し、行ったことについては責任を持つ経営能力が求められるものであり、市民と行政の協働がより一層重要となることから、市民、議会、行政のそれぞれの役割、市民参加の仕組みを定める自治基本条例の制定は必要なものと考えております。

また、条例の策定に当たりましては、議会はもとより、市民各界各層の声を聞くことが大切でありますので、次期総合計画策定に向け、8月から開催予定の地区別懇談会や団体別懇談会など、市民の皆さんと本市の将来のあるべき姿について議論する場を設定いたしますことから、その中で自治基本条例についての御意見等もいただきたいと考えております。

現段階で策定手順を具体的に申し上げることはできませんが、市民の皆さんの声を集約し、議会での御議論もいただきながら、策定に向けた取組に着手したいと思っております。

次に、パブリックコメントの制度化についてであります。本市におきましては、これまで都市計画マスタープランや観光基本計画の策定、安全で安心なまちをつくる条例などについてパブリックコメントを行い、現在は「市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方について」の中間報告について、広く市民の皆さんの御意見を求めております。

これまでは重要な計画や報告等に関するパブリックコメントの実施については、庁内会議の中で決定してきたところでありますが、一定のルールづくりは必要と考え、既に担当部署へ指示したところであります。今後、庁内検討会議を設置し、パブリックコメント手続の対象範囲や適用除外、政策案の公表方法や意見提出方法など、具体的な検討を行い、今年度内に実施要綱を制定したいと考えております。

次に、財政問題についての御質問でありますけれども、まず平成18年度の各会計の決算見込みであります。一般会計におきましては、平成17年度決算の約14億900万円の赤字を引き継ぐ中で大変厳しい財政運営でありましたが、遊休等資産の売却や退職手当債の導入に加え、予算執行に当たって軽費の節減に努めたことなどにより、平成13年度以来となる単年度収支の黒字を確保する見込みであります。現在、最終的な計数の整理中ではありますが、年度末の累積赤字額につきましては、さきの第1回臨時会で告示した12億3,000万円を若干下回るものと考えております。

なお、特別会計においては、国民健康保険事業特別会計は一般会計との会計処理の見直しを行ったことなどから、約17億7,000万円の収支不足が生じる見込みであり、老人保健事業会計では国庫負担金等の概算交付制度の中で約7,000万円の収入不足となる見込みですが、これにつきましては、平成19年度に精算交付される予定となっております。また、介護保険事業特別会計は、国、道補助負担金が超過交付となることなどから、約3億7,000万円の黒字が生じる見込みであります。他の特別会計は一般会計からの繰出金による調整などにより、収支均衡が図られる見込みとなっております。企業会計においては、病院事業会計は一般会計との会計処理の見直しを行ったことなどから、約45億円の資金不足額が生じる見込みであり、水道事業、下水道事業、産業廃棄物等処分事業の各会計は、それぞれ約8億円、約5,000万円、約2億3,000万円の資金余剰額が生じる見込みとなっております。

次に、一般会計の赤字解消策でありますけれども、本市の財政状況はただいま申し上げましたとおり、平成18年度の単年度収支では黒字が見込まれますものの、引き続き多額の赤字を抱える状況にあり、依然として大変厳しい環境にあると認識しております。このようなことから、本年3月にこれまでの財政再建推進プラン実施計画からさらに踏み込み、人件費総額の抑制をはじめ、事務事業のさらなる見直しや民間委託の推進、企業会計の健全化など、徹底した財政健全化に取り組むことなどを内容とする財政健全化計画を策定したところであります。まずはこの計画を職員一丸となって着実に実行していくことで、累積赤字の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、いわゆる地方財政健全化法などについてでありますけれども、まず法律の内容であります。漏れなく地方団体の財政状況を把握し、健全化の判断をするため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を整備をし、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとしております。

この法律は、予防的な措置を導入するものであり、財政の健全化の判断をするための比率である四つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合に財政健全化計画の策定が義務づけられ、議会の議決を経て速やかに公表し、総務大臣等へ報告することとされています。

また、毎年度その実施状況についても議会で報告をし、公表するものとし、自主的に取り組めるよう国等の関与は制限するとされていますが、財政の早期健全化が著しく困難な場合は、総務大臣等が必要な勧告をすることとしております。

さらに、四つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上になった場合には、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣に協議をし、同意を求めることができるとしていますが、仮に同意を求めない場合には、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととしており、道路事業や学校建設などの建設事業は制限されることとなります。また、毎年度その実施状況について議会で報告し、公表するものとしております。

施行については、四つの指標の公表が法律の公布後1年以内としており、早期健全化や再生の義務づけは、平成20年度の決算から適用することとしております。

次に、四つの指標についてでありますけれども、まず実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額に公営企業会計の資金不足額などを加えた全会計の実質赤字額等の標準財政規模に対する割合です。実質公債費比率は、一般会計等の元利償還金に、一般会計が負担する公営企業や一部事務組合等の元利償還金などを加えた額の標準財政規模から、交付税に算入された元利償還金を除いた額に対する割合を示すものとしております。また、将来負担比率は、公営企業や一部事務組合、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する割合であると規定されております。

この指標に対する小樽市の状況でありますけれども、18年度の決算見込みで現在把握している数値で試算いたしますと、実質赤字比率が4パーセント程度、連結実質赤字比率が20パーセント程度、実質公債費比率が、平成16年度から18年度の3か年平均で19パーセント程度となります。また、将来負担比率についてはその詳細が明らかになっていない部分もあり、今のところ算定ができない状況にあります。

次に、財政再建についての私の決意ということでありますけれども、本市にとってこの財政再建は待ったなしの状況にあります。今議会の冒頭で申し上げましたとおり、この4年間は財政再建の正念場であり、確固たる決意を持って山積する課題に正面から取り組んでまいりたいと考えております。いわゆる地方財政健全化法が過日成立するなど、地方財政を取り巻く環境も変化をしておりますが、今後とも市民の皆さんの御理解と御協力を得ながら、職員とともに汗を流し、一丸となって何としてもこの難局を乗り越えていきたいと考えております。

次に、地域経済と中心市街地の活性化についての御質問であります。初めに小樽市中心市街地活性化基本計画の策定のために設立された中心市街地活性化協議会の構成についてであります。この協議会は商工会議所と小樽駅前ビル株式会社が共同で設立したもので、駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合や小樽開発株式会社、商店街振興組合連合会、さらには観光協会、小樽商科大学など、市を含め13団体が参加しております。また、協議会の役割でありますけれども、本市が基本計画を作成するときやその後国から認定された基本計画及びその事業実施に関し、必要な事項について意見を述べることとされております。

次に、具体的な数値目標の設定でありますけれども、このたびの中心市街地活性化基本計画の策定に当たりましては、設定された目標の達成状況を的確に把握することが必要であることから、地域の実情に応じた定量的な指標に基づく数値目標を設定することとしており、それを基に毎年度実際の数値と比

較検証を行い、目標の達成状況を把握するとともに、その結果を市民の皆さんに公表したいと考えております。

次に、都市機能の集積を図るための都市計画手法の活用ということでありますけれども、本市においては人口減少や少子高齢化などの社会動向や地域特性を考慮し、都市の既存ストックを有効活用した利便性の高いコンパクトな市街地の形成が重要であると考えているところであります。このため多様な用途を許容する準工業地域において、都市構造や都市施設などのインフラに影響を与えるおそれが大きい大規模な集客施設の立地を制限する都市計画の特別用途地区を定めるなど、都市機能の適切な立地誘導を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境問題について御質問がありましたけれども、初めに地球温暖化に対する認識であります。地球温暖化が進行しますと、洪水や干ばつなどの異常気象の頻度が高まり、感染症による健康被害が増加し、さらには水資源の枯渇により、食糧生産が危機的な状況になることが懸念されています。こうしたことから、地球温暖化は人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題であり、世界の国々が一致協力して緊急に対処すべき課題であると認識しております。

次に、温室効果ガスの削減でありますけれども、市民が地球温暖化という問題意識を持っていても、身近なこととして実感にくい面があるものと思います。このことから地球温暖化の問題意識を市民と行政が共有し、市民一人一人が取り組みやすい削減行動を着実に定着させていくことが一番大切なことと考えております。このため、これまでも日常の市民生活における行動を紹介した「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」の普及に取り組んでまいりましたが、今後も小中学校における総合学習の場や出前講座等でさらに周知を図るとともに、環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議とも連携しながら、一層の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、土砂災害対策についての御質問がありましたけれども、初めに土砂災害のハード対策であります砂防三法に係る本市の対象箇所数と防災工事施工箇所数でありますけれども、砂防法による砂防区域は現在37か所指定されており、そのうち33か所で防災工事が終了しておりますが、今年度2か所で工事が予定され、そのほか2か所で用地買収などが進められております。

次に、地すべり等防止法による地すべり防止区域は、若竹地区と松ヶ枝地区の2か所でそれぞれ防災工事が施工されております。また、いわゆる急傾斜地法による危険区域は、高島や奥沢、朝里地区など59か所で、そのうち45か所で防災工事が施工されております。

次に、いわゆる土砂災害防止法についてであります。土砂災害警報の発表や住民の避難誘導などを行うため、小樽土木現業所は平成14年度から平成18年度までに市内168か所のうち、129か所で地形や地質、土地の利用状況などの基礎調査を終了しております。その調査結果を踏まえ、小樽土木現業所と小樽市が連携して住民説明会を行い、20か所で住民の理解を得ましたことから、土砂災害警戒区域について北海道が指定を行っております。なお、今後も指定拡大に向け、小樽土木現業所と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉スキー場の土砂災害でありますけれども、初めに発生要因は気温上昇や強風及び降雨が複合的に働き、融雪を促進したことによるものと聞いております。また、災害復旧工事の見通しがありますが、5月23日、国が災害関連緊急砂防事業として事業採択を行いましたことから、現在、事業を担当する小樽土木現業所において調査・設計を行っており、速やかに工事を発注し、年度内に砂防せき堤2基と関連施設を完成させると聞いております。なお、予定される事業費は4億1,700万円となっております。

次に、道道小樽定山溪線の土砂災害でありますけれども、初めに場所と発生要因についてであります

が、小樽土木現業所によりますと、朝里ダムから約5キロほど朝里峠に向かった地点で、気温の上昇等による多量の融雪水が地すべりを誘発したものと聞いております。

次に、復旧の見通しであります。7月上旬をめどに仮道を設置し、片側交互通行、夜間通行止め等の条件付ではありますが、車両通行が可能となる見込みであります。また、本格復旧につきましては、年度内完了を目指し、鋭意作業を進めると聞いております。

次に、道道小樽定山溪線の通行止めによる本市観光への影響でありますけれども、この道路は札幌の定山溪側から本市に至る観光ルートとして多くの観光バスが通年にわたり利用する道路であり、朝里川温泉地域の集客にとってその果たすべき役割は極めて重要であります。このたびの通行止めにより、沿線の宿泊施設などからは、ゴールデンウィーク期間中における日帰り客の落ち込みが著しく、この傾向が今なお続いていると聞いており、小樽観光への影響は少なからずあるものと考えております。

次に、障害者自立支援法についての御質問がありましたけれども、初めに法律自体を見直す必要があるかどうかということでもありますけれども、障害者自立支援法は障害のある方の地域における生活や就労を支援するための体制を整備するもので、障害がある方が地域で安心して暮らせるようにすることを目指すものであり、法の趣旨、理念は多くの方が賛同しているものと認識しております。しかしながら、障害者自立支援法は障害福祉施策の抜本的な改革のため、多くの関係者からすぐには対応が困難などの意見があると伺っており、国においてこうした意見を踏まえ、法の円滑な施行という観点から、改善策をとることにしたものであり、私としましても法律自体の見直しが必要かどうかということではなく、法の円滑な運営のための改善策と認識しております。

次に、今回提案しております三つの事業でありますけれども、事業運営円滑化事業は、これまで障害者自立支援法の施行により事業所の収入が激減することのないように、従前の収入の80パーセントまでを激変緩和加算として保障していたものを、従前収入の90パーセントまで保障するというものであります。

次に、通所サービス利用促進事業は、通所サービス事業者が利用者の送迎サービスを実施した場合に、一定の条件に基づいて事業者に助成するものであります。

次に、就労意欲促進事業は、施設入所している方の平成18年度における利用料や食費などを平成19年度から適用される工賃控除で計算をし直し、その差額を利用者に交付するというものであります。

次に、改善策の全体像ということでもありますけれども、今回の改善策は三つの柱から成っております。一つは利用者負担のさらなる軽減策で、通所施設、在宅サービス利用者の負担軽減措置の拡大、工賃控除の見直しなどとなっております。二つ目は事業者に対する激変緩和措置で、先ほど説明いたしました事業運営円滑化事業と通所サービス利用促進事業の2事業から成っております。三つ目は新法への移行などのための緊急的な経過措置で、そのうち市町村の必ず事業は先ほど説明いたしました就労意欲促進事業のほか、デイサービス事業等緊急移行支援事業、進行性筋い縮症者に対する激変緩和措置の3事業であります。デイサービス事業等緊急移行支援事業につきましては、本市には対象となる事業所はありません。任意事業につきましては、障害児を育てる地域の支援体制整備事業、オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業など五つの事業があります。

次に、障害者自立支援法附則第3条に規定されている3年後の法の見直しと今回の改善策との関係でありますけれども、3年後の見直しについての情報はまだありませんが、法附則第3条では、この法律及び障害者などの福祉に関する他の法律の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体のあり方などを勘案して、必要な措置を講ずると規定されております。今回の改善策が法の円滑な施行のためのものであることから、法施行後3年をめどとしている法の見直しと、障害者自立支援法の円滑

な運営のための改善策とは全く別なものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 成田晃司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、いじめの件数が増加した理由についてであります。文部科学省の調査において、平成17年度まではいじめの定義が自分より弱い者に対して、一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとなっております。しかしながら、全国的にいじめによる自殺が何件も発生したことから、平成18年度からは定義も新しくなり、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視する調査となりました。平成17年度の調査では、小学校3件、中学校6件の合計9件でしたが、平成18年度には新しい定義に基づく調査により、小学校262件、中学校55件の計317件となっております。件数が大幅に増加した理由は、いじめの定義が変更になったことに加え、平成18年度に道教委が行ったいじめに関する実態等調査や各学校で独自のアンケート調査、個別面談など実態を把握する方法を数多く採用したことにより、いじめの認知件数が増加したものと考えられます。また、道教委の調査において、いじめを受けていると回答した555件については、解決に向け各学校において記名によるアンケート調査などにより、新たに実態把握を行いました。結果として317件報告いただいたところであります。

次に、いじめの態様と発見のきっかけについてであります。小学校におけるいじめは「冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる」が57パーセントと一番多く、次に「仲間外れ、集団による無視をされる」が16パーセント、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする」が14パーセントの順となっております。中学校においても小学校と同様の傾向にありますが、加えて「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」が5パーセント程度見られます。

いじめの発見のきっかけは、アンケート調査など学校独自の取組により発見できたのが一番多く57パーセントとなっております。次に、本人からの訴えが11パーセント、担任が発見、保護者からの訴えがそれぞれ10パーセント程度となっております。

最後に、いじめ問題についての取組についてですが、議員の御指摘のとおり、いじめはどこの学校でもどの子にも起こり得る可能性があります。しかし、決して許されるものではありません。そのため、いじめに苦しんでいる子供たちを救うため、学校教育に携わるすべての関係者がこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その状況を隠すことなく、学校、家庭・地域、教育委員会が一体となって対処していくべきものと考えます。

教育委員会といたしましては、これまでも市民の声を大切にしながら、校長や教員に対して生徒指導の機能を生かした学校づくりや学級づくりの指導をしてまいりました。また、人権擁護委員会による人権教室などを通して、一人一人の子供の人権や命を大切にする事の意義などを学んでいただきました。一方、いじめ防止にかかわる啓発チラシの全児童・生徒への配布や、いじめ発見のチェックポイントなどを掲載した子育てやいじめ相談に関する保護者向け資料の配布など、いじめ問題の啓発に努めてまいりました。さらに、本年度新たに電話相談窓口やスクールカウンセラーへの面談方法などを記した家庭掲示用チラシを全保護者に配布し、相談窓口の周知を図っているところでございます。今後こうした取組に加え、学校に対しまして、いじめ根絶に向けて機能する組織づくりや指導方法の明確化、そして日ごろからの実態把握のあり方の研修などに力を注いでいただくとともに、指導上困難な問題を抱える学校に対しましては、指導主事を派遣するなどしながら、迅速に対応してまいります。

また、平成18年度からいじめ問題等対策連絡協議会を開催しておりますが、関係団体等との情報交換を通して、いじめ問題への取組の充実を図るなど、継続していじめ問題にかかわる対策を講じてまいります。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時00分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 千 葉 美 幸

議 員 斎 藤 博 行

平成19年  
第2回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成19年6月22日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	選挙管理委員会 委員長	深	山	雄	造
副	市	長	山	田	厚	教	育	長	菊	讓
水	道	局	長	工	藤	利	典	総	務	部
総	務	部	参	事	吉	川	勝	久	財	政
経	済	部	長	安	達	栄	次	郎	市	民
福	祉	部	長	中	町	悌	四	郎	保	健
環	境	部	長	本	間	達	郎	建	設	部
港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	小	樽	病
消	防	長	仲	谷	正	人	事	務	局	長
監	查	委	員	中	塚	茂	教	育	部	長
監	事	務	局	長	大	野	博	幸	会	計
総	務	部	企	画	政	策	室	長	管	理
財	政	部	財	政	課	長	堀	江	雄	二
									総	務
									部	総
									務	課
									長	田
										中
										泰
										彦

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	北出 晃 也
調査係 長	関 朋 至
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	佐藤 正 樹
書 記	相澤 幸
書 記	島谷 和 大
書 記	村中 香 織

開議 午後 1時00分

**議長（見楚谷登志）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。  
通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**9番（高橋克幸議員）** 平成19年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、財政問題についてであります。

ここ数年、厳しい財政状況の中、財政再建団体に転落しないようにさまざまな努力をし、財政運営を実施されてきたことと思います。

まず、これまでの財政再建に関する具体的な取組の実施状況と平成18年度までの結果について、どのように判断されているのか、また、大きな課題である財政再建に対する市長の見解を伺います。

平成19年3月、一般会計ベースで、小樽市財政健全化計画が策定されました。本市の財政再建には、この計画の着実な実行が必要となってくるところであります。計画期間は、平成18年度から平成24年度までの7年間となっております。

初めに、計画の歳入について何点が伺います。この中にも掲載されておりますが、ここ10年間の歳入状況を確認しますと、財政悪化の大きな要因の一つに市税収入の減少があります。平成9年度と平成17年度との比較では、市民税が27億1,000万円減少、率にして約35パーセントと大幅な減少となっております。この減少の要因と内訳についてお示してください。

また、減少に対する対策はどのように実施されてきたのか、平成19年度としてどのような取組を検討しているのか、さらに今後の考え方についてお示してください。

市税収入の今後の推移についてですが、計画では平成24年度までの試算が掲載されております。この収入の変動は、計画されている収支計画に大きな影響が考えられるため、試算の内容について伺います。

この試算はどのように検討され、算出された数字なのか、経過と内容、考え方についてお示してください。

また、平成19年度の税制改正による影響について、どのように増減があるのか、お答えください。

次に、地方交付税の減少についてであります。平成16年度以降、三位一体の改革により、地方交付税が減少しております。また、財源補てんの考えから、平成13年度より臨時財政対策債が導入され、以降、毎年の普通交付税は減少を続ける状況であります。この臨時財政対策債の内容と発行額の算出、そして今後の考え方についてお示してください。

この地方交付税の試算についても、先ほどと同様に伺いますが、どのように検討され、算出された数字なのか、経過と内容、考え方についてお示してください。

また、平成19年度に算定方法が変わるということですが、何がどのように変わるのか、その主な内容とどのような影響があるのか、お答えください。

次に、歳出についてであります。この歳出についても、平成8年度から平成17年度の10年間の推移を確認しますと、歳出内訳に大きな変化が出てきています。まず、この性質別の歳出内訳の推移について、主な特徴とその内容についてお示してください。

さて、歳出の中で大きな割合の一つである繰出金についてであります。繰出金の推移を見ますと、

平成12年度以降、90億円を超えて推移しており、平成17年度では約92億円となっております。この中でも病院、水道、下水道の企業会計は、約38億2,000万円で、率にして約41パーセントであり、大きな割合を占めている状況であります。この企業会計への繰出金の縮減が課題となっているところですが、この計画の中では、平成18年度89億1,000万円、平成24年度では65億6,000万円となっております。その差額、23億5,000万円の減であり、率にして約26パーセントの減少となっております。この内訳はどのように試算されたのか、その根拠と算出方法、考え方について、企業会計別にそれぞれお示しください。

次に、行政改革についてであります。

組織体制についてですが、平成16年度には部の統合などにより、18部体制から15部体制への再編が行われ、大規模な組織・機構の見直しが実施されたところであります。これからも効率化や市民サービスの向上など、さらなる見直しが必要であります。今後の組織体制の見直しについてどのように考えられているのか、お示しください。

また、グループ制導入の取組状況や課題、今後の考え方についてお答えください。

将来の本市にとって重要な課題の一つに、人材育成があります。近年、価値観の多様化や市民ニーズの変化など、地方行政を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、これらに対応するために、さらなる意識改革と市職員の資質の向上がより一層求められています。まず、この意識改革について、今までどのように行われてきたのか、今後どのような考え方で具体的に実施していくのか、お答えください。

以前にも質問しましたが、人材育成基本計画と人事評価システムについてであります。今後の人材育成を示す方針とともに、具体的な内容がまだ見えていないようではありますが、昨年度よりワーキンググループで検討を進めているようであります。これらについて、経過と現在の進ちょく状況、そして今後の予定や考え方についてお示しください。

また、だれもが納得できる人事についての基準はどのようになっているのか、人事の昇格や異動についてはどのような内容で行われているのか、具体的にお示しください。

現在、本市の財政状況は大変厳しい状況であります。厳しいときだからこそ、将来に向けて5年、10年というスパンで各分野のスペシャリストを育成する考え方が必要であり、そのための投資的費用は必要不可欠と考えます。特に、20代、30代の職員に対し、長期的な研修や専門的な研修、育成というように、育成目標のレベルを高く掲げて推進すべきと提案いたしますが、今後の人材育成についてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

次に、事務事業評価システムについてであります。事務事業について、時代の変化や価値観の多様性の影響から、見直しや検討が適時必要となってきました。そのような観点から、他都市では各項目が共通であるフォーマットの用紙に、だれが見てもわかりやすいように数値で表現をして、公表して、市民に少しでも理解を得る努力が行われております。この事務事業評価システムの策定について、現在の状況とどのような課題や問題点があるのか、また、今後の予定や考え方についてお示しください。

次に、市民との協働に関連して伺います。市長は、協働の心を大切にされた市政運営を公約としてきました。この協働とはどのような考え方なのか、改めて市長の見解を伺います。

また、今までどのような取組を実施されてきたのか、今後の方向性も含め、お示しください。

もう一点、考え方の一つとして提案されている町会との連携や支援などのサポート的な検討についてはどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、情報化の推進についてであります。

インターネットや携帯電話の普及、また全国的に開始されるテレビ放送のデジタル化など、広がりを見せるIT化の推進は、地域の活性化や行政の市民サービスの向上などに大きな影響があり、また期待

をされているところであります。この情報化の推進について、どのように認識をされているのか、改めて市長の見解を伺います。

さて、情報化の推進が着実に実行されていきますと、課題として検討しなければならないのが、情報格差の問題であります。できるだけ多くの市民がIT化の恩恵を受けられるように、取組が必要であります。現在までこの点についてどのような対策を講じてきたのか、また今後の課題と考え方についてお示しください。

本市では、平成15年に小樽市地域情報化計画を策定し、計画期間は平成19年度までの5年間となっております。つまり今年度が計画最後の年度となるわけでありまして。そこで伺いますが、この計画の進捗よく状況について、主な内容をお示しください。

次に、この計画の中にある本市が取り組む当面の重点事業についてであります。

一つは、公式ホームページであります。私は、これまでも何回かにわたり、情報発信の大きな媒体の一つであるホームページの質的向上と内容の充実を質問してきました。その中で、毎年アクセス数が増加するとともに、見直しを適宜行いながら、できるだけわかりやすくするための努力をされてきたものと認識をしており、また評価をしております。さて、市民が必要とする情報の量や質を充実させるという大きな目標がありますので、さらなる検討が必要であります。

その目標の一つである1課1ホームページについてですが、以前の答弁によりまして、課題として未掲載の課においては、ホームページを作成できる職員の育成が挙げられておりました。その後、職員研修はどのように実施されてきたのか、また、その効果と今後ホームページの掲載予定やスケジュールについてお示しください。

さらに、情報について、市民ニーズの確認や調査の実施検討も含め、お答えください。

次に、携帯電話サイトについてであります。この携帯電話サイトへのアクセス数も増加傾向であります。最近の機種では、よりパソコン機能に近づいているものもあります。他都市では、内容の充実度をホームページに近づけるような検討もされているところがあり、本市の携帯電話サイトの内容の充実が求められていると考えます。この点についてどのように考えられているのか、課題や問題点も含め、お答えください。

次に、人口問題と企業誘致についてであります。

本市の人口は毎年減少しており、5月末の小樽市の人口は14万人を割り、13万9,890人です。人口問題は、多くの自治体が同様の課題を抱えており、日本全体においても少子化の影響により、今後、着実に人口が減少していきます。まず、本市の人口減少について、どのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

人口の減少については、さまざまな要因がありますが、本市の特徴として、過去5年間の人口動態の状況はどのように推移してきたのか、主な要因はどのようなものがあるのか、また、どのような傾向性があるのか、お示しください。

さて、この人口問題に対して、いろいろと検討され、対策を講じてきたことと思いますが、主な内容とその効果についてお示しください。

以前の質問で、本市から道内移住、特に札幌移住の調査結果が示されていたところですが、改めてその内容と今後の課題や問題点、そしてこれからの対策について見解を伺います。

人口問題の大きな課題の一つとして、若者の定住と若年者雇用対策があります。就職先があれば、小樽に残って働きたいと願う若者は多く存在すると思います。まず、本市の新規学卒者の就職状況ですが、高等学校卒業者の地元就職率は、この5年間でどのように推移しているのか、また率と特徴的内容につ

いてお示してください。

今後の採用についてですが、平成16年度の小樽市労働実態調査によりますと、すべての業種において、今後さらに従業員を増やす見込みがある事業所が過半数を超えているとありますが、平成17年度、18年度では各企業においてどのような傾向にあるのか、今まで以上に新卒者の就職数が単純に増加していくのか、内容を把握してありましたら、お示してください。

次に、企業誘致についてであります。

企業誘致は雇用対策に直接結びつくため、人口問題に大きな影響が考えられます。本市のホームページを確認しますと、「けいざい小樽」の項目に企業誘致ガイドがあります。まず、企業誘致についてですが、平成11年度から18年度までの推移はどのようになっているのか、近年の件数と業種及び傾向についてお示してください。

また、現在の企業立地の状況について、銭函工業団地と石狩湾新港地域のそれぞれの件数と率についてお答えください。

企業立地の促進のため、小樽市企業立地促進条例が制定され、平成18年4月よりスタートいたしました。この促進のため、優遇制度、資金制度、助成制度などのメニューがあり、特に優遇制度については、関心が高いのではないかと思います。この周知をどのように実施しているのか、この1年間の中で何件の問い合わせがあったのか、お示してください。

また、これらの効果と、具体的に結果に結びついたものがあれば、お答えください。

さらに、今後どのように企業立地を推進していくのか、見解を伺います。

次に、新規企業の対策についてであります。最近の企業状況として件数、業種についてお示してください。

また、相談窓口や助成制度など、本市の対策はどのようになっているのか、周知方法も含め、お示してください。

次に、観光問題についてであります。

近年、本市の観光産業は、基幹産業の一つとして成長し、小樽の経済にとって大きなウエートを占めるようになってきました。しかし、最近の観光入り込み客数の動向を見ても、平成11年度ピークであった970万人から減少し、平成15年度、約800万人となり、平成18年度では770万人となっております。今年度以降、さらに落ち込んでいくのではないかと懸念するところであります。これらの動向について、どのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

また、減少の要因について、あわせてお答えください。

次に、平成12年度以降の観光産業の本市経済に関する影響についてですが、観光客の年間消費額、経済波及効果とこれに対する雇用効果は、現在までにどのように推移しているのか、また観光客の減少が本市経済に与える影響はどのようになるのか、さらに本市の観光振興に対する予算の推移と主な内容もあわせてお示してください。

次に、観光基本計画であります。この中で、観光振興にまちを挙げて取り組むとの意思表示として、観光都市宣言を行うとありました。これはいつ、どのように宣言を行うのか、また、この宣言の重要性は大きな意味を持つものと考えますが、この点についてどのように考えられているのか、さらに行政として観光振興室の持つ役割や位置づけについて、市長の見解を伺います。

この計画に基づく施策を推進するため、(仮称)小樽観光推進プロジェクト会議の設置がありますが、この会議の設置時期と想定されているメンバー、そして役割や方向性についてお示してください。

次に、今後の観光課題についてであります。近年、小樽運河を中心として、限られた観光ゾーンが主

なものでありました。観光客の多くはリピーターであり、毎回同じ観光ゾーンを体験しますと、当然新鮮さや期待感が薄れていくことになり、観光客の入り込み客数に影響が出ると思われまます。また、最近では、観光ニーズの多様化が進み、新たな観光メニューや受入れ態勢の充実、観光資源の発掘など、さまざまな課題があります。これらについてどのように考えられているのか、また現在、具体的に取り組んでいるものがあれば、お示しください。

次に、大きな観光資源である歴史的な建造物であります。小樽観光の大きな特徴である懐かしさやノスタルジックな雰囲気を出しているのは、歴史的な建造物やそれに伴うまち並みの景観であります。特に、歴史的な建造物は時間の経過が老朽化を進め、残念ながら解体に至るケースがありました。小樽観光にとって重要な資源であるこの歴史的建造物について、どのように認識をされているのか、改めて見解を伺います。

市が認定した歴史的な建造物の保全については、今後の大きな課題であります。特に、建物所有者の協力がなくては、将来にわたり、観光資源の存続は考えられないところであります。また、本市においては、他都市より先駆けて条例を制定し、歴史的な建造物の保存に取り組んできたことと認識をしております。この保存の課題と問題点についてお答えください。

また、歴史的な建造物の保全に対する助成金制度ですが、最近の予算の推移とその内容及び今後の考え方について見解を伺います。

次に、観光資源の活用についてであります。小樽は他都市と比較して、多くの歴史的遺産や観光資源が存在しています。これをどのように活用していくことができるかということが、小樽の今後の観光振興にとって大きなテーマの一つであると考えます。観光資源の視点として大きなものは、小樽港であります。運河周辺と近接しているにもかかわらず、港を取り巻く複雑な環境の下で、観光に結びついていないのは残念なことであります。以前、特区構想もありましたが、大きな観光資源としての港及びその周辺に関する位置づけや整備について、今後の方向性や考え方について市長の見解を伺います。

次に、新市立病院の建設についてであります。

4月に行われた統一地方選挙の市長選で、大きな争点となったものが、この新市立病院の建設問題であります。根拠のない、よく理解のできないリフォーム論や病院建設がイコールタ張になるという不安だけをあおるような内容がありました。結果は山田市長が再選されたわけですが、市民の動向について大きく分かれたことは真しに受け止めなければならないと考えます。

初めに、選挙結果において、4割近くの市民が再選を是としましたが、非とした約6割の市民の動向について、どのように受け止められているのか、また、その要因についてどのように考えられているのか、市長の見解を伺います。

さて、新市立病院の建設について、先ほど述べたように大きな争点となったことから、多くの市民が関心を持っており、いろいろな機会に質問されることがあります。これは、小樽市による市民に対しての説明不足の感は否めなく、新市立病院の建設について、その内容や考え方についてよくわからないという方も多く、今までの小樽市の具体的な説明が行き渡っていない感があります。その点からももっと市民の中に入り、さらに積極的な説明が必要ではないかと思われまます。説明会の実施についても提案するところでもあります。内容が少しでも理解できれば、多くの市民は必要性を考えていることから、理解の輪が広がると思われまます。この点についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

この新市立病院の建設について、多く寄せられている意見や質問がありますので、改めて何点が伺います。

1点目は、市立病院の役割と必要性についてであります。小樽市の医療機関の中で、市立病院の位置

づけや役割はどのようになっているのか、また病床数ではどのような状況なのか、全体数と主な病院の病床数、その割合についてお示してください。

さらに、市立病院だけが持っている医療や特徴についてお答えください。

さて、市立病院は必要がないという極論的な意見があります。もし、市立病院がなくなった場合の小樽市の医療に対する影響はどのようなものになるのか、見解を伺います。

2点目に、財政的問題についてであります。小樽市の財政が非常に厳しいという認識は、多くの市民の共通するところでもあります。また、そういう状況の中であって、新しく市立病院を建設することが本当にできるのかということと、さらに建設後に借金を償還していけるのかという疑問が多いのも事実であります。この点についても、できるだけ詳しく、わかりやすい説明が必要と考えます。再度伺いますが、市民に対して、これらの説明はどのように検討されているのか、見解を伺います。

次に、今後の新築計画の絶対条件である起債についてであります。今まで道との事前協議を行っているところですが、病院建設の起債の協議状況はどのようになっているのか、今までの経過と問題点、そして今後の予定についてお示してください。

また、起債は不可能だという一部の意見もあるようですが、それに対する見解を伺います。

3点目に、新市立病院の役割の特徴で、3本柱の一つであるがん診療についてであります。

昨年、国会では、我が党の強い推進により、がん対策基本法が制定、本年4月1日に施行されました。この目的は、我が国のがん対策を総合的かつ計画的に推進することであり、全国どこでも同水準のがん治療を目指し、後進国と言われている放射線治療と緩和ケアの推進などであります。今後、新市立病院にも十分かわる内容ですので、がん対策に関する今後の考え方について、市長の見解を伺います。

さて、新病院の役割の特徴で、先ほども述べたように、3本柱の一つであるがん診療についてありますが、まず現在の市立病院におけるがん診療の状況について、どのような内容となっているのか、また放射線治療や抗がん剤治療などの専門医の状況やこれらの課題、問題点についてお示してください。

また、小樽市内におけるがん診療の状況ですが、市立病院の持つ役割や位置づけについてどのようになっているのか、お答えください。

新市立病院建設に当たり、このがん診療については、どのような診療内容を考えられているのか、具体的にお示してください。

また、市民に対し、どのような周知やアピールを考えられているのか、お答えください。

この項の最後に、今後の医師確保についてであります。この問題は、今まで何回も議論になっているところですが、懸念される点として、新しい病院が建設されても、必要な医師がいなくては、病院建設の意味が半減するわけであります。この医師確保について、現状と今後の考え方について見解を伺います。

次に、最終処分場についてであります。

現在、家庭系ごみを含め、一般廃棄物の処分場として使用されている桃内の最終処分場は、平成12年に完成し、7月より供用開始となりました。この施設は、地域環境保全と安全性に十分配慮したものであると聞いております。ごみ処理行政の最後の分野でもあり、今後の環境問題を考える上で、影響性も大きいと思いますので、何点が伺います。

この最終処分場についてですが、全体工事費、埋立施設の主な項目別の事業費、埋立計画期間、埋立計画量、埋立対象物、埋立方式について、1期、2期、それぞれお示してください。

次に、埋立計画量と実際に処理された埋立実績についてであります。最終処分場の埋立実績については、毎年度発行している清掃事業概要に掲載されております。ここでの数値の単位はトンであり、埋立

計画量では立方メートルとなっているわけでありまして。つまりトンから立方メートルに換算し、計画量を算出しているわけでありまして。そこで伺いますが、埋立計画量はどのように計算したのか、換算率はどの数値を使用したのか、その理由と根拠をお示してください。

また、ごみ質によって換算率は変化するわけですが、小樽市としての換算率はどのように考えられているのか、見解を伺います。

さて、埋立の実績ですが、平成12年度から平成18年度までどのような状況で推移しているのか、お示してください。

また、実際に埋め立てたごみの実績量は幾らなのか、覆土も含め、立方メートル換算で、毎年の実績値と当初計画された埋立計画量との比較ではどのような状況なのか、計画量に対しての率と実績値をお答えください。

さらに、現在の最終処分場は、計画より埋立期間が延長されるようですが、どの程度延長となるのか、具体的にお示してください。

次に、最終処分場の2期工事についてであります。

完成までの継続費という扱いで予算が計上されています。昨年度、実施設計が行われたわけですが、まずその入札経過と落札業者についてお示してください。

また、実施設計の主な項目で、1期と2期、金額、内容を対比して、どのような違いがあるのか、それぞれお示してください。

次に、2期工事の今後の入札から完成までのスケジュールについてお示してください。

また、施工業者を決定する入札ですが、前回と同様に、地元業者とのJVによる指名競争入札なのか、これらについてどのように考えられているのか、お答えください。

次に、2期終了後の最終処分場の新設計画についてであります。この桃内の最終処分場は、地元町会との協定で、平成26年度までの使用期間となっております。この最終処分場は、平成6年に候補地を選定し、以後、平成12年完成までに6年の歳月が経過をしております。この点を考えますと、諸準備も含め、具体的な計画をする時期に来ていると思われませんが、どのように考えられているのか、見解を伺います。

また、現在の最終処分場の跡利用はどのように考えられているのかも含めて、お答えください。

次に、開かれた学校といじめ問題についてであります。

今まで開かれた学校とは、学校施設の地域社会への開放と言われるような比較的狭義の意味で使われがちでありました。しかし、本来の開かれた学校のあり方は、単なる学校施設の開放という範囲を超えて、学校の管理・運営について地域の方や保護者の意見の反映や、学校教育の抱えるさまざまな問題の打開について連携していく土壌づくりが考えられます。

初めに、この開かれた学校について、どのように認識をされているのか、教育長の見解を伺います。

開かれた学校づくりのため、地域の方や保護者の意見を反映し、その協力を得て、学校運営が行われるシステムが設けられることが必要であるとされ、学校評議員制度が確立いたしました。ただ、この制度について、参加者からの意見としては、PTAの延長線的な内容ではないのか、また本来の目的としたものからかけ離れているのではないかと、形がいつ化しているのではないかとという意見があります。この点についてどのように認識をされているのか、また現状と課題についてお示してください。

開かれた学校というキーワードが出てきた背景には、閉鎖的な学校というとらえ方があります。地域や保護者からあまり学校の内容が見えないという点と、学校や問題のある教員への不信感があると思われる。最近のいじめに関する報道でも、教員がいじめを助長していたり、事実を知っていても無視を

するという信じられないものが多いです。また、北海道教育委員会が実施したいじめ実態調査への非協力や文部科学省の全国学力テストへの非協力、そして学校へのAED設置について一方的導入反対など、保護者や市民が納得できない内容があります。これらについてどのようにとらえられているのか、また、どのように対応してきたのか、対応しようと考えているのか、保護者や市民に対してどのように説明してきたのか、教育長の見解を伺います。

次に、いじめの問題であります。先ほどのいじめ実態調査では、5人に1人がいじめの被害者になっておりました。また、教員と生徒とのいじめに関する受止め方に大きな温度差があるようですが、どのように把握されているのか、また、いじめ問題についてどのようにとらえられているのか、教育長の見解を伺います。

最近の痛ましい事件が二度と起こらないようにするためにも、改めていじめの問題の重要性を認識し、いじめの兆候に対して早期発見、早期対応が必要であります。また、スクールカウンセラーの充実や身近な相談窓口も検討が必要であります。これらについてどのように考えられているのか、お答えください。

また、いじめの問題が生じたときには、問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭や関係者が連携して対処すべきものと考えます。さらに、開かれた学校づくりの土壌が必要です。これらについて、今後の対策や考え方について教育長の見解を伺います。

次に、学校施設の保全計画についてであります。学校施設は、子供たちの学習や生活の場であり、また緊急時には避難用施設として使用されるため、安全性や快適性が求められています。最近の地震災害においても、地域の学校施設が避難所として使用されていましたが、強い余震の発生後、避難所としての学校施設が老朽化のため、その役目を果たせないという事例もあったところであります。この学校施設の安全性について、どのように認識をされているのか、教育長の見解を伺います。

学校施設を管理する上で、建物や設備及び敷地などの状況を把握することは、大変必要なことと考えています。また、今後の施設管理、保全を検討する上でも、各学校の施設の状況が、項目別、分類別などに整理され、より詳細がわかるような基礎データ資料として、学校カルテの作成を以前に提案いたしました。この学校カルテの作成状況はどのようになっているのか、経過と現状、今後の予定についてお示しください。

市内にある学校施設について、新しい基準で建設されたもの以外は、安全性が心配されるところであります。財政難で厳しい状況の下、限られた予算の中で、できる限り施設を長く使い続けるために、いつ、どのような改修や補修が必要かという保全計画が重要になってきます。この保全計画の策定については、早急に検討するとのことでありましたけれども、いつごろまでに策定するのか、お答えください。

安全性や緊急性など、さまざまなことを検討して、改修等の順位あるいは予算額など、保全計画によって施設整備が進んでいくと思いますが、これらについてどのように考えられているのか、また学校適正配置計画との関連はどのようになるのか、見解を伺います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についての御質問でありますけれども、まず、これまでの財政再建の取組について

であります。私は平成11年の市長就任直後から、財政健全化のための取組に着手をし、職員数や職員給与の削減などによる人件費の抑制を図りながら、ふれあいパス事業や水道料金などの減免制度の見直しなどを含め、約2,000件に及ぶすべての事務事業の徹底した見直しを行ってまいりました。これらの取組により、平成16年度から平成18年度までの3か年で、目標の40億円を上回る約55億円の財政効果を上げてきたところであります。しかしながら、景気の低迷による市税収入の減や三位一体の改革による地方交付税削減の影響があまりにも大きく、平成16年度決算から一般会計が赤字となったことは、まことに残念なことと思っております。加えて、不適切な会計処理の是正などもあり、本市にとってはまさに今、財政再建の正念場を迎えておりますので、確固たる決意を持って職員一丸となり、この難局を乗り越えていかなければならないと考えております。

次に、平成17年度までの市民税の減少要因でありますけれども、個人市民税、法人市民税ともに減少しており、特に個人市民税は、国の税制改革に伴う減税のほか、人口減少や景気の低迷などの影響を受け、大きく減っております。市税収入は、何といても税制改正の動向によってその増減が左右される面がありますが、一方で人口や経済活動の動向にも大きく影響されるものと考えております。このようなことから、市としてでき得るものとして、本年度においては、企業誘致の促進や東アジアなどの海外市場を開拓するための東アジアマーケットリサーチ事業に係る予算を計上させていただいておりますが、今後とも地域経済や観光の振興に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、健全化計画の市税収入の見込みでありますけれども、平成19年度までは予算額を計上し、平成20年度以降は、これまでの税目ごとの収入動向等を勘案して計上したところであります。主なものでありますけれども、まず個人市民税は人口の減少を考慮して、毎年度1億100万円減少するものと見込み、法人市民税は景気回復の兆しが見られることなどを勘案して、平成19年度以降同額と見込みました。固定資産税と都市計画税は、毎年度新增築分などによる増を4,700万円見込む一方、平成21年度と24年度の評価替え年度には、3億円の減を見込んでおります。

次に、平成19年度の税制改正による影響であります。税源移譲分に係る分として、9億7,000万円程度見込むとともに、定率減税廃止などを考慮し、平成18年度当初予算比で約11億4,000万円の増収になるものと見込んでおります。

次に、臨時財政対策債でありますけれども、これは国が本来交付すべき地方交付税の一部を、地方自治体に借入れを認める地方債でありますので、財政健全化計画上では地方交付税との合計で見込むことといたしました。具体的には、市債の元利償還金の今後の推移やいわゆる「骨太の方針2006」などを総合的に勘案し、平成20年度以降の地方交付税と臨時財政対策債の合計額を毎年度1パーセント減となるものと見込む中で、臨時財政対策債については順次縮減されると見込み、平成20年度以降、5パーセント減で計上いたしました。

また、地方交付税の中の普通交付税については、今後計画している建設事業等の起債の交付税措置分を見込むとともに、国勢調査人口の減少も見込んだところであります。

次に、平成19年度の地方交付税の算定方法の変更でありますけれども、本年度から新たに新型交付税と頑張る地方応援プログラムの考え方が導入されます。

まず、新型交付税につきましては、普通交付税の算定方法の簡素化を図る観点から、基準財政需要額の一部を人口と面積を基本とした簡素な算定にしようとするものであり、今年3月、総務省が平成18年度の基礎数値を基に試算した結果、小樽市への影響額は1,300万円の減少になると公表されております。

次に、頑張る地方応援プログラムにつきましては、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、1市町村につき、単年度3,000万円を上限に特別交付税措置を、また、

そのプロジェクトの成果指標に対し、普通交付税措置を講ずるというものであります。本市においても、「子育て応援し隊プロジェクト」や「中心街のにぎわいづくりプロジェクト」などを5月末までの第1次募集に応募しております。

次に、性質別の歳出の推移でありますけれども、平成8年度と平成17年度を比較いたしますと、人件費や職員数の減や職員給与費の削減などにより、32億400万円の減となったほか、建設事業費が58億9,300万円の減となりました。一方、扶助費が生活保護費などの増などにより、27億600万円の増となったほか、公債費が24億2,500万円の増となり、繰出金についても、平成12年度に介護保険事業特別会計が設置されたことや老人保健事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計などへ繰出金が増となったことから、21億7,100万円の増となりました。

次に、繰出金についてであります。平成18年度と24年度を比較して、23億5,000万円の減になると見込んでおりますが、その主な要因は、一つには老人保健事業特別会計への繰出金約17億円が、平成20年度からの後期高齢者医療制度の導入に伴い、広域連合への負担金へと変更になることがあります。また、企業会計への繰出金についても、約6億2,000万円減になるものと見込んでおりますが、これは主に病院事業会計への繰出金が、平成23年度の新病院の開院を見込むことにより、平成24年度には平成18年度と比較して約5億1,000万円の減になるものと見込んでいることによるものであります。

次に、行政改革についての御質問でありますけれども、初めに組織体制であります。組織につきましては、平成16年度に大規模な機構改革を行った後も、常に見直しを図りながら、これまで相当数の職員を削減するなど、総人件費の抑制に努めてまいりました。しかしながら、一方では団塊世代の大量退職が控えていることから、財政再建を念頭に置きながらも、組織を維持し、安定した市民サービスを提供していくためには、現在の小樽市の人口や財政規模に合った組織・機構の抜本的な見直しを早急にする必要があると考えております。具体的には、給食調理場や保育所など、民間委託を検討すべき業務もまだまだありますので、できる限り採用の抑制を図る中で、現在の組織のあるべき姿について、全庁的な検証を行い、業務量に見合ったスリムで効率的な体制を目指してまいりたいと考えております。

また、グループ制につきましては、平成16年度から導入し、現在は26の室や課で実施しており、組織内での業務の平準化が図られるとともに、業務の幅の広がりにより、視野の広い行政運営が推進されるなど、一定の効果があったものと思っております。しかし、柔軟な対応が可能となった反面、所属長のリーダーシップや職員間の協力意識がなければ、その効果が発揮されないという課題もあります。今後は組織・機構の見直しも検討する中で、市民ニーズへの迅速な対応や業務の効率化が期待できる部分については、積極的にグループ制を導入し、あわせて研修などを通して、指導者のマネジメント能力の育成や職員の意識改革を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員の意識改革についてでありますけれども、本市を取り巻く大変厳しい情勢の中で、常日ごろから前例にとらわれることなく、創意工夫をし、知恵を出し合って仕事をするよう、あらゆる機会をとらえて職員に語りかけてまいりました。また、職員研修の中でも、直接職員と対話する機会を設けて、意識改革について働きかけをしてまいりましたが、その結果として、少しずつではあります。若い職員の中に変化が出てきているものと思っております。今後とも職員研修等の機会を通じて、コスト意識を持ち、市民の視点に立って仕事を処理することができる、市民から信頼される職員を育成するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、人材育成基本計画と人事評価システムであります。平成18年8月からこれまでに12回の検討会を開き、人材育成基本方針及びその基本方針と密接にかかわる人事評価制度の内容検討を行ってきております。現在、目指すべき職員像や職員に求められる能力、今後の主な取組など、最終段階の詰め

作業を行っているところであり、できる限り早期にまとめてまいりたいと考えております。なお、人事評価制度につきましては、今年度内に管理職を対象として試行することを検討しております。

次に、人事異動の基準等でありますけれども、人事異動に当たりましては、まず業務遂行の度合いや努力の度合い、勤務態度について、所属部長からの評価を参考としております。また、昇任の選考に当たりましては、組織や定員管理の観点から、情報収集能力や企画力、部下職員に対する指導、育成力など、職員の能力や適性、基本姿勢などについて、所属部長からの評価や外部の評価なども含め十分把握するとともに、昇任させる職のポストの数やその職務内容、必要な資格、適性、能力等について、総合的に勘案することにしております。

次に、スペシャリストの育成ということでもありますけれども、まさにそのとおりであると考えますし、職員数の削減を進めている現状の中で、限られた職員を有効活用していくためにも、今後は税務や福祉、衛生等の必要と考えられる職場での専門的職員の配置について、検討を進めていきます。

また、人材育成には職員研修が欠かせないものと考えておりますが、これまでに派遣研修を行っている北海道自治政策研修センターや市町村アカデミーへの派遣研修を今後とも継続して行うとともに、これまで特定の職場でのみ行われてきた職場研修についても、日常業務の専門的知識を高めたり、職場におけるきめ細かな指導が可能であることから、今後も積極的に推進していきたいと考えております。

次に、事務事業評価システムの策定でありますけれども、行政評価システムを次期総合計画の進行管理ツールとして、計画を基に実行、点検、見直しのサイクルを確立していきたいと考えております。昨年度から、次期総合計画策定のための準備作業として、行政評価の手法を試験的に導入し、21世紀プラン第3次実施計画に掲げる421事業について、事業費等の投入量や成果指標、目標達成度や効率性の観点から、事務事業評価から政策評価までの三つの区分で作業を行っているところであります。評価システムの構築に当たりましては、市民にわかりやすい公表方法や職員の大きな負担とならないフォーマットなど、検討しなければならぬ課題もありますが、これから本格的な総合計画の策定作業に入りますので、それとあわせて行政評価のシステムづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、協働についてでありますけれども、私は、市長就任以来、協働の心を大切にした市政運営を心がけてまいりました。協働とは、市民と行政が自主的な行動の下で、お互いのよきパートナーとして連携し、それぞれがみずからの知恵と責任において、ともに汗を流し、まちづくりに取り組むことであると認識しております。具体的には、雪あかりの路の開催、小樽観光大学の設立・運営、杜のつどいの活動、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」の設置など、これまで数多くの協働事業に取り組んでまいりました。今後につきましても、市政への市民参加を促進する自治基本条例の制定に取り組み、協働による市政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、町会との連携や支援であります。町会活動支援員制度を創設し、町会の自立性と自主性を尊重しつつ、要請のある町会に、市の管理職等を支援員に指名し、町会が抱える課題等の解決のための相談、助言や担当部局との連絡調整及び市の施策や計画などの情報提供を行い、市民と協働してまちづくりを進めようとするものであります。

次に、情報化の推進についてでありますけれども、インターネットや携帯電話、地上デジタル放送など、情報化は日常生活の中に急速に拡大をしております。総務省が本年3月に発表したICTを活用した住民参画のあり方に関する調査研究事業報告書では、価値観やニーズの多様化、住民の連帯感の希薄化など、今日、地域が抱える課題の解決には、ICTが持つ力を活用することが重要であるとの報告がなされており、情報化はさらに進むものと認識しております。

次に、情報格差解消の取組についてであります。本市では、市民を対象にIT講習会や教育委員会が実施しているはつらつ講座もメニューの一つとしてパソコン講座を開催し、パソコン操作やインターネットの利用について学ぶ場を設けてまいりました。平成13年度から平成17年度までに開催したIT講習会では、約7,900名の方が受講され、また、はつらつ講座では、初心者及び経験者向けのパソコン講座をそれぞれ開催し、毎年80名の方が受講されております。このほか、杜のひろばでもパソコン講座が開催されており、平成18年度には延べ1,201名の方が受講されております。今後の課題といたしましては、現状においてインターネットがどの程度利用されているのか把握する必要があると考えておりますので、新しい総合計画策定に当たり実施する市民意向調査の中で、その状況を調査したいと考えております。

次に、地域情報化計画の進ちょく状況であります。公式ホームページの充実、庁内情報ネットワークの整備、議事録の公開、ダウンロードできる申請書などの様式数の拡大、小中学校のパソコン整備と回線の高速化などに取り組んでまいりました。本年度は地域情報化計画の最終年度となり、新たな計画の策定に着手したいと考えておりますので、全庁的に現在の計画の進ちょく状況をまとめてまいりたいと考えております。

次に、1課1ホームページ未掲載の課の職員研修でありますけれども、本年3月に本市ホームページの容量や機能を拡張するための措置を行ったことから、全庁的な職員研修はまだ開催しておりませんが、それぞれの課からの要請により、個別指導で対応してきたところであります。

次に、職員研修の効果とホームページ掲載予定などありますけれども、個別研修につきましては、マンツーマンで行っているため、実践的かつ短時間で習得が可能であるなど、その成果は大きなものがあります。現在、議会事務局において、担当者がホームページを作成中でありますが、これにつきましては、まもなく掲載できるものと考えております。

次に、情報についての市民ニーズの確認等あります。現在、市のホームページの御意見、お問い合わせメールにより意見を聴取していることもあり、今後もその中で対応してまいりたいと考えております。

次に、本市の携帯電話サイト「ノスタルジック小樽」の内容充実でありますけれども、屋外や出先などでも情報が容易に入手できるという携帯電話サイトの持つ特性を生かし、本市観光情報の発信を中心に内容の充実を図ってまいりました。最近の携帯電話は高機能化が進み、日々進化しているため、これらの機能を意識し、今後も携帯電話のどこでも利用できるという特性を生かしながら、観光以外の情報についても、さらに内容の充実を努めてまいりたいと考えております。

次に、人口問題でありますけれども、本年3月末で住民基本台帳人口が14万人を割り込んだことは、まことに残念な結果であると受け止めております。人口の減少は、行政面では市税収入や地方交付税など歳入の減少を招き、また経済面では生産力や購買力に大きな影響を及ぼすことから、人口問題は本市の重要な課題の一つと認識しております。

次に、過去5年間の人口の推移についてでありますけれども、住民基本台帳による平成18年12月末の人口は14万885人で、5年前の平成13年12月末の14万9,964人と比べて、9,079人の減少となっております。主な要因でありますけれども、自然動態では、昭和62年以降減少に転じ、平成13年から15年までは650人前後であった減少数が、平成16年以降、800人を上回る状況となっております。また、社会動態の直近5年間では、平成17年以降、1,000人を超える減少となっております。出生数は、平成18年に前年の756人から810人と回復しましたが、全体的には減少傾向が進んでおり、厳しい状況にあります。

次に、これまで実施した人口対策でありますけれども、雇用関連としましては、企業誘致や若年労働

者の地元定着事業など、子育て関連としては地域子育て支援センターの開設や地域子育て力強化事業、保育所においては定員の拡大のほか、産休明け保育や一時保育を行い、本年度は休日保育を実施いたします。居住関連については、若年者定住促進家賃補助制度の実施や市外からの入居を可能とする市営住宅への入居基準の緩和など、各種の事業を実施してまいりました。人口減少には複合的な要因があり、残念ながら人口減少に歯止めがかかっておりませんが、今後も効果的な施策について検討してまいりたいと思っております。

次に、道内、特に札幌市への転出の内容とこれからの対策でありますけれども、平成18年の転出と転入の差による減少数1,379人のうち、札幌市との間での減少数が1,167人と、減少数の大部分を占めており、年齢別では生産年齢人口が減少数の4分の3となっております。また、平成17年の国勢調査によりますと、札幌市に居住し、市内へ通勤している方が約8,300人おります。働く場の問題もありますが、本市は札幌市に比べ、若年者向けの賃貸物件が少なく、家賃も割高と言われ、また交通アクセスもよいことが、札幌市への人口流出の要因ではないかと思われます。一方、築港地区に建設されたマンションには、約4割の方が市外から転居されておりますので、こうした状況も分析し、今後の対策につなげてまいりたいと考えております。

次に、高校生の地元就職率などでありまして、小樽公共職業安定所が行った本市を含む北後志管内6市町村14高校の調査によりますと、各年度4月末時点の管内への就職率は、平成14年度54.1パーセント、15年度46.7パーセント、16年度49.9パーセント、17年度45.3パーセント、18年度48.3パーセントとなっており、おおむね5割程度の方が地元で就職しております。一方、管内の高校卒業者の求人倍率は、徐々に上昇しており、平成17年度と18年度においては、1.5倍を超えていることから、就職希望者側と求人側の意向が一致するよう、今後とも関係機関と連携をしながら、企業見学会や就職説明会などを開催し、地元就職率を高めてまいりたいと考えております。

次に、平成17年度と18年度の従業員の採用状況であります。小樽市労働実態調査においては、平成17年度は、新卒者を採用した事業所が27.7パーセント、中途採用を行った事業所が55.9パーセントとなっております。また、平成18年度は、新卒者を採用した事業所が29.8パーセントで、前年度に比べ2.1ポイント増加し、中途採用を行った事業所が61.4パーセントで、前年度に比べ5.5ポイント増加している結果となっております。

次に、企業誘致でありますけれども、初めに近年の立地企業数の推移であります。二、三年前まで全国的な景気の停滞が続き、企業の誘致が思うように進まない状況でありました。そのような中であっても、銭函及び石狩湾新港小樽市域の工業団地については、食料品製造業や物流関連を中心に、毎年数社から十数社の企業の立地がございましたが、一方では事業の見直し等のため、撤退する企業もございました。その結果、銭函工業団地においては、平成11年度末の立地117社、分譲率84.0パーセントが、18年度末には立地が同じく117社であります。分譲率は84.9パーセントとなっております。また、石狩湾新港工業流通団地の小樽市域では、11年度末が立地61社、分譲率42.0パーセントから、18年度末には71社、46.5パーセントと、堅調に推移をしております。

次に、小樽市企業立地促進条例による優遇制度の周知でありますけれども、ホームページによる紹介のほか、道の印刷物やホームページへの掲載、職員による企業訪問、関係団体等へのPRなど、機会あるごとに周知に努めてまいりました。また、問い合わせ件数につきましては、その内容や方法が多岐にわたるため、正確な件数を把握できておりませんが、電話や来庁、企業への訪問時を含め、現在も10社程度から問い合わせを受けております。この優遇制度が適用された企業は、平成18年度末で8社であり、さらに本年度も現時点で5社程度予定されていることから、本制度が企業の進出や地場企業の設備投資

の促進に大きな効果があったものと思っております。

次に、今後の企業誘致の推進であります。新たな企業の誘致は、単に雇用や税収の確保にとどまらず、地域経済全体に刺激を与え、定住人口の増加を含めた多くの波及効果が期待できるものと受け止めております。観光都市として知名度の高い本市ではありますが、商工業都市としての潜在能力を生かすため、さまざまなチャンスを逃さず、すぐれた物づくりの技術力や豊富で優秀な人材などを積極的にPRしていくことが重要と考えております。今後とも道や関係機関などと連携を図り、さらには本市ゆかりの方々や企業などにも協力をお願いしながら、情報を収集し、トップセールスを含めた、積極的かつ効果的な企業誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、新規企業の対策でありますけれども、まず本市における最近の企業の件数と業種については、民間の調査機関によりますと、平成18年度に62の法人格を持った会社が設立されており、業種としては小売・サービス・飲食業が上位を占めております。また、新規創業者に対する相談窓口や助成制度についてであります。商工会議所とも連携を図り、創業に関する相談に随時応じるとともに、専門的な案件については、市が商工会議所に委託して開設しております経営相談窓口、中小企業診断士など専門家を配置し、対応に当たっております。経営相談窓口の開設日や相談分野については、新聞掲載などを通じ、周知をしております。

次に、助成制度であります。毎年5月に開催している小樽市商工業振興施策説明会において、本市の融資制度のほか、国や道など関係機関の助成制度について説明をし、周知に努めているところであります。

次に、観光問題について何点か御質問がありましたけれども、初めに観光入り込み客数につきましては、観光客の入り込み動向は、平成11年度をピークに全体として減少傾向にありましたが、最近2年間は微増の状態にあります。過去の減少の要因としては、全国的な海外旅行や沖縄旅行ブーム、道内における旭山動物園の人気など、本市の観光を取り巻く環境が厳しさを増していることや本市観光客の多くがリピーターであるという実態の中で、運河や堺町通地区の景観、ガラスやオルゴール、海鮮料理といった従来型の観光資源に対し、いわゆるマンネリを感じている観光客も多いことなどが挙げられるものと考えております。

次に、観光の経済効果等の推移でありますけれども、平成12年度と16年度の調査結果によりますと、年間観光総消費額は約1,351億円から約1,319億円で、これに経済波及効果を加えた総売上高は約3,046億円から約2,668億円で、これに対応する就業者数は1万7,695人から1万8,499人に、それぞれ推移しております。

また、入り込みの減少が本市経済に与える影響であります。ただいま申し上げました調査結果を見ますと、就業者数は増加しているものの、消費額と売上高は減少していることから、入り込み客数の減少が本市経済全体に少なからぬ影響を及ぼしているものと推測しております。

次に、観光振興に対する予算の推移であります。各年度により地熱開発や緊急雇用対策交付金などの特殊な要因があり、ばらつきが見られますが、こうした要因を除いた観光費、海水浴場対策費、鯉御殿費、朝里ダム記念館費の合計は、ここ数年おおむね2億円台で推移をしており、平成19年度の当初予算については、事業効果が損なわれない範囲で経費の節減に努めた結果、約1億7,100万円となったものであります。これらの中で、最近の予算の特徴的なものとしては、平成13年度から15年度にかけての朝里地熱開発施設整備費約2億3,700万円、平成15年度の小樽フィルムコミッションホームページ制作費410万円、平成16年度の観光基本計画策定経費490万円、平成17年度から18年度の教育旅行誘致負担金300万円、平成19年度の観光誘致促進補助金930万円などが挙げられます。

次に、観光都市宣言でありますけれども、宣言の時期や内容等については、今後、設置が予定されております（仮称）小樽観光推進プロジェクト会議の中で協議する予定であり、できるだけ早い時期に宣言したいと考えております。

また、観光都市宣言の意義についてでありますけれども、まちを挙げて観光振興に取り組むことの意味表示として、観光都市小樽を広くアピールし、さらには本市のまちづくりにとって、観光が重要な分野であることをより明確に認識していただく機会になるなど、今後の観光小樽の持続的な発展に寄与するものと考えております。

また、観光振興室の役割でありますけれども、これまでも観光振興室は観光政策の中心的な役割を果たしてまいりましたが、宣言後の役割はより重要なものになると考えております。今後ともグループ制のメリットを十分に発揮し、小樽観光の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（仮称）小樽観光推進プロジェクト会議でありますけれども、現在、市と観光協会、商工会議所の三者による設立準備会を継続的に開催しており、この中で設置の時期や会議の方向性などについて協議をしているところであります。現時点では今年7月中の設置を目指しており、役割としては、観光基本計画に基づく具体的な施策の推進を図ること、また方向性としては、小樽観光の長年の課題である時間消費型観光あるいは宿泊滞在型観光への移行を主要な目的にしてはどうかとの意見が大宗を占めております。また、構成メンバーについては、主要目標など、会議の枠組みが定まった時点で、関係機関と協議をし、選出をしてまいりたいと考えております。

次に、リピーターや観光ニーズの多様化など、今後の観光課題への対応でありますけれども、本市の観光のリピーターには、いわゆる穴場的な観光資源など、新たな魅力を独自に求めている方も少なくないということも事実であります。こうした実態を受けて、現在、小樽観光協会において、新たな観光資源についての戦略的な情報発信を模索しているところであり、市といたしましても、こうした取組に対し、積極的に支援するとともに、今後設置予定の（仮称）小樽観光推進プロジェクト会議の場において、旧手宮線・北運河地区をはじめ、祝津、天狗山、朝里地区の整備など、新たな観光資源の発掘やメニューの創出について、具体的な議論を行ってまいりたいと考えております。

次に、歴史的な建造物についての認識であります。本市には運河や旧手宮線、さらには歴史的な建造物など、多くの文化・歴史遺産が残されております。特に、歴史的な建造物については、小樽運河周辺地区の倉庫群、北のウォール街と呼ばれた色内大通周辺地区の重厚な建物群などがあり、他都市にないまち並み景観を形成しております。これらは小樽観光にとっての重要な資源であるばかりでなく、先人の残した市民の貴重な財産でありますので、官民一体となって後世に残していかなければならないと考えております。

次に、歴史的な建造物の保存の課題と問題点であります。本市の歴史的建造物は、木造や木骨石張りづくりの建物が多いことが大きな特徴であり、主構造である木部の腐食の進行が早いことから、建物本体を維持することが難しいことや建物全体の老朽化に対する維持管理経費が増大することが課題であり、問題となってくるものと考えております。

また、最近の市の助成制度の予算の推移でありますけれども、予算は平成14年度に5,000万円、15年度に2,000万円、16年度以降は1,000万円となっており、建物の外観や屋根の補修工事などに対する助成であります。また、今後についてもできる限りの支援を行い、歴史的建造物の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光資源としての港とその周辺地区の活用でありますけれども、現行の港湾計画では、小樽運河周辺については、生活・レクリエーションゾーン、第3号ふ頭周辺については交流ゾーンとして位置

づけておりますが、第3号ふ頭につきましては、小樽港の主要貨物である畜産飼料穀物の取扱いをはじめ、政府米の備蓄や中古自動車の輸出通関などに用いられており、現在のところこれにかわるふ頭の確保が困難な状況にあります。しかしながら、第3号ふ頭周辺は小樽駅から港に至る重要な都市軸の一端を担っており、観光資源としても大変魅力的な空間でありますことから、将来的には国際交流や市民交流の場として有効に活用すべきものと考えております。なお、第3号ふ頭の基部につきましては、このたび国の小樽地方合同庁舎の建替えに合わせ、老朽化の著しい周辺道路の整備や多目的広場の確保などに努めてまいりたいと考えております。

次に、新市立病院の建設についての御質問がありましたけれども、最初に市長選挙の結果をどう受け止めているかということですが、新病院建設については、3人の候補がそれぞれ独自の施策を掲げ、市民の判断をいただく結果となりましたが、私としましては、築港地区以外に適地がないこと、リフォームは現実的でないこと、また現在の計画を中断した場合には医師の確保も困難になり、病院そのものが維持できなくなるなどを訴えてまいりました。また、今回の選挙では、それぞれの候補が病院問題をはじめ市政全般についてマニフェストを公開し、選挙戦が展開されましたが、それに対する市民の判断であり、候補者の中で最も多くの投票を得て私が支持されたものと考えております。

次に、市民に対する説明についてでありますけれども、今回の選挙につきましては、昨年の夕張市の財政破たんに伴って端を発した財政問題については、周知期間も短く、説明不足となった感もありますし、またリフォーム論に至っては、選挙直前に出されたため、現実的でない旨の説明も十分できないままの選挙戦となりました。いずれにいたしましても、選挙期間中、市民の方々と話をする中で、今まで広報誌を通じて適宜情報を提供してまいりましたが、十分周知されておらず、また話をすれば、大方の方が理解をしていただけないということもありましたので、今後はどういう形で説明を行っていくか、高橋議員御提案の説明会も含めて、早急に検討を行っていきたいと思っております。

次に、市立病院の位置づけと役割でありますけれども、小樽を中心とした後志二次医療圏の地域基幹病院として位置づけられており、その役割は総合的診療機能と専門的診療機能を生かし、地域住民が質の高い医療を受けることを可能とし、安心して生活できるための役割を担っていると考えております。

次に、市内の届出全許可病床数でありますけれども、19年5月1日現在で3,872床であり、主な公的病院の病床数は1,773床であります。全病床数に対する小樽病院と第二病院の割合は、小樽病院が518床ですの13.4パーセント、第二病院が352床ですの9.1パーセントであります。

次に、市立病院だけが行っている医療や特徴でありますけれども、小樽病院においては、オープン病棟を開設し、市内の開業医が小樽病院の高度な医療機器、検査体制、看護体制を利用して患者を診察することで、病診連携を実践しているほか、後志管内で唯一がんの放射線治療を行っております。また、高齢化に伴い、複数の疾病を抱える患者にとっては、多くの診療科を有する小樽病院は、通院等の利便性が高いものと認識しております。また、第二病院においては、一刻を争う脳疾患や心疾患などの救急患者を24時間体制で受け入れ、専門的で高度な医療を市内だけではなく、後志管内の地域住民にも提供していることが特徴として挙げられます。

次に、市立病院がなくなった場合の影響でありますけれども、ただいまお答えしたように、市立病院の役割や現在担っている医療の特徴などから、市立病院でしか対応できない患者はもちろん、市立病院の病床数を考え合わせても、相当数の患者が札幌の病院に通院や入院をしなければならなくなりますので、患者はもとより、その家族にとっても大きな負担が生じるものと考えております。さらには、両市立病院は後志医療圏の地域基幹病院でありますので、周辺町村に与える影響も大きいものと考えております。いずれにいたしましても、高齢者が多い本市において、市民が安心・安全に生活できるためには、

市立病院が持つ高度で専門的な医療や総合的診療を提供できる体制が、市内にあることが必要であると考えております。

次に、厳しい財政状況の中で、新病院の建設ができるのか、あるいはまた起債を償還していけるのか、わかりやすい説明が必要ではないかという御指摘でありますけれども、まずそもそも市立病院の統合新築の議論は、財政問題がその出発点になっております。老朽化した二つの病院を現在のまま維持していきますと、病院事業会計の赤字はますます膨らみ、本市の財政全体にも大きな影響を与えることとなるため、一日も早く統合新築することにより、医療環境の整った効率的な病院をつくり、健全な経営を行うことにより、将来の財政負担を軽減する必要があると考えております。新病院を建設した方が、建設せずに現在のまま推移するより、結果として財政負担が軽減されることとなりますので、今までもその旨、広報誌にも掲載をし、市民の皆さんに説明をしてきておりますが、十分理解されているとは言えない状況でありますので、先ほどもお答えしたとおり、早急に説明の仕方について検討を行っていきたくと考えております。

また、起債の償還につきましては、新病院の健全な経営が必要となりますので、地方公営企業法の全部適用など、経営改善の取組についてもあわせて説明していくことが必要であると考えております。

次に、新病院についての起債の協議の経過であります。病院事業会計は従前より44億円の長期借入金を抱えておりましたので、その解消方法等も含めて道と協議を続けてきておりましたが、昨年の夕張市の財政破たん以後、会計処理の是正により、長期借入金は不良債務となったことに伴い、起債の許可を得るためには、不良債務を5年間で解消することが必要となったところであります。今回協議しておりますのは、今年度の医療機器整備のための起債についてであります。先月、北海道に対し、起債計画書及び収支計画書の提出を行ったところであります。北海道といたしましては、不良債務の解消額、資金不足比率がともに大きいことから、収支計画については、今後の入院・外来収益の推移を注視し、起債の許可については慎重に判断する必要があるとの見解であります。今後予定しております新病院建設用地の取得費用に係る起債についても、全く同様の条件となります。

また、起債が認められないのではという意見があるとのことでもありますけれども、約44億円の5年間の解消は相当厳しいものと認識はしておりますが、これは新病院の建設以前に、現在の病院運営の上からもぜひとも解消しなければならないものであります。今回提出しております健全化計画は、平成18年度の実績をベースにした実行可能な計画でありますので、まず計画どおりの実績を上げることに最大限の努力をしてみたいと考えております。

次に、がん診療についての御質問でありますけれども、まず現在の市立病院での状況であります。外科手術や薬剤による治療のほか、後志管内で唯一の放射線治療も行っております。また、診断の面では、放射線の読影医師1名が常勤し、他の医療機関からの依頼による診断も行っております。

次に、がん治療の専門医につきましては、全国的にはまだ少なく、都道府県単位での配置が課題になっている現状ですが、市立病院独自での確保は当面困難な面もありますので、配置されている医療機関等との連携を強めていくことが重要と考えております。

また、がん診療についての市内における市立病院の持つ役割であります。医療機関によって、例えば同じ消化器科であっても、消化管や肝臓などといったように、専門分野がそれぞれ違っておりますので、分野別の機能分担がなされているところであります。また、先ほどお答えいたしましたとおり、放射線治療や診断などでは、中心的な役割を担っているところであります。

次に、新病院も含めたがん診療内容の今後の方向性でありますけれども、がん治療は外科手術、放射線治療、そして抗がん剤薬物療法へと発展をしてきており、また、これらを組み合わせた治療も行われ

ております。また、近年は患者が定期的に放射線治療や抗がん剤の点滴を受ける外来治療が増加してきております。これらの状況も踏まえて、また高齢者人口が占める割合が高い本市においては、高齢者にとって負担が大きい手術以外にも治療の選択肢をさらに広げていきたいと考えているところであります。

次に、周知でありますけれども、がん診療については、他の医療機関との連携によるところが最も重要でありますので、市立病院において行うことができる診療、治療の内容について、地域医療連携室を中心として、他の医療機関への情報提供に努めてまいりますし、広報誌や病院のホームページなどを利用して、市民の皆さんへ周知も図ってまいりたいと考えております。

次に、医師確保についてでありますけれども、まず現在の体制を維持することを第一に考えております。その上で、新病院におきましては、需要の多い診療科や1人診療科にはできれば増員し、医師の労働環境の改善につなげたいと考えておりますので、54名程度の体制を目指していきたいと考えております。これまで医師確保に向けた大学医局との話合いの経緯の中では、医師の集約化が進められております産科、小児科の配置は困難であります。統合新築により新しい医療環境が整った病院になれば、医師の増員が可能との感触も得ている診療科もありますし、札幌近郊で医師の派遣を比較的しやすい立地条件であるということなどからも、確保していけるものと考えております。

次に、最終処分場に関する御質問でありますけれども、初めに平成8年度に策定した最終処分場基本計画における全体工事費や埋立計画期間などありますけれども、1期分については、全体工事費は約62億3,000万円であり、主な工種別内訳では、埋立地本体が約34億8,000万円、浸出水処理施設が約16億2,000万円、搬入道路や調整池、管理棟など、その他の施設が約11億3,000万円となっております。埋立計画期間は平成12年度から20年度までの9年間、埋立計画量は81万1,000立方メートル、埋立対象物は一般廃棄物と産業廃棄物の一部であり、埋立方式は層状埋立て、いわゆるサンドイッチ方式となっております。また、2期分については、当初の基本計画では全体工事費は示されていませんが、埋立計画期間は平成21年度から26年度までの6年間、埋立計画量は22万2,000立方メートル、埋立対象物及び埋立方式は1期分と同様となっております。

次に、埋立量の容積換算率でありますけれども、平成8年度の最終処分場基本計画の策定に際しましては、埋立量を重量から容積に換算する率を、国庫補助事業の計画で全国的に広く使われていた、東京都清掃局が実際の埋立地で調査した体積換算係数を使用しています。本市では平成16年7月に埋立容量を実測しましたが、その結果と、埋立重量を東京都の係数を使用して換算した数値との間に大きな差異が見られなかったことから、この係数は本市の廃棄物における換算率としても十分適合するものと考えております。

次に、平成12年度から18年度までの埋立実績でありますけれども、埋立重量では覆土やえん堤土量などを含め、約70万3,000トンとなり、平成16年7月の埋立容量の実測値とそれ以降の容積換算により、埋立容積では約67万8,000立方メートルと推計しております。また、埋立計画量との比較ですが、基本計画における平成18年度までの埋立容量は、68万7,000立方メートルとなっておりますが、これにはえん堤土量を含んでいませんので、えん堤土量の実績の約1万9,000立方メートルを考慮しますと、率で約4パーセント、容量で約2万8,000立方メートル、計画より少ない状況となっております。

次に、埋立期間につきましては、家庭ごみ減量化・有料化施策の実施や新焼却施設の性能向上など、基本計画策定時と状況が変化しており、それらの状況を考慮して、1期分の今後の埋立量を推計したところ、基本計画より1年程度延長するものと見込んでおります。

次に、昨年度の実施設設計の入札でありますけれども、公募型指名競争入札を行ったところ、2社の応

募があり、株式会社ドーコンが落札いたしました。

次に、主な設計項目の1期と2期の対比でありますけれども、遮水シートについては、1期と2期とも、厚さ1.5ミリメートルの高密度ポリエチレンとしており、その設計金額については、ほぼ同額となっております。

また、漏水検知システムについては、1期、2期ともに電気的方式としており、その設計金額は、面積の違いもあり、差を生じております。

次に、今後のスケジュールでありますけれども、補正予算が成立後、入札手続を開始いたします。工事は平成19年度に請負業者を確定し、一部樹木の伐採を行い、遮水シートの敷設など本格的な造成工事は平成20年、21年度に実施し、22年2月を完成予定としております。

次に、入札につきましては、今後、庁内の建設工事委員会におきまして、設計担当課より工事内容や施工方法などを聞いた上で、入札参加資格及び入札方法について審議されることとなりますが、市全体の工事発注量が減少している状況でありますので、本工事におけるJVへの地元企業の参入について、できる限り配慮してまいりたいと考えております。

次に、2期終了後の最終処分場の計画でありますけれども、新設計画を策定するに当たりましては、今後の埋立量をできるだけ正確に把握することが重要でありますので、本年4月に供用開始したごみ焼却施設やリサイクルプラザでの処理後の埋立量などの推移を見極め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、最終処分場の跡利用につきましては、平成12年6月に埋立てが終了しました旧廃棄物処理場においては、現在もお浸出水の処理や安定化に向けた覆土などの維持・管理を行っているところでありますので、この例からも跡地利用を検討するまでにはかなりの期間を要するものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、開かれた学校についてであります。私は常日ごろ、子供たちに対する教育は、学校だけにとどまることなく、学校、家庭、地域社会がそれぞれの機能、役割を果たすとともに、相互が十分に連携し、一体となって取り組まなければならないものと考えております。議員の御指摘のとおり、開かれた学校とは、単に学校施設を市民に開放するだけでなく、学校が保護者や地域の方々の期待にこたえ、適切な教育活動を進めていくため、学校の教育方針などについて理解や協力を求めたり、学校を運営するに当たり、こうした方々の意見や要望を的確に反映させるなどしながら、子供たちを育てていくという視点に立って、教育活動を進めていくものであると認識しております。

次に、学校評議員についてであります。この制度は、開かれた学校や地域の特色を生かした学校を目指し、PTA会員相互の学習の場とは別に、校長が教育活動のあり方、保護者や地域との連携、子供たちの安全確保など、学校経営全般にわたり評議員に諮問し、提言をいただいたり、時には意見を交換しながら、社会の変化に対応した教育を進めていこうとするものであります。この制度は、全道的にもまだ小樽市のように100パーセントの実施には至っておりませんが、小樽市内の各学校においては、年平均2回から4回開催している状況にあります。これまでいじめの問題がクローズアップされた際には、各学校において速やかに評議員会議を開催し、意見を聞き、地域と連携しながら、いじめにかかわる問題行動の未然防止や解決に努力していただきました。また、自校のみならず、例えば銭函地区の4小中学校においては、連絡評議員会を結成するなどしながら、地域との連携等について相互に情報交換を行うなど、工夫も見られます。今後は、各学校の評議員からの提言や意見を生かし、開かれた学校づくり、

地域の特色を生かした学校づくりに向け、校長がよりリーダーシップを発揮しながら取り組むこととなります。市教委といたしましても、学校と一体となって地域との協働による教育活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、地域や保護者の学校に対する思いについてであります。全国的にも学校が社会に対して閉鎖的であるという指摘は、しばしば耳にするところであります。また、いじめに関する実態調査や全国学力・学習状況調査、AEDの導入などは、子供の命や人権、学力の把握にかかわる必要不可欠なものであり、保護者の願いを教員一人一人が深く自覚し、みずから使命感を持って判断し、行動しなければならぬものであります。こうしたことに対する非協力や反対という声は、保護者や地域の方々の信頼や信用を損なうもので、まことに遺憾に思います。本市におきましては、「あおばとプラン」に信頼される開かれた学校づくりの推進を掲げ、学校評議員制度の活性化をはじめ、学校経営計画などの説明や地域への授業公開、保護者アンケートの実施などに積極的に取り組み、学校運営の透明性を高め、家庭や地域社会との連携、協力を努めているところであります。今後も市P連などとの連携の下、市民の願いや思いを積極的に聞くなどしながら、家庭や地域社会にとって垣根の低い、信頼される開かれた学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、教員と子供のいじめに関する受止め方についてですが、道教委のいじめに関する実態等調査の結果では、悪口を言うなどのいじめに対する子供と教員の認知は、ほぼ一致しております。しかしながら、教員のいじめの認知については、冷やかし、からかいなど、表面的に把握しやすいものが高くなっております。子供のいじめの認知については、仲間外れにされることが一番嫌だとしており、教員は日ごろから子供の人間関係をきめ細かく観察するなどの対応が求められます。また、いじめが解決したかどうかについても、子供たちは教員の認識を上回る3割以上が、今もいじめられていると回答しており、子供の心のサインに一層目を向ける必要があります。いじめは決して許されるものではありませんので、どの学校でも、どの子にも起こり得ることを教育に携わる者すべてが認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、いじめられている子供の立場に立ち、迅速に対応する必要があると考えております。

次に、いじめ問題への取組についてであります。問題が生じたときは、それぞれの学校、学級において、その状況を隠すことなく、いじめられている子供を徹底して守るという姿勢で、学校、家庭、地域、教育委員会が一体となって対処していくべきものと考えます。教育委員会といたしましては、これまでいじめ防止にかかわる啓発チラシの配布やいじめ発見のチェックポイントなどを掲載した保護者向けの資料の配布など、いじめ問題への啓発に努めてまいりました。本年度は啓発にとどまることなく、さらに電話相談窓口やスクールカウンセラーへの面談方法などを記したチラシを全保護者に配布し、相談窓口の周知を図ったところです。今後、学校におけるいじめへの対処方針、指導計画などの情報については、個人情報の取扱いに注意しつつ、事実を隠すことなく、正確な情報提供を行うなどしながら、保護者や地域の方々の理解を得るよう、そして学校が子供たちの憩いの場になるよう、指導してまいります。

次に、災害時の避難場所としての学校施設の安全性についてであります。本市の学校施設につきましては、現行の耐震基準以前に建設された校舎や体育館が多い状況にあり、地震や余震の発生時において、子供などの安全確保をすることや地域住民の避難場所としての役割を果たさなければならないことから、今後、耐震化を含めた安全な学校施設の確保が重要な課題であると認識しております。

次に、学校カルテの作成状況についてであります。これまで平成17年当初から、保全費用の平準化を目的とした施設ごとのカルテを手がけ、学校施設にかかわる建設年度、建物の構造、床面積、敷地面積などの基礎資料のほか、暖房、給排水施設にかかわる維持・補修の状況など、データベースの構築に

努めてまいりました。その間、校舎のアスベストの対応や耐震化優先度調査などにより中断してまいりましたが、今後は学校の状況をより具体的に調査して、年度内に基礎データを取りまとめた上で、学校カルテとして仕上げたいと考えております。

最後に、保全計画の策定についてであります。これから策定される学校適正配置計画と耐震化計画との整合性を図りながら、安全性や緊急性、改修の順位など、あらゆる角度から考察した上で、保全計画を策定することとなります。したがって、保全計画の策定期間につきましては、学校適正配置計画の策定以降になるものと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 9番、高橋克幸議員。

**9番(高橋克幸議員)** 1点だけ再質問させていただきます。

病院問題についてですけれども、市民の中に入ってできるだけ多くの市民の方に説明した方がいいという認識は、私も市長も同じだと思います。それで、先ほど説明会も提案しましたが、小さい単位でたくさんというのは、時間的制約があって、恐らく難しいと思います。ただ、何か所かでも結構ですから、できるだけ市民と接点を持っていただいて、市長、それから市の職員の方々も含めて、できるだけ具体的に、基本的な内容すらわかっていない方もいらっしゃいますので、再度その広報誌も含めて、資料の配布も検討していただきたいですし、先ほど早急に検討するというお話でしたけれども、その内容について、もし市長の方で何か今考えられていることがあればお話ししてほしいですし、早急というのは議会が終わってからすぐというふうになるうかと思っておりますけれども、その辺も含めてもう一度お願いしたいと思います。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 先ほどもお答えしましたとおり、どういう形でやっていくか、よく十分内部で検討しまして、御提言の趣旨も踏まえてやっていきたいと思っております。

**議長(見楚谷登志)** 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時38分**

**再開 午後 3時10分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 17番、斎藤博行議員。

(17番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

**17番(斎藤博行議員)** 平成19年第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

最初に、4月に行われた第16回統一地方選挙において、厳しい選挙戦を戦い抜き、今、こうして議会の場で相まみえます市長並びに議員各位に、心より敬意を表します。私たち民主党・市民連合は、市民の立場に立った市政の実現を目指し、一層頑張る決意であります。市長並びに理事者の御協力をお願いするとともに、各会派の議員の御理解もあわせてお願いするものであります。

最初の質問に入ります。市長は選挙戦の中で、小樽市における自治基本条例の制定について、積極的な考えを述べておりました。まず、この問題について、市長の考えなどについて質問します。

2001年、北海道二セコ町で最初の自治基本条例が制定されてから、7年たちました。今では全国で約

70の自治体で、自治基本条例が制定されています。また、今年の選挙においても、多くの候補者が公約の一つにこの条例の制定を挙げておりましたので、今後、相当数増えてくるものと考えます。これは単なる流行というものではなく、今日の自治体を取り巻く状況により、自治基本条例の制定を迫られていることによるものと考えます。

その理由の一つは、ひっ迫する自治体の財政事情があります。今後予想される少子高齢化の進行、また市民ニーズの多様化と増大は、自治体財政の危機を反映した自治体の政策資源の枯渇との間に深刻なギャップをつくり出し、市民と行政の間の緊張が高まります。従来の順番待ち民主主義、つまり今年は大めだが来年こそは何とか、それが難しいならその次にといった形で、市民ニーズにこたえてゆく政策決定システムは、景気も自治体財政も右肩上がりの時代の産物です。これからは、政策の厳しい吟味、選択、議論と合意が不可欠な時代です。これが、自治基本条例が必要とされる時代の背景の根幹です。

そして、理由の二つ目は、地方分権の時代にあって、自己決定、自己責任が自治体運営の基本になったからです。この間、市役所の中で独自に開発され、普及し、すぐれた政策決定制度となっているものや政策決定過程への市民参加の保障システムや情報公開、情報共有などの自治体の運営方式などなどを総合化し体系化して自治体運営の基本ルールとして条例化するのが、自治基本条例と考えます。

岐阜県多治見市には、市政基本条例があります。これは平成18年9月28日にできたもので、二セコ町から始まった自治基本条例の今日的集大成と言われています。北海学園大学の神原教授によりますと、現在の時点で一番よくできたものと言われています。小樽市において自治基本条例を制定しようとする以上、この多治見市の条例を参考に考えるべきと思いながら質問いたします。

最初に、市長は自治基本条例の制定に際して、自治体運営の理念をどのように考えられているのか、お聞かせください。

次に、その理念を具体化するため、どのような制度を考えられているのか、その際、今、既にある条例、例えば情報公開条例などとの関係をどう考えているのか、お聞かせください。

自治体運営は住民、市長、議員、そして職員によってなされているわけですが、それぞれの役割をどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、この条例はその自治体の民主主義の成熟度の表れと言われています。この条例をつくる作業をどのように進められるのか、考えをお示しください。

この項最後に、条例制定の時期をどう考えているのか、お示しください。

次に、指定管理者制度に関して、何点か質問します。

平成18年度から、多くの市の施設が、市の直営又は管理委託から指定管理者制度に移りました。私は、指定管理者制度導入に際し、公の施設の責任の所在を明らかにし、市民の皆さんの不満や苦情を受け付けるため、指定管理者110番を設けるように求め、検討したいとの答弁をいただいたと記憶しております。これまでの検討状況などをお聞かせください。

次に、この1年間、利用者からの苦情や不満はありませんでしたか。逆に、指定管理者の方から苦情や不満の声はありませんでしたか。

指定管理者制度では、民間のノウハウを活用し、効率的な運営を目指すと言われていました。しかし、実際にはそううまくいかず、そもそも初めから財政効果を優先した契約になっていたのではないかとと思われる部分もあったようです。小樽市夜間急病センターの指定管理者以外で、管理費に関して再協議等を申し込まれたケースはありませんでしたか。

また、その協議の結果はどのようになりましたか、お聞かせください。

今、夜間急病センターを除いたのは、夜間急病センターの指定管理者である小樽市医師会の方から、

平成18年度の夜間急病センターの管理費について、見直しを求める動きがあり、結果的には950万円の追加払いが行われたと聞いております。

昨年、夜間急病センターの指定管理者を小樽市医師会にお願いするときに、その管理費についてどのような協議がなされたのか、お聞かせください。契約書では、1年間で1億2,100万円となっています。

次に、今回の件に関して、窓口は保健所だろうと思いますが、小樽市との協議の経過をお聞かせください。

次に、その際、小樽市医師会が初期の金額では不足で、追加払いが必要とした理由はどのようなことでしたか。

また、小樽市が追加払いを必要と判断した理由はどこですか。

次に、この項最後の質問ですが、指定管理者制度の導入に際しての議論経過から考えても、こうした変更を私は重要な変更と考えるわけですが、そうしたものがあつた場合には、しかるべき場面で議会に報告すべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、質問を変えて、市立病院に関して地方公営企業法の全部適用について質問します。

本来、自治体病院の役割は、不採算部門の医療や救急医療、周産期や小児科医療、結核、感染症や精神医療など、民間が対応しにくい医療を担い、又は地理的条件や交通事情などを考慮して、位置づけられています。行政サービスとして地域に必要なものは、不採算でも公費で行われているものもたくさんあります。公立病院も同様に、地域の行政需要にこたえる機能と私は考えます。病院を地方公営企業と見るとき、基本原則である「地方公営企業としての経済性」プラス「公共の医療福祉の増進に必要な行政の一部」という二面性をきちんと押さえておく必要があります。

最近、公立病院に対する地方公営企業法全部適用の動きが広がっています。全国的に約1,000か所ある公立病院のうち、247か所、道内においても札幌、函館、留萌、稚内の4か所の市立病院が地方公営企業法全部適用となりました。どれもごく最近の話です。その際言われた導入の理由は、第1に財務・会計の透明性の向上、第2に職員の意識改革として発生主義によるコスト意識の向上、第3に企業体として弾力的、効率的、効果的な業務運営の実施が可能になるなどです。そして、こうした表向きの理由の奥には、何とかして病院の経営改善を図りたいとの強い思いを読み取ることができます。しかし、本当にそうなるのでしょうか。会計上の違いについては、病院事業への公営企業法の全部適用により大きく変わるものではありません。全部適用でも、一部適用でも、公立病院に対する交付税、特別交付税の仕組みは変わりません。また、コスト意識の向上についても、無駄を省くコスト意識は当然病院事業だけでなく、すべての行政に今求められていると考えます。さらに、地方公営企業法の全部適用による経営改善の例として、埼玉県において看護師を副院長にした例や、独立行政法人化により、元国立大阪病院看護部長が国立病院大阪医療センター専任副院長に就任した例などが挙げられています。しかし、どれもこれも地方公営企業法の全部適用や独立行政法人化しなければ不可能なことなのでしょうか。そこには、今の病院の実態をきちんと分析した結果として、問題の所在、背景などを整理し、解決策としての地方公営企業法の全部適用という理論的な作業が抜けているようにさえ感じられます。このことは、昨年の市立病院調査特別委員会においても議論させてもらいましたが、議論がかみ合わなかったと感じております。改めて、今年の異動で事務局の体制を強化した小樽市の考えをお聞かせください。

最初に、公営企業法の全部適用の病院、私の調べたところでは247か所でしたが、この中で17年度決算が黒字となっている病院の数をお示してください。

次に、小樽の二つの病院についてですが、17年度決算では、小樽病院は赤字が2億400万円、市立第二病院では6,800万円の黒字、また18年度決算の見込みでは、小樽病院が6億6,400万円の赤字、市立第二

病院が5,300万円の黒字となっております。同じ小樽市内にあり、同じ職員給料表を用い、同じ診療報酬点数表を使っているこの二つの病院に、このような決算の数字に違いが出てくるのはなぜですか、お聞かせください。

この状態を変えて、病院の経営改善を図るためには、何をすべきと考えますか。その際、地方公営企業法の全部適用はどのような役割を果たすことができるとお考えなのか、お示してください。

次に、地方独立行政法人化に際しては、累積赤字を解消しなければならないことになっておりますが、このことは公立病院における地方公営企業法の全部適用においても、同じことが求められると考えます。従来の累積赤字の責任と原因を明らかにして、公営企業となった病院の新たな企業管理者がその責任を負わないようにすべきです。市長の見解を求めます。

次も、新市立病院の新築統合に関しての質問です。

私は、4月の選挙において、市立病院の新築統合の必要性を今、目の前に存在する早急に解決しなければならない問題として、老朽化し、巨大化した今の二つの病院を新築統合し、スリム化を図る、診療科目が分かれていることによる患者や御家族の負担を軽くする、病院が二つに分かれて存在していることにより生ずるいろいろな無駄をなくするなどを訴えてきました。4月には基本設計が始まりました。いよいよです。いろいろな問題を解決するためには、新病院の建物としての完成、病院としての能力のフル稼働を待たなければ実現しないものもありますが、それまでに終了し、点検しておかなければならない問題もあると思います。その一つが、病院の組織統合です。これは、新病院オープンの日のセレモニーでは間に合いません。むしろ、これから進められる新病院への医療現場の意思表示や意思統一のために、二つの病院の組織統合とそのことによる意思統一が必要となります。限られた条件の下で、各セクションのスタッフの数を決めなければなりません。また、今、両病院で別々に購入して使っている医療器材を新病院で利用できるのか、さらには利用しようとするのか、決めなければなりません。新たに購入する医療器材もあると思いますが、それは、どのメーカーのどの機種が新病院において最良なのかなど、問題はたくさんあると思います。今、新病院建設に向けての協議は、市立病院両院協議会において進められていると聞いております。

ここで質問ですが、この協議会のメンバー、役割と権限、そして最高責任者はだれなのか、お示してください。

私は、この体制が無責任だと指摘しているものではありません。しかし、二つの病院から来たメンバーによって構成されている協議会には、おのずと限界があり、今後進められる新病院の中身を詰めていく議論を一層深め、最終判断をし、そして最終責任の所在を明らかにするためにも、病院組織の統合が必要と考えます。今後の進め方を含め、市長の見解をお示してください。

次に、いわゆる地方公共団体財政健全化法について質問します。

第166回通常国会において、地方公共団体財政健全化法が可決されました。この法律は、骨太方針2006、これは2006年7月7日閣議決定において、再建法も適切に見直すとされ、2006年7月3日の地方分権21世紀ビジョン懇話会報告や2006年12月8日の新しい地方財政再生制度研究会報告に基づき、法案化されたものです。現在の地方財政再建促進特別措置法にかわるものです。この新しい法律では、自治体が毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を監査委員の審査を終えた後、議会に報告し、公表することになっています。そして、今述べた四つの健全化の判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないとし、財政健全化計画は議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、都道府県知事に報告し、さらに毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することになっています。また、さきに述べた比率のうち、実質赤

字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の三つをさらに再生判断比率とし、そのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を議会の議決を経て定め、公表することとなっております。さらに、財政再生計画を総務大臣と協議し、その同意を求めることができるとなっております。また、財政再生計画を定めている地方公共団体は、これを財政再生団体というそうですが、毎年度その実施状況を議会に報告するとなっております。

深刻な地方財政危機に対して出された政府の対策は、地方財政危機の本当の原因を隠し、地方自治体に、それはとりもなおさず地域住民や職員に一層のしわ寄せ、負担を強いる内容となっているように思われます。昭和29年、全国の財政再建団体は553団体にも及び、昭和35年でも11府県133市237町村の381団体でした。それが昭和46年にはゼロになったわけですが、そこには国、当時の自治省による地方財源対策として交付税引上げ、つまり地方自治体の財政の底上げが大きな役割を果たしました。その後、いわゆる財政再建団体は、福岡県赤池町が指定されるまでなかったわけです。次に出てきたのが、北海道夕張市でした。今日の地方財政危機の要因はたくさん考えられます。個々の自治体の運営責任も当然あります。しかし、最大の要因は、国の財政危機を地方分権、三位一体の改革などの名の下で地方に押しつけ、一地方自治体の財政努力を上回るような交付税削減を続ける政府の政策にあります。いわば、国策地方財政危機なのです。

質問します。最初に、今言われている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、さらに将来負担比率とはどのようにして算出されるものなのか、お示ください。

次に、その計算式に具体的数字、例えば平成18年度決算見込みの数字を入れたとき、どのような数字になるのか、お示ください。

それらの数字が言われております早期健全化基準や財政再生基準にひっかかった場合、基準はこれから示されることになっておりますので、想定域を出ませんが、先ほど私が述べた手続は別として、どのような影響が予想されるのか、わかる範囲でお聞かせください。

連結実質赤字比率の算定には、特別会計や企業会計が算入されますが、病院事業会計を見ると、全道84の病院事業会計のうち、61事業が赤字となっております。このことは診療報酬の改定や医師不足など、自治体や病院事業だけの努力ではなかなか解決できない問題を抱えていることによります。下水道事業会計や国民健康保険事業特別会計も同様なことが言えます。また、将来負担比率の算定では、想定外であります全職員が退職した場合の退職手当金を算入することになっております。政府は自治体の実情をもう少し理解してほしいと思います。

最初に、市長として、地方自治体の現場の長としての立場から、今回の法律に対する見解をお聞かせください。

また、この法律の運用に当たって、配慮や特例を求める動きを全道市長会などと連携して取り組む考えはないのか、見解をお示ください。

次に、職員の採用・退職に関して質問します。

最初に、小樽市職員の再任用制度についてお尋ねします。再任用制度は、平成14年第1回定例会において、国の制度を踏まえ条例化されたものです。当時、この制度については、第1に年金制度の改悪により、年金受給開始年齢が経過措置が終了した時点で65歳に引き上げられる点、そして第2には、60歳にはなったとはいっても、まだまだ元気で十分に仕事ができる人たちに働く場を提供し、その能力、知識、経験を生かしてもらおうという点、さらに第3には、今まさに今日的課題となっている団塊の世代の大量退職を前に、「プチ高齢者」の社会での役割を拡大する点などが、導入の理由でした。今日、年金の満額受給年齢は、男性で64歳、女性で61歳まで引き上がり、私のような昭和25年生まれの男性では、

65歳になっています。小樽市においても、大量退職の時代に入っていると言えます。こうした時代の変化などを踏まえ、何点か質問します。

最初に、過去4年間の定年退職者の数と自己都合による中途退職者の数をお示ください。

次に、その4年間の新規採用者の数をお示ください。

ここで、再任用制度の問題から少し外れますが、中途退職者の問題についてお聞きします。中途退職する人はそれぞれいろいろな事情がありだろうとは思いますが。私は、職員の中途退職を、職員の削減という面で見るとはなく、人的財産の喪失と考える必要があると思います。中途退職者は、長年にわたり小樽市がその仕事を通じて教育や訓練を行い、いろいろな場面で経験を踏ませるなど、大きな投資を行った人材と言えます。この人材が突然消滅してしまうわけですから、小樽市にとっても、現場の方でも、また市役所組織の長期的展望を考える上でも、大きな痛手です。中途退職者の問題をこうした観点から考える必要があると思いますが、市長の見解をお示ください。

また今後、組織問題として、中途退職者に対して退職を決意するに至った理由等を聞き取り、後々の職場づくりや人事等に生かしていくシステムを構築すべきと考えますが、見解をお示ください。

質問を再任用制度に戻します。今後5年間の定年退職者の数を年度ごとにお示ください。

今後、数年間にわたり、労働力の大きな変動が起きて、技術・技能、経験などの面で大きな空白が生ずる問題が指摘されています。質・量両面での人手不足を見越した動きが企業の間広がっています。小樽市において、今後予想される大量退職の影響をどのように考えていますか、見解をお示ください。

この項最後の質問ですが、凍結されている小樽市の再任用制度の取扱いの見直しをお示ください。

最後に、新しく策定される小樽市総合計画について質問します。

今の総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」は、平成10年4月に策定されました。小樽市にとっては、昭和43年、昭和48年、昭和55年、平成元年に続いた五つ目の総合計画です。この総合計画は、21世紀において小樽市が目指す将来都市像とその実現のための施策の展開方向を示した基本構想、この構想の目標年次は2010年代後半となっています。そして次に、基本構想で示した施策の展開方向に沿って、その達成に向けた具体的な施策の進め方や主な事業を示した基本計画、この基本計画は平成10年度から19年度までの10年間とされています。そして、基本計画に示された施策や事業の実施年度と予算規模を示した実施計画から構成されています。この計画は3年間となっており、平成10年から12年度までの第1次実施計画、平成13年度から15年度までの第2次実施計画、そして平成16年度から18年度までの第3次実施計画が作成されてきました。今、新しい総合計画を策定する作業が始まったのを機会に、さらに今後議論し、策定されるであろう小樽市自治基本条例との関係において、総合計画に関する考えを整理しておく必要があるのではないかと思います、何点か質問します。

最初に、総括です。新しい総合計画を策定する作業に当たり、最初にすべき作業は、今動いている総合計画について、その果たした役割、効果、そして限界などについて、どのような見解や認識を持っているのか、明らかにすべきです。市長の総括的見解を求めます。

次に、少なくとも五つある施策の大綱について、それぞれの項目での総括作業をし、整理して公表し、新総合計画づくりの前文とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、総合計画の位置づけです。さきに述べました岐阜県多治見市の市政基本条例では、第3章を総合計画とし、第20条で総合計画は市政を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。また、総合計画は、計画期間を定め策定され、市長の任期ごとに見直されます。また、市は、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。そして、市は、各政策分野における基本となる計画を策定する場合には、総合計画と

の関係を明らかにし、策定後は総合計画との調整の下で進行を管理しなければなりませんと定めております。

今、小樽市では、総合計画はどの条例の中でどのように位置づけられておりますか、お示してください。

次に、市長も制定に意欲を示している小樽市における自治基本条例の中にどのように位置づけようと考えているのか、見解をお聞かせください。

以上、市長の公約や今後の小樽のあり方に関する問題を中心に質問させていただきました。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自治基本条例についての御質問でありますけれども、私は今議会冒頭の提案説明の中で、市政の現状や課題についての情報を積極的に公開し、市民とともに考え行動する協働の市政運営を推進すると申し上げました。そして、その協働の市政運営のルールとして、自治基本条例の策定を市民や議会とも十分協議しながら着手をしまいたいと考えているところであります。

また、自治基本条例のポイントは、情報の共有と市民参加であると理解しており、現行の情報公開条例などとの関連もあわせて検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、まちづくりの主役は市民であることを念頭に、条例の策定に向け、準備に入りたいと考えております。

次に、自治体運営における住民、市長、議員、職員のそれぞれの役割についてでありますけれども、まさにこのことが条例策定過程での議論になると思っております。地方自治法では、組織の制度や仕組みについての規定はありますが、市民参加や協働のあり方についての言及はなく、自治基本条例はそうした視点からのルールを定めるものと理解しております。

次に、策定作業と制定時期でありますけれども、条例制定に当たりましては、議会はもとより、市民の声を聴くことが大切でありますので、8月から開催される次期総合計画の策定の地区別懇談会などの機会に、市民の皆さんに自治基本条例についての御意見等をいただきたいと考えております。現段階では策定作業や策定時期について具体的に申し上げられませんが、策定には他都市の例からも市民との議論を始めて2年ないし3年をかけていることから、本市においても一定の時間が必要と考えております。

次に、指定管理者制度についての御質問でありますけれども、まず施設の責任所在の明確化でありますけれども、各施設には本年2月から、当該施設が指定管理者によって運営されていることや指定管理者の名称、市担当部局のお問い合わせ先などにつきまして、掲示を行っております。

また、「指定管理者110番」につきましては、現状の体制の中ではなかなか難しいことから、現時点では指定管理者制度に関する総括的な窓口を総務部行政改革担当としており、先ほど説明いたしました掲示物の中にそれを明記しております。

なお、それぞれの施設には、利用者の方々の御意見をお聞きするために、アンケート箱なども設置しております。

次に、利用者及び指定管理者からの苦情等ありますけれども、平成18年度の状況につきましては、利用者からは施設設備等にかかわる要望的なものが多く見られますが、中には職員の対応に対する御意見などがあり、直接担当部局から指定管理者に対し、指導・助言をしているというケースもあります。また、指定管理者からは、施設の老朽化による改善や周辺環境の整備を望む声がありました。

なお、夜間急病センター以外で、管理費用に関して相談をされたケースもあったようですが、結果として規定の運営費の中での対応が可能になったとのことでもあります。

次に、夜間急病センターの指定管理者を小樽市医師会にお願いする際の管理費用に関する協議でありますけれども、夜間急病センターが指定管理者制度に移行するに当たり、市と医師会が施設の管理運営に関する基本協定を定めていく中で、管理費用についても協議を行いました。基本協定では、指定期間である平成18年度から22年度までの向こう5年間の年度ごとに、市が支払う管理費用の上限額を設定しています。この上限額については、双方協議の上、夜間急病センターの平成16年度の決算などを参考として、各年度1億2,100万円といたしました。また、医師会からの申入れにより、診療報酬の改定など、やむを得ない事情がある場合には、市が支払う管理費用の上限額を変更することができることといたしました。

次に、夜間急病センターの管理費用の追加払いを行った経過でありますけれども、昨年10月、医師会から、夜間急病センターの患者数が当初の予想を大きく下回っており、また診療報酬の引下げの影響もあり、当初予算に相当の不足が生じることが見込まれるので、市からの管理費用の増額について検討していただきたい旨の要請を受けました。時期的にはまだ年度の半ばでもありましたので、市といたしましては、その後の患者数の推移を見守りながら、引き続き経費の節減に努めていただき、当初予算の枠内で対応していただくようお願いしてまいりました。12月にも再度同様の要請を受けましたが、その後も患者数は増加することなく、診療収入が当初の見込みを大きく下回り、最終的に当初予算に対し、950万円の収支不足が生じることとなりました。このことを受け、本年3月、医師会からこの収支不足を解消するため、改めて管理費用を増額していただきたいとの要請を受けたところであります。市といたしましても、今回の収支不足は想定を超える患者数の減少によるものであり、経営努力ではいかんともしがたい部分があると判断し、管理費用の増額を行ったものであります。

次に、指定管理者の管理費用に変更があった場合の考え方でありますけれども、指定管理者制度を導入している施設には、定型的に収入が見込める施設や事業者の経営努力にも一定程度限界がある施設などがあり、またその時々さまざまな要因によって、管理費用に変更が生じることと想定されます。管理費用の増額などが必要な場合には、補正予算等の措置を講じることとなりますので、その場合には同時に、議会に説明なり報告をしてみたいと思っております。

次に、病院事業に対する地方公営企業法の全部適用についての御質問でありますけれども、まず全部適用導入の必要性ではありますが、御承知のとおり、本市病院事業会計は約43億円の不良債務を抱えており、先般の市立病院調査特別委員会でお示ししました資金収支計画を着実に実行し、この不良債務を解消することは、病院事業のみならず、本市の財政にとっても喫緊の課題であり、そのためにも病院事業の経営改善が必要であります。私も、全部適用を導入することだけで病院の経営改善が図られるとは考えておりませんが、この全部適用は病院の経営改善のために有効な手法の一つであると認識をしております。

また、全部適用により、新たに設置される管理者がみずからの権限と責任において病院を経営し、また病院職員も企業職員としてより一層病院への帰属意識を深めることにより、経営基盤が強化され、今後の経営改善が期待できるものと考えております。このことから、平成21年度の導入に向けて、具体的な準備作業を行うこととし、小樽病院事務局に必要な人員を配置したところであります。

次に、全部適用を導入している病院のうち、平成17年度決算で黒字となっている病院の数でありますけれども、平成17年度地方公営企業年鑑によりますと、同年度における全国の自治体病院の数は982か所、そのうち全部適用を導入している病院の数は209か所となっております。このうち、17年度決算で純利益

を計上した病院の数は80か所で、全部適用を導入している病院の38.3パーセントであります。

次に、小樽病院と第二病院の収益的収支の違いでありますけれども、両病院とも市立病院ではありませんが、診療科目が異なるため、診療報酬に基づく入院・外来収益の内容も異なることなどから、収益的収支にも違いが出てくるものであります。第二病院は、診療単価の高い脳神経外科、心臓血管外科、循環器科を持っていることや、精神神経科は診療単価が低いことから、不採算部門として一般会計から繰入れをしております。また、脳神経外科、心臓血管外科は、市内や後志管内で病院数が少なく、一次・二次救急に対応できる第二病院は中心的な役割を果たしていることから、安定的に患者を確保しており、収支の均衡が図られる経営体質となっております。また、小樽病院はここ数年、内科をはじめとして医師数が著しく減っていることから、入院・外来収益の大きな落ち込みにより、収益的収支が悪化しているものと考えております。

次に、経営改善と全部適用の関係でありますけれども、本市の二つの病院の収益的収支に違いが生じる理由は今申し上げたとおりでありますけれども、資金収支計画を着実に実行していく上でも、両病院ともに一層の経営改善を図っていかねばならないということは、言うまでもありません。そのためには個々の職員がコスト意識を持つことも重要なことですが、収支を改善するための経営基盤を強化するためには、病院の経営体制を見直すことも必要であると考え、全部適用を導入するものであります。

次に、累積赤字の責任ということでもありますけれども、この責任については、管理者に負わせるということではなく、管理者にはこの病院事業の厳しい現状を十分認識していただき、その権限と責任の下でリーダーシップを発揮し、より一層の経営改善を図り、病院事業の独立採算が可能となるような財務体質を構築して、安定した経営の下で市民によりよい医療サービスが提供される病院運営をされることを期待いたしております。

次に、市立病院の組織統合に関しての御質問でありますけれども、初めに市立病院両院協議会についてであります。本協議会のメンバーは、両病院の院長、小樽病院副院長、第二病院の院長職務代理者と両院の薬局長、総看護師長、検査技師長、放射線技師長、事務局長、総務部参事で構成されております。本協議会の役割は、市立病院の新築、統合、建設に向けた病院の組織、機能の一元化に向けた取組や、あわせて経営の効率化や健全化に配慮した医療環境の整備、運営システムの構築及び新市立病院建設に係る事項などについて協議を行うものであります。最高責任者については、本協議会の委員長であります小樽病院長となっております。

次に、病院組織の統合が必要とのことでもありますけれども、確かに新病院を建設するということは、現在ある二つの病院を一つの組織にするということで、その準備は周到かつ計画的に進める必要があると考えております。一方、新病院の完成とオープンまでは、それぞれの病院が通常どおり診療を行う必要があります。そのためにも開業前に全部適用を導入し、両病院を通じた最高責任者としての新しい管理者の下で組織として統合し、新病院へのスムーズな業務移行ができるよう、その準備を進めてまいりたいと考えております。

また、全部適用導入の過程におきましても、必要があれば、現在の組織の見直しについても検討してまいります。

次に、いわゆる「地方財政健全化法」の御質問でありますけれども、地方財政健全化法の実質赤字比率などの指標であります。まず指標の算出方法であります。実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合、連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額に公営企業会計の資金不足額などを加えた全会計の実質赤字額等の標準財政規模に対する割合、実質公債費比率は、一般会計等の元利償還金に一般会計が負担する公営企業や一部事務組合等の元利償還金などを加えた額の標準

財政規模から交付税に算入された元利償還金を除いた額に対する割合を示すものとしております。また、将来負担比率は、公営企業や一部事務組合、出資法人などを含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する割合であると規定されております。

次に、小樽市の平成18年度の決算見込みでの状況であります。現在把握している数値で試算いたしますと、実質赤字比率が4パーセント程度、連結実質赤字比率が20パーセント程度、実質公債費比率が平成16年度から18年度の3か年平均で19パーセント程度となります。また、将来負担比率については、その詳細が明らかになっていない部分もあり、今のところ算定ができない状況にあります。

次に、早期健全化基準などに該当した場合の影響でありますけれども、まず早期健全化団体となった場合であります。現行の地方債制度において、地方債の許可団体には財政健全化計画や公債費負担適正化計画の策定が求められ、その内容と実施状況などを勘案し、地方債の発行を許可していることなどから、当然に同様の制約を受けるものと認識しております。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上になり財政再生団体となった場合に、策定した財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めない場合には、災害復旧事業費等を除き、地方債の起債ができないこととしており、道路事業や学校建設などの建設事業は制限されることになります。

次に、地方財政健全化法に対する見解でありますけれども、この法律の制定の背景には、これまでの制度の課題として、再建団体の基準しかなく、早期是正の機能がないことや早期是正・再生という観点からのわかりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分であったこと、また普通会計を中心とした収支の指標のみで、負債等の財政状況に課題があっても対象とならないなどの指摘があったと認識しております。このようなことから、財政情報の開示を徹底し、透明なルールの下に早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームが導入されたものと理解しているところであります。今後、具体的な各判断比率の基準がどのようになっていくか、私どもとしても重要な点であります。各会計等のそれぞれの実情を反映させる観点からも、今般、衆議院、参議院の各総務委員会においても、「財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準等を定める際には、画一的な指標、基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること」という附帯決議が可決されておりますので、市といたしましても、全道市長会とも連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、職員の採用・退職でありますけれども、15年度から18年度までの医師・看護職を除く、定年退職者の数と自己都合による中途退職者の数及び同時期の新規採用者の数であります。定年退職者につきましては、15年度43人、16年度41人、17年度26人、18年度40人となっております。また、自己都合による中途退職者の数は、15年度19人、16年度17人、17年度19人、18年度24人となっております。なお、新規採用者数については、15年度10人、16年度15人、17年度28人、18年度10人となっております。

次に、中途退職者の人的財産の喪失と今後の職場づくり等に関する御質問でありますけれども、確かに職員として在職している間には、職務上の指導を受けたり、職員研修を受講するなどして、いわゆる人的財産でありますので、御指摘のとおり、職員数の削減という面だけではなく、人的財産の喪失という見方も成り立つものと思っております。

また、退職理由の聞き取りということでもありますけれども、中途退職を決断するには、個人ごとにさまざまな理由や事情があるものと推察され、プライバシーとも密接にかかわるデリケートな問題でありますので、困難なものと思っております。

次に、19年度から23年度までの5年間の定年退職者数と今後予想される大量退職の影響でありますけれども、定年退職者数については、19年度60人、20年度61人、21年度66人、22年度67人、23年度60人と

なっております。また、団塊の世代の大量退職を控えていることから、財政再建を念頭に置きながらも、組織を維持し、安定した市民サービスを提供していくため、現在の小樽市の人口や財政規模に合った組織・機構の抜本的な見直しを早急に行う必要があると考えており、民間委託の検討を行いながら、できる限り採用の抑制を図る中で、現在の組織のあるべき姿について全庁的な検証を行い、業務量に見合ったスリムで効率的な体制を目指してまいりたいと考えております。

次に、平成15年度から凍結中の再任用制度でありますけれども、民間企業では高齢者等の安定に関する法律により、定年の引上げ、定年後の継続雇用制度の導入又は定年制度の廃止のいずれかの措置が平成18年度から義務づけられました。しかしながら、公務員については、代替措置とも言うべき再任用制度があるということで、この法律の対象外となっています。現在、来年度の凍結解除に向けて、従来批判が大きかった公務員優遇という側面を払しょくし、市民感情にも配慮しながら、従来の再任用制度の抜本的な見直しを検討しているところであります。

次に、新しい総合計画の策定についての御質問でありますけれども、初めに現在の総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の役割であります。現計画は、21世紀における本市の力強い発展へと導くために、本市の将来像とその実現に向けた中長期的な市政の展開方法や主要施策を指針として策定したものであります。

次に、その効果でありますけれども、平成15年度に中間点検を実施し、現在、16年度から18年度までの第3次実施計画について点検作業を進めておりますので、それらを取りまとめた上で検証したいと考えております。

次に、総合計画の限界であります。これまでの総合計画では、事業の達成率、進捗率を計画事業費と実績額との対比ではかっておりますが、次期総合計画では、事業の成果指標や目的達成度など、客観的な判断基準を示せるものとしたいと考えております。

次に、現計画の総括を新たな計画の前文とすべきという御指摘でありますけれども、次期総合計画の策定作業では、現計画の課題や問題点などを検証しながら策定したいと考えておりますので、御質問にありました前文とすべきとお考えについては、計画策定過程の中で検討してみたいと考えております。

次に、総合計画の条例上の位置づけでありますけれども、現在、小樽市においては、総合計画を位置づけた条例はございません。自治基本条例と総合計画の関係については、一般的に総合計画は自治基本条例の中に位置づけられるものであると認識しておりますので、今後の自治基本条例策定の中で、その位置づけについて議論されるべき課題であると認識しております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 17番、斎藤博行議員。

**17番(斎藤博行議員)** 何点が再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、地方公営企業法の全部適用にかかわる部分での考え方の部分なので、市長の答弁も、このことについて特に有効性の部分では何回もお話をしているように聞こえました。もちろん有効な方法だという言い方もしておりました。また、これがすべてだとは思っていないというような言い方もしておりますし、また経営改善の一つの方法だというようなことも言っているわけでありまして。改めて、なぜ有効なのか、なぜすべてでないのか、経営改善の手法としてこれがどうして結論として出てくるのかというあたりについて、もう一度お聞かせさせていただきたいというふうに思います。

それから、今の病院事業会計の赤字を、仮に全部適用になった場合にどうしていくのかというようなことを聞きました。はっきりさせていただきたいのは、責任うんぬんではなくて、実際の問題として、今約43億円の赤字を新しい全部適用になった病院には持たせないというふうに言ったのか、責任だけは

持たせないと言っているのかというあたりについて、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから三つ目に、新病院の組織統合にかかわる部分なのですが、私は全部適用の問題とは別に考えていくというようなことで質問させていただきました。ただ、市長の答弁を聞きますと、まず先に全部適用があって、全部適用後の新管理者の下で、必要に応じて組織の統合を図っていくというふうな答弁だったというふうに聞こえました。ただ、現実の問題として、予定どおりいくと、あと4年半で新しい病院というのが動き出すという段階に今なっているわけで、工事と違って、新しい組織をつくっていくというのは、それはそれなりに大変丁寧に時間をかけてやっていかなければならない問題だと思います。私が今回の議会であえて質問させていただくのは、やると決めたからといって、1年ぐらいでできると私も思っておりません。そういった意味で、全部適用にどのぐらいの時間がかかるのか私にはわかりませんが、全部適用が完了して、そして新管理者の下で改めてこの組織統合の議論を進め、成立させていくというのか、完成させていって、そして新しい組織として新病院のオープンを迎えるというにはちょっと時間的な部分で、病院のオープンというのは予定でいくと、もうきめられているというふうに私は思っているわけですから、そこから逆算してきても、そろそろ一定の道筋を立てていかないと、要するにスケジュール化しないと、今後の方向性の議論ではもう間に合わないのではないかなと思って今回聞いたわけなので、もう一度その辺の流れみたいな部分についてお聞かせいただきたいと思います。この3点であります。

あと4点目は、中途退職する方の理由なり思いなりを聞くべきだというのは、私も、当然やめていく職員にはそれぞれいろいろな家庭の事情もありますし、健康上の事情もある、いろいろな事情があることは十分わかっている、そのほかにやはりなかなか外で見ても理解できない、何があったのかなというような形でやめていっている事例が多いのではないのかということを中心に、私は質問させていただいているわけでありまして。聞いて、プライバシーがあるから答えられませんという答えもあるかもしれませぬ。しかし、やはり一定仕事に、脂が乗っている時期という変な言い方ですけども、いろいろな方がいますけれども、明らかに結婚してやめていくとか、病気だからやめるとか、新しい仕事をしたいからやめるとかという、だれが聞いてもそうかなと思うような理由がなくて、どうしてやめていくのかなというのが職場の中でやはりささやかれるような事例が、私はあると思っています。その辺をきちんとしないと、組織は強くなっていかないと、質問させていただいていますので、そこら辺を含めてもう少し前向きにお考えいただけないかなというふうに思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私がお答えした以外のものは、小樽病院事務局長と総務部長の方からお答えします。

初めに、全部適用の問題ですけれども、確かに全部適用を導入したら全部うまくいくというふうには思っておりません。ただ、経営の責任を管理者に負わせるといいますが、全責任を持ってやっていただくわけですから、一定程度いろいろなことができるのかなと、弾力的にいろいろなことができますので、それで経営改善の有効な一つの手段だというふうに認識をしているところであります。

それから、赤字を全部管理者に負わせるのかということですが、それはそんなことではなくて、現在の約43億円の解消のためには、これは一応5年間という期間もありますから、一定程度残りますので、それは双方で努力していくということになると思います。

それから、組織の統合の問題につきましては、なかなかこの言うはやすく行うは難しという面があるかと思えます。それで、開業までの間に、何とか全部適用をして、それとはまた別に組織の統合については今からもうやっているわけですから、順次進めていきたいというふうには思っております。

補足については、小樽病院事務局長の方から答弁をさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 今、市長が答弁いたしましたとおり、地方公営企業法の全部適用というのは、今の実績自体は例えば全部適用にしているところがすべて黒字ではないという、こういう実績が出ていますので、よく言われていますのは、いわゆる全部適用にすること、管理者にほとんどの権限が任される、それをいかに有効に使って経営に生かしていくかということが問われるということが言われていますので、いかにその権限を有効に使っていくかということが全部適用としては非常に大事だろうと。ですから、全部適用を導入して、何もしなければ即経営がよくなるということは当然あり得ないということで、非常に権限を全面的に任されるからには、相当な経営努力が必要だというふうに思います。

それから、組織につきましては、当然管理者が設置されるわけですから、一つの組織として運営されて指揮・命令に服するということになっていきますが、例えば具体的に言いますと、看護部、それから放射線検査科というコメディカル部分につきましては、全部適用と同時に、いわゆるその各セクションのトップが両病院の兼務をする形で、それぞれの一つの組織統合という形で全部適用と同時にやっていくという方向も考えていますので、これは今担当ができましたので、この辺のところの具体的なスケジュール、こういった組織統合をどういうスケジュールでやっていくかということは、これから鋭意詰めていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 総務部長。

**総務部長(山崎範夫)** 中途退職者の理由等の関係についてお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、中途退職を決断するにはさまざまな理由があるという、そういうことだろうと思えますが、現状、年間五、六十人の方の中途退職がいて、圧倒的に病院職場が多いわけで、その辺の理由は少なからず我々も理解しておりますし、残りの方につきましても、ほとんどの方については、それなりの退職の理由というのは把握できるという、そういう状況になっています。ですから、そういう意味では、あえて制度的といえますか、こちら側から聞き取り調査をしなくとも、我々としてはやめられていく方のそれなりの理由については把握できる体制を持っていると、そういうことになっておりますので、御理解をいただければと思います。

**議長(見楚谷登志)** 斎藤博行議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時17分**

**再開 午後 4時40分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**5番(大橋一弘議員)** 自治基本条例と議会基本条例についてお尋ねをいたします。

自治基本条例が二セコ町で、そして議会基本条例が栗山町において、全国で初めて制定されました。慣習にとらわれず、新しいものを取り入れていく北海道のよさが表現されたものだと思っております。二セコ町の逢坂町長が2000年にまちづくり条例を全国に先駆けて制定してから、自治基本条例を制定する市が少しずつ出てきておりましたが、昨年来、多数の市で検討され始めたと聞いております。

当市においても、議会質問の中で繰り返し、制定の必要性が主張されてきましたが、今回、市長のマニフェストに含まれたことにより、総務部企画政策室が担当し、制定へ向けて計画を立てていると発表をされました。そのまちの憲法をつくるわけですから、全国横並びではなくて、小樽の自立、特色を明快にする条例の作成を市民も望んでいるものと思っております。条例の制定も首長提案で行われる市が大半であります。2003年には議会自身の手で作成を試みた新潟県吉川町まちづくり基本条例が制定され、また飯田市議会のように、条例を市民とともに作るために、「わがまちの“憲法”を考える市民会議」を議会が設置したところもあります。一般的には、市長の諮問に基づき、公募により市民参加の委員会を設置し、その運営を市民の手に任せる自治体が多いと聞いております。当市においては、なぜ条例を制定しようと考えたのか、そしてどのような作成手法をとっていくのか、また制定の目標年次をいつにするのか、お尋ねをいたします。

また、議会基本条例の制定についても、地方自治の二元代表民主制を思うとき、自治基本条例と並行して検討されるべきと考えます。なぜなら、二つの代表機関、市長と議会は、ともに市民の信託を受けて行動し、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、競争しながら、市としての最良の意思決定を導く共通の使命があるからであると考えます。議会基本条例も並行して検討していくべきということは、これから議員の中で論議されていくことでありますが、市長はどのような感想をお持ちになるでしょうか。

次に、市長と本会議質問のあり方についてですが、質問全文を提出することについてお尋ねをいたします。これはどこにも規定はなく、強制もないことであります。全文を提出するかどうかは、議員個々の判断又は会派の都合であります。それを前提にした上でお尋ねする次第ですが、改革派知事で有名な前鳥取県知事片山氏は、退任に当たり、議会との関係について以下のように発言したと新聞報道されました。「知事は、改革を一生懸命していたとしても、その人がかわれば元に戻ってしまう、県民にとって大切なのは議会の強化である。ただ、今の議会は八百長と学芸会である。八百長とは多数会派の事前根回し、学芸会とは質問と答弁の事前すり合わせ、裏で事が決まる手法をやめる議員が増えれば、議会は活性化する。」との発言でした。これが小樽市議会に当たるとは思っておりませんが、質問の全文を事前に理事者に渡すことの常態化は、本会議における質疑・質問に当たり理事者、議員双方の緊張感を欠き、議会の形がい化するものであると述べる政治学者もおります。市長はどのようにお考えでしょうか。

また、市長の発言として、選挙中に報道されたものとして、「議員はもっとしっかりしてほしい」という記事がありました。ワンフレーズのみ抜き出した新聞特有の書き方でありましたが、先日も会合の中でそのことが話題となりました。どのような言葉で語られたのか、本意は何であったのか、お聞かせください。

次に、市内経済の動向についてお尋ねをいたします。

ここ10年間の市内商工業の衰退ぶりは厳しく、肌感するものがあります。数字で統計的に証明してみても、あまり意味がないように思います。考えてみますと、かつての商工会議所の会頭・副会頭経験者4名の方の会社が、今はありません。そして、色内界わいはマンション街に変化しつつあります。今

日は商店街の現況についてお尋ねをいたします。

市内中心部では、サンモール一番街、都通り商店街、花園銀座商店街が中心商店街と言えますが、10年前と比較すると、売上げが50パーセントに減ったと言われ、歩行者も大幅に減り、家族連れで買物をしている姿を見るのはまれであると言ってよいと思います。市長のマニフェストにも、中心市街地ににぎわいを取り戻す施策をするとされていますが、にぎわいを復活させる施策をお尋ねいたします。

また、中心部の集客のかなめだった丸井今井小樽店の撤退後2年を経て、建物の活用方が決まりません。おたるサンモール・ネオとして頑張ってきた店も、地下の店舗の撤退が続いております。苦小牧の丸井今井跡地も、商業施設が失敗したと報道されました。当市においても、青森市のように、1、2、3階は専門商店街に、そして4、5、6階は図書館やコミュニティセンターというふうに市主導で活用を図ることができればいいのですが、この財政状況では当市では望むべくもなく、民間からの打診を待っていると思いますが、現在の状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

また、市内の主たる商業集積地は、花銀、サンモール、都通りの中心商店街、そして堺町、そしてウイングベイ小樽の3極となりますが、2月に信金中央金庫総合研究所から発行の「働き・住み・楽しめる自立都市・小樽」の中で、ウイングベイ小樽は市内の年間販売額の約20パーセント、堺町は14パーセントを占め、中心商店街は2年前対比で販売額は1割以上ダウンしており、1997年と比較すると49.7パーセントと大幅に減少していると記述されております。どのような調査から出てきた数字かはわかりませんが、それぞれの地域の状況を知る数値や資料はあるのか、またその状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、中心商店街、堺町、ウイングベイ小樽の今後の発展の方向についてですが、中心商店街は地域密着型、堺町は観光集積型、ウイングベイ小樽は大型商業施設の性格ですが、堺町には市民は行かない、観光客は中心商店街には来ない、ウイングベイ小樽は当初目的の札幌圏の集客が十分できず、市内の客をとっているという構図が定着しつつあり、市全体としてこの3極が機能を発揮し、発展を目指していくにはどうすべきか、お尋ねをいたします。

近年、小樽の地価下落は厳しさを増していますが、先月、不動産広告に土地100坪付の中古住宅が2戸、300万円と390万円を出ていました。地価公示よりはるかに安く、ここまで売れなくなったのかと改めて感じましたが、商業地においても土地価格下落による資産価値減、担保力低下があり、一方で高い家賃が固定化していることは、商業の一層の低下を促していることと思いますが、今後の見通しはどのようにか。

地方財政健全化法の内容と本市への影響についてお尋ねをいたします。

いわゆる地方財政健全化法が成立し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標が示されましたが、今までは赤字が62億円になったら財政再建団体になるとの議論をしてきましたが、この新法の内容と本市にとって財政再建団体により近くなるのか、影響はどうか、お尋ねします。

また、金利が昨年より上昇していますが、財政健全化計画への影響があると考えますが、具体例を挙げて示してください。

一時借入金の状況についてお尋ねします。平成17年度の一時借入金のピークは、18年3月末で165億円とのことですが、18年度の状況はどうか。

また、平成18年度の一時借入金の利息の金額は、17年度と比較し、どのようになっていますでしょうか。

次に、病院事業計画についてお尋ねをいたします。

19日の市立病院調査特別委員会で、病院事業資金収支計画が論議されました。各委員からはこれで了解するという声は聞かれず、収支計画の数字の根拠に疑問を持ちつつ、質疑がなされました。昨年12月の資金収支計画を道の指摘で修正せざるを得なかったために、一般会計への繰出金を5か年で108億円と、12月より22億円増額するということですが、平成15年6月の新市立病院基本構想発表以来、変更にくぐり変更で、こんなことでは確実な見通しもつかない中、病院建設は見切り発車となるという不安がぬぐいきれません。商工会議所議員の方々も、建設にかかわる業者は、分離発注で地元の仕事が多く来るように動きを始めており、建設に無関係の人たちは、もっとコンパクトな病院計画にしなければ、小樽市の財政に重荷になり、将来に悔いを残すと話す人も多いと聞いております。何点かお尋ねしますが、2009年度に地方公営企業法の全部適用に移行するのは確実でしょうか。

また、現在の人件費比率では経営改善とはなりません、給与削減も視野に入ると複数の新聞報道がされていますが、その根拠はどこにありますか。削減率及び金額は幾らに想定をしていますでしょうか。

国の医療費抑制策の中で、高齢者は病院に行く回数を減らしております。来院者の長期減少傾向の定着、人口減少の中で、収益予想は楽観的に思えますが、どうですか。

また、44億円の貸付金は、議会質疑の中で、返済不可能なのだから実質赤字であると以前より指摘されていたにもかかわらず、赤字ではないと強弁してきましたが、地方財政健全化法で赤字とされました。会計手法で貸付金として一時逃れの対策をとったために、今そのツケが資金収支計画に重くのしかかってきていますので、その背景と責任を明らかにしなければならぬと思います。44億円の貸付金はなぜ発生したのか、その時期、そして本来繰出金であったものを貸付金とした理由、その間及びその前後3年間の一般会計からの繰入金金の平均額は幾らなのでしょう。

また、今の状態では、収支計画は一般会計からの繰入金を増額して計画を示す方が実態に即しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

北海道横断自動車道と市道伍助沢通線についてお尋ねをいたします。

測量が始まり、高速道路整備が現実のものとなってきました。北照高校野球場グラウンド横に道路が出てきます。市道伍助沢通線と交差しますが、その取り合いはどのようになりますでしょうか。

現地を見ましたが、市道とは名ばかり、未舗装の車1台の幅の道でした。住人のいない家と、家の跡地がありました。道路わきには車が10台捨ててあり、3台にはナンバーがついておりました。そして、不法投棄の家財道具、タイヤが捨てられていて、道の出口には通行止めのやぐらまで組まれていました。現在使用されていないと、未供用の市道というそうですが、その管理はどうなっているのでしょうか。既に道路として機能しなくなったものをそのまま市道としておくのではなく、管理責任の発生することですから、廃道にすることはできないのでしょうか。

市長のマニフェストの180人人員削減についてですが、通常であれば、よく減らしますねと評価されるのかもしれませんが、しかし、今回はいささか事情が違うように思います。一つには、他市に比べてもともと職員数が多すぎる。二つには、第二の夕張かと市民が心配する財政危機の状況の中であること。三つには、大量退職者が出るというチャンスの中での不補充であるということです。栗山町のように、違法性すら疑われる退職金割増しによる早期退職策ではありません。今月の期末・勤勉手当支給の際には、小樽ジャーナルで、この支給額は市の赤字額と同じだと批判をされました。そのくらい人件費の額は大きいということだと思います。今の財政状況では、180人減らしても、単年度黒字は確保できても累積赤字を消し、10年以上前の財政状況に復活させることはできないと思います。確かに補充しなければ、仕事に不都合も出るし、どうしても必要な職種もあるでしょう。でも、発想を変えていただきたい。根本

的に人口比では職員数は多いのです。日本じゅうで同じ人口でも、職員数は何割も違う例はたくさんあります。夕張市のように、人口1万2,000人で、隣の栗山町の1万4,500人の2倍の職員数だった例もあります。それが財政を左右します。他市と比較しての目標設定をすべきだと思います。それが民間のコスト意識です。現業人員の多いことも、昔からの課題です。小樽は海岸線沿いに長いまちだから、消防の配置が難しい、高台が多いから水道に人手がかかる、ずいぶん聞きました。それを言い続けているうちに、このまちは自滅します。市長に何とかしてほしいと思います。

次に、統一地方選の開票時間の短縮についてお尋ねをいたします。

今選挙では、500の自治体が事務作業を効率化することで開票時間を短縮し、休日・深夜手当等の経費削減につなげる方針だったと聞いております。終了時刻が午後11時から1時間早まれば、全国で約11億円の人件費がカットできるという試算もありました。4月8日の開票の地区では、福島県相馬市が22分で、そして1時間未満で開票が完了したのは、全体の5.6パーセントの42件、一番遅かったのは札幌市東区の5時間5分だそうです。当市においては、開票時間は前回地方選と比較してどうだったのでしょうか。

今回、開票の発表に乱れが感じられました。開票の途中速報、そして得票数の発表に、早い時間に得票数の出た候補者と遅い時間まで出なかった候補者がありました。何時になっても得票の増えない陣営は落選の心配をしなければならず、混乱を招いた開票でした。何かトラブルがあったと予測しますが、何が原因でそうなったのでしょうか。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自治基本条例と議会基本条例についての御質問でありますけれども、自治基本条例の策定理由であります。第2期地方分権改革がスタートをし、これからの自治体運営はみずから決定し、行ったことについては責任を持つ経営能力が求められるものであり、市民と行政の協働が一層重要となることから、市民、議会、行政のそれぞれの役割や市民参加を定める自治基本条例の制定が必要と考えております。現段階で、策定の手法や時期についてはまだ申し上げられませんが、策定に当たりましては、議会はもとより、市民各界各層の声を聞くことが大切なことであり、他都市の例では市民との議論を始めて2年ないし3年かけて策定していることから、本市においても一定の時間が必要と考えております。

次に、議会基本条例を同時に検討することについての私の感想ということですが、議会基本条例は昨年5月に全国で初めて栗山町議会が制定したものであり、この制定については、議会の判断によるものと考えております。

また、自治基本条例への議会関係の規定についてであります。平成12年全国初の自治基本条例である二セコ町まちづくり基本条例には、当初、議会関係の規定はありませんでしたが、平成17年12月に、改正条例により、議会の役割と責務が二セコ町まちづくり基本条例に位置づけられたところあります。その後、多くの自治体において自治基本条例が制定され、議会についての規定が一般的に位置づけられるようになりました。この議会関係の位置づけにつきましては、自治基本条例の制定過程において、議会とも協議しなければならない問題と考えております。

次に、本会議の質問のあり方の質問全文の事前提出でありますけれども、議会という場での発言の重

さや議会運営の効率化の面などから考えますと、答弁のため、質問の全文ではなく、一定程度具体的な質問要旨は提出をしていただきたいというふうに思っております。

次に、私の発言の新聞記事でありますけれども、議員はもっとしっかりしてほしいというような記事のようではありますが、そういった失礼なことを言った記憶はありませんけれども、市民会館での討論会のときに、司会者から議会改革について感想を聞かれましたのでお答えしましたけれども、議会というのは最終的な意思決定機関でありますので、お互いに政策議論をもっとした方がいいのではないかと、こういった趣旨のことは申し上げた記憶がございます。

次に、市内の経済動向についての御質問でありますけれども、初めに中心商店街のにぎわい復活の方策であります。これまでも空き店舗対策事業やイベント支援など、商店街の活性化に向けた支援を行ってまいりましたが、中心商店街の状況は歩行者通行量の減少や空き店舗の増加など、厳しい状況にあります。このたび、中心街のにぎわいを復活させる新規施策として、にぎわう商店街づくり支援事業を創設することとし、今議会に事業予算を計上しているところであります。この事業は、商店街が独自に企画をし実施する事業に対し、支援を行うものであります。今後とも商店街のにぎわいを復活させるため、商店街の皆さんのアイデア・意見を取り入れながら、商店街対策の事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧丸井今井小樽店の状況でありますけれども、現在、おたるサンモール・ネオとして、地下及び1階で24店舗が暫定営業しておりますが、特に地下の食品売場が埋まりきらないなど、厳しい状況にあります。また、施設の核テナントの誘致につきましては、一昨年の閉店以来、施設を管理する小樽開発の関係者が懸命に出店交渉を行っており、現在も幾つかの業者と交渉を継続していると聞いております。市といたしましては、中心商店街のにぎわい復活に向けて、早期に出店交渉がまとまることを期待し、関係者にも要請しているところであり、市としてできることは支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地域ごとの商業集積でありますけれども、地域の状況をはかる数値としましては、店舗数や空き店舗率などがありますが、本年5月末現在の都通り、サンモール、花園銀座の中心3商店街の店舗数は、全体で160店舗、空き店舗率は8.6パーセントとなっており、ウイングベイはテナント数が212店舗、空き床率は約17パーセントとなっております。堺町地区につきましては、商店街組織がないことから、正確な把握はしておりませんが、約100店舗が集積している状況にあります。

次に、それぞれの商業集積の発展の方向性でありますけれども、中心3商店街は高齢者にも利用しやすい地域密着型の商店街として、さらには中心市街地の活性化にとって大切な役割を担っており、堺町地区は多様な観光施設が集積し、観光振興にとって重要な拠点となっております。また、ウイングベイは市内唯一の映画館を有するなど、時間消費型の複合商業施設として集客交流機能を担っております。本市小売商業全体の販売額は減少傾向にありますが、これらの商業集積が発展するためには、それぞれが機能と役割を担うことにより、消費者から支持されることが大切であるのではないかと考えております。

次に、商業地の地価下落と今後の商業の見通しでありますけれども、国土交通省が発表した地価公示によりますと、本市商業地の地価は下落の傾向が続いており、この要因としては、人口減少や高齢化による消費低迷などがもたらす用地需要の減退が影響しているものと思われれます。一方、中心商店街の家賃は依然高止まりをしており、商業を取り巻く環境が厳しいことは承知しておりますが、今後、駅前再開発事業の進展や旧丸井今井小樽店の施設活用が早期に図られ、新たな出店が進むことにより、中心市街地の商業が活性化されていくものと期待いたしております。

次に、いわゆる地方財政健全化法の内容と適用の影響でありますけれども、この法律では漏れなく地方団体の財政状況を把握し、健全化の判断をするため、実質赤字比率などの四つの手法を整備し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとしております。また、四つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合に、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣等へ報告することとされています。また、毎年度その実施状況についても議会に報告し、公表するものとしておりますが、財政の早期健全化が著しく困難な場合は、総務大臣等が必要な勧告をすることとしております。さらに、四つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上になった場合には、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣に協議し、同意を求めるとしてはありますが、仮に同意を求めない場合には、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととされており、毎年度その実施状況についても議会に報告し、公表するものとしております。施行については、四つの指標の公表が法律の公布後1年以内としており、早期健全化や再生の義務づけは平成20年度の決算から適用することとしておりますが、具体的な判断比率は今後政令で定められることになっており、現時点ではその動向を注視している段階であります。

次に、金利上昇による財政健全化計画の影響であります。まず長期借入れである市債に対する影響ですが、既に借入済みの市債については、ごく一部を除き、固定金利で借入れを行っておりますので、金利変動の影響は少ないものと考えております。一方で、新規の市債については、借入金利を現状の金利より多少高めには想定しておりますが、仮に借入金40億円、償還期間15年の平均的な市債で試算いたしますと、借入金利の1パーセント上昇により、15年間合計で4億円ほどの金利負担が増えることとなりますので、今後の金利動向によっては影響があるものと考えております。また、短期の借入れである一時借入れについては、平成18年度では平均すると1日当たり80億円程度の借入れを行っておりますので、仮に借入金利が1パーセント上昇いたしますと、8,000万円程度財政負担が増えることとなります。

次に、平成18年度の一時借入れの状況であります。借入れのピークは2月末で123億円で、前年度より約42億円減少いたしました。しかしながら、一時借入れに係る利息は、昨年7月のゼロ金利解除以降、短期金利が上昇したことから、平成17年度の約800万円から平成18年度は約5,500万円と、大幅に増となったところであります。

次に、新病院の経営についての御質問でありますけれども、まず地方公営企業法の全部適用の導入であります。資金収支計画に基づく不良債務の解消は喫緊の課題であると思っております。そのためにも経営体質の見直しにより、病院事業の経営改善を図ることが何としても必要であり、その一つの有効な手法であります地方公営企業法の全部適用を平成21年度に導入したいと考えております。なお、具体的な準備作業を行うため、今年度の定期人事異動に合わせて、小樽病院事務局に必要な人員を配置したところであります。

次に、資金収支計画における人件費の抑制でありますけれども、平成19年度も給料の独自削減を行っておりますが、20年度以降もさらに人件費総額の抑制を図っていかねばならないことから、20年度から23年度までの4年間で、削減額で約5億5,000万円を見込んでおり、人件費総額の2.9パーセントに当たります。

次に、資金収支計画における収益でありますけれども、確かに年々患者数は減少しておりますが、これは医師の減少が大きな要因となっております。医師の確保が厳しい状況にあるため、患者数の大幅な増は期待できませんが、両病院での7対1入院看護体制の継続、医師についても19年4月で18年度より2名増員となったこと、第二病院の循環器科外来診療回数の増、内科から診療単価の高い脳神経外科等

への病床変更、地域医療連携室の活用で紹介患者を受け入れるなどを行い、収益の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、44億円の貸付金の問題でありますけれども、病院事業で発生した単年度の資金不足額に対し、赤字補てんとして、平成4年度までは、一般会計からの繰入金増額により、年度末の不良債務の縮減を図ってまいりました。しかし、当時の赤字が大幅に増加したことや、一般会計の財政状況も厳しくなったこと、さらには病院事業会計の経営改善への取組を期待したことなどから、平成5年度からは一般会計から病院事業会計へ貸し付けるといった措置をしたもので、平成11年度までの7年間に累積した債務が44億円であります。

なお、一般会計の繰入金の実績でありますけれども、平成2年度から平成4年度までの3か年の平均では約12億1,700万円、平成5年度から11年度までの7か年の平均は約10億3,800万円、平成12年度から平成14年度までの3か年の平均は約13億8,700万円となっております。

次に、不良債務の解消計画は一般会計の繰入金の増額でやるべきという御質問であります。平成18年度末の43億円の不良債務は、病院の運営上発生したものでありますので、病院経営の中で解消すべきであります。5年の短期間で43億円もの多額な不良債務の解消は、病院事業の経営努力だけでは難しいため、43億円を一般会計から繰り入れて解消することとしていますが、一般会計も厳しい財政状況でありますので、これまで毎年度繰り入れていた赤字補てんの部分を病院事業が収支改善に努めることで、5年間に約22億円減らすことにより、一般会計繰入金総額の増を約22億円とする計画としております。

次に、北海道横断自動車道と市道の交差点でありますけれども、昨年4月1日に事業着手した北海道横断自動車道余市・小樽間につきましては、現在、東日本高速道路株式会社により、測量などの調査設計が行われています。高速道路と市道の交差点につきましては、伍助沢通線を含め、今後、東日本高速道路株式会社と道路管理者である小樽市が協議を行うこととなっており、その中で市道の適正な機能の保持を図りつつ、具体の交差形状等について確定する予定となっております。

次に、御指摘のありました市道伍助沢通線の管理と市道認定の廃止の問題でありますけれども、この路線は道道小樽環状線と市道伍助沢丸山下間通線を結ぶ連絡道であります。ごみの不法投棄や放置車両が多数あり、これらの処理につきましては、関係者と連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

なお、市道の廃止につきましては、慎重に検討しなければならない問題であると考えております。

次に、人員削減についての御質問でありますけれども、初めにマニフェストにおける職員の削減数であります。180人の職員削減につきましては、今後4年間でおおむね250名の退職が予定されている中で、市民の生命や財産を守る医師、看護師、消防等の職種を除き、180名程度について原則不補充という厳しい内容であります。なお、公務員につきましては、身分の特性上、特別な事由がない限り解雇はできない制度となっていることから、退職者不補充以外に職員数を削減する方法はないわけですが、これまでの傾向からして、今後予定していない中途退職者も出てくるものと思われまので、それらの採用を抑制することによって、さらに削減することは可能であると考えております。

次に、他都市と比較して職員数を設定することありますけれども、同じ人口数でありましても、都市によって人口密度や地理、地形、気象条件などによる行政機構の違いがあり、本市の場合は東西に長い地形であることから、他のまちより職員を多く配置する必要があります。また、後志の基幹病院として二つの市立病院を設置し、さらに政令保健所を持ち、二つの港湾を管理していることなどが特色となっておりますので、一概に人口規模が同じであることなどによって職員数の目標設定をすることは難しいものと考えております。

次に、現業職員が多いという御指摘でありますけれども、平成18年度策定の財政再建推進プラン実施計画においても、現業職員については原則退職者不補充の方針を打ち出しております。このため、平成12年度から現業職員の採用を控えておりますが、その結果、平成12年5月1日に381人いた現業職員は、平成19年5月1日には238人となり、この7年間に143人の削減を図ってきております。また、平成17年度からは本人の意向を確認しながら、一定の条件、年数を経て、事務職員へ職種変更することなどにも取り組んできており、今後さらに現業職員の削減を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 選挙管理委員会委員長。

**選挙管理委員会委員長(深山雄造)** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、開票時間短縮についてのお尋ねでございますが、御承知のように単純に比較できないこともございますけれども、開票の結果を正確に、できるだけ早く有権者あるいは候補者の皆様にお知らせすることを究極の目的として努力しているところでございます。

今回の地方選に際しましても、これまでの作業手順をさらに徹底させるとともに、各係間の連携がスムーズに行われることが必要と考え、従来行っている事務打合せ会とは別に、各係責任者による打合せ会を開催し、作業手順等の確認を行ったところでございます。

また、当日のみのアルバイトが多く従事していることから、作業手順のより一層の周知徹底を図り、理解していただくため、事前に説明会も開催し、臨んだものでございます。この結果、知事・道議選挙とともに午後11時20分確定ということで、前回、平成15年の地方選挙と比べまして、それぞれ20分程度短縮することができました。ただ、市長・市議選挙では、市長選挙が午後11時20分確定ということで、候補者が増えたこともございましたが、前回と同じ時間で終了することができました。しかし、市議選挙では午前0時45分の確定ということで、残念ながら15分前回よりも超過する結果になっています。

これは、さきに述べましたように、係間の連携を重視したにもかかわらず、一部係間の意思疎通がうまくいかなかったものでございまして、これを教訓として、次回以降、より一層係間の連携を密にしていまいりたいと考えております。

次に、中間発表の乱れでございますが、決裁に回付いたしました得票束の中に、得票に付する候補者の札のつけ間違いを発見いたしましたので、その時点で未回付の票の束を再点検いたしている最中に速報時間を迎えたため、確認終了分を急ぎ発表したものでございます。発表の仕方などによりまして、開票速報とはいえ、事務の不手際のため、候補者の皆様、有権者に多大の御迷惑をおかけしたことに心からおわびを申し上げたいと思います。このことは今後の教訓として重く受け止めて、今後生かしてまいり所存でございますので、なにとぞ御理解を賜りたいと思います。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

**5番(大橋一弘議員)** まず、今の選挙のことですが、20分短縮とそれから15分超過ということは聞きました。それで、これは9時から開票ということでいいのですか。

(「さようでございます」と呼ぶ者あり)

では、9時からその所要時間までがかかった時間ということですね。

あと、市長の方の答弁ですが、職員の問題、それから収支計画の問題、これは見解の違うところで、満足した答弁はいただいけませんけれども、それについては予算特別委員会の中でやっていきたいと思っております。

**議長(見楚谷登志)** 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時26分

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議員 菊 地 葉 子

議員 濱 本 進

平成19年  
第2回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成19年6月25日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長
小	樽	病	院	小	軽	米	文	消	防	長	仲
事	務	局	長				仁				谷
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	査	委	員
								事	務	局	長
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	中	塚	茂
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	大
											野
											博
											幸
											堀
											江
											雄
											二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、林下孤芳議員、成田晃司議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 12番、山田雅敏議員。

（12番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

12番（山田雅敏議員） 平成19年小樽市議会第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

平成19年4月22日に執行されました市議会議員選挙において再度市民の負託を受け、議員の一人として選出されましたことは光栄の至りであるとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いでございます。今後4年間につきましては、市民の模範となるべく、市政全般にわたりまい進していく所存でございます。

さて、同じく4月22日に執行されました市長選挙におきましても3名の候補が出馬され、山田市長が私と同じく市民の負託を受け、三度目の当選を果たされ、引き続き財政再建、市立病院統合・移転新築、中心市街地活性化、人口減少など、問題山積の本市の今後4年間のかじ取り役として重責を果たされていくことに対しましても、改めて敬意を表する次第でございます。私も議員として、また、一市民として協働していく所存でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

まず初めに、5月22日午前0時ごろ市長宅へ投石があり、容疑者が逮捕される事件が発生いたしました。市長は出張中で不在とのこと、投石で窓ガラスとドアを破損されましたが、家族の方に被害が及ばなかったことは不幸中の幸いでした。この事件を受け、市は同日、市長をはじめ職員の安全確保に向けた危機管理マニュアルの策定を検討し始めたと聞きます。長崎市長襲撃事件の記憶も冷めないうちの市長宅への投石事件です。早急な対策が必要と思います。市長への手紙を含め、市民から不安、不満の対応や、職員への安全対策についてお聞かせください。

次に、新たな財源・効率対策についてお伺いいたします。

政府・与党は5月10日、個人住民税の一部を出身地の自治体などに納税することができる「ふるさと納税制度」を創設する方針を固め、来年度実現に向け研究を始めたと聞きます。まず、このふるさと納税制度の目的、制度の概要及び本市に与える影響、効果などをお聞かせください。

次に、大阪府堺市の経営企画課が実験的に導入予定の事務の効率化や経費負担の軽減、人件費の削減策としてカードによる決済が検討されています。この施策の概要、利点、留意点、効果などをお聞かせください。

また、今後市有財産の売却予定があれば、物件名を含めお聞かせください。

過去の一般質問等から複数年度管理、ネーミングライツ、公共施設や物品、ホームページの広告、広告媒体として既存施設の活用など、新たな財源策について質問してまいりました。最近の事例では、ある自治体はごみ収集車、ごみ袋に民間の広告を載せたり、民間のタクシー会社が車の後部窓ガラス部分に広告を載せたりして収益を上げています。まさに収益を上げるアイデアは至るところにあると痛感させられました。

そこでお聞きいたします。今後、歳入増に向けた公共物への広告の導入予定についてお聞かせください。

次に、近年、徐々に小さな施設でもネーミングライツ導入の機運が広がってきています。群馬県みどり市は山間地の立地ながら、命名権を売り出したところ、ふるさとへの恩返しのためと、年100万円の5年契約で名乗り出た企業が落札したと聞きます。本市区営グラウンドやサッカー・ラクビー場、総合博物館等での導入について見解をお聞かせください。

この項の最後に、小樽にはさまざまな自然、文化、芸術、スポーツが培われてきました。こうした歴史的な写真や観光絵はがきの作成販売、また作成権について新たな資産となり得ると考えているのか、見解をお聞かせください。

小樽のPRと新たな収入策として平成17年11月から取り組んでいるペットボトルの「小樽の水」は認知度も上がり、順調に売上げを伸ばしているとお聞きます。水道事業会計に占める割合や今年度の目標販売数など、概要と今後の施策についてお聞かせください。

次に、行政組織の見直しについてお伺いいたします。

市の組織の見直しについては、既に平成16年度に部の再編を含む大規模な機構改革を行っていますが、来年以降の団塊の世代の大量退職もあり、また、財政健全化に向けたさらなる行政組織見直しの必要が生じてくると思います。他の自治体の一例を見ますと、防災担当と消防との活動範囲の垣根が低くなり、他自治体では、消防が主体となって防災や危機管理を担当しているとお聞きいたします。その他さまざまな制度改革に対応する必要もあると思いますが、今後の組織の見直しを含め構想などがあれば、御所見をお聞かせください。

次に、市民との協働についてお聞きいたします。

近年、市民の社会貢献に対する認識が高まり、多くの方がさまざまなイベントや福祉、文化、スポーツ活動の一助として参加されていることと思います。多種多方面にかかわるボランティア活動を通じ、市民と行政は情報の共有が必要と感じます。そこで、ボランティアバンク、協働の窓口的な機関があれば、安心して地域貢献ができると思いますが、まず見解をお聞かせください。

市長の発言の中にも、行政と民間との協働という言葉を何度もお聞きいたします。市民主体のまちづくりを目指すことと思いますが、新しい概念のため、内容が浸透するまで時間がかかると感じています。富山県高岡市では、市民と行政が連携を深めながらまちづくりに取り組むための指針として、協働のルールをつくったと聞きます。1、目標やプロセスの共有、2、お互いの自主性・自立性を尊重、3、相互理解の上での役割分担、4、お互いの情報交換など4原則を決め、実施分野として観光、景観、防犯、防災、国際理解、地産地消などを列挙し、共催や委託助成などの事業手法をまとめられています。市長が考える市民との協働を進める上でも重要と思います。高岡市が作成した協働のルールについて見解をお聞かせください。

次に、小樽港の活用についてお聞きいたします。

過去の定例会の一般質問等で、マリンウェーブ小樽や観光振興公社が営業する船舶並びに浮き桟橋、はしけについて質問をいたしました。浮き桟橋は老朽化し、本体の壁は1ミリ程度しか残っていない部分もあり、撤去されたと聞きます。最初に、建造から30年を経過するオタモイ号、祝津号について、四半世紀にわたり本市海の観光資源を広く知らしめる存在として大勢の観光客の方から愛され、親しまれてきたところでありますが、先日、祝津号が公社開業以来初とも言える事故を起こしたことは、まことに残念と言わざるを得ません。この間、観光船の安全性の確保についてどのように行ってきたのか、お聞かせください。

また、議会の質疑では次期観光船を選定中とお聞きいたしましたが、その後の状況についてお聞かせください。

次に、「小樽築港臨海公園・小樽港既存貯木場水域活用促進検討会」は、このほど小樽市築港の沿岸地域を海洋レジャーの拠点として整備する趣旨の報告書を国土交通省に提出したと聞きます。実現に向けた多くの課題も残されており、特に新たな検討組織の立ち上げや安全対策、衛生対策、事業費地元負担割合など問題が山積しているとお聞きいたします。ちなみに浮き桟橋など、早ければ6月下旬に設置すると聞きます。そこで、協議団体や利用方法、運用プラン、早期に設置する設備の目的についてお聞かせください。

次に、貯木場を含む築港地区の活用については10年前から検討されてきましたが、財政面を含め、どのような課題があって実現しなかったのか、お聞かせください。市民もかたずをのんで見守っています。事業化が一日も早くできるよう期待いたします。

この項最後に、関連事項についてお聞きいたします。

小樽港第3号ふ頭指定保税地域が6月1日から管理強化されたとお聞きします。以前不法投棄された車両があり問題であるとして質問しましたが、これまでの使用実態や管理強化された内容、特に受付、警備、料金、不法投棄の状況についてお聞かせください。

次に、軽車両の運行対策等についてお聞きいたします。

国民3人に2台が普及している自転車は、道路交通法上車道通行が原則で、歩道は例外的に通行可の指定がある場所しか走れないことは皆様御承知のことと思います。しかし、実際、自転車が車道を走ると駐車車両や追い越す車に危険を感じる。反対に歩道を暴走、信号無視や急な飛び出しも少なくないのが現状です。こうしたことから自転車の通行空間を確保したり、事故を減らす新たな試みとして、警察庁と国土交通省が通行ゾーンの整備指針を共同でまとめる方針を固めたと聞きます。最初に歩行者と自転車が絡む事故、また車両と絡む事故の現状について、四、五年の推移をお聞かせください。

次に、敦賀市で4月から営業を始めた自転車タクシーについて、福井県は同市をモデルとする運行ガイドラインをまとめたと聞きます。敦賀市はJR直流化開業後の集客ツールとして同タクシーの運行を検討し、同観光協会が主体となり、北陸初の営業運転に努力されたと聞きます。最初に、営業方法や地域との連携、コース、料金についてわかる範囲でお聞かせください。

次に、本市の現状ですが、五、六年前から見かけるようになった人力車は今は数も増し、形態もさまざまな上、車夫のマナーもよく、運河沿いの観光客にはなくてはならない存在となっています。そこでお聞きいたしますが、この人力車業界の認識と、小樽の店舗、人員数をお聞かせください。特に夜間や冬期間の観光客の交通手段に人力車が支持されていますが、行政として軽車両の運行実態の認識されている点や交通事故の危険度、安全対策、新たな利用ガイドラインの作成など、市民や観光客が安心して利用できる施策について御所見をお聞かせください。

次に、環境問題についてお聞きいたします。

近年、たばこの値上げによる喫煙者の減少とマナーの向上の結果、まちなかのごみが少なくなってきたことは喜ばしいことと考えます。旧来、持ち家や事業所、営業所の前など各自の良識で清掃が行われてきたことと思います。ことわざで旅の恥はかき捨てといった旅行者や住民などのモラルの低下により、町内や公共の各箇所にゴミが見受けられ、良識に依存するだけでなく、さらなる啓発活動がまだまだ重要であると考えます。

最初に、本市の取組である「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」の昨年度の活動状況と個人ボランティアへの周知方法、今後の日時、参加者、コースを含めた本年度の活動、改善点等をお聞かせください。

関連してお聞きいたします。平成17年第4回定例会の代表質問でポイ捨て条例の導入についてお聞きいたしました。まだまだ検討課題が山積していることと存じますが、進ちょく状況についてお聞かせく

ださい。

最近では、国際交流を目的にした観光の船旅を企画する団体が南極のごみを持ち帰る旅行ツアーを企画するなど、関心が寄せられています。一方、国土交通省と農林水産省による初の全国海岸ごみ調査が昨年10月末から12月初めに行われ、全国の海岸に漂着し、放置されているごみの量が2万6,000トン、体積で14万8,000立方メートルと推計されました。この海岸ごみ調査の概要と調査方法、傾向、漂着ごみ対策、処理費用の支援等わかる範囲でお聞かせください。

次に、海水浴場で啓発活動の一環で清掃をしているボランティア団体について、昨年実施された時期や団体の数など、本市の状況について包括的にお願いします。

また、この啓発活動に対して市の支援があるのか、あわせてお願いします。

今後、海水浴場を含めて広く海岸清掃を進める上で、清掃ウィークや清掃の日など市民と協働する取組を制定したり、各地区で行うスケジュールの市民周知も有効と考えます。見解をお願いします。

この項最後に、家庭ごみリサイクルについてお聞きいたします。

環境省調査でごみ量は、平成17年度は16年度に比べ1.2パーセントの減となる結果が発表されました。排出量のうち、資源として再利用したごみの資源化量は6.6パーセント増の初の1,000万トンを超え、リサイクル率は19パーセントに達したとお聞きいたします。今後、本市のごみの量は減少をたどると思いますが、分別品目の拡大等でさらにリサイクル率が上がると思います。今後、資源化に向けた施策について見解をお願いします。

あわせて北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設から排出される溶融スラグの処理について、建築用、道路用など今後の見通しとして利用方法等をお願いします。

次に、コムスン問題に関連してお聞きいたします。

6月6日、厚生労働省から介護事業所の指定打切りを通知されたコムスンは、全事業をグループ内の別子会社に譲渡を決めたが、同省は今後の責任についても言及した結果、7日、譲渡凍結を指示、9日、コムスンはグループ外への売却について企業買収仲介業者から打診があったことを明らかにしました。今後、利用者には不便をかけないようにセーフティネットとしての維持が重要であり、同業他社へ従業員の一括譲渡を含めた去就が注目されるところであります。

そこでお聞きいたします。全国組織コムスンの訪問介護事業の今回の問題経緯と処分理由及び影響を受ける事業所数、従業員数、利用者数についてお願いします。

また、障害者福祉も行っていただけと聞きますので、同様にお聞きいたします。本市は高齢者率が高い上、介護施設の依存度も高いと聞き、人ごとでは済まされない状況です。そこでお聞きいたします。本市のコムスンの介護施設事業所数、サービス内容、利用者の状況と今後起こり得る影響についてわかる範囲でお聞かせください。

本市の同業他社を含めた行政指導のあり方、また実態として、苦情の受付やチェック体制についてもお願いします。

次に、動物衛生に関してお聞きいたします。

ペットをめぐる問題については、アニマルセラピーの効果が評価される半面、地域で犬猫の害が増えているとお聞きいたします。動物への虐待や不適切な飼い方、動物遺棄、自動車の中で犬を抱えながら運転する人等、認識やモラル低下による被害も増えています。横浜市では猫の登録制、飼育指導員制度、犬猫の正しい飼い方普及員制度を求めたという記事もあったと聞きます。ペットフードの業界調査では、今後、団塊世代の7割が定年後に犬を飼いたいと回答したとのこと。このようなことから、しつけ教室の開催や手引き本の作成など、対策に乗り出す自治体も出てきたとお聞きいたします。世田谷区で

はしつけ教室の開催や、職員がまちに繰り出し、散歩中の飼い主に「うんち袋」を手渡すキャンペーンを始めたと聞きます。

そこでお聞きいたします。本市が行っている適切な飼育方法の講習会やキャンペーン、苦情相談など事例と数をお聞かせください。

次に、ペット店の指導は北海道が行っていますが、飼い主は店を訪れる機会が多いと思います。店舗への啓発活動をさらに強化されると効果が期待されます。御所見をお聞かせください。

また、近年、各自治体で作成されているペット条例についての認識もあわせてお聞かせください。

次に、民間NPO法人がドッグライフカウンセラーと呼ばれる資格制度を開始し、飼い主の相談に乗るプロを認定し、飼い主のマナー向上に寄与する試みが始まっています。カウンセラーの内容についてお聞かせください。

認定試験があると聞いていますが、過去何回実施され、何名合格されているのか、お聞かせください。また、どのような方が受験されているのか、あわせてお聞かせください。

以上、参考にしていただき、今後のペット愛好者のマナー向上を願うものであります。

市長の明確な答弁を期待いたしまして、再質問は留保し、私の一般質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 山田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、職員の安全対策等でありませけれども、私の自宅への投石事件につきましては大変皆さんに御心配をおかけいたしました。実は改選後の部長会議におきまして、私から前長崎市長の事件を例に挙げまして、市民との間で解決をされていないトラブルが続いている問題について、改めて全庁的に組織として把握をし、対応する体制が必要と考えまして、5月末までに各部に調査を指示したところであります。これまでの市民等からの不満や苦情などの対応につきましては、市長への手紙の場合は私が直接指示することもありましたが、その他の場合につきましては、各部において個別に処理するケースが多かったと思います。

また、職員の安全対策等につきましては、平成16年に、暴力団等による行政対象暴力対策としての小樽市不当要求行為等の防止に関する要綱を制定したほか、職員研修などを通して対応してまいりましたが、現在、職員にわかりやすいマニュアルの作成や情報共有の体制などについて検討しているところであります。

次に、新たな財源対策等の御質問でありますけれども、まず「ふるさと納税制度」についてであります。これにつきましては、都会で生活する方がふるさとやかかわりの深い地域への応援ができるような新たな納税制度をつくらうとするもので、今月1日に総務省内において、その第1回の研究会が開催された段階であると承知しております。今後、税理論上の整理や地方公共団体の事務負担などについて議論されていくと思われますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、堺市で導入が検討されているカード決済でありますけれども、これは市で購入する事務用品などの代金をクレジットカードで支払うというもので、本年度一部の部署で実証実験を行う予定であると聞いております。クレジットカード払いにすることで決済事務が軽減され、事務処理の効率化が図られるとともに、人件費や振込手数料の削減にもつながり、本格実施をすれば約1億円の経費の削減効果があるとのことですが、一方で、カードの管理や契約関係などで整理が必要な問題点があるとも聞

いております。

次に、市の資産の売却見込みであります。本年度は旧市民部分室や稲穂駐車場などの売却を予定しております。

次に、公共物への広告の導入でありますけれども、これまでの広報誌や観光情報誌、ホームページ、滑り止め砂袋などへの導入に加え、今年度は、新たに市民税の納税通知書送付用の封筒にも広告を導入いたしました。また、公共施設への企業広告の掲示につきましては、既に実施をしております総合体育館のほかに、本年7月にオープンする総合博物館においても導入を予定しておりますが、ネーミングライツにつきましては、市有施設に企業名等をつけることに市民の理解を得ることができるかといった課題もあり、引き続き研究が必要であると考えております。

次に、歴史的な写真等の活用でありますけれども、博物館や図書館などで所蔵しております古い写真や地図などの資料は大変貴重で、歴史的・文化的価値がある本市の資産であると認識しておりますが、それらの複製を含めた活用については、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、「小樽の水」についてであります。初めに水道事業会計に占める割合でありますけれども、平成18年度の収益的収入約32億円に対し、「小樽の水」の収入は約700万円で、0.21パーセントとなっており、「小樽の水」の作製費が約600万円を要していることから、利益は約85万円となっております。平成19年度の目標でありますけれども、生協などの量販店やセブンイレブンなどのコンビニエンスストアの市内販売店や首都圏の取扱店の拡大などを図りながら、約130店舗、総出荷数は約13万本、約150万円の利益を予定しております。今後の施策としましては、引き続き販売店の拡大や、全国展開しているふるさと小包の促進などを図るとともに、民間企業などとの連携による首都圏における北海道物産展での販売の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、行政組織の見直しでありますけれども、組織につきましては、平成16年度に大規模な機構改革を行った後も常に見直しを図りながら、これまで相当数の職員を削減するなど、総人件費の抑制に努めてまいりました。しかしながら、一方では団塊世代の大量退職が控えていることから、財政再建を念頭に置きながらも組織を維持し、安定した市民サービスを提供していくためには、現在の小樽市の人口や財政規模に合った組織・機構の抜本的な見直しを早急にする必要があると考えております。具体的には、給食調理場や保育所など民間委託を検討すべき業務もまだまだありますので、できる限り採用の抑制を図る中で、現在の組織のあるべき姿について全庁的な検証を行い、業務量に見合ったスリムで効率的な体制を目指してまいりたいと考えております。

なお、危機管理の体制につきましては、確かに消防との連携が必要不可欠な部分ではありますので、実際に災害が発生した場合に、どのような体制が迅速かつ的確な行動をとれるか、組織・機構の見直しを検討する中で考えてまいります。

次に、市民との協働の問題でありますけれども、最初にボランティアバンク、協働の窓口的な機関であります。現在、社会福祉協議会にボランティア・市民活動センターが設置されており、ボランティアの相談、紹介、育成、指導、市民啓発のほか、ボランティア・市民活動団体との連携、連絡調整などを行っております。また、社会福祉協議会のホームページでは、ボランティア・市民活動センターの登録団体の情報、ボランティアの心構えやさまざまな活動内容、研修の情報なども掲載をし、ボランティア・市民活動の推進に努めているところであります。今後も社会福祉協議会と連携をとりながらボランティア・市民活動についての情報の収集と提供、相談などの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、協働のルールづくりについてでありますけれども、御質問にありました高岡市では、昨年末協働の基盤づくりを着実に進め、市民が主役のまちづくりに取り組むため、市民と行政の協働のルールを

策定したものと認識しております。私も、地方自治を推進する上で市民との協働が大切なものであり、雪あかりの路をはじめ小樽観光大学の設立、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」、杜のつどい、さらには先般新聞報道されました市民の手による街路灯の設置など、これまで数多くの協働事業に取り組んでまいりました。今後、こうした協働事業を進めるに当たりましては、ルールづくりの必要も含め研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の活用についての御質問でありますけれども、初めに小樽観光振興公社が所有する2隻の観光船の安全性であります。昭和52年に建造され、昭和57年5月から祝津・オタモイ航路を運航しております。この間4年に一度の定期検査や毎年の中間検査のほか、冬期間は船体の高圧洗浄、塗り替えなどの自主検査を行っており、さらに昨年はエンジンをオーバーホールするなど、安全な運航が確保できるように努めてきたところであります。

しかしながら、去る6月15日午後3時ごろ、祝津沖を航行中の祝津号が浅瀬で座礁するという残念な事故が発生いたしました。船体については小樽港マリナーで上架し、検査を行いました。スクリーの交換、FRPの補強といった程度の修理がなされたところであります。現在、小樽海上保安部が事故原因の究明に向け調査を行っているとのことですが、小樽観光振興公社からは、乗組員に対して安全運航の周知徹底を改めて行ってまいりたいと聞いております。

また、新しい観光船の導入でありますけれども、いまだ基準に見合う船は見つかっていないとのことですが、祝津号、オタモイ号が次の定期検査を受けることとなる平成23年までには、新船を選定したいと聞いております。

次に、若竹地区の貯木場水域の活用でありますけれども、「小樽築港臨海公園・小樽港既存貯木場水域活用促進検討会」につきましては、平成17年度に北海道運輸局が実施したもので、その報告書が平成18年2月に取りまとめられました。この報告書の内容につきましては、築港臨海公園やその周辺水域を含む全体区域を、親水エリア、イベントエリア、マリナー体験エリア、保管係留エリア、教育エリアの五つに区分して活用する案となっております。その後、本年5月に、この提案を踏まえた水域利用の具体化を目指す民間の方々が小樽築港ベイエリア活用促進実行委員会を設立し、海洋性レクリエーション及び海事思想の普及や教育の場の提供などについて検討を始めたところであると承知しております。

なお、浮き桟橋を早期に設置したいとの相談も受けておりますが、その目的や運営方法などにつきましては、実行委員会としての整理が十分になされていない面も見られますことから、この水域が公有水面であることを踏まえ、公共性や安全性の確保も含めて慎重に整理していただくよう申し上げているところであります。

次に、若竹地区の既定計画が実現していない理由でありますけれども、平成9年に改定いたしました港湾計画では、築港臨海公園を整備し、その前面水域の一部をマリナー拡張水面とする計画になっております。その後、築港臨海公園につきましては埋立ての必要な部分を除いて整備を終えて、平成11年に供用開始をしておりますが、マリナーの拡張につきましては南洋材の取扱いが平成14年まで続いたことや、景気の低迷と周辺の他の施設への流出などにより、マリナーの保管隻数の増加が見込みにくい情勢となりましたことから、計画の具体化を見送ってきたものであります。

次に、第3号ふ頭指定保税地域の今までの使用実態でありますけれども、平成17年7月の関税法の改正で中古車等の通関方法が変更されたことにより、保税地域として指定されている当該地域に中古車が集中し、台数が大幅に増えたため、無届け車両の長期間放置や不用物の放置などが増大してまいりました。特に冬期間の除排雪作業に支障を来すこととなり、小樽税関支署からも管理体制の強化を強く求められていたところであります。

次に、6月1日以降の体制であります。当該地域を適正に管理するため現地に管理事務所を設置し、職員を配置の上、申請受付を現地で行うとともに、使用料を現金納付制としたほか出入口ゲート付近に警備員を配置して、搬出入の確認、蔵置状況の監視等に努めております。

次に、料金内容でありますけれども、本年第1回定例会において、港湾施設管理使用条例に5日以内均一料金とする蔵置使用料を新たに設け、5平方メートル範囲内の貨物は1,000円、10平方メートル範囲内の貨物は1,500円、10平方メートルの範囲を超える貨物は1台につき2,000円としました。

なお、不法投棄につきましては、新体制移行前には約100台前後の中古車等の不法蔵置がありました。現時点では管理体制が強化されたことにより、10台ほどに減少しており、これらの車両につきましても引き続き所有者の把握に努めているところであります。

次に、軽車両の運行対策についての御質問でありますけれども、初めに歩行者と自転車の事故につきましては、平成15年から本年5月まで事故は発生しておりません。また、自転車と車両の事故につきましては、平成15年31件、16年24件、17年25件、18年22件、本年5月までは4件であります。

次に、敦賀市の自転車タクシーの営業方法でありますけれども、敦賀市においては敦賀市ペロタクシー運行マニュアルに基づき、市が所有する2台のペロタクシーを運行主体である敦賀観光協会に無償貸与し、観光協会がNPO法人と業務提携して、4月から11月までの土曜日、日曜日、祝日に運行しております。運転者につきましてはNPO法人が一般公募し、研修を受けた8名が観光ガイドを兼ねて交代で業務を行っているとのことであり、主な行程については港湾コース、まちなかコースなどのモデルコースを定めております。また、料金については1時間3,000円の貸切りのほか、500メートルまで大人1人300円の距離制などをとっていると聞いております。

次に、本市の人力車業界の認識と店舗、人員数であります。全国的に見て人力車が進出している都市はいずれも多くの観光客が訪れている観光地であり、小樽観光にとっても、近年人力車を利用する観光客が増加していると聞いており、その存在は大きなものになりつつあると思っております。現在の業者数は2業者で、人力車の台数は25台、車夫数は30名程度であります。そのうち1業者は人力車1台で車夫が1名となっております。

次に、市民や観光客が通年人力車を安心して利用できる施策についての御質問でありますけれども、まず交通事故防止に向けた安全対策としましては、人力車は道路交通法の軽車両に位置づけられますので、夜間においては夜光反射板やバトライトを取りつけるなどの視認性の確保を行い、冬期においては坂道や除排雪の状況を見ながらコース制限を行うなど、業者みずからが乗客の安全確保を図っております。

なお、人力車の利用ガイドラインの取組でありますけれども、市といたしましては今後関係者や関係機関の意見を伺うとともに、他都市の策定状況についても調査をしてみたいと思っております。

次に、「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」の活動状況でありますけれども、この街をきれいにし隊は歩きたばこの自粛やごみのポイ捨て防止の意識啓発等を行うため、昨年6月に市民ボランティアとして結成したものであります。昨年度は6月から10月までの5か月間に毎月1回、計5回、ポイ捨て防止に関する条例を制定している北海道と連携し、各種団体や事業所、小学校の児童らと協働で街頭啓発や清掃活動を実施いたしました。個人やボランティアへの周知方法につきましては、広報おたるや市のホームページへの掲載などのほか、マスコミへの報道依頼など広く周知を図ってきたところであります。

次に、活動予定につきましては、本年度は既に3回実施しております。4月14日に小樽雪あかりの路実行委員会と、5月14日に花園小学校の児童と、6月3日に後志のYOSAKOIソーランチームと協働で行ったところであります。今後は、7月の潮まつり開催期間中に広く市民や観光客に清掃を呼び

かけるキャンペーンを企画しているところであり、8月以降も10月までは毎月1回程度、各種団体と協働で実施したいと考えております。今後の活動を進めていくに当たりましては、幅広い年齢層からの参加を促すため、各種団体や学校などへ働きかけを強めるほか、各種イベントと組み合わせるなど、活動の輪がさらに広がるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ポイ捨て条例についてでありますけれども、ポイ捨てをなくするためには、市民や観光客のモラルの向上を図る取組が必要であると考えております。このため、平成15年3月に制定をされました道条例の普及・啓発活動として、これまでごみのポイ捨て防止の啓発看板を小樽駅前や旧手宮線跡地などに設置したほか、広報おたるや市のホームページでの啓発とともに、観光客向けに本市が発行しております月間イベント情報の中でもポイ捨てをしないよう呼びかけているところであり、さらには「街をきれいにし隊」を結成し、啓発活動を強化してきたところであります。したがって、市独自のポイ捨て条例の導入につきましては、このような種々の防止対策の効果を見ながら、その必要性についてさらに検討してまいりたいと思っております。

次に、国が行いました海岸漂着ごみの全国調査でありますけれども、この調査は海岸漂着ごみによる海岸機能の低下や環境景観の悪化などが近年深刻化していることから、日本全国の海岸に漂着しているごみに関する実態を把握することを目的としたものであります。

この調査の概要といたしましては、昨年10月31日から12月8日までの期間で全国606市区町村3,250地点において、ごみの漂着状況の写真撮影や目視による漂着量の推測を実施したところであります。その結果、傾向としましては、漂着ごみの分布は地域的偏在が大きく、特に九州地方北部、東北地方北部などの付近に多くなっているとのことであります。

漂着ごみの対策・処理費用の支援等につきましては、本年3月に国土交通省、農林水産省、環境省などで構成される「漂流・漂着ごみ対策に関する関係省庁会議」が開催され、政府としての基本方針、関係者の責務、平成19年度以降の当面の施策などが取りまとめられました。その中で、国土交通省所管の既存の災害関連の補助制度では、これまで流木のみを補助対象としていたものを、19年度からは漂着ごみにも拡大するなどの支援措置がとられたところであります。

次に、昨年度の市内海水浴場で実施されたボランティア清掃の状況でありますけれども、おおむね6月中旬から7月初旬にかけての海水浴場開設前の期間に集中しており、6団体約700名の方々が奉仕活動に従事されております。また、これらの活動に対する市の支援といたしましては、職員の人的な応援のほか、各海水浴場に集積されたボランティア清掃ごみの回収を行っているところであります。

次に、海岸清掃の市民との協働による取組でありますけれども、清掃ウィークや清掃の日などを制定することにつきましては、市民や観光客へ広く参加を呼びかける上では有効と考えられますが、一方で参加者の交通アクセスの確保や安全対策のほか、市民周知のための日程調整など課題もあることから、海岸管理者であります北海道も含め、関係機関とともに各種団体等と話し合いをしてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみの資源化施策でありますけれども、平成17年4月に、収集品目をそれまでの6品目から12品目に拡大したことにより、資源物の収集量は前年の約9.8倍となり、大きくリサイクル率を高めたところであります。今後の施策としましては、容器包装リサイクル法に基づく収集品目については既に完全実施しておりますので、当面はごみに混在している資源物が今以上に分別して出されるよう周知を徹底することにより、資源化の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、溶融スラグの利用方法でありますけれども、利用に当たりましては供給が安定していること、性状、品質が使用する側のレベルに達していること、需要が多くあること、商品化に費用がかからない

ことなどの条件をクリアする必要があります。国におきましては昨年7月に、溶融スラグをコンクリート骨材及びアスファルト舗装材、路盤材などの道路用として使用できるようJIS規格を制定しております。また、北海道においても、コンクリート製品協同組合が溶融スラグを用いて製作した縁石、側溝が北海道リサイクル製品の認定を受けており、今後ますます需要が高まるものと期待しております。

今後につきましては、利用先の確保に向け関係団体との協議を進めてまいりますが、まずはJISの基準に適合しているかどうか、発生する溶融スラグの性状を一定期間継続して検査する必要がありますので、当面はごみの搬入量に応じて各自治体が引き取り、それぞれの埋立処分場において覆土材などに活用することとしております。

次に、コムスンの問題についての御質問でありますけれども、初めに問題の経緯と影響であります。コムスは全国的な監査等において、平成19年6月5日現在、5都県8事業所において雇用実態のない訪問介護員を職員数に含めて申請するなど、不正な手段による指定申請を行っていたことが確認され、6月6日厚生労働省から、平成23年12月7日まで全国の事業所の新規指定と更新を認めない処分を受けました。これらの行為は指定取消処分に相当しますが、処分直前に本社の関与の下、事業所の廃止届けを提出し、処分を免れており、厚生労働省はこうした行為が悪質な処分逃れに当たると判断し、事実確認の上、今回の処分となったと伺っております。

この処分により影響を受ける事業所数は、全国2,081事業所のうち1,655事業所と発表されていますが、コムスは事業の一括譲渡を目指していることから、影響を受けるのはすべての事業所の利用者約6万人と従業員約2万4,000人に及ぶものと思われます。

なお、障害福祉サービスにつきましては、詳細な情報は得ていませんが、介護保険法に基づく指定取消処分相当の事実が確認をされた全国8事業所のうち、6事業所が障害者自立支援法に基づく居宅介護事業所等の指定を受けており、このうち3事業所が障害福祉サービスに関し、介護サービス事業所と同様に不正の手段により指定を受けたという事実が確認をされ、指定及び更新の際の欠格事由である障害福祉サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をした者に該当すると聞いております。

次に、本市における5月末現在のコムスンの事業所数及びサービス内容ですが、訪問介護事業と居宅介護支援事業を行う施設が1か所、訪問介護事業のみを行う施設が1か所、認知症対応型共同生活介護を行うグループホームが1か所で、利用者数は訪問介護175人、居宅介護支援89人、グループホーム17人となっております。このうち今回処分の対象となったのは、グループホームを除く2か所の事業所です。

また、今後の影響につきましてはまだ流動的ではありますが、現在、コムスは事業の一括譲渡を目指して、国の指導の下に、7月末までに利用者を円滑に他のサービス事業者へ移行するための計画を作成する予定であります。市といたしましては、利用者へのサービス提供の継続に支障を生じさせないよう、また従業員の雇用についても不安を与えないよう、コムスンが責任を持って対応していくことを保険者として既に指導を行っているところであります。

次に、訪問介護事業者等に対する行政指導、チェック体制などについてであります。訪問介護事業、居宅介護支援事業につきましては、指定権限が都道府県にありますので、行政指導は後志支庁が主体となって行います。また、市に苦情があった場合には、市は保険者として後志支庁と連携をし、苦情があった事業所から事情を聞き、事実関係を把握して、問題によっては後志支庁と合同で指導を行います。なお、グループホームについては市に指定権限がありますので、行政指導は市が主体となって行っております。市内のグループホームは現在36施設ありますが、18年度はすべての施設の巡回指導を行っており、今年度も計画的にすべての施設を巡回する予定になっております。

次に、本市が行っているペットの適切な飼育方法の講習会などでありますけれども、年2回開催しておりますペットの飼い主探しにおいて、正しいペットの飼い方について、専門家による講話とふんの始末に対する啓発を行っております。また、環境部が行う「街をきれいにし隊」に参加し、ふん害防止キャンペーンとして、ふんの始末袋と啓発文の配布を行っております。

犬の苦情相談は平成10年以前は200件から300件ありましたが、年々減少傾向にあり、平成18年度は121件となっております。相談、苦情は小樽市をはじめ全国的に放し飼いが一番多くなっており、今後も機会をとらえまして飼い主のマナーの啓発を行ってまいります。

次に、ペット店への啓発強化でありますけれども、ペットの飼い主が多く訪れる場所での啓発は効果があると認識しております。動物の愛護と管理に関する法律の関連通知が平成18年度に出されまして、ペット販売業者は飼い主へ、動物の健康状態や守るべき決まりなどについて説明することが義務づけられております。本市はペット店と連携し、狂犬病予防や飼い方マナーについての市民啓発を強化していきたいと考えております。

次に、一般にペット条例と呼ばれる動物の愛護及び管理に関する条例の認識であります。1973年に動物の愛護及び管理に関する法律が制定をされ、そこで動物の虐待防止や適正な取扱いなど動物愛護に関する事項と、人に対する危害や迷惑の防止を図るための動物の管理に関する事項が定められました。その運用に当たり、都道府県等自治体で細部にわたり制定しているものがペット条例であります。その趣旨は、自治体、住民及び飼い主が動物愛護や飼育環境に対して、それぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、地域における動物愛護行政の推進に必要な事項を定めたものであります。特に首都圏の各自治体の条例には、ペットと人の共生社会実現に向けた先進的なものが見られるなど、本市の動物衛生行政にとって参考にするべき点が多いものと考えております。

次に、ドッグライフカウンセラーについてであります。東京都にあるNPO法人が平成14年に認定を始めたものであります。犬を飼い始めた人の知識不足から犬が病気になることや問題行動を起こすことが多いため、飼育に当たって対処に苦慮する飼い主へのカウンセリングを行う専門家の育成を行っているものであります。検定試験は過去10回開催され、1,723名が合格し、全国でカウンセラーとして活動を始めております。道内にも16名の合格者がおり、受験者は獣医療関係者、ペット用品関係者、一般人がそれぞれ3分の1ずつとなっております。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 12番、山田雅敏議員。

**12番(山田雅敏議員)** 協働について1点質問し、あとは予算特別委員会で質問いたします。

確かに協働のルールということでお話を受けました。また、さきの代表質問で各党から、私も質問いたしましたけれども、自治基本条例について私も聞いております。その中でこの協働のルールについて、私も自治基本条例の中の一つのルールと考えますが、自治基本条例、またこの協働のルールについて、どのような認識、またかわり、そういった観点で市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。これで質問は終わります。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 市民との協働のためのルールづくりですけれども、現在いろいろな協働作業をしておりますけれども、特にルールはありませんけれども、今のところ円滑に進んでおりますので、特にルールがないから困ったということはありません。ただ、これからいろいろな部分で連携が必要となり

ますので、その場合にこういったルールが必要になってくるのか、十分研究した上で検討していきたいというふうに思います。

**議長（見楚谷登志）** 山田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 一般質問をします。

初めに、生活保護についてお尋ねします。

政府は生活保護の適正化の名の下に、一貫して保護費削減の政策を強めてきました。老齢加算の撤廃に続き、平成17年度からは母子加算の段階的縮減、撤廃が始まっています。生活保護世帯の多くは高齢者、母子世帯です。ここをねらい打ちにした制度の改革は大いに問題であることを指摘して、以下何点か、お尋ねします。

平成19年度から、要保護世帯向け長期生活支援資金制度が導入されました。居住用不動産を持っている生活保護が必要な高齢者には、不動産を担保として長期貸付けを行い、貸付金の利用を生活保護に優先させるというものです。65歳以上の不動産を持つ要保護者が対象で、現保護受給世帯についても順次切り替えていくとのこと。この制度で小樽市の現保護受給世帯で対象となる世帯は何世帯となりますか、お尋ねします。

この貸付基本額の月額、生活扶助基準額の1.5倍から収入充当額を引いた金額です。医療費扶助もなく、社会保障費を差し引いたら、保護基準よりはるかに厳しい生活を強いられることになりませんか、お伺いします。

この制度の対象となる不動産の評価額は500万円といいますが、現在、保護開始時における居住用不動産の保有容認は標準3人世帯の最低生活保護基準水準の10年分、おおむね2,400万円を目安額としていますから、この制度の対象者にとってはかなり不利な状態になることが予想されます。500万円を基準とした根拠についてお示しください。

要保護者の自立支援の推進を図る取組として、稼働能力判定会議の設置が盛り込まれました。これまでも、健康上の理由から就労従事していない保護受給者には、主治医からの意見聴取などで就労の可否を判断してきているはず。この稼働能力判定会議の目的はどのようなものでしょうか。小樽市では稼働能力判定会議を設置するのでしょうか、お伺いします。

仮に稼働能力判定会議が設置された場合、これまでの主治医の診断書や本人への聞き取り調査などどのように扱われるのでしょうか、お伺いします。

母子加算の縮減廃止に対しては、全国で不服審査請求が相次いでいます。小樽市でもひとり親世帯11名が母子加算の縮減廃止は認められないと、北海道に対して不服審査請求を行いました。「4月から母子加算が減額されて、何を節約して生活すればよいか考えます。自分は今パートに出ていますが、正職員として働ける職場はありません。冬にストーブをつけられない日も予想され、精神的にも参ってしまいます。」請求理由では以上のように深刻な生活実態が述べられています。とりわけ健康上の理由で仕事につけない親とその子にとっては過酷な仕打ちです。この不服審査請求に小樽市としてはどのようにかかわるのでしょうか、お伺いします。

生活保護制度は国の責任において行われることは当然です。とはいえ、住民の健康と福祉を守る自治体の責務からも、母子加算の削減はやめるよう国に意見を上げるべきと思います。市長の見解をお伺いします。

次に、就労支援についてお尋ねします。

「労働条件が急激に悪化」、これは平成18年度小樽市労働実態調査を報じた北海道新聞の見出しです。いまだ景気回復の恩恵にはほど遠い北海道、とりわけ小樽市にあって、雇用を取り巻く環境が相変わらず厳しいものになっていることです。労働を取り巻く状況がここまで厳しければ、勤労意欲も損なわれるというものです。小樽市に見る有効求人倍率は、平成19年4月で0.46と依然として低い状況です。なかなか仕事につけなくてとの相談が後を絶ちません。失業の理由は雇用先の倒産だったり、また働き盛りの30代から50代の相談者が目立つことです。ノイローゼになりそうとの訴え、実際にノイローゼになり、入院した方もいます。勤めていた会社が最近倒産し、失業した若い母親は、生活保護を受給せずに自立をしたいとハローワークにも何度も足を運び、せめて住むところの心配だけでも解消できないかと市役所に住宅相談に行くとして保護課に回された。「保護を受けたいという相談ではなく、自立して頑張りたいという相談に対応してくれるところはないのですね」と寂しそうに笑いました。ワーキングプアの広がり、非正規労働者の増大など雇用状況が大きく変化しています。こうした中で職を求める市民に対しては、きめ細かな就労支援策が求められると考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお尋ねします。

次に、多重債務から市民生活を守る取組についてお伺いします。

近年、高齢者をねらい打ちにした悪徳商法、青少年には携帯電話やインターネットサイト架空請求の被害など、消費者被害、多重債務などによる生活苦から事件を起こすニュースなどが後を絶ちません。また、格差や雇用条件の悪化などの社会条件を背景に生み出された貧困は、多重債務を重ねる要因になっています。我が党議員団にはこうした相談も増えているところですが、ここ5年間の消費者センターや無料相談など、小樽市における消費者被害に関する相談件数の推移をお尋ねします。

また、小樽市の消費者被害対策の現状についてもお知らせください。

自殺、夜逃げ、離婚、犯罪などの原因となる多重債務の実態は殊さら深刻です。金融庁の調べによると、我が国における消費者金融の利用者は少なくとも1,400万人、そのうち多重債務状態に陥っている人は200万人に上ると言われています。新たな多重債務者をつくらない目的で、貸金業制度を抜本的に見直す関連法案が昨年12月、国会で成立しました。既に多重債務者となっている人を救う道として、内閣には多重債務者対策本部を設置して、救済の対策づくりも始まりました。4月20日に公表された多重債務問題改善プログラムでは、自治体の積極的な取組を求めています。多重債務者は税金や国民保険の保険料、公営住宅の家賃、学校の授業料や給食費などの滞納につながり、多重債務が解消されれば、こうした滞納が解消されますから、自治体にとっても直接的なメリットにつながります。小樽市においても積極的な取組が求められるところですが、市長のお考えを伺います。

再質問は留保して、質問といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 菊地議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、生活保護行政についての御質問でありますけれども、まず要保護世帯向け長期生活支援資金制度の対象となる世帯は3世帯であります。また、貸付基本額についてでありますけれども、生活扶助基準額の1.5倍としたのは、医療費及び介護費の需要を見込んで設定されたものであります。世帯内に複数の要介護者がいる場合など特別な需要が見込まれるときには、特別に必要な額を加算できることと

なっております。

次に、不動産の評価額についての根拠でありますけれども、大都市近郊では500万円以下の物件は流通がほとんどないという状況であり、また、この制度の利用者は都市部に多くなるものと想定されることから、対象となり得る物件の多くをカバーする評価額として設定されたものと伺っております。

次に、稼働能力判定会議の目的でありますけれども、今後、要保護者に対し一層の就労支援を推進していくことに伴い、より客観的で厳密な稼働能力の判定が必要となることから、稼働能力判定会議を設置して、稼働年齢層を対象に稼働能力の有無の判定、適正職種の検討などを行い、自立支援を推進していくものであります。なお、この会議の設置につきましては、今後、道内各市の取組状況などを見ながら検討してまいりたいと思っております。

次に、稼働能力判定会議の設置に伴い、主治医の診断書や本人の聞き取り調査などが尊重されるのかとの御質問であります。判定会議におきましては、対象者の健康状態、職歴、資格、技能、学歴、希望する職種及び雇用条件等を踏まえ検討を行うこととされていますので、十分配慮されるものと考えております。

次に、母子加算の不服審査請求に対する市のかかわりでありますけれども、北海道からは行政不服審査法に基づき関係書類の提出を求められておりますが、あくまでも審査庁は北海道であり、この不服審査請求に対し50日以内に裁決しなければならないとされていることから、その動向を見守りたいと考えております。

また、母子加算の削減はやめるよう国に意見を上げるべきとのことではありますが、生活保護制度は国からの法定受託事務であり、その実施機関である市としては、決められた基準に従って行うことが必要であると考えております。

次に、就労支援策についてでありますけれども、厳しい雇用情勢が続いている中で、市といたしましては新規高校卒業者の地元就職支援のため、小樽公共職業安定所や小樽商工労働事務所など関係機関と連携を図りながら、ジョブガイダンス事業、就職サポート実践講座や地場企業見学会などを開催してきたところであります。また、小樽公共職業安定所では、一般的な職業紹介業務のほか高齢者雇用相談室やパートプラザおたるを開設するなど、各世代の求職者に対し就労支援を行っており、今後とも国・道など関係機関と連携を強めながら、引き続き雇用情勢の改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、消費者被害に関する相談件数でありますけれども、消費者センターにおいては、平成14年度1,513件、15年度2,470件、16年度3,708件、17年度2,487件、18年度2,568件となっております。また、弁護士による無料法律相談においては、平成14年度164件、15年度130件、16年度92件、17年度94件、18年度44件となっております。

次に、消費者被害対策でありますけれども、専任相談員によるクーリングオフ等の助言や必要に応じて相手方との交渉のほか、無料法律相談、警察などの専門機関への紹介、誘導を行うとともに、消費者教室を利用した被害防止のための教育・啓発を行っております。さらに平成17年11月には小樽市消費者協会、警察署が幹事となり、被害者となりやすい高齢者や若者の水際での被害防止のために、市労連、ヘルパー等の福祉関係者、金融機関、学校関係者等による小樽市消費者被害防止ネットワークを設立し、振り込め詐欺、架空請求等多様化する消費者被害に対し関係機関・団体が連携するとともに、ニュースの発行やファクスによる迅速な情報提供、共有等の取組を進めているところであります。

最後に、多重債務者対策でありますけれども、国の多重債務問題改善プログラムでは、自治体による積極的な対応が求められております。既に小樽市におきましては、消費者センターに改善プログラムに

示されている専任の相談員を4名配置しているほか、弁護士や司法書士会等への紹介、誘導などの連携体制もっております。

なお、多重債務者はさまざまな問題を抱えており、生活の立て直しにはいろいろな情報が必要であることから、多角的に相談ができる消費者センターの活用について、改めて庁内関係部局や市民に周知徹底を図るとともに、相談員の研修強化に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

**7番(菊地葉子議員)** 何点が再質問させていただきます。

長期生活支援資金制度の具体的なことについてお聞きしたいと思います。

現受給者のこの制度の対象者をお答えいただきました。3名ということでしたが、この3名については既に切り替え業務を行っているのでしょうか。また、新規申請者にはこの制度が既に適用されているのでしょうか。そのことについて伺いたします。

それから、稼働能力判定会議については、他都市の状況を見ながら検討していきたいということですが、この稼働能力判定会議は必置義務があるのか、それとも任意で小樽市独自で判断できるのかどうかについて、改めてお聞きしたいと思います。

それから、母子加算の削減で小樽市は意見を求められるというふうに先ほどおっしゃったと思うのですが、市長はどのような意見を道に対してしようとしていらっしゃるのか、そのことについて改めて伺いたしたいと思います。

就労支援なのですけれども、私はこの生活保護の問題についていろいろお聞きしたいと思ひまして、いろいろな資料を見ました。そうすると、昨年10月に、全国知事会とか全国市長会も一緒になって新たなセーフティネットの提案ということで、報告書と申しますか、検討会が出した文書がありました。この中に書かれていることを、私はすべてもろ手を挙げて賛成というわけではないのですけれども、現状の認識ということでは一致する部分について、就労支援についてちょっとお尋ねしたいと思つたことがあるのですけれども、この中では日本における低所得者層に占める被保護者の割合は低いから、今この生活保護制度はある程度支えられているというふうに書かれていました。現状のこの小樽市の低所得者の存在、ワーキングプアの広がりやボーダーライン層の増加傾向が今後も続くならば、日本の被保護者は格段に増加するであろうと。国民の多くが公的扶助に頼って生きるという状況は国家として望ましいことではない。今こそ就労自立対策を確立することが大切である。望ましいことではないということはどうかなとは思つたのですけれども、必要ならばきちんと保護を受けさせることが、憲法に保障された生存権の保障では大切だとは思つたのですが、就労自立対策を確立するということは一方では大事なことだと私は思ひます。

そういう意味では、労働条件の現状、仕事を探しても実際に仕事がない。ここをきちんと社会的に克服することが今大事ではないかと思つたのですが、こういう実態に対して、全国市長会とか全国知事会としては国に対してどういった対策を要求しているのかということと、この雇用対策に、これから先、保護世帯が増えていこうという心配よりも、今現実に保護を受けないで自立していこうとしている人たちに対して具体的な手が差し伸べられていないということに対して、どんな対策をそれぞれの自治体なりはとっていこうとしているのかということについて、改めて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、多重債務者対策についてです。

先ほど、庁内関係、それから市民への周知について徹底したいということをおっしゃっていました。

ネットワークが小樽市ではできたということで、非常にそれはそれで大変いいことだとは思いますが、このネットワークの取組やどういったことをやっていくのかということをもっと市民に周知していただきたいと思うのですが、小樽市の広報などを使って特集を組んで多重債務にならないような予防策、例えば愛知県の岩倉市などで広報を使って出しているこういう特集なども必要ではないかと思うのですが、これらについてお答えをいただきたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私が答えた以外は、担当の方から答弁させますけれども、まず母子加算の関係の道からの意見がこれまで具体的に来ていませんので、私は見ていませんので、来た段階でよく検討の上お答えしたいと思います。

それから、就労支援の関係の現状認識というのですか、低所得者対策というのか、就労支援というのか、よく御質問の趣旨が理解できないのですけれども、要するに雇用情勢が全国的にばらつきが多いわけですね。そしてまた、格差と今言われているように、地域によって相当な格差があるのだらうと。ですから、所得においても相当地域間格差があって、それぞれでみんな格差の大きいところは苦勞している状況ですし、特に日本経済が回復したとは言いながら、愛知、東京、大阪周辺だけが集中的に回復しておりまして、特に北海道、沖縄等は非常に回復が遅れているという状況の中で、有効求人倍率も本州の方と比較にならないくらい悪いのです。愛知なんかは1.5倍ぐらいまでいっているという状況ですので、そういった状況を一日も早く克服した中で、それぞれの個人所得が増えるような施策が必要ではないのかという、そういう思いをしております。したがって、市でとり得る施策というのは非常に限られてきますけれども、何とか今の制度の中で、できる限り未就職者に対する支援というものはこれからもやっていかなければならないと思いますし、さらに関係機関との連携を深めながら対応していかなければならない問題ではないかというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 福祉部長。

**福祉部長（中町悌四郎）** 菊地議員の再質問にお答えいたします。

初めに、長期生活支援資金制度の3名についてですけれども、これは現在保護を受けている方の中に対象となる方が3名おりますけれども、これにつきましては平成19年度と20年度、この2か年で長期生活支援資金制度に移行しようというふうに考えていますので、19年度と20年度、それぞれにこの3名を振り分けて対応したいというふうに考えております。

それから、新規に保護を受ける方につきましても、この長期生活支援資金制度の対象になるわけですが、現在のところ、新規に4月以降でこの制度の対象となる方はまだおりません。

それから、稼働能力判定会議でございますけれども、これは今のところ国からは必置というふうに言われていませんので、それぞれ各自自治体で取組について検討をするということになっていますので、任意で検討してくださいというふうに言われています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市民部長。

**市民部長（佃 信雄）** 菊地議員の再質問にお答えをいたします。

多重債務の予防対策についてでございますけれども、我々としては先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、消費者教室であるとか、あるいはネットワークがつくっておりますニュース、そういう

たものを会員向けには、あるいはまた、要請されたところについては行ってお話をさせていただいたり、あるいはまたニュースを配布させていただいております。

しかしながら、広報の中で特集という形で組みますと、その号だけである程度周知をしてしまうということになるものですから、特集がいいのか、ある程度小分けしてそういった情報を流していくのがいいのか、広報広聴課とも十分に協議をしながら、いずれにしても周知方法等につきましては今後考えてまいりたいと、そういうふうには思っております。

**議長（見楚谷登志）** 菊地議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時19分**

**再開 午後 2時40分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 3番、鈴木喜明議員。

（3番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

**3番（鈴木喜明議員）** 私は、この4月の統一地方選挙で、小樽市議会議員に初当選をしました無所属の鈴木喜明です。2007年3月6日に地方財政再建促進措置法に基づき破たん認定された夕張市の問題に端を発し、有権者の皆様も、今後の小樽の未来を左右するこの選挙戦に大変関心を持たれ、投票率も4年前の選挙から6.2ポイント上昇し、67.74パーセントとなりました。実際、私も後援会活動や選挙戦を通じ、有権者の皆様との対話の中で、小樽市の財政問題や青少年の教育問題、高齢者問題、福祉問題、病院問題、そして景気対策などたくさんの課題を投げかけられ、この小樽市の抱えている課題の深刻さを改めて痛感し、前向きに、そして目に見える形で取り組んでいこうと、議員活動を踏み出したわけでありまして。本議会では、短い時間ではありますが、一般質問をする機会を得ることができました。しかし、課題が多すぎて何を質問するべきか悩みましたが、このたび私が議員になるきっかけとなった一つでもあります若い世代の人口流出問題に焦点を当てさせていただきます。

今、小樽の高校生、大学生、20代、30代の若者は将来に対して不安を募らせております。彼らが口をそろえて訴えていた、私たちはこの大好きな小樽に住んでいられるのだろうか。家庭を持って子供を育てていけるのだろうか。この切実な叫びを背景に質問をさせていただくことにしました。

この世代が小樽を離れる最大の原因は、雇用環境が整っていない、つまり就職がないということです。もちろん雇用の創出が一番の急務ではありますが、すぐに改善するとは思えません。現実的なことを言えば、札幌に就職口を求めても、小樽に住み続けていただくという政策がより現実的であると思っております。

彼らに小樽に住みづらい原因を聞きまして、住宅問題を大きな課題に挙げております。その中でも一番の深刻な問題は借家の家賃の割高感であります。近隣の地域と比較して調べましたところ、単身ひとり住まい用1DK賃貸アパートの家賃は、平均で札幌市西区3.6万円、札幌市手稲区4.15万円、北広島市4.32万円、小樽市が4.5万円であります。子供がいる家族用の2LDKでは、西区5.5万円、手稲区5.7万円、北広島市5.8万円、小樽市6.3万円となっております。マンションでもほぼ同様の結果が出ています。家賃の安い市営住宅の面でも、小樽市は管理戸数3,612戸、人口比2.59パーセント、ほぼ同人口の北見市で4,394戸、3.44パーセント、苫小牧市においては7,695戸、4.44パーセントと比べても決して多いものではありません。市営住宅の入居者の世帯主年齢構成比では、40歳未満がたったの15パーセントとなっております。これでは小樽での住居費が高いと言われるのは当然であります。これを軽減する

ために、家賃の助成や市営住宅の増設は小樽市の財政をより悪化させることとなり、進めることはできません。しかし、私の住んでいる奥沢地区でも苦慮している空き家問題と関連づけて解決できないでしょうか。

老後、子供たちが手を離れ、除雪や家の周りの管理が行き届かず、地区内のマンションや近くの肉親と同居し、無人となった空き家が市内の至るところにあります。落雪事故や倒壊不安、不審火や未成年の非行の温床と、空き家が地域に及ぼす悪影響ははかり知れないものがあります。この空き家の中でも程度のよい物件を若い世代が安く借りられるように、市が若い世代の市外流出防止策として、主体的立場で積極的にかかわってはいかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。特に、子供がいる若夫婦や親などの肉親と住んでいる若者たちにはメリットが大きく、札幌に就職して家族ごと小樽を離れる事例が減ると思われま。

次に、小樽市では、今後10年間の市の方向性を決める新たな小樽市総合計画を策定することになっております。山田市政を応援する立場としてあえて市長にお聞きいたします。

市が考えておられるこれからの小樽の未来像の中で、この若い世代はどのような暮らしぶりになっているのでしょうか。彼らの将来につながるビジョンを、今日ここにこの受け答えを期待を込めて傍聴に来たあの若者たちにもわかりやすく、ぜひとも熱い思いで市長みずからお聞かせいただきたいと思いま。

再質問を留保し、以上の2点について質問いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、市内の空き家の活用の問題でありますけれども、現在、市では移住に関するホームページを開設しておりまして、その中の住まいに関する情報では、北海道宅地建物取引業協会小樽支部に加盟します不動産業者のホームページにリンクすることで、不動産の物件情報を提供しております。また、電話による問い合わせなどに対しましては希望物件の内容を伺い、宅建協会小樽支部へ伝えて、条件の合う物件の情報提供をしております。市が直接空き家情報の提供を行う場合には、情報の収集や提供の仕組み、物件の管理状態など整理すべき課題もたくさんありますので、今後また、空き家バンクの制度の立ち上げというものについてこれから検討していきたいというふうに思っております。

今ほど指摘のありました家賃の問題、あるいはまた物件の利用費の問題、こういう問題についてはもう既に何年も前から指摘されておまして、特に小樽商大に通う学生が小樽に物件がない、あるいはまた高い、こういうことでわざわざ札幌から通学をしているという実態も聞いておりますので、何とかそういう状況が解決できるように一つでも取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、小樽の未来像と若者のビジョンということでもありますけれども、今議会の提案説明に当たりまして、今後4年間の市政運営とまちづくりに対する私の考え方の一端を述べさせていただきました。その結びに、小樽のまちと人にはピンチをチャンスに転換できる力があるというふうに申し上げました。これまでも小樽市は、道内随一の繁栄を誇った時代や、社会経済環境の変化の荒波にさらされた大変厳しい時代を経験してきました。こうした時代を乗り越えて今の小樽があるのは、郷土小樽を愛して、そしてこのまちのために活躍された多くの市民の方々の力によるものであったと考えております。

小樽には歴史的景観や歴史的建造物などの遺産、小樽の盛衰を見守ってきた世代の皆さんの経験、そ

して雪あかりの路などイベントを根づかせた多くの若者の行動力などが、今後のまちづくりのための貴重な財産だろうというふうに思っております。小樽のまちづくりのためには多くの方々の御協力がなければいけません。私は特に若い世代の皆さんに大きな力を発揮していただきたいと願っておりまして、さらにまた一層活躍もしていただきたいというふうに思っております。いろいろな場面で申し上げているのですけれども、夢と希望とを持って、そしてまた、その目標に向かって行動していただきたいと思います。行動することによって結果が出ますし、結果が出ることによって、また反省もあるだろうと。反省がまた次の夢、そういったものに結びついていくというふうに思いますので、ぜひ若い人方には夢と希望を持ってこれから進んでいただきたいと思います、こういうふうに思っております。

今般、新たな総合計画の策定に当たりましては、各界各層の皆さんから市政への要望やまちづくりについての意見を伺う機会を設けることにしております。ぜひこの機会に若い世代の方々も積極的にこれに参加をしていただきたいと思ひますし、市民と行政が一緒になって将来の小樽のまちづくりについて考えていく、これがこの次の総合計画でありますから、ぜひとも一緒になって知恵を出し合せて、そして小樽の将来像やまちづくりについて、ともに議論し、その上で新しい総合計画をつくり上げていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 3番、鈴木喜明議員。

**3番(鈴木喜明議員)** 再質問をいたします。

今の市長の答弁を要約いたしますと、前段の提案は前向きに取り組んでいただけるということでございましょう。それから、若者たちには小樽はいい要素がいっぱいあります。勤勉で勤労でまちづくりにかかわっていただければきっと小樽はよくなる。聞く耳を持ってやっていくので私に任せてほしい。そして協力してほしいということによろしいですか。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 今、要約をしてお話しいただきましたけれども、まさにそのとおりでありまして、聞く耳を持つとか持たないではなくて、一緒になってこの小樽の将来のために考えていただきたい。我々も真剣に考えたいと思ひますし、ぜひ若者の皆さん方も真剣に小樽のまちのことの将来を考えていただいて、ともに新しい総合計画をつくっていききたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長(見楚谷登志)** 鈴木議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 18番、山口保議員。

(18番 山口保議員登壇)(拍手)

**18番(山口 保議員)** 一般質問を行います。

私は、議会の役割は、行政のチェック機能はもとより、議論を通してよりよい政策を実現するための場でなければならないと常々考えてまいりました。したがって、今回も3点の質問を通して、本市の抱える課題について議論をさせていただきたいと思ひます。

今年2月、小樽信金、北海信金が中心となり、信金中央金庫総合研究所から本市経済の調査分析と活性化に向けた若干の提言が取りまとめられております。今回の調査研究は本市のさまざまな統計資料の分析とそれを基にした将来の予測、また、小樽市内、後志・札幌圏の信金所在地の事業者及び消費者ア

ンケートを基に本市経済の現状と課題を抽出し、その克服に向けて幾つかの提言をまとめられたものであります。

読ませていただく中で一番目を引きましたのは、本市の5年後、10年後の将来をこれまでの統計数値などを基に推計したところでありました。人口の将来推移については、議員定数の削減など、昨年の本議会の議論の中でも近年の年間2,000人を超える減少から類推すれば、10年後人口で12万人程度まで減少するのではないかと心配しておりましたから特に驚きませんでした。同様に製造業、建設業など、サービス業を除いて軒並み15パーセント以上の減少と予測をしております。特に驚きましたのは、かつて隆盛をきわめ、商都小樽の象徴であった商業も、近年はその面影もなく、その衰退ぶりは承知をしておりましたが、この調査の現状のまま推移すると仮定しての将来予測値によれば、本市の卸・小売業の10年後の販売額が現在よりほぼ半減するとしているところでありました。

ちなみに卸売業では、2004年の年間販売額1,606億円は2014年には830億円と、実に10年で48パーセントも減少をするとされております。小売業は、2004年の1,592億円が2014年には951億円で、約40パーセントの減少。卸、小売合わせて販売額は、2004年の3,199億円に対して、2014年には1,782億円へとほぼ半減をし、また、売上げの減少に比べて店舗数は15パーセントの減少にとどまるとしていることから、ますます厳しい経営環境を強いられると予測をしております。他の業種もほぼすべてで売上げ、事業所数、従業員数などが15パーセント程度減少するとされております。これほどまでに厳しい予測をされますと正直大変ショックであります。

1990年以降、日米構造協議を受け、大店法など数々の規制が緩和され、地方には大量に大手量販店などが進出し、地域の商業は壊滅的な打撃を受け、各地にシャッター商店街を生み出しております。本市でも90年以降、91年のホームック、マックスパリュ、ウイングベイ小樽、デンコードーなど、1,000平方メートルを超える大規模小売店舗が13店舗立地しております。さらにコンビニエンスストアなど既存店舗のチェーンストア化が進み、地域に所得が残らない経済構造ができ上がってしまったと感じてはおりますが、確かに近年の統計指標の推移を見ますと、これらの予測値は手をこまねいては本当になってしまうのではないかと、私も心配になったところでありました。

そんな中、本市工業統計調査では、2005年、本市の製造品種価格1,600億円の43パーセントを占める食品の出荷額が約6.3パーセント増加に転じておりました。2004年には前年比で7パーセントの減少でしたから、少しはほっとしたところでありました。

私は、さきの信金総研の将来予測値は、本市が観光も成熟をしきり、都市としての発展の可能性が閉ざされているとすれば受け入れざるを得ないと考えますが、本市が観光都市として出発してからわずかまだ20年足らずであり、観光の経済波及効果も市内総産出額の35パーセントを占める主要産業に育ってきているとはいえ、まだ全国都市魅力度ランキング7位に位置づけられている本市のブランド力を生かすことが十分にできていないことや、本市の持つ地形を生かした眺望や夜景などの自然景観、自然資源、そして何よりも先人の築いてこられたまち並み景観や港、手宮鉄道施設など数々の近代化遺産、そうしたまだ生かされていない歴史資源や自然景観を豊富に有していること、そして私たちにはこの他の都市が持ち得ないかけがえのない財産をひたすら磨き続け、それらを経済資源へと生まれ変わらせることができるということ、そしてまた、卸・小売業や食品などの製造業を政策によって観光にさらにリンクをさせ、観光を文字どおり、すそ野の広い産業として育て上げる余地が十分に残されていることなど、私は将来に向けてこれだけの可能性を残しているまちは、全国的に見てもまれではないかと期待をし、考えております。

さらにこのまちの持つ人的資源であります。まちづくりに対する熱い思いを共有し、進んでボランテ

イア活動に参加される多くの市民がおります。厳寒の2月、10日間もの長きにわたり連日雪あかりの路に参加される延べ1,500人も市民の皆さん、堺町地区と花銀地区の回遊性を高めようと資金を募って、市民自身の手で妙見川沿いに昔ながらの柳の並木を復活させようと、2年がかりで柳の植樹を行ったばかりではなく、川沿いの味気のなかった白いパイプさくをまくら木のさくに取り替え、れんが歩道などの土木工事までも完成をさせた皆さんなど、市民参加のまちづくりを実践する数々の市民組織があるわけでありませう。

だからこそ、私は今年4月の市議選に際して、夕張市の破たん以来、本市も破たんをしてしまうのではないかと、また、新病院を建設しても本当に大丈夫なのかと不安がられ、戸惑っておられる市民の皆さんに対して、このまちをあきらめないでほしい、もう一度自信と誇りを取り戻してほしいと訴えてきたところでもあります。そして、本市行政も近年、観光基本計画が策定され、また地域経済活性化会議などを経て、新たな具体的な取組が始められようとしております。特に産業政策の立場から民間との連携を図られ、新たな商品の開発や既存商品の見直し、ブランド化への取組などが進められてきていると承知をしております。

そこでお尋ねいたします。これまでの取組の状況と成果、また今後どのように進められていくのか、取組に対する決意も含めてお示しください。

ところで、本市の観光は入り込み数が500万人を超えた平成4年、実は平成元年ごろから本格的に観光都市へと急速に変ぼうを遂げてきたと言えると思います。北一硝子の昭和57年の堺町立地を機に、小樽オルゴール堂、ルタオ、ホクレンふうど館、北菓楼、六花亭、最近の利尻屋みのやの活動など、堺町の場末の倉庫問屋街が、一気にほぼこの20年で本市の一大観光ゾーンへと変ぼうを遂げてきたわけでありませう。この間、この地域を中心に大小の投資が次々と続けられてきました。そして、今、その投資が途絶えようとしております。次々と新たな魅力をつくり出していくことで集客を維持してきた地域が力を失いつつあるわけでありませう。

私はかねがね運河と堺町という狭いエリアだけの観光はいずれ衰退をすると申し上げてきました。先ほど例に挙げました信金総研のアンケート調査の中でも、札幌や後志など市外に住む人の来樽の頻度を聞いております。小樽へ行く頻度が年3ないし4回が40.3パーセント、月に一、二回が31.3パーセント、月3回以上が10.5パーセントと、実に8割を超える人が年三、四回以上来樽していると答えております。リピーター、特に札幌圏の人々に支えられた観光とこれまで言われてきましたが、それを裏づける結果となっております。しかし、近年、来樽の頻度が増えたと答えた人より減ったと答えた人の割合が、一方は38.2パーセント、そしてもう一方58.4パーセントと増えており、リピーターが離れていく傾向が出始めていると読むことができるのではないのでしょうか。また、滞在時間も7割の人が変わらないと答えておりますけれども、短くなったと答えた人の割合が19.2パーセント、増えたと答えた人は8.5パーセント、減ったという人の方が多くなっており、心配であります。滞在時間はおおむね消費金額に比例すると言われております。この調査でも、滞在時間が二、三時間だと5,000円以上消費する人の割合は25パーセント、半日だと34パーセントにも上昇する結果になっております。

私は機会あるごとに、新たな本市の交流観光の拠点創出の必要性について訴え続けてまいりました。新たな魅力を生み続けること、このことが観光客を引きつけ、また、都市としてのブランド力の維持向上につながると信じております。魅力ある商品の開発などのソフト面はもちろんでございますが、新たな魅力ある拠点づくりは滞在時間の増加につながり、来樽の動機を高めるばかりではなく、宿泊率も高めることにつながるからであります。

私は、かねてより旧国鉄手宮線こそが次の拠点になり得ると主張してまいりました。それは本市の中

心を横に貫き基点となる手宮地区には、国の重要文化財である手宮機関車庫3号と旧手宮鉄道施設、旧日本郵船と、往時をしのぶ北運河と石造倉庫群、また中心部には市場や中心商店街、日銀通に隣接する現存する日本最古の鉄道であります。この歴史資源に必ず経済的価値を見いだす人がいると私は信じているからであります。

ところで、市長は今議会の冒頭、提案説明に先立つ3期目、今後4年間の指針ともいうべき所信の中で、財政再建を第一として、次に豊かな自然、先人が築いてきたまち並みや景観など小樽の特徴を生かしたまちづくりを進めると述べられ、次に述べられました五つの基本目標の中で、新たな観光資源の発掘、外国人観光客の誘致、滞在型観光への移行など経済波及効果の高い小樽観光を推進するとともに、建設当時の姿を残す北運河、点在する石づくり倉庫群、旧手宮線など数多くの地域資源をつなぎ、生かした新たな魅力づくりを進めると、さらに具体的に述べられております。財政困難な中でも昨年12月には旧手宮線の取得に踏みきられたこととあわせて、その決意と意欲に私は敬意を表するものであります。

私は昨年7年ぶりに本市景観条例による特別景観形成地区の大幅な拡大、特に旧手宮線沿線をその範囲に含められたことを評価してまいりました。これ以上の景観の荒廃を食いとめるという強い意志と、新たな景観形成を期待する意図が感じられたからであります。

また、平成17年6月の国の景観法施行に伴い、本市も昨年11月には景観法に基づく景観行政団体となり、本年度中の景観計画の策定に向け作業を進められていると承知をしております。私は本市景観条例の特別景観形成地区については、景観法による景観形成重点地区に指定されるよう求めたいと考えておりますが、今後の作業のスケジュールはどのようになりますか。また、現状どのような進ちょくぐあいなのか、お答えできる範囲で結構でございますので、お示ください。

いずれにしても、本市の景観行政は、今大きくその歩を進められようとしております。特に景観計画の策定の意図は景観保全ばかりではなく、新たな景観の創造、すなわち「創景」への期待が含まれているはずであります。特に歴史資源である旧手宮線沿線での歴史的まち並みの再現など、「創景」事業を誘発するものと期待するものであります。また、私は平成16年の第2回定例会以来、先ほど来述べさせていただきました旧手宮線と旧手宮鉄道施設、北運河・手宮地区の新たな観光拠点化、特に旧手宮鉄道施設については、列車宿泊施設化を含む私なりのプランを提供させていただいております。また、旧交通記念館は第三セクターの手を離れ、議論の末、今年7月より科学館を含む新たな社会教育施設、新博物館として、私はこの名前は認めておりませんが、スタートしようとしております。また、重要文化財であります手宮機関車庫3号は、修復作業が9月には終了するとお聞きをしております。また、広大な敷地内については、当面新博物館で現状のまま使用するものの、将来の利活用については二、三年かけて市民議論を重ね、プランをまとめると教育長の答弁もいただいております。

旧手宮線の今後の整備を考えると、また、特に手宮地区の旧手宮線沿線の新たなまち並み整備を考えますと、この鉄道施設内の活用は一体として計画される必要があると申し上げてまいりました。そして、それが北運河一帯に集客をするかぎになると考えております。この北運河・手宮地区の基礎的再生プランは、市独自に関係地区市民や市民団体などと協議をしながら進めると、平成17年の第3回定例会でお答えをいただいております。その後、手宮地区の方々からヒアリングをされたり、庁内でも議論をされ、基本的な考え方についてはようやくまとめられ、今後、関係市民団体などと協議を始められるとお聞きをしておりますが、今後どのように進められていくのか、内容などもお示ください。

これは先ほど紹介しましたように、市長も今議会冒頭、北運河や点在する石づくり倉庫群、旧手宮線など数多くの地域資源をつなぎ、生かした新たな魅力づくりを進めると決意を述べられており、多くの市民も大きな期待を持って見守っている課題でありますので、私もこれからもさまざまな提案や議論を

させていただきますつもりであります。よろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、市が民間と連携して進めている商品開発やブランド化についてでありますけれども、東アジアに向けた地場産品の販路拡大を図るため、平成16年度から、東アジア経済研究会がマーケットリサーチ事業を実施しております。この3年間、継続して香港や台湾の百貨店の物産展へ出展するとともに、市場調査や商談会を開催した結果、現地企業から商品の引き合いがあり、継続的な取引を行う企業が生まれております。

また、将来に向けて、こうした国際商取引や新たな商品開発を実践できる人材の育成を目的としたセミナーを開催するとともに、既存商品の付加価値を高めるため、北海道の道産食品登録制度を活用した「おたる小箱」の製作にも取り組んだところであります。

このように小樽のブランド力や伝統的な技術、さらには産業遺産など小樽の強みとなり得る地域資源を活用し、商品の差別化や高付加価値化を図り、また、商圏の拡大を図る企業や団体を支援することは、企業の競争力を高めるとともに、まちのイメージアップにもつながることから、有効な産業施策の一つであると考えております。市といたしましては、今後とも地場産品の販路拡大やブランド化にかかわる取組を支援するとともに、経済産業省の中小企業地域資源活用プログラムなど国の新経済成長戦略に基づく各種施策と連動させながら、地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、景観計画についての御質問でありますけれども、初めに今後の景観計画策定の作業のスケジュールでありますけれども、昨年11月に景観行政団体になってから、景観審議会の中にワーキンググループを設置して鋭意作業を進めております。景観計画は本年12月に概要をまとめ、その後、市民などからのパブリックコメントの募集や都市計画審議会からの意見をお聞きし、年度内に景観計画を策定したいと考えております。

また、この景観計画の実行性を担保するため、現行景観条例に景観計画の要素を盛り込むための条例改正作業につきましても、引き続き行ってまいります。

次に、景観計画策定の進ちょく状況でありますけれども、ワーキンググループでは現地調査や資料の分析などの基礎作業を終えて、現在、景観計画の対象区域を小樽市全域とすることや、特別景観形成地区については引き続き重点区域として指定する方向で検討しております。今後は、景観計画区域内の建築物などの形態、色彩、その他の意匠の制限について検討を行う予定となっております。

次に、北運河・手宮地区の再生プランの進め方と内容でありますけれども、北運河・手宮地区の再生に向け、昨年度より手宮地区の方々などとの懇談会を開催し、議論を進めてまいりました。その中でこの地区は、建設当時の姿を残す北運河、重要文化財の旧日本郵船小樽支店、旧手宮線など近代化遺産、歴史遺産が数多くありまして、まちづくりや観光振興にとって重要な位置を占めていることから、地域資源の活用方策についてさらに検討する必要があるとの意見が出されました。そのためこれらの意見を踏まえ、今後旧手宮線をはじめ数多くあります地域資源をつなぎ、それらを生かした新たな魅力づくりを進めるための方策について広く市民の方々とは協議する場を設けて、北運河・手宮地区の再生に取り組みたいというふうに考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 18番、山口保議員。

**18番(山口 保議員)** 詳しくは予算特別委員会でやりますけれども、1点だけです。北運河・手宮地区の再生プランについてはお答えいただきましたけれども、これまでの答弁では二、三年をかけてということでスケジュールを示されておりますけれども、おおよそまとめられるめどはいつごろになるのか、もしお答えできればお願いします。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 建設部長。

**建設部長(嶋田和男)** 山口議員の再質問にお答えいたします。

北運河地域の再生プランにつきましては、今、鋭意作業をやってございまして、できるだけ早くというふうを考えております。今考えているスケジュールとしましては、できれば19年度中に方向性を示したいというふうを考えてございます。

**議長(見楚谷登志)** 山口議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

(6番 成田祐樹議員登壇)(拍手)

**6番(成田祐樹議員)** 今回、初めて質問させていただきます成田祐樹です。厳しい財政状況の小樽において、この場に立つことに大変責任を感じております。まだまだ経験では皆様に遠く及びませんが、一生懸命頑張りますので、今後とも御指導のほどよろしくをお願いします。

それでは一般質問をいたします。1点目、市長の政治姿勢についてお伺いします。

今回行われた市長選挙は三者による非常に激しい選挙戦でした。その中でも財政再建を軸とした病院問題が争われた選挙であると思われまます。しかし、結果を見ると、投票者の6割近くが現職の方針に反対したと言わざるを得ません。その内訳はリフォーム論であったり、規模縮小論であったり、さまざまな見解を持たれた方がいると思われまます。しかし、その反対論すべてに直結するのは建設費の縮小を願うことではないでしょうか。厳しい小樽市の財政状況を勘案しての結果であると思われまます。果たしてこのまま市民の民意を十分に得られないまま計画を進めていくのでしょうか。

市長は先日の会派代表質問において、現計画の規模だと築港地区以外に適地はないとおっしゃいました。しかし、規模の部分において十分な議論がなされたのでしょうか。規模が小さくなれば、当然現在地でも建て替えることが可能になるわけです。そうなれば市民が心配している建設費の圧縮にもつながるはずですが。選挙結果も踏まえて、今後、病院問題において規模や立地、内容について見直すことは全くされないのですか。市長の見解をお聞かせください。

このまま市民の十分な理解を得ぬまま市政を推し進めていくことは、市民にとって不安を招く要因となりかねません。今後、市民との対話の場所をどう設けていくのか、具体的にお聞かせください。

2点目に、病院の移転問題についてお伺いします。

病院が築港地区に移転することにより、利用者の移動時間の増加が懸念されます。市の人口の中心は花園にあり、ここから離れれば離れるほど市民全体の移動距離が増えてしまうのです。つまりさらに離れる築港地区に建てるということは、移動時間の増加を表します。その際、問題となる点に救急時の搬送時間の増加が挙げられます。市立小樽病院の現在地から築港地区までの距離としては、二、三分増える程度かと思われまます。しかし、築港地区に病院が建ったときには、経由されることがほとんどである

う勝納交差点は交通量が多く、朝夕の通勤時間帯では混雑しています。また、休日でも昼間はウイングベイ小樽に行く客が多く、近辺の道路は車で多く埋まり、緊急車両の走行に影響があるのではないかと考えられます。また、臨港線は中央分離帯があるために、救急車が対向車線を走るとすることも困難ではないかと考えられます。

さらに、心配なのが病院利用者による通行量の増加です。平成18年11月の広報おたるのアンケートによると、市立小樽病院における外来患者の38パーセントは自家用車、31パーセントがバス、13パーセントがタクシーを利用して来院しており、合計で82パーセントが車関係を利用して来院している状況であります。徒歩が14パーセントとありますが、病院が移転することにより近隣の住宅が少なくなるため、さらに車関係の利用が増えると予測すると、9割近くが車を利用した乗り物で来院すると予想されます。当然、自家用車でも、駐車する車だけでなく送迎する車もあります。駐車場は350台といったキャパシティ以上に、近隣の車の出入りは激しくなると考えられます。送迎やタクシーの客待ち車両の路上駐車といった問題も出てくるはずですよ。

これが理由でさらに何分間か搬送時間が増えるというのであれば、合計で5分近く増えてもおかしくはなく、特に急性期患者を受け入れる方針をとっている新病院にとっては、患者を助けるための病院が移転により助からなくなるという事態も出てくるのではないのでしょうか。施設の最適配置の場所としては問題があるかと思われまふ。

また、この対策のために道路改修などの費用がさらにかかるのであれば、財政への負担が重くなってくると考えられます。そうであれば、築港地区における建設そのものを見直さなければならないのではないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

次に、人口移動の予測についてお伺いします。

もし仮に築港地区に病院が移転した場合は職員も勤務地が変わるので、すぐには言いませんが、ある程度の期間を経て住居の移転が予測されます。これは職員だけではなく、当然家族も一緒に移動するわけですよ。現在、病院が建っている地域の商店街は、人口減による売上げの心配をされています。中には今後の状況に応じて店を継ぐ継がないといった話もあり、ある程度の将来の見通しが必要となっています。長橋、入船地区の人口移動の予測と、該当地域の売上げへの影響と対策をお聞かせください。

また、あわせて中心部における人口移動の予測と、該当地域の売上げへの影響と対策もお聞かせください。

3点目に若年者の雇用についてお伺いします。

小樽在住で小樽に就職したい学生の就職希望率と内定率をお聞かせください。

小樽市内に残りたいという大学生は多くいるにもかかわらず、現実には就職先が少なく、札幌や東京に流出している状況にあります。そして、一度出てしまうとなかなか戻る機会は得られず、これでは小樽の若者は減るばかりですよ。

また、採用する企業側も育てる余裕がなく、戦力になる中途採用は募集していても、新卒をなかなかとらない傾向にあります。このまま若年者人口が減って市税収入が減るくらいであれば、企業に教育研修の補助などを行って、新卒採用の間口を広げてもらうことはできないのでしょうか。小樽に住み、働いた若者は、また小樽に市税を納めてくれるはずですよ。市長の御見解をお聞かせください。

4点目に、サミット期間中の観光についてお伺いします。

来年7月のサミット開催の前後においては、洞爺湖近隣の宿泊施設が報道機関などにより1か月近く貸しきられるそうです。当然そうになると、修学旅行客や他の団体旅行客はあおりを受けて宿泊先を変更せざるを得なくなります。これは小樽に泊まっていただくよいチャンスですよ。あと1年しかありません

が、小樽市としては今後どう宿泊客の取り込みを行っていくのか、見解をお聞かせください。

また、それにあわせて、多数の外国からの旅行者が小樽を訪れると思われれます。外国人への通訳などの体制はどうなっていますか。サミット後には、せっかくできた受入れの組織をなくしてしまうのではなく、規模を縮小してでもよいので通訳センターをつくるなど、海外からの旅行者を受け入れる体制を残していくことを願っています。国際観光都市として発展するよい機会であると考えますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

最後、5点目に情報インフラと経費削減についてお伺いします。

電子入札についてですが、現在、横須賀市が電子入札を積極的に導入し、担当職員を6人から4人へ、時間外手当を6分の1に削減するなど、経費削減の効果が見られています。事業関係者にとっては、市役所へ出向く手間や関係書類を作成する無駄が省けるというメリットがあり、市にとっても、入札の透明性の向上と窓口業務を簡略化できるというメリットがあります。導入に対しても、現在は第三者によってシステムを運営している場合がほとんどで、複数自治体で利用しているため、初期導入のコストも抑えることができるようになってきています。市の経費削減につながるとは思われますが、これに対する今後の取組について教えてください。

また、あわせて電子申請による各種書類の提出に対する取組についてもお聞かせください。

庁舎内書類の電子化と共有化についてお伺いします。

現在、庁内LANによる情報の共有化が進んでいると思われれますが、それに伴い書類の電子化が行われていると思います。紙代の削減につながるとともに、各課の情報共有に利便性を高め、作業の効率性を高めるとは思いますが、どの程度取り組まれているのか、お聞かせください。

続いて、市役所ホームページの情報についてお伺いします。

観光のページの部分なのですが、イベントや歴史・文化のページ、また、施設等の情報が他の運営者サイトにリンクされているだけであったり、地図が載っていなかったりと情報の統一性に乏しく、サイト利用者にとっては非常に使いづらいページであると考えます。最近では観光客の下調べの素材として、ガイドブックだけに頼らず、ホームページを利用する人が多く存在しています。その際、訪問先の都市のホームページを見て施設を調べ、印刷して持ち歩く方が多くいるのが現状です。小樽を訪れる旅行者に観光情報を提供し、小樽のよさをもっとよく知っていただくためにも、ホームページのさらなる充実が必要ではないでしょうか。お金もかからずできることなのでぜひ取り組んでいただきたいのですが、考えをお聞かせください。

市民電子会議への取組についてお伺いします。

現在は市政に対する意見を酌むために、市民を含めた会議などが行われておりますが、中には参加しなくてもできない方も多くおられると思います。日中は仕事がある方や銭函や蘭島など市の境目付近にお住まいの方は、会議のたびに中心部にやってくるというのには少し時間がかかってしまいます。さまざまな市民から積極的に意見を酌むために、市民電子会議の取組を進めてみてはどうでしょうか。メリットは、時間を気にせず会議に参加できることにあります。書き込みを残すことにより、お互い好きな時間に意見交換ができるわけです。学校適正配置ではメール等での意見を受け付けていますが、役所と市民の一方通行ではなく、多くの市民がお互いの意見を見て考える場が必要ではないでしょうか。これに対する市長の見解をお聞かせください。

これら情報サービスにまつわる話に共通するのは、小樽市が東西に長く距離があることにおける負担を、ITの利用により少しでも埋めることができるということにあります。経費削減とサービス向上の両方を充実させるべく、今後とも積極的な取組を期待しております。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢ということでありますけれども、最初に選挙結果を踏まえて病院建設をどう考えていくかということでありますけれども、今回の市長選挙では、それぞれの候補が市政全般についてマニフェストなどを示して選挙戦に臨み、それに対する市民の判断であったと考えております。新病院の建設についても、3人の候補がそれぞれ独自の政策を掲げ、市民の判断をいただく結果となりましたが、私としましては築港地区以外に適地はないこと、リフォームは現実的でないこと、また、現在の計画を中断した場合には医師の確保も困難になり、病院そのものの維持ができなくなることを訴え、候補者の中で最も多く票を得て支持をいただきましたので、公約どおり、築港地区での一日も早い統合新築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、移転反対と見られる票にどう対応していくかということでありますけれども、対立候補の票がそのまま病院問題に対する反対票と考えることはできませんが、市民の方々と話をする中で、反対の意見では、大きく分けまして財政問題、建設場所、病院の規模や機能の問題についてであると思えます。建設場所については築港地区以外にはないこと、統合新築は財政再建の面からも必要なこと、規模機能については柔軟に対応していくことなど、これまでも説明してきました内容について、さらにさまざまな機会を利用して説明をしまいたいと考えております。

次に、病院問題に対する市民との対話ということでありますけれども、両病院の統合新築につきましては、私が平成11年の市長選挙の公約として掲げ、市民の支持をいただいて当選をして以来取り組んできた課題であります。平成11年12月には、市民公募の委員5名を含む15名の委員から成る市立病院新築検討懇話会を設置して、新病院のあり方について提言をいただき、それを基に平成15年6月に新市立病院基本構想を策定しております。策定に当たりましては市民や医療機関へのアンケートも実施しておりますし、その後も町会との連絡会議、また市長と語る会などにおきまして、意見交換を行いながら取り組んできております。

しかし、選挙期間中市民の方々と話をする中で、今まで広報誌を通じて適宜情報を提供してきたつもりではありますが、十分周知されておらず、また、話をすれば大方の方が理解していただけるということもありましたので、今後はどういう形で説明会を行っていくか、早急に検討していきたいと考えております。

次に、新病院の移転に伴う交通渋滞の問題でありますけれども、これまでの議論の中で、築港地区に病院が移転した場合、交通渋滞を起こすのではという指摘もありまして、これまでに何度か説明をしておりますが、築港駅周辺地区の再開発事業におきましては、全体の土地利用を見込み、発生交通量を推計し、都市計画道路や区画道路を配置しております。また、最も大きな交通発生源であるウイングベイ小樽は休日に交通量が集中するのに対し、病院は平日の交通量が多くなります。このようなことから、当該地に病院やその他の施設が立地をし、交通量が増加したとしても、周辺の道路を含め大きな交通渋滞などの問題は発生しないものと考えております。

また、これまでに交通量の多い時期に、渋滞状況や救急の搬送ルートの調査を過去4回実施しておりますが、渋滞による搬送への支障は見られませんでした。

次に、市立病院の築港地区移転によって、病院に勤務し、入船、長橋近辺に居住する職員やその家族が転居するのではないかとごさいますけれども、両病院に勤務する職員の居住地は市内全域にわたっておりまして、両病院の周辺に集中して居住しているという状況にはなっておりませんので、御指摘のようなことにはならないものと考えております。

次に、平成19年3月卒業者の市内への就職希望者と就職内定率でありますけれども、初めに高校生については、小樽公共職業安定所が行った小樽市を含む北後志管内6市町村の調査によりますと、平成19年4月末現在で管内14校の卒業生は1,667人、求職者は382人、このうち管内を希望する求職者は180人で47.4パーセントであり、管内の就職者は155人、就職率は85.6パーセントとなっております。また、市内4大学の就職状況でありますけれども、5月末現在の調査では卒業生842人、求職者は731人、就職者は671人。このうち市内の就職者は20人ではありますが、市内を希望する求職者数については把握できていません。

次に、大学新卒者の教育研修に対する企業への補助でありますけれども、国では平成18年10月に中小企業雇用創出等能力開発助成金制度の一部改正を行い、事業主が新規学卒者を含む35歳未満の従業員を対象として、実践的な職業能力の習得を図るための職業訓練を実施した場合、これに要する経費や賃金の一部を助成するという制度の拡充を図ったところであります。しかし、この制度の改正から日が浅いため、市内においてこの制度を活用している事業所がまだ見られませんが、市といたしましては、毎年開催しています小樽市商工業振興施策説明会や事業所の方々と話し合う場などにおいて、この制度について周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、来年7月に開催されるサミット期間中の小樽観光への誘致でありますけれども、6月20日に後志管内20市町村が連携してサミットに対する支援、協力及び受入れに向けた準備に取り組むため、後志支庁サミット推進会議を設置し、今後、具体的に検討することにしております。市といたしましては、官民協力の下で、小樽観光への誘致に対応していかなければならないものと思っております。

次に、サミット期間中の通訳等の受入れ態勢や組織化でありますけれども、受入れについては先ほどお答えしたとおりであります。通訳の組織づくりなどについては、現状ではサミット関係者の動向がどうなっていくのかいまだ不明でありますので、具体的にになってきたときに、市としても必要な取組について検討していきたいと思っております。

次に、本市の情報インフラと経費削減でありますけれども、まず電子入札につきましては小樽市では導入しておりませんが、市のホームページを利用して入札情報や入札結果の公表をはじめ入札関係書類のダウンロードが可能であるなど、入札事務の一部について電子化に努めているところであります。電子入札は入札件数が多く、業務量が膨大な場合に効率的な業務処理が可能であり、人件費を含めた経費面でも効果が期待できると言われておりますが、平成18年度の本市の入札件数は500万円以上の全工事で102件にとどまっており、入札システム導入に係る初期費用や年間使用料を考慮しますと、現状では大きな効果を得ることは難しいものと考えております。今後とも本市の発注件数の推移と道内他都市の取組状況などを注視しながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、電子申請などへの取組でありますけれども、現在、小樽市におきましては市ホームページ上で、住民票や印鑑登録証明などの交付申請をはじめとした、各種申請書・届出書の様式をダウンロードするサービスの提供のみにとどまっており、現時点では電子申請システムの導入には至っておりません。今年度、新たな情報化計画を策定する中で、電子申請システムをはじめとした情報化施策について検討することになっております。しかしながら、既に電子申請システムの運用を開始している自治体の中には、システムに多額の費用をかけても利用件数が低迷しているケースも見受けられますので、それぞれの情

報化施策の優先度を念頭に置き検討してまいりたいと思っております。

次に、庁内情報の共有化の現状でありますけれども、現在、庁内の事務処理におきましては、平成13年4月から運用が始まりました庁内LANのさまざまな機能が活用されており、メールやインターネットをはじめ、ファイル共有の機能や庁内向けのホームページなどがあります。ファイルの共有機能は、複数の職員が庁内の事務処理に必要な情報についてネットワークを経由して利用することができるのですが、情報セキュリティにも配慮し、利用可能な情報の範囲を職員全員又は当該課の職員だけなどとして、所管や用途によって制限しています。また、庁内向けのホームページでは、条例や規則をはじめ事務で使用する様式集や業務マニュアルの閲覧のほか、会議室や車両の予約状況の確認などが可能となっております。今後もこれらの情報インフラを活用しながら、さらに効率的な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、市のホームページの観光分野についての充実でありますけれども、市のホームページは内容が多岐にわたるため、操作性や利便性を考慮しており、イベント名や施設名などタイトルのみの表現となっているものであります。開設以来観光分野のアクセスが大変多く、好評なページでありますので、ホームページ全体との統一性にも配慮し、利用者の方々のニーズに的確に対応したホームページのあり方について、さらに研究してまいりたいと思います。

次に、市民電子会議室の開設でありますけれども、このようなシステムは、広く市民の意見交換の場としてさまざまところで開設され、運営されているところであります。しかしながら、期待したほど市民の意見交換は活発に行われず、関係のない書き込みがなされて本来の目的を果たせず、閉鎖せざるを得ないところも見受けられます。御質問にありますように、身分を明らかにしての利用やルールの厳格化を図るにしても、24時間の監視体制をとるなどの管理・運営が難しいことから、今のところ開設する考えは持っておりません。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

**6番(成田祐樹議員)** 簡単に2点だけ、再質問させていただきます。

1点目、規模について柔軟に対応されるというふうに市長はおっしゃいましたが、やはり規模を優先的に考えられると、建てられる場所が築港地区ではなくても現在地というふうに考えられるのではないのでしょうか。先に築港地区に建てるというふうに考えてしまっているから、何か現在地には建てられない。その規模の大きさを先に決めてしまっているという部分が大きく見受けられると思います。その点を柔軟的に考えられるのであれば、もう一度建設場所も考えることが可能だと思います。

その点についてお伺いしたいのと、もう一点は電子会議の部分なのですが、おっしゃるとおり関係のない書き込み等が見られたり、炎上するといったような可能性もありますが、本市におけるやはり情報の共有や意見を酌む部分としては、市の端から端まで40キロメートル近くあるわけですから、こういった情報ツールを充実させること、そしてそれに対する当然モラルというの、今後時間がかかるにつれて上がっていくと思われまので、今だめだからというのではなく、積極的に先を見越して取り組んでいただきたいと思いますが、見解をお願いします。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 私から病院の問題にお答えしますけれども、規模を縮小したら、病院を現在地で建てられるのではないかと御質問ですね。何回もお答えしていますとおり、現在地の面積は7,400

平方メートルしかないのです。現在建物が建っていて、そこで診療もしているわけです。診療している最中です。それを壊すということは、現在利用されている方はどこかへ行きなさいということですよ。入院患者もどこかへ行って入院してくださいということになるのです。ですから、そういうことはもう不可能だというふうに私は思っていますし、それからこの面積にしても7,400平方メートルですから、仮にもどこまで規模を縮小するか、大幅な縮小はないと思いますので、ですから一定程度の面積が必要になりますので、現在地では無理だというふうに前からお答えしているとおりです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 総務部長。

**総務部長(山崎範夫)** 私の方から、電子会議室の関係についてお答えいたします。

今年度から地域情報化計画のまた新たな議論を始めますので、当然、今御指摘のありました電子会議室というの、これからの議論の素材の一つにはなると思います。ただ、問題は答弁申し上げましたとおり、現実にごういったことを立ち上げているいろいろな例を私ども見ておりますけれども、どちらかというひぼう中傷みたいなお話がたくさん出てきて、会議室そのものの本来の目的を果たせないで閉鎖をするというのがかなりの数がありまして、我々としてもその管理をどうしていくかというのが大変大きな課題です。現実的に24時間管理するとなると、それなりの職員なり人件費なりいろいろな問題が出てきますので、そういった大きな課題があることから、今のところ開設する予定はありませんけれども、情報化計画の中で、またこれも一つの素材として議論はしていきたいというふうに思っております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

**6番(成田祐樹議員)** 1点だけ再々質問いたします。

患者に出ていけという話を今おっしゃいましたが、当然、今の病院規模を二つ合わせても新しく建てる病院は小さくなるわけですから、どちらにしろ、そういった問題が起こり得るのではないのでしょうか。逆に今後、市の病院再建で収入増を見越しているのであれば、当然患者も増えるはずですよ。それなのに、では今度は出ていかなければいけないと。そういった部分で矛盾が起きるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝鷹)** 質問の趣旨がよくわからないのですが、現在地に建てるということは、まず病院の機能というのが各病棟にみんなあるのです、1階、地下にはボイラー室もありますし。ですから、どこかを壊すとどこかの機能がなくなるわけですよ。そうすると病院全体として動かないわけです。それから、入院患者もいるわけです。ですから、そういう方々を仮にどこかの病院に収容させます。そうしたら、新しくなって戻ってくるという可能性はありますか。私は、ないと思うのです。何人かは戻るかもしれませんが。そういうもろもろのことを考えますと、現在地で現在診療している病院、ほかに今の現在地の場所に同等程度以上の土地があればまた別ですけども、まるきりないわけですから、敷地ぎりぎり今の病院は建っているのです。ですから、駐車場にも、もう30台ほどしか駐車できないので、現在地ではどうしても無理だということを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

**議長(見楚谷登志)** 成田祐樹議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時49分**

再開 午後 4時15分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 一般質問を行います。

まず、財政問題で二、三お伺いをいたします。

本市財政は、現在、危機的な状況に陥っており、その打開と再建はまさに喫緊の課題であります。本市は昨年2月、財政再建推進プラン実施計画、別名集中改革プランを策定し、平成21年度における累積収支不足額を34億円程度に押さえ込むための対策に腐心していたところであります。しかし、夕張市の財政再建団体転落に端を発した国・道の指示による各自治体の不良債務などの一斉点検の結果、本市としては病院事業会計などにおける不適切な会計処理の指摘などに対して、その44億円に上る不良債務を5年間で解消し、さらに14億円余りに及ぶ一般会計における累積収支不足額を7年間でゼロにすることを求められるなど、大幅な収支見込みの見直しを迫られていたところであります。また、平成18年度から、地方債制度が原則許可制から協議制に移行したにもかかわらず、本市は、従来の起債制限比率をさらに厳密化して新たに導入された実質公債費比率が18パーセントを超えたため、許可団体となり、協議制に移行するためには、これが18パーセント未満となることが求められています。

これらのことから、本市は本年3月、財政再建推進プラン実施計画の収支見込みの見直しとともに、公債費負担適正化計画を含んだ形で、小樽市財政健全化計画を新たに定めたわけではありますが、そこでお伺いをいたします。18年度、19年度、20年度と3会計年度にわたって累積赤字額を一律に14億800万円とされており、このようにされた理由をお示しく下さい。

また、昨年12月に示された一般会計収支計画では、単年度収支が18年度はゼロで、19年度、20年度はそれぞれ4億2,800万円、1億4,300万円の赤字となっております。今回、これらがいずれも収支均衡とされたわけではありますが、それぞれの財源面及び事業内容における裏づけをお示しく下さい。

また、病院事業会計における資金収支計画の不良債務解消額のうち、病院が経営努力で解消するとされている点について、20年度、21年度、22年度は約5億円から6億円の経営努力が見込まれておりますが、この主な内容と内訳の数字をお示しく下さい。

次に、いわゆる地方財政健全化法に関連してお伺いいたします。

従来からある実質赤字比率、昨年度から導入された実質公債費比率に加えて、新たなフロー指標として連結実質赤字比率、新たなストックの指標として将来負担比率が導入されるとのことですが、これらの意味と本市において注意すべき事柄についてお示しく下さい。

新たな指標については、政令により年内に基準値を定めるとされておりますが、その基準は、地方債協議制度における許可基準より財政悪化が進んでいるが、再建団体の基準までには至っていないレベルであって、再生段階に至ることの防止に有効と思われるレベルで設定すべきであるとされており、財政健全化計画による早期是正が求められております。また、公営企業会計の悪化によって自治体全体の連結実質赤字比率が悪化して、早期是正又は再生段階に陥った場合には、それぞれの公営企業に早期是正スキームが適用されるとされております。その場合の指標は公営企業ごとの資金不足比率を用いるとされておりますが、本市に当てはめた場合に、病院事業会計だけでなく、他の企業会計等も含めての連結実質赤字比率は何パーセントぐらいになるのか。また、早期是正又は再生スキームの適用という点では、基準値の設定の見直しも含めて、現時点でどのような考え方で進めていかれるのか、お考えをお示しく

さい。

次に、介護保険制度についてお伺いをいたします。

まず、去る6月6日厚生労働省が、各都道府県に訪問介護最大手コムスの訪問介護事業所を含むすべての事業所について、2011年12月まで新規の指定と更新を認めないように通知したとの報道がありました。これに関連して、コムスの市内事業所数、事業内容、利用者数、利用者への影響などについてお示してください。

また、市内事業所において、不正請求や職員数の水増しなどの事実はなかったのか、お示してください。

次に、平成18年4月1日施行の改正介護保険法附則第11条の施設入所者に係る経過措置についてお伺いをいたします。

これは法施行日前に介護保険3施設に入所をしていた者が、施行日以降に新予防給付の対象となった場合、平成20年度末までの3年間は引き続き入所できるとするものであります。まず、法の趣旨を、新予防給付の実施以前から入所していた者は、平成20年度末まで引き続き入所できるとする経過措置であると解すれば、本市における新予防給付の開始は平成19年1月1日であるから、平成19年1月1日を経過措置の施行の日と解すべきではないかという点であります。なぜならば、本市において、平成18年4月1日以降の入所者が、平成19年1月1日より前に経過的要介護の認定を受けた場合、入所してまもなくでもあり、かつ新予防給付がまだ本市においては実施されていないにもかかわらず、即時退所しなければならない事態が発生した可能性があるのであります。本市においてそのような扱いを受けた例はなかったのか、お示してください。

新予防給付の実施が19年10月1日あるいは20年1月1日に予定されている自治体では、新予防給付が行われていないにもかかわらず、このような経過的要介護の認定による退所を迫られる例が今なおあり得るのであります。このような意味で、経過的要介護の認定による退所は少なくとも新予防給付実施後であるべきと考えますが、御所見をお示してください。

次に、地域密着型サービス事業所のうち、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホーム入居者の利用料について、改正介護保険法附則第10条の2の規定により、施行日前から住民票所在の市町村以外の市町村のグループホームに入居している利用者の利用料は、当該グループホームが当該利用者の住民票所在の市町村長の指定を受けたものとみなし、当該利用者の住民票所在の市町村を保険者として取り扱うものとされております。

しかし、平成18年4月1日以降に、利用者の住所が当該グループホームの所在地以外の市町村に変更された場合、利用者は当該グループホームの利用料について、介護保険の被保険者であるにもかかわらず、保険者である住所地の市町村が、当該グループホームを当該市町村における地域密着型サービス事業所として指定を受けたものとみなさない限り、当該利用料について都道府県健保連からの請求差戻しの通知が届くまで、変更月の直後の1か月ないし2か月分について介護保険上の給付を受けることができません。最悪の場合、1か月10数万円から20数万円に上る利用料を10割負担せざるを得ない場合も考えられます。

このような利用者の不利益を生じさせないため、グループホーム事業者はもとより、グループホーム利用者の転入・転出に伴う市町村の介護保険被保険者証交付窓口などにおいても、グループホーム利用者及び利用者の家族に対しての十分な周知が必要と考えますが、御所見をお示してください。

次に、市営住宅の管理・運営についてお伺いをいたします。

本年4月から市営住宅の管理・運営について指定管理者制度が導入され、入退去事務から修理、清掃、駐車場管理、家賃徴収まで大幅に民間委託が行われました。まず、18年度の北海道住宅管理公社への業

務委託と比較して、財政効果はどの程度と見込まれているのか、お示してください。

従来申込み窓口での説明不足などから、多少トラブルや苦情などが寄せられることもありましたが、指定管理者制度導入による改善など、市民サービス向上につながるメリットはどのような点が、できるだけ具体的にお示してください。

また、各団地の住宅管理人との業務範囲の調整や連携、団地自治会などとの対応はどのようにされているのか、お知らせください。

次に、特定目的住宅の入居申込みの受付は現在でも市役所本館の福祉部が窓口ですが、一般募集との併願の場合も多く、併願の場合は、申込者は市役所と指定管理者の窓口の2か所に足を運ぶこととなり、不便との声があります。1か所にまとめることができれば市民サービス向上につながるものと考えますが、御所見をお伺いいたします。

また、特定目的住宅の入居申込みの受付は、数年前までは偶数月に行われる入居募集期間以外の時期においても、福祉部備付けの台帳に希望の地区を記入して登録し、随時希望の地区に募集が出たとき、福祉部から登録者のところへ連絡し、意思を確認して本格的に申込みをしてもらうという方法がとられていたと記憶しますが、それが現在のように変わった経緯と理由をお知らせください。むしろ申込者が極端に多く、当選率が極めて低い今こそ、台帳登録方式の方が申し込む市民にとっては親切なやり方ではないかと考えますが、見解を求めます。

さらに一般募集、特定目的住宅ともに、現在は次回募集が予定されている住宅の場所や戸数などについての市民からの問い合わせに対して、募集のある月の1日に新聞折り込みされる広報おたるを見てくださいと言われるだけで、あまり丁寧な対応はなされていないと考えますが、その理由をお示してください。

また、最終決定まで多少の変更があるかもしれませんという条件をつけてでも、できるだけ丁寧な情報提供をすべきと考えますが、御所見をお示してください。

最後に、空き戸数について、市民から市営住宅があいているのに何か月も募集していないなどの疑問の声が聞かれます。空き住宅が発生する理由とその期間の長さ、総管理戸数に対する空き戸数の割合は、平均してどの程度になるのか、お示してください。

見かけ上、常に空き戸数が何戸が発生している理由が、市民にはよく理解されていないと考えます。市民の財産である市営住宅の空き戸数について、多くの市民の関心を持っている声を耳にします。その発生する理由や数について、個別の理由ではなくても一般論として説明できる範囲だけでも、市は市民に対してできるだけ丁寧に説明し、周知する必要があると考えます。見解をお示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についての御質問でありますけれども、まず財政健全化計画上の累積赤字についてでありますけれども、計画を策定した本年3月時点では、平成18年度の単年度収支は均衡すると見込まれましたので、累積赤字は17年度末の14億800万円と同額で計上したところであります。

また、平成19年度当初予算も収支均衡予算として編成いたしましたし、平成20年度につきましても、平成24年度までの累積赤字の解消を目標に、赤字額を増やさないという基本的な考えの下で計画を策定

したことから、この3か年の累積赤字額は同額となったところであります。

次に、財政健全化計画の平成19年度と20年度の収支でありますけれども、昨年12月の市立病院調査特別委員会でお示した一般会計収支計画では、平成19年度に4億2,800万円の収支が不足すると見込んでおりましたが、その後の予算編成の中で公的資金の借換えや基金からの借入れなどの財源対策を行い、収支均衡予算としたものであります。

また、平成20年度につきましても、公的資金の借換えなどの財源対策のほか、人件費総額の一層の抑制や事務事業の徹底した見直しなどにより財源をねん出し、収支の均衡を図ることとしたものであり、今後の予算編成などを通じて、その達成に向けて努力をしてみたいと考えております。

次に、病院事業会計の資金収支計画における経営努力でありますけれども、平成20年度から22年度までの3か年合計で約16億8,000万円を見込んでおりますが、主なものとして入院外来収益においては、約22億9,000万円の増収としております。内訳としましては、第二病院の内科休診、精神病棟休棟などにより、約7億8,000円の減収となりますが、両病院で7対1入院看護体制を継続することにより約5億9,000万円、医師が18年度より2名増員となることなどにより約11億3,000万円のほか、第二病院の循環器科外来診療回数の増で約3億3,000万円、内科から診療単価の高い脳神経外科等への病床変更により約10億2,000万円の増収を見込んでおります。

一方、入院外来収益の増に伴い、材料費で支出が約6億9,000万円、医療機器の元金償還や支払利息などで約7億6,000万円支出増となりますが、給与費では約8億4,000万円の減を見込んでおります。

いわゆる地方財政健全化法に關してでありますけれども、まず指標の意味であります。連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する割合であり、将来負担比率は公営企業や一部事務組合、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する割合であると規定されております。

次に、注意すべき事柄でありますけれども、指標の算定内容を見ますと、今後は従来の一般会計を中心としたものから、基本的には公営企業会計などを含めたトータルで財政の健全度が判断されることとなりますので、従来にも増して広範な角度からの収支の点検が必要であり、各会計等において借入金の圧縮を図るなど、将来負担の低減に努めることが重要であると考えております。

次に、連結実質赤字比率でありますけれども、平成18年度の決算見込みで、現在把握している数値で試算いたしますと20パーセント程度になります。この比率を含めた四つの指標の比率を基に、早期健全化と再生の二段階で財政の健全化を進めるとしてありますが、その具体的な判断比率の見通しにつきましては今後総務省で検討し、政令で定めるとしてあります。平成20年度の予算編成が始まる今年の秋から冬までの間に公表されるものと承知しております。

次に、介護保険についての御質問でありますけれども、初めにコムスンの問題であります。5月末現在、市内の事業所は3か所で、利用者数は訪問介護175人、居宅介護支援89人、認知症対応型共同生活介護、グループホームですが17人となっており、今回処分の対象となったのはグループホームを除く2か所の事業所となっております。

利用者への影響につきましては、現在、コムスンは事業の一括譲渡を目指し、国の指導の下、7月末までに、利用者を円滑に他のサービス事業者へ移行するための計画を作成する予定であります。市といたしましては、利用者へのサービス提供の継続に影響が出ないよう、また、従業員の雇用についても不安を与えないようコムスンが責任を持って対応していくよう、保険者として指導を既に行っているところであります。

なお、コムスンの市内事業所においては不正請求などの事実はなかったことについて、道の確認を得

ております。

次に、法改正後に施設へ入所し、その後、新予防給付の実施前に経過的要介護の認定となり、施設を退所しなければならなかった方の事例はあったかという御質問であります。小樽市においては御指摘の事例はありませんでした。

次に、経過的要介護認定による退所は新予防給付実施後であるべきではないかとの御質問ですが、まず施設入所者の経過措置については法の附則において定められており、期間は法の施行日、平成18年4月1日から起算して3年間とすると規定されております。このことにつきましては北海道にも照会をいたしました。あくまで法の施行日、平成18年4月1日から3年間であるとの回答でありましたので、経過的要介護認定による退所を新予防給付実施後とすることはできないものと考えております。

次に、グループホーム利用者が他市町村に住民票を移したことに伴う取扱いの周知でありますけれども、平成18年度の介護保険法改正に伴い、住みなれた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスが創設され、グループホームもこのサービスに位置づけられました。このサービスは原則として事業所所在市町村の住民のみがサービス利用可能とされているため、御指摘のとおり、平成18年4月1日以降入所者が住民票を他市町村へ異動しようとする場合、異動先の市町村の同意が得られず、介護保険の適用を受けられなくなる場合も考えられます。このようなことから、小樽市におきましては、既に改正法施行前の平成18年3月に市内グループホーム代表者全員に説明をし、指導を行っておりますが、その後も質疑応答や法令通知集を送付して周知を図っております。

また、この6月8日には、念のため小樽市民が入所している市外の事業所に対し、住民票を異動しなければならないときは事前に、事業所へ相談するよう文書で通知をいたしました。このことにつきましては、今後も機会あるごとにグループホームを通じ、利用者やその家族に対し周知が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市営住宅についての御質問でありますけれども、初めに指定管理者導入による財政効果であります。平成19年度の指定管理者導入に伴い、過去修繕やエレベータ、機械設備の保守点検などの業務を拡大していますが、昨年度と比較しますと151万9,000円の経費の削減になっております。

次に、指定管理者制度導入による市民サービス向上につながるメリットでありますけれども、昨年度までの窓口の開設日が平日であったものが、今年度より年末年始を除く土曜日、日曜日、祝日も開設しており、時間も午前9時から午後5時20分であったものが午後7時までとなり、相談、問い合わせの対応時間を延長しております。また、管理事務所の所在地は稲穂2丁目の北海道銀行小樽支店の向かいにあり、JR小樽駅やバスの各路線の停留所から至近距離になり、来所する際の交通の便が向上しています。さらに、各種相談等に対し管理者としての判断を持つことや、修繕には建築士を配置するなど、迅速に対応できる体制となっております。

次に、指定管理者と管理人及び自治会との連携でありますけれども、管理人の業務は周知文書の配布や建物の維持管理であり、また、自治会の業務は除雪や清掃の環境整備であります。これらの業務範囲は今までどおり変わっておりません。なお、指定管理者はみずからの業務内容などについての説明文を作成し、各管理人及び自治会長に配布を行い、周知を図ったところであります。

次に、特定目的住宅と一般の市営住宅の両方に申し込む場合の窓口でありますけれども、特定目的住宅は、その入居対象者が高齢者、障害者、母子家庭などであり、その確認作業や相談業務を考慮して、福祉部が申請窓口となっております。一方、一般の市営住宅につきましては、指定管理者が受付業務を含め管理を行っております。御指摘のとおり、特定目的住宅と一般の市営住宅の両方に申込みをする場合は受付窓口が2か所になり、市民の皆様の利便性を考えると、これを1か所にするのがサービスの

向上につながることから、窓口の一本化が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、特定目的住宅の入居申込みの受付方法であります。平成13年度まで行っていた登録方式は、特定目的住宅の入居募集についての情報を、登録者に限り提供することを目的に実施したものです。しかしながら、この方法では、登録をしていない住宅困窮の方に募集住宅の情報を提供することにならないこと、登録者に対しその都度案内をしても、申込みされる件数の割合が極端に低く、非効率であることなどから、平成14年度から現在の募集月の広報紙でお知らせをし、申込みをしていただく方法にしたものであります。

次に、登録方式の方が市民にとっては親切なやり方ではないかとの御指摘でありますけれども、以前の登録方式はただいま申し上げましたとおり、登録者に募集情報をはがきでお知らせすることを目的としておりました。現在の方法に移行した経緯もあり、以前の登録方式に戻すことは考えておりませんが、高齢者や障害者など特定目的住宅の入居対象者にとって、より申込みがしやすく、公平で適切な方法については、今後とも研究してまいりたいと考えております。

次に、募集予定の問い合わせへの対応と事前の情報提供であります。現在は不確定な段階の情報提供による誤解を防止する趣旨から、最終決定したものを偶数月の1日からの広報おたるなどでお知らせをしているところであります。早い段階からの情報提供につきましては、今後課題を整理し、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、空き住宅が発生する理由とその期間であります。空き住宅の多くは将来の建替えや用途廃止を予定している簡易平屋などの政策的に募集を停止しているものと、さらには大がかりな修繕を要することから、空き状態が半年以上に及ぶものがあります。転居などで空き住宅になった場合は、新たに入居するための修繕や公募などを行い、入居までに二、三か月を要しております。

次に、平成19年5月現在の総管理戸数に対する空き住宅の割合でありますけれども、3,612戸を管理しており、そのうち政策空き家などが668戸で18.5パーセント、転居などによる空き家は71戸で2.0パーセントとなっております。

次に、空き住宅が発生する理由と戸数の市民周知であります。先ほどお答えしたとおり、空き家には募集停止している政策空き家と募集中のものがあります。これらが空き家になっている理由と空き戸数などについて、今後、広報おたるやホームページなどでお知らせをしてまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 10番、斉藤陽一良議員。

**10番(斉藤陽一良議員)** 1点だけ再質問させていただきます。

不良債務解消の件ですが、病院事業会計における不良債務の解消で病院が経営努力で解消をするという部分について、給与費で8億4,000万円の減を見込んでいるという答弁だったのですが、給与表自体の見直し、あるいは職員定数の管理についての考え方、また、統合・新築までに至る職員数の削減のスケジュール等について、ある程度今の段階でお答えいただけることがありましたら、お答えいただきたいと思っております。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 今、市長が答弁いたしました8億4,000万円につきましては、いわゆる収支計画上、こういうふうな金額を確保しなければ、22億円の自助努力をして収支が図れないという中での金額として、これをどうというふうな形で職員給与を削減していくかということについては、

今後具体的に詰めていきたいというふうには思っております。

それと、新しい病院における職員の数うんぬんについても、これから具体的に基本設計が確定していく段階で決まるというふうには考えております。

それと、この5年間における職員の数については、具体的に例えば看護師の数が7対1看護の問題もありますので、減らせるかといったらなかなかこれは難しい中で、いずれにしてもいわゆる診療報酬改定というのは2年ごとにありますので、こういったものを見ながら、職員数についても常に点検していくという作業は必要かというふうに思います。

**議長（見楚谷登志）** 斉藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 一般質問をします。

最初に、ふれあいパスについて質問します。

平成9年度から高齢者が積極的に社会参加し、触れ合い、もって心身の健康の保持と生きがい創出に資することを目的として開始された事業です。ちょうど10年たち、今年度は11年目を迎えます。小樽市の高齢化率は平成9年度20.64パーセント、平成18年度は27.55パーセント、この10年間で大幅に進みました。ふれあいパスの対象者は70歳以上で、10年間で約7,400人増加しています。しかし、パスの交付率は、初年度82.2パーセントが平成18年度70パーセントと年々低下しています。とりわけ平成16年度、これまで無料だったふれあいパスが1回100円に有料化されて、前年比3.3パーセント減、平成17年度は回数券方式が導入されて、前年比3.8パーセント減と、2年間で7.1パーセントも交付率を下げました。その原因は有料化と使いにくさではないでしょうか。

先日、バスの中で数人の女性たちが話していました。「お金は天下の回りものでどこでも使えるはずなのに、ふれあいパスで使えないのはおかしいよ。」「回数券でないと絶対だめだと言われたけど、忘れることもあるし、1,000円札がないこともある。」「回数券のことをいつも気にして頭が疲れる。」率直な、また多くの方の声だと思いました。市長はこの市民の声をどのように感じましたか。また、交付率の低下についてもやむを得ないと考えているのか、何とか多くの高齢者に利用してほしいと考えているのか、御意見をお聞かせください。

我が党は、これまでも回数券方式から現金使用に切り替えるよう求めて質問してきましたが、回数券方式の導入は利用実態を明らかにするためと聞いています。17年度、18年度と2年間のふれあいパス事業で、市民の負担額、市そしてバス事業者の負担額はそれぞれ幾らでしたか、お聞かせください。

回数券を導入して具体的にどのような成果があったのでしょうか。また、利用実態を把握するためなら、この間2年間の実績で判断できないでしょうか。市民にとっては1回乗車料金の5割、100円払うことは変わらないわけです。むしろバス券は大変使いづらい。現金を利用したい。強い希望があるのはさきの報告のとおりです。本来なら高齢者の健康増進、生きがい対策ですから、無料ですべてのお年寄りに実施してほしい事業です。せめて利用しやすい制度への改善がなされるべきではないでしょうか。今後、増加するお年寄りの皆さんが元気で生き生き生活していく応援として、現金の使用をぜひとも実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、健診制度について質問します。

平成4年度から老人保健法に基づく基本健診として、小樽市が40歳以上の市民を対象に行ってきたさわやか運河健診も今年で終了します。過去最高時受診者数は、平成14年度1万1,227人でした。平成15

年に有料化して以来減少し、昨年度は8,367件で、最高時の74.5パーセントの実施率です。小樽市の保健行政平成18年度版によりますと、基本健診の診査結果では、異常なしはわずか14.3パーセントにすぎません。医療機関の受診が必要と判定された数は1,316人、そのうち実際に受診した件数は172件とありますが、これは保健所で健診を受けた対象者だけの調査で、市内医療機関で検診を受けた要受診者へのフォローは報告されていません。なぜ全体の結果を出していないのか、お聞かせください。

標準化死亡比という指標があります。高齢者が多い地域では死亡率が高くなるのは当然で、そのままの死亡率の比較では実態が不正確なために、年齢構成を勘案した死亡指標になります。標準は100、高いほど悪いのですが、この指標で平成5年から10年までの道内保健所別で小樽市の実態を見ると、悪性新生物、いわゆるがんと脳血管疾患、いずれも道内一高いのです。とりわけ大腸がんは男性が145、女性が124.2と、道内それぞれ1位、2位で、乳がんも第1位です。子宮がん・乳がん検診は、平成17年度からこれまで毎年実施してきたものを2年に一度に変更しました。他都市に比べて高いがん発生率に対して対策をどうするのでしょうか、質問します。

2008年度から、これまでの自治体健診を廃止し、各保険者による健診制度に変更するといいますが、その内容についてお聞かせください。

小樽市は、国民健康保険の保険者として国保加入者の健診に責任を持つことになりましたが、小樽市の国民健康保険では、昨年9月更新時で資格証明書460件、短期保険証942件が発行されています。これらの皆さんを、保険料の支払程度に応じて健診も内容を変えたり、受診対象から外すことはあるのでしょうか。また、健康保険に加入していない市民は対象外なのでしょうか、お答えください。

新制度は各保険者が被保険者対象に実施する健診ですが、何点か問題があります。小樽市民は加入している保険別に健診を受けるわけです。自治体として住民全体の健康状態の把握はできず、自治体としての責任があいまいになります。また、各保険者が被保険者の疾病で就業できないときの医療保険制度に予防健診活動を組み込むのは妥当でしょうか。

予防活動は国の仕事として予算化すべき内容です。現在、さわやか運河健診の費用は、国・道・市の3分の1ずつの負担です。各保険者で実施するとなれば、保険料は事業主と被保険者で拠出するわけですから、公的負担割合はなくなります。国の負担減らしになるのではありませんか。

健診内容は、糖尿病などの発生や重症化予防のため、メタボリックシンドローム該当者に対する保健指導が中心になります。長い間、疾病の早期発見、早期治療の従来型の健診を実施してきたのですから、続けたいという希望もあります。市としてこれまでのような健診活動を続けてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点お聞きします。健診実施に当たっては指標が示され、達成率が悪いときは国が交付する後期高齢者医療支援金を減らし、成績のよい保険者については加算するとしています。つまり成果主義の導入です。健診の結果、療養指導をしても、例えば体重を減らすように働きかけても、指導を受けたそれぞれの皆さんの受止め方や生活、労働環境の制約が大きく、必ずしも指導成果に結びつかないこともあるわけです。指導をどれくらい実施したかではなく、結果だけで成果を判断する機械的な成果主義の導入は医療保健予防活動になじまないと考えます。市長の見解はいかがでしょうか。

次に、臨時市道整備事業にかかわる市民周知の問題です。

道路改良、側溝改良などの事業は市民の生活に直接かかわる身近な事業で、それだけに関心も高いものです。先日、緑町の住民から、道路工事のため小樽市から測量調査が入った。しかし、その後何も連絡がないまま、今年いきなり工事が始まり、当然自分たちの家の前も対象になると思っていたら、途中で終わるといふ。どうなっているのだという問い合わせがありました。以前にも妙見川の護岸・河床工

事を実施するとき、工事の実施箇所に面した市民宅にしか連絡しなかったために、同じ川の上に居住する市民から、説明がない、どうしてこちらはやらないのかとの声が出ました。以前はよく回覧板でお知らせしていましたが、最近あまり見受けられません。自分のすぐ近くでなくても、地域の中でどんな工事が実施されるのか、皆さんによく了解していただく必要があると思います。なぜ回覧板をやめたのでしょうか。知らせたら他の工事希望が出されて困るので、あまり知らせないようにしているのではないのでしょうか。工事にかかわるお知らせはだれがどのように実施しているのか、小樽市の指導責任はないのか、明らかにしてください。

同一路面に面して居住する市民で、まして測量調査までしていたなら、説明対象にすべきです。今後、改善を図るためにもきちんと要綱をつくり、市民周知の実施も点検すべきと考えますがいかがでしょうか。

パークゴルフ場の積極的な活用のために質問します。

中高年に人気のパークゴルフですが、最近、余市町に新しい施設ができ、小樽からも多くの方が参加しています。小樽市の施設はおたる自然の村と銭函パークゴルフ場がありますが、いずれも毎年、利用者数が減少しています。おたる自然の村は平成15年度1万人以上の利用があったのに、昨年度は5,800人を下回り、同時期銭函は約2万4,000人が1万8,000人と下回り、両施設合わせて1万人以上の減少です。この理由は何ですか、説明してください。

市長への手紙などで、昨年度までの5年間でパークゴルフ場に関して寄せられた意見としては、11件中9件までが芝の整備などについての意見です。とりわけおたる自然の村に対する意見はすべて整備改善方を求める要望です。これまで実施した対策をお聞かせください。

銭函は市内中心部から遠く離れ、おたる自然の村は山の上で、地理的条件はよくありません。小樽以外の他地域の施設を利用している人も多いのです。私の参加している小樽友の会もパークゴルフサークルが盛んで、40人ほどのメンバーが年間計画を立て、月1回赤井川、岩内、仁木などを回りますが、小樽市内は年に1回ほどです。これは行事ですから、いろいろなところを楽しむ面があります。しかし、ふだんは身近な施設で楽しみたいはずで、中心部にもう一か所、新しく設置してはいかがのでしょうか。せめて現在ある施設の有効活用を図るべきです。

銭函パークゴルフ場とおたる自然の村の施設を比較すると、同じ400円の料金でおたる自然の村は高すぎるのではないのでしょうか。使用料金を無料にする、あるいは100円とか200円にして利用拡大を図り、市民サービスに努めてはいかがのでしょうか、御意見を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 中島議員の御質問にお答えいたします。

まず、ふれあいパスに関する市民の声でありますけれども、ふれあいパスは平成17年度から、利用者、市、そしてバス事業者の負担割合を明確にするため、回数券方式を導入いたしました。バス事業者から協力できる負担は2割までとの申入れがなされており、利用実態が把握できる方式での実施が必要でありますので、市民の皆さんにも御理解いただきたいと考えております。

また、高齢者のライフスタイルも多様化しており、必ずしも回数券方式への変更だけが交付率低下の原因ではないと考えておりますが、高齢者の社会参加や健康保持、生きがいづくりのための制度でござ

いますので、多くの方に利用していただきたいと考えております。

次に、ふれあいパス事業の負担額でありますけれども、17年度決算では、利用者の負担となる回数券購入代金は約2億6,000万円、市の負担は約1億6,000万円、バス事業者の負担は約1億円となっております。18年度の決算見込みでは、利用者負担は約2億4,000万円、市の負担は約1億5,000万円、バス事業者の負担は約9,000万円となっております。

次に、回数券方式を導入したことによる成果でありますけれども、まず利用実態を把握することができるようになったこと、そして利用実態に基づいて利用者、市、そしてバス事業者の負担割合を明確にすることができたことが具体的な成果であります。

また、利用実態につきましては、回数券方式の導入初年度である17年度と18年度では大きく変動しており、この2年間だけの実績では判断はできないものと考えております。

次に、ふれあいパスの現金使用でありますけれども、回数券方式はバス事業者から利用実態に即した負担を求められ、実績を把握するために導入したという経緯がございます。今後、高齢者が増加していく状況にありますので、バス事業者と市双方が適正な負担をしていくためには、実績を把握できる方式での実施が必要であり、実績を把握することができない現金方式に戻すことは難しいものと考えております。

次に、健診制度についての御質問であります。初めに小樽市民の健康に関する御質問ということでありますが、医療機関で健診を受け、要受診と判定された方への保健指導やその後の経過把握についてであります。対象者は各医療機関において健診結果の説明と指導を受け、そして受診者の希望により、健診を受けた病院、又はかかりつけの病院において治療を受けているものと考えられます。保健所が健診後の経過を把握するために、各医療機関に対しまして調査を継続することになりますけれども、このことが大変難しいという状況の中にありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小樽市のがん対策でありますけれども、標準化死亡率で判断する限り、すべてのがんにおいて高い傾向にあります。その理由についてはさまざまな原因が考えられるところではありますが、明確な原因は把握できておりません。しかしながら、がんの発生に深く関与するとされている喫煙や、食生活をはじめとする生活習慣の指導を行ってきており、今後も多方面から対策を強化していきたいと考えております。

また、乳がん・子宮がん検診の受診回数につきましては、2年に一度と回数は減りましたが、回数を多くしても、がんの発見率や死亡率に影響がないことが医学的に確認されていると聞いております。

次に、新しい健診制度の内容でありますけれども、平成20年度から市町村国保や健康保険組合、共済組合などの各保険者に対し、40歳から74歳までの被保険者、被扶養者を対象として、内臓脂肪型肥満に高血圧や高血糖などが重なるメタボリック症候群に着目した、特定健診及び特定保健指導の実施が義務づけられたところであります。健診の項目としては、従来と同じ身長や体重、血圧、肝機能検査などのほかに、メタボリック症候群の判定基準の腹囲や、いわゆる悪玉コレステロールであるLDLコレステロールの量の検査が新たに追加されることとなります。また、保健指導に重点が置かれていることから、検診と問診の結果により、受診者を危険度の高い順に積極的支援、動機づけ支援、情報提供の三つのレベルに分類し、それぞれに応じた保健指導を行うこととなっております。

次に、健診の対象でありますけれども、現時点では国保料の納付状況によって健診の内容を変えたり、受診対象から外すということにはなっておりません。また、各医療保険者がその健康保険に加入している40歳から74歳までの被保険者、被扶養者を対象に健診を行うこととなりますので、健康保険に加入していない方がいる場合には、対象にならないものと考えております。

次に、従来型の健診の継続についてでありますけれども、現行の基本健康診査であるさわやか運河健診は生活習慣病、すなわちメタボリックシンドロームに起因した病気の早期発見を目的として実施してまいりました。健診における検査項目に関しましては、成果を上げるためにこれまで何度か見直されてきましたが、糖尿病をはじめとするメタボリックシンドローム由来の疾患の増加や、死亡者数には改善が見られませんでした。来年以降実施される特定健診は生活習慣病の予防対策を充実し、強化することを目的としています。メタボリックシンドローム及びその予備軍のより早い段階での発見を目的として、関連ある幾つかの検査項目に限定して厳しい正常値が決められ、それに基づいて指導が行われる予定であります。このようなことから、さわやか運河健診がなくなるのではなく、より一層病気の発見につながる方向へ基本健康診査が変更されるということでありませぬ。

次に、成果主義の導入でありますけれども、来年度から始まる特定健診は、メタボリックシンドロームを効果的に予防するための方策として、国により受診率等に数値目標が設定されております。数値目標が設定されるということは、保険者には効率的で実効性のある指導が求められ、これまで以上に厳しい役割が課せられることとなります。現在の基本健診では、要受診及び要指導と判定された受診者の健康相談への受診率が低いため、その後の保健指導の継続が難しい結果となっております。それが健診による生活習慣病抑制効果につながらない一因と考えられます。目標達成のためには、対象者個々の生活状況及び労働環境等を考慮した上で、個別的な保健指導が重要であることは言うまでもありません。国による成果主義が導入されることとなりますから、保険者と被保険者が協力し合いながら、地域におけるメタボリックシンドロームの発症が減少するよう心がけていくことが重要であると考えております。

次に、臨時市道整備に係る市民周知でありますけれども、初めに回覧板による住民への工事に関する周知であります。工事の安全や事業の円滑化の推進を図るため、本市では大規模な道路造成工事や道路新設工事などでは、住民説明会や回覧板などでお知らせをしております。臨時市道整備のように小規模な側溝整備や道路改良につきましては、お知らせのチラシを地先の各家庭に配布し、周知しております。

次に、お知らせの作成や本市の指導責任であります。お知らせのチラシは、工事の安全確保と住民の理解を得るために、土木工事共通仕様書に基づき請負業者が作成し、配布を行っております。本市の工事監督員はその内容を確認し、必要に応じて指導を行っているところであります。

次に、市民周知の要綱作成につきましては、これまでも工事の規模などにより周知の範囲を異にしており、今後も同様の取扱いを行ってまいりますが、町会への説明を行うなどより一層周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、パークゴルフ場についての御質問でありますけれども、初めにおたる自然の村パークゴルフ場利用者の減少理由であります。近年小樽周辺にパークゴルフ場が新增設され、利用者の選択範囲が広がり、それぞれの施設に分散したことによるものではないかと思っております。

次に、おたる自然の村のパークゴルフ場の整備でありますけれども、市長への手紙では主に芝の整備に関する御意見をいただいております。芝につきましては毎年の積雪状況や天候、利用頻度により変化しますが、利用者に継続的にプレーしていただくため、散水等の日常的な整備のほか原則として月曜日を休場とし、定期的な芝刈りや施肥を行い、さらに芝の傷みが激しい箇所については補植するなど、管理に鋭意努めているところであります。しかし、本年については現在のところ好天が続いているため、残念ながら芝の生育が好ましい状況ではないものと聞いております。

次に、おたる自然の村パークゴルフ場の利用料金でありますけれども、利用料金につきましては、平成17年度から道内10万人以上の都市の平均程度を基本とし、中学生以下は無料、高校生と高齢者は大人

料金の半額とする料金の改定を行ったところであります。パークゴルフ場を維持管理するためには利用者に御負担をいただくことが必要であり、現行の料金体系を維持していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 中島議員の御質問にお答えいたします。

銭函パークゴルフ場の利用者減の理由についてであります。平成15年度から18年度までの4年間の利用者の減少数6,172人の内訳を見ますと、市外からの利用者が7,443人減少したのに対し、小樽市内の利用者は1,271人増となっております。近隣市町村からの入込みが減ったのは、恐らく札幌市手稲区や石狩市など隣接市に大型のパークゴルフ場がオープンしたことなどによるものと考えております。

次に、この5年間に銭函パークゴルフ場に対して寄せられた市長への手紙についてであります。昨年度までの意見11件のうち、銭函パークゴルフ場に対するものは7件で、そのうち5件が整備に関しての内容であり、いずれもオープン直後の平成14年度と15年度のものであります。内容につきましては、隣接するコースとの間の防護ネットや水飲み場、休憩施設の設置、バンカーならし用具の軽量化などの要望であり、すべてについて設置や改善をしたところであります。

また、特にカップ周辺の芝生整備についての意見が寄せられておりましたが、芝生の専門業者に維持管理を依頼したことから、現在のところ苦情は解消されております。

次に、市中心部への新しいパークゴルフ場の設置についてであります。現在、市の施設として銭函パークゴルフ場とおたる自然の村パークゴルフ場の2か所、また、民間の施設として朝里川温泉に2か所と銭函4丁目の計3か所、合わせて市内に5か所のパークゴルフ場があります。また、近隣の札幌市、石狩市、余市町、仁木町、岩内町、赤井川村にもさまざまなコースがあります。パークゴルフを楽しむ多くの愛好家の皆さんは、市内はもとより近隣のパークゴルフ場を利用することにより、趣向の異なったコースで技術の向上に努められ、一方、交流、親ぼくを図られプレーを楽しんでいるものと考えており、新たな市中心部へのパークゴルフ場の設置につきましては、引き続き利用者の推移を見てまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

**8番(中島麗子議員)** 再質問をいたします。

私は小樽市の財政も大変だということで、あまりお金のかからない改善策を中心として今回質問を組み立てたのですけれども、それにも増して大変冷たい答弁だと思いました。ふれあいパスの回数券の問題ではいろいろありますけれども、パスを出すのと同時に券を出すという、この操作が多くの高齢者の方にはなかなか手間取る内容なのです。券は薄い紙切れで頼りないものであり、見えにくく紛れやすい、そういう問題も何回か出ていると思います。

二つ目には、中央バスのターミナルとバス内でしか購入できない。バスの中でなかなかうまく買えないというのもあります。70歳ならともかく80歳、90歳近い方もいらっしゃいます。

3点目は利用者が1,000円分をまとめて購入できないという実態があるわけです。パスを持っていても、100円、200円なら出すけれども、1,000円札がない。市立病院にかかるときにこういうお話を聞きました。パスがあっても利用できない方がいる。市長は多くの人に利用してほしいのだと、今そうお答えになりました。しかし、こういう理由で何とか現金を使わせてほしいという声があったのは、私がお話ししたとおりなのです。ふれあいパスの現金使用はまだできないと言いますけれども、やる気がない、これから先もやる必要がない、ずっとこのままでいく、そういうことですか。ここをまずはっきり聞か

せてください。

これまでも、平成17年第4回定例会には、全国生活と健康を守る会の後志・小樽本部の方や勤医協おたる友の会から、現金を利用できるように陳情が出されていました。この間の話合いで、理事者の皆さんも、回数券の実施は1年では判断できない、平準化した判断をするのだから少し時間をくれと、こういう話も出ていたではありませんか。今のお話でしたら全くこういう話合いの経過はなし、今までどおりずっとやるのだというふうに聞こえましたけれども、もう一回はっきりお答えいただきたいと思います。

健診の問題です。重要な問題は、この健診の対象にならない市民がいるということです。健康保険に加入していない生活保護世帯の方、あるいは今健康保険に加入できていない、仕事を離れて次の仕事を探す間の方など、本来なら健診を一番受けなければならない皆さんが対象にならない。これに対して、市として具体的な対策を立てる気があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

さらに健診の中身は変わらないと、こうおっしゃっていますけれども、実際には貧血の検査や胸部レントゲン、これは外されますし、検尿における潜血検査もなくなる。第1次健診から心電図もなくなるのです。早期発見・早期治療を目的とした健診内容ではなくなるのです。この問題について、私たちは今まで長い間やってきたこの健診を趣旨として実施しようと思うのだったら、内容についてはもっと検討するべきではないか。国がやらないというのなら、小樽市は検討する余地があるのではないかという点でお話ししているのです。この点についてもお答えください。

がんについては高いということをお認めになりましたけれども、2年に一度でも別に問題ないのだとこうおっしゃいました。しかし、さわやか運河健診を有料化するときにもはっきり言っていましたね、有料化したからといって受診率は下がらないと。今の数字でこのお答えが間違っていたことがはっきりしたではありませんか。実際にがんになりたくなくて早く見つけてほしいという希望を持っている方に、2年で大丈夫だと。これは医学的な見地からではなくて、財政的な対応ではないですか。私はこうは思いませんけれども、もう一度お聞かせください。

あと市民周知の問題では、町会などにもお話をしていきますとおっしゃいましたけれども、地先のチラシを配る対象者が適切ではなかったのではないかと私は指摘しているのです。その点について改善する気があるのかどうかもお答えください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私がお答えした以外の問題はそれぞれ担当の方からお答えいたします。

ふれあいパスの回数券の問題ですけれども、私もずっとバスに乗ってきまして、お年寄りの回数券の出し方をずっと見てきました。大体パスの中に1枚ずつ切ってちゃんと入れてあるのです。おりるときにちゃんと両方持ってやっていたから、そう心配ないのではないかと私は思っておりますので、引き続きこのまま継続していきたいと思っています。

それから、健診の対象外の問題です。これも私はちょっと疑問があったので担当の方に聞きましたけれども、政府の方はまだ方針が決まっていないというふうに今日担当の方から聞きましたので、対象外というものがないように、ただ健康保険に加入していない人は、どうしてもこれは加入していただかなければならないと思うのですけれども、特に生活保護の場合はこれから方針が出ると思いますので、よく注視していきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 建設部長。

**建設部長（嶋田和男）** 中島議員の再質問にお答えをします。

臨時市道整備事業に係る市民周知の関係でございますけれども、工事の内容だとか、そういったものによって周知の範囲は異なると思っております。先ほど市長から答弁申し上げましたように、地先の方にはチラシを一軒一軒にお配りをし、周知をしています。当然それから漏れた方につきましては、近くに工事標識を立てて、工事名、工事期間、連絡先を書いたものを掲示してございますので、そういう中でクリアをしていこうというふうに考えています。それで、今後その周知を確実にするという点で、町会にも今後はお話をしながら周知に努めたいというふうに考えてございますので、やはり工事の大きさ、そういった内容によって異なりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市民部長。

**市民部長（佃 信雄）** 中島議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど健診の対象者のことで御質問がございましたけれども、私どもが今知り得ている情報から申しますと、生活保護世帯は先ほどから答弁申し上げておりますとおり、各医療保険者の責任において実施をするわけではなくて、別な形で生活保護者については健診を受けていただくということで、私どもの方としては理解をしております。

ただ、議員が先ほどおっしゃったように、もしも保険に入っていない方がいるとなりますと、先ほど来申し上げておりますとおり、当然これは各医療保険者に対して義務づけられているものですから、私どもとしては国民皆保険というような考え方もございますので、ある意味で漏れている方がどの程度いるのかは私どもとしてはつかまえませんけれども、そういった方がいらっしゃれば当然この健診の対象から外れると、そんなふうに理解をしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 保健所長。

**保健所長（外岡立人）** 中島議員の再質問にお答えをします。

物すごく難しいところに踏み込まれてきているのですが、ただ質問の内容は大体解決しているのです。例えば貧血とか胸部写真とか尿潜血、心電図、これがなくなるのだと。そして、これで早期発見・早期治療ができなくなるのではないかという御意見ですが、この辺は厚生労働省の専門部会でこの数年間相当検討しています。昔で言うところの成人病、その後の生活習慣病、そして今で言うところのメタボリックシンドローム、それを見つけるのに何が重要なのか。そして、ふるいにかけていて、要するに重要でないものというのかなり健診の中で出てきたのです。それをある程度外したのが今回の検査項目です。

ただ、そのとき診た医師の考えによっては、心電図などを取り入れる。ただ、今回の心電図をとる基準が以前よりかなり厳しくて、ほぼ100パーセントとることになるのではないですか。以前は大体86パーセントぐらいの対象者が心電図をとっていました。そういった意味では必ずしも検査項目から外れるから、生活習慣病の早期診断ができなくなるということではなくて、早期診断をより鋭くするために基準がつけられてきたのです。

それと、がんの問題なのですが、確かに私も2年に一度でいいのかなとは最初思いましたけれども、ではなぜ2年に一度にしたのかというあたりを調べていくと、結局、ではがん検診というのは本当に早期発見するのだったら毎日でもやればいいのかというと、そうではないですね。では、10年に一度やればいいのか、そうではない。では、どの辺で一度やればいいのかというのを、これは相当いろいろ

る吟味はされているのです。そして、乳がん・子宮がん検診は大体2年に一度。それよりも早く毎年やっても、差が出ないこともわかっています。あとほかの健診は年に一度というのはありますけれども、だからかなり科学的な根拠に基づいているのは間違いないです。

そして、今回のメタボリックシンドロームを中心とした早期発見に関するこの健診内容、私はこの取組はすごいと思っています。たぶん日本の健康寿命は世界一ですけれども、要するに75歳以上になったときにどんどん増えてきている糖尿病とか、そういうものを減らすために日本が今これを始めているというのは、これは相当世界的に注目されていますし、私はある程度指導がきちんといったら、これは成功すると思います。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 8番、中島麗子議員。

**8番(中島麗子議員)** 再々質問ですが、ふれあいパスの問題では、利用する皆さんの使い勝手や困難よりも、中央バスに出すお金を正確にはじき出すために続行すると、そういうふうには私は受け止めたけれども、何とかこれはやはり検討して、お金がかかる問題ではないですし、多くの市民の皆さんの希望なのです。現金がどうしても利用できないのだと。それでなかったら、1枚ずつ券を売るようにしてください。それならば問題ないと思います。そのことも含めて検討してはいかがでしょうか。もう一度お答えください。

もう一点、今度の健診はへその周りをはかるといことになるのだそうですけれども、かえって健診するのを遠慮する方が増えるのではないかと私は心配していますが、新しい特定健診を否定するものではありません。早期発見・早期治療という、こういう従来の理念に沿った健診がやはりきちんと継続されることを強く願っているということをつけ加えて質問を終わります。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** ふれあいパスの回数券導入のときには相当中央バスとやり合ったのです。中央バスから言われたのは、そんなに言うのであれば事業をもうやめてもいいと、そういうことまで言われたのです。ですから、それを何とか回数券で頼むということで、中央バスにお願いしてやってもらったわけですから、これをさらに変えたら、それこそまた同じことを言われる可能性がありますので、それはぜひ御理解をいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 保健所長。

**保健所長(外岡立人)** 腹囲の測定をやるようになると、みんな怖がって集まらないのではないかと。私も心情的にはそう思います。ただ、この腹囲の測定というのはすごく画期的な話で、何となく一般的にこの辺の脂肪がつくのではなくて、へそ周りに脂肪がつくのを、例えば成人病だ、生活習慣病だというような感じでとらえているかもしれないですけれども、これは違って、内臓にたまる脂肪ではなくて内臓にたまる脂肪細胞、それがどんどん増えてくると、結果的にインシュリンに対して抵抗作用を獲得するようなホルモンが出てくる。血管の動脈硬化を促すホルモンが出てくる。そういったことで、内臓にたまっていく、増えてくる脂肪細胞の数、これが悪いのだというのがここ数年の科学的発見なのです。それはどうやって調べたらいいのか。CTで脂肪を調べればいいのかとか、いろいろな方法はあるのですけれども、でも腹囲で見ると大体これは当たるといということで、それで腹囲測定なのです。

ですから、何となく一般的に何か太って格好悪いのをチェックしているのではないかと、そういう

あれがあるのですけれども、実はこの腹囲を測定して、男性85センチ、女性90センチ以上は、そういった細胞が多くて糖尿病になる可能性が高いのだという科学的な根拠があるのです。ところが、その辺が意外とわからないで、格好の悪さを何かチェックしているのではないかとちょっととらえているのですけれども、実はそうではない。でも、非常に簡単な方法で生活習慣病をチェックして、予備軍をチェックできるということで、私は、これはやはりすごいと大分勉強してから気がつきました。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第11号及び第21号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。大橋一弘議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、山田雅敏議員、井川浩子議員、斎藤博行議員、古沢勝則議員、北野義紀議員、成田晃司議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第12号ないし第15号、第18号及び第22号は総務常任委員会に、議案第19号及び第20号は経済常任委員会に、議案第16号及び第17号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第5号ないし第185号につきましては、市立病院調査特別委員会に付託いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月26日から7月3日までの8日間、休会いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時30分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 林 下 孤 芳

議員 成 田 晃 司

平成19年  
第2回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成19年7月4日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	消	防	長
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	査	委	員
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	総	務	部
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	企
											画
											政
											策
											室
											長
											大
											野
											博
											幸
											堀
											江
											雄
											二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	村中香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第22号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

廃棄物最終処分場の第2期拡張整備事業に当たり、浸出水の低減を図るため、第1期埋立地のうち完了した部分を、遮水シートで覆う工事をあわせて実施するというが、その分の費用だけで2億円にも及ぶのはなぜか。

市は、この工事は、浸出水処理施設や調整池の増設に比べ、経費圧縮をねらった方法であり、本事業採択には不可欠なものというが、そもそも近年、国が指針を変更して、埋立地内で一時的に貯水し排出量を調整する手法が不可とされたために必要となったと聞く。しかし、国は指針の変更理由を明らかにしておらず、より環境面に配慮し安全対策を図る観点であろうという市の見解も説得力がない。結局、当初の構造指針が甘かったため、見直さざるを得なくなっただけではないのか。

これまでも市は、200万円程度の経費で冬期間の積雪を区域外に搬出することで、年間で浸出水が最大量となる融雪時期でも処理することは可能であり、こうした無駄な支出を強いる国の指導には大いに疑問を感じるがどうか。

市は、今年の7月から、市有施設敷地内に通勤用の車を駐車する職員等を対象に構内駐車使用料を徴収するとして歳入に計上している。その理由の一つとして、本庁勤務で車通勤の職員は構内駐車が禁止されているため自前で駐車場を確保しているが、一方、外局施設の職員は勤務先の構内に駐車できることから職員間に勤務場所の違いによる不公平感が生じており、これを是正するためとしている。勤務場所の違いによる職員間の不満は、駐車場所の問題以外にもあると考えられ、使用料を徴収する理由としては乏しいのではないか。現在は車社会であり、また職員の福利厚生的一面も考慮し、一般来庁者だけでなく職員専用の駐車場も確保するという観点が必要ではないのか。

また、指定管理者の職員も使用料徴収の対象になっており、当初、市と契約した内容と異なってくることもあると思うが、その点に関して市はどのような対応を考えているのか。

新たに標準宅地鑑定評価委託費が計上されているが、当初予算にある土地評価システム業務委託料との違いは何か。

また、土地評価システム業務委託料については、債務負担行為として3年間の随意契約をしているが、当初予算が18年度は997万5,000円であるのに対し、19年度では714万円と大幅に減額している。

予算計上に当たっては、ある程度予測し、実態に近い額を見込むべきと考えるがどうか。

市は、本年度から新たにスクールバス等運行事業として、路線バスで通学している長橋・銭函両小学校の児童を対象にスクールバスを運行するという。これまで、バス事業者が通学時に路線バスの運行時間を調整するなどの協力を得ており、本事業の実施に当たって、バス事業者とはどのような協議が行われたのか。

市は、現在所有しているバスを活用するほか、新たにマイクロバスを購入し、運行業務のみを委託するというが、既存のバス事業者に全面的に委託した場合の経費は試算しておらず、今後さらに検討をすべきと思うがどうか。

今後、小中学校の適正配置計画が示された場合、スクールバスの運行を求める要望が多くなることが予想されるが、市はどのように対応していくつもりか。

また、たとえ学校から2キロメートル圏内で徒歩で通学することになっている児童であっても、通学路の安全が確保できない場合、スクールバスの運行経路に自宅があれば利用は可能なのか。

地方自治法施行規則では、予算説明書における「歳入歳出予算事項別明細書」を作成する際の基準や様式が定められているが、具体の記載内容等については、各自治体の判断に任されているとのことである。予算説明書は、予算審議の際、これを認めるかどうかを判断するのに使用する重要な資料であり、議会への提出が義務づけられているにもかかわらず、長年にわたり、本市の予算説明書における事業名など、予算項目の表記の仕方には誤解を招くような不正確な表現が見受けられるが、この点についてどのように認識しているのか。

また、予算審議の効率化を図るためにも、予算額の詳細な算出根拠を可能な限り明示すべきではないか。

市は、団塊の世代の職員への退職手当の支払が、今後大きな財政負担になることから、この対策として、退職手当の財源とする目的で平成18年度から24年度までの間、退職手当債を発行し、財政負担の平準化を図ることとしている。しかし、退職手当債はあくまでも借金で、後年に返済を要するものであり、結果として将来の財政運営に悪影響を及ぼすことにならないか。

また、退職手当債は「財政健全化計画」の歳入として見込んでおり、赤字の解消を目的とする計画でありながら、借金を財源としている。本当にこの計画のまま健全化が可能なのか。財政健全化計画における普通建設事業は、最終年度となる平成24年度には事業費を大幅に削減しているが、この事業は、市道整備や学校改修など市内の建設業者が関係する事業が多く、計画どおりに実施した場合、業者の経営体質の弱体化を招くことになり、結果として小樽の経済全体にマイナスとなるおそれはないのか。

平成21年度から施行されるいわゆる地方財政健全化法は、自治体の財政状態を明確にするため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を公表することが義務づけられることとなる。国は指標ごとに基準を設定することとしており、自治体がこの基準を満たさなければ財政再建が必要な自治体と認定され、是正措置を講じなければならない。現在、指標や基準等の詳細については、国から具体的には示されていないが、仮に全国一律での基準が設定された場合には、本市のように経営状況が厳しい公立病院を有する自治体は不利益をこうむることも考えられ、このような特殊要因については除外する等の配慮がなされるよう、今後、市は、全国市長会などを通じて繰り返し国に強く要望していくべきと考えがどうか。

本年3月に策定された財政健全化計画によると、繰出金の抑制として上・下水道事業会計と病院事業会計において、繰出金は繰出基準内にするところがあるが、両事業会計の現状は大変厳しく、本当に抑制することができるのか、甚だ疑問である。平成18年度から24年度までの間、単年度収支が赤字にならないよう収支計画を立て、7年間で赤字額を改善する目標を設定しているが、病院事業会計への繰出金が予定額を超え、それに伴い一般会計が赤字になることも十分予想され、非常に不安を感じるが、市はこの計画が達成できると考えているのか。

また、財政健全化計画では、公債費負担の軽減策として利率5パーセント以上の公的資金を借り換えるというが、このことによる財政効果はどのくらいになるのか。

近年の税制改正に伴い、年金課税が強化されたことや、国から地方への税源移譲等により、市民税が増額され、さらに所得や税額を算定根拠とする介護保険料や国民健康保険料も引き上げられる結果となっており、市民は二重の負担を強いられている。そのため、住民税のうち税源移譲された分の一部を充て、これらの保険料の引下げを行うなど、市民負担の軽減を図るべきではないか。

また、本市が独自に低所得者や高齢者に対する減免を行うなど、市民の暮らしを守るための対策を図る必要があると考えるがどうか。減免制度や税控除の仕組みについて広報等に掲載するなど、市はもっと積極的に市民への周知を行うべきと思うがどうか。

市税滞納者に対し、納税を担保する手段として各種債権の差押えを行っているが、動産に関しては、公売手続等が煩雑な割には効果が上がらないため、現在、行っていないとのことである。そのような実情の中、最近、国税徴収法などに基づき、インターネットを利用し、差押債権を売却し換金する、いわゆる「インターネット公売」を行っている自治体もあり、手間のかかる動産についても行われていると聞くが、この点について、市はどのように認識しているのか。

これにより、全国から多くの入札者を確保でき、そのため通常、市場価格より高値で落札される傾向があることから税収を高める効果が期待でき、また、道内の11市町でもこの方式を採用していると聞くが、今後、本市でも導入に向けて検討すべきと思うがどうか。

本市では、本年度から夜間納税相談窓口を開設するなど滞納者への対策を強化しているが、滞納者の中には住民税の1期分が一度に納付できずにやむを得ず滞納している方もいると聞く。市税の滞納額を少しでも減らすために、納税者が無理なく計画的に納付できるよう分割納付を促してはどうか。

北海道新幹線の札幌延伸については、市内への経済波及効果や交通利便性向上などが期待され、その実現は市民の大きな願いである。市は一日も早い実現に向け、より一層熱を入れて官民一体で誘致活動を推進してもらいたいと思うがどうか。

また、今後は、「新幹線を生かしたまちづくり」が重要な課題になるものと思うが、市は、このほど「新小樽（仮称）駅周辺整備構想」を発表し、東北地方からの観光客誘致拡大をはじめとした新幹線を最大限活用したまちづくりの方向性を示した。その中でも特に駅周辺の整備については、具体化に向けてどのように取り組む考えなのか。

学校の閉鎖性や教師に対する不信感についての声をよく耳にするが、学校評議員制度を3年間実施した結果、これを解消するような具体的な成果は上がっているのか。

児童・生徒にとって学級内での教員の発言力は強大であり、保護者は子供を通じてしか学校の情報を知ることができない。学校の日常の様子を保護者が学校現場で確認できるような仕組みでなければ、学校の閉鎖性は解消できないと思うがどうか。

まずは保護者や地域の人々に学校を見てもらえるよう、垣根を低くすることが重要であり、モデル校で実施するなど、地域と双方向で情報が伝わるような体制を早急に確立してほしいと思うがどうか。

市教委は、「開かれた学校」についてどのように認識しているのか。

新光・オタモイ両調理場で排出される使用済食用油については、昨年度まで有料で業者に処理を委託してきたが、市が業者に対して処理手数料の軽減を申し入れたところ、本年度は無料で引き取ることとなった。しかし、今後また処理が有料となることが考えられるが、その場合、どのように対応していくつもりなのか。

今年の1月、兵庫県宝塚市で発生したカラオケ店の火災では、多くの死傷者が出ており、このことは、本市においても人ごとではないと思うが、特に不特定多数の客が使用する施設を防火査察する際には、どのような項目をチェックしているのか。

市内には、フロアごとに用途が分かれている商業店舗等も多数見受けられるが、このような構造の建物は、いったん火災が発生すると被害が大きくなることが多いため、防火管理の指導を徹底する必要があると思うがどうか。

本市は全国有数の観光地であり、観光客が安心して訪れることができるよう、今後、より一層、防火対策に力を入れてほしいがどうか。

市は、中心商店街の状況について、空き店舗の件数やその要因についてどう把握しているか。

平成9年度から、商店街活性化を目的とした支援事業を実施してきたが、財政難もあり、次第に事業規模は縮小しているものの、利用者からは好評であり、これまでどおり事業を継続的に実施していくべきと思うがどうか。

また、本年度は行政主導ではなく、商店街団体がみずから事業を企画立案し、市がその取組に対して財政面の支援を行う考えと聞かすが、こうした取組により商店経営者の意識に変化をもたらす効果も期待できることから、制度についてPRに努め、中心商店街の活性化を後押ししてもらいたいがどうか。

企業誘致は、税収増や雇用の拡大に結びつくことから重要な取組であると思うが、近年の企業立地の動向はどうなっているのか。

市内でも、特に銭函工業団地は分譲率が高く、既に約100社が操業を行っているが、他の地域に比べて、その優位性をどう評価しているか。

今後は北海道新幹線の札幌延伸に向けた企業の活動も予想されることから、このチャンスを逃すことなく、さらなる誘致活動に全力を挙げてもらいたいがどうか。

臨港地区では、港湾に関連のない建築物の建設等を規制し、港湾機能を保持する目的で、分区条例により「港区」ごとに建築物の用途の規制を図っている。最近、「工業用施設の設置」を目的とした「工業港区」に新築建物で物販店が営業を開始しているが、市は、この業者に対し、条例に違反するため営業はできない旨を数回にわたり指導しているものの、いまだ解決には至っていないと聞く。この建物は、「倉庫・事務所」を用途として確認申請し完了検査を受けていることから、建築基準法上も問題なのではないか。

さらに同地区では、分区条例上は本来飲食店の営業ができないが、条例施行前から存在したものは、「既存不適格構築物」として容認しているものもある。その中には、その後、建物所有者がかわっても営業許可を受けている店舗があり、一貫性のない市の対応は問題である。市は、「分区条例」に基づき適切に指導すべきと思うがどうか。

また、臨港地区内にはほかにも同様の事例が見受けられることから、分区の用途や区域の見直しを含め、港湾機能の維持に努めてもらいたいがどうか。

本年4月から11月まで試験運行されている中央バスの山手中通線は、小樽駅前から市役所へ来庁する市民には非常に便利な路線であり、特に市民会館で催しがある場合、集客の効果も期待できると考える。

しかし、運行時間は現在、午前10時から午後3時30分と非常に短いため、利用する市民の要望にこたえて、せめて市役所が開庁している時間帯まで延長するようバス事業者へ申入れをしてほしいがどうか。

市長のマニフェストにある「町会活動支援員制度」の導入に向け、町会と協議中とのことであるが、この制度により、地域と市の連絡調整や情報提供が密接に行われることが期待される。とりわけ、冬期間の除排雪については地域の抱える大きな問題であり、職員がステーションと町会の調整役に当たるなど、町会の一助となるよう、その役割を果たしてもらいたいがどうか。

出産直後の母親は、精神不安や体調不良のために家事や育児をこなすことが困難となることがあり、こうした「マタニティ・ブルー」の症状から「産後うつ」へと移行する懸念もある。そのため昔は、産

後、母親の体力が回復するまで身の回りの世話を身内が行い、生活を支えてきたが、近年、核家族化が進んだことなどにより、ひとりで思い悩んでいる方が増えていると聞く。子供の健やかな成長には、母親が健康でいることが不可欠であり、日常生活の中で母親を支えていく必要があると考える。本市には、母親の身体的、精神的な負担を解消する目的で乳幼児を預かる一時保育事業制度はあるが、自宅で安心して子育てができるよう、家事や買物などを母親にかわって行う産後のヘルパー支援制度の導入を検討すべきと思うがどうか。

新市立病院基本構想では、医師数は、平成15年度当初の78人から平成18年11月には54人へ、病床数は493床から468床へとそれぞれ見直しを行った。市は基本構想の中で医師の労働条件の改善を図っているが、この見直し結果では、医師の過重労働は解消されないと考えるがどうか。

先日、大学病院から道内公立病院への医師派遣が道内各地で打ち切られ、全道的な医師不足が深刻化している現状が新聞で報道されていたが、中でも市立小樽病院は、派遣を打ち切られた医師が10人と全道でも突出して高いとのことであった。その中には、市立小樽病院の医師の「こんなところでは、もう働けない」とのコメントが掲載されていたが、これは現場の医師の率直な意見だと思われる。この報道についてどのような感想を持っているのか。

また、医師の退職理由は特に聞き取りはしていないが、側聞すると個人的な事情によるものがほとんどであるとしているが、病院の経営改善には医師の確保が重要であり、退職理由の聞き取りを行い、原因を究明して具体的な対策を立てていかなければ、今後も医師の流失に歯止めがきかなくなるのではないか。

病院事業の経営改善策の一つに地方公営企業法を全部適用するという方法があり、本市も平成21年度からの導入に向けて、現在、具体的な準備作業を行っているとのことであるが、新たに病院経営の最高責任者である管理者の設置が必要であり、これに伴い病院組織の見直しも急務と思うが、両病院の組織統合の最終的な時期はいつごろを考えているのか。

全部適用に移行することで病院事業を自主的に運営することになり、組織や人事など経営にかかわる権限と責任の明確化を図り、病院の経営改善に取り組むことになると思われるが、その中心となる管理者の役割は大変重要である。市は、人選に当たってどのような見通しを持っているのか。

また、新たな管理者を設置することにより、現在、市立病院が抱えている組織上の問題点をどのように解決するつもりなのか。

現在、両市立病院に勤務している医師の多くは年齢が30代から40代であるが、将来のことを考えると、若手の医師をどのように確保していくかが非常に重要である。自治体によっては、それを目的に病院説明会などを行っているところもあり、今後、市はどのような対策をとるつもりなのか。

また、道外在住の医師についても積極的に働きかけを行うべきであり、道内の各自治体で協力し合い、合同で病院説明会などを行うことも検討してはどうか。

多くの医師は、みずからがスキルアップできる病院に勤務することを希望しており、特に若手の医師が進んで市立病院に勤務したいと思うように、ホームページを活用するなどして病院の特色を前面に押し出し、売り込む工夫が必要ではないのか。

犬や猫が路上で死亡している場合、その処理は廃棄物事業所で担当しているが、そのことを知らずに保健所へ連絡し、改めて担当課へ電話をかけ直すように言われる市民も多いと聞く。このような対応は時代に逆行するものであり、ワンストップサービスを導入するなど、市民に余計な負担をかけないような対応を検討すべきと思うがどうか。

また、飼い主の立場からするとペットは家族同然であり、飼い主の心情を察すると、ペットが廃棄物

として扱われることに抵抗があると思われることから、担当課を見直すことはできないか。

本市は昨年、景観行政団体となり、旧手宮線沿線まで広げた景観条例の「特別景観形成地区」を強制力のある景観法上の「景観形成重点地区」に指定する考えと聞く。また、旧手宮線跡地のうち残る手宮側区間を取得し、今後、手宮地区を新たな観光交流拠点として再生していくものと期待するが、沿線に民間の投資を誘導するような施策を打つべきと思うがどうか。

北運河・手宮地区再生プランについては、今年度中に方向性を示す考えとのことであるが、インパクトの強いものでなければ、旧手宮線の整備済区間のように周辺の土地利用などは期待できないと思うが、市の考えはどうか。これらにあわせて、国の交付金事業や寄付条例の制定についても鋭意研究を進めてもらいたいがどうか。

小樽駅前にある、通称「中央通歩道橋」は、小樽駅から港を臨む景観の妨げになるため、以前から撤去を望む声が出ているが、第3ビル内にある店舗の経営者の理解が得られず、これまで現状のままになっていた。しかし、小樽駅前第3ビル周辺地区再開発事業が具体的に動き出したことで、昨年行われた歩道橋撤去に向けての地元の意見交換会でも反対意見は特になかったと聞いており、管理者である北海道と撤去に向け協議してほしいがどうか。

張碓町の市道軍用線は、一部が通行不能の状態でありながら、市道に認定されたまま未供用路線となっているが、市内にはこのような事例がほかにもあるのか。未供用であれ、事故が発生すれば市が管理責任を問われるのは必至であり、適切に管理できないのであれば、こうした市道は廃止すべきではないか。

また、市が用地の寄贈を受け「管理道路」としている路線の中には、住民が期待したような維持管理がなされていないという不満の声がある。管理道路は、市道認定基準には満たないもので市道に準ずるものと承知していたが、管理道路と市道では維持管理の仕方などに差異はあるのか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、第3号、第4号及び第8号ないし第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、いずれも可決と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表し、ただいまの予算特別委員長報告に反対し、議案第1号、第3号、第4号及び第8号ないし第11号に反対の討論を行います。

反対する各号に共通しているのは、職員等の駐車使用料を新たに徴収しようとしていることです。財政再建のためには、重箱の隅をつつくようなやり方で使用料手数料の見直しと称して、全会計の平年ベースで2,540万円を徴収するものです。

徴収の理由に、職員間の不公平感の是正、公有財産等の適正管理を持ち出し、徴収の根拠を行政財産の目的外使用許可として正当性を理由づけています。車社会において従業員の便宜を図り、本来であれば市長の責任で逆に公有財産の適正管理で職員の駐車場を確保し、便宜を図るのが当然です。それなのに、最近のマスコミ等を使った公務員バッシングに便乗して給与を削減した上、職員等から市有施設内

の駐車使用料を取り立てることに賛成できません。

さて、本特別委員会で議論された若干のことについて触れておきます。

初めは、地方税法改悪による道・市民税の昨年に続く増税に関してです。

高齢者や低所得者を中心に昨年と合わせて5億4,000万円の負担をかぶせました。これは単に道・市民税だけの増税にとどまりません。各種控除が廃止・縮小されたため、所得が増えたとして玉突きで国民健康保険、介護保険の所得段階が1ランク引き上げられ、これら保険料の値上げとなり、国民健康保険料で1億3,000万円、介護保険料で2億7,300万円が合わせてかぶせられました。これらの合計は9億4,300万円に及びます。これに対して6月に納付書が送付された直後から、1日300人を超える市民が窓口には押しかけ、問い合わせや抗議で窓口は大変な混雑でした。今回の増税で、平成17年度と比べ年間7万円から10万円の負担増となって生活のめどが立たないと悲鳴にも似た声は数多く寄せられています。我が党は、増税分はさまざまな方法で市民に還元せよと市長に要求しました。しかし、市長は、苦しんでいる市民に温かい配慮を行う気持ちはありませんでした。まことに冷たい態度と言わざるを得ません。

次に、財政再建の一番新しい方針である小樽市財政健全化計画についてです。

初めに指摘しなければならないのは、現在の累積赤字14億円と病院の不良債権44億円を解消するために、主たる財源として退職手当債44億円を導入することについてです。当面の赤字を解消するために、元利償還5億4,000万円もの借金を新たにしょい込んで財政健全化と言えるのかという根本的疑問です。我が党は、財政健全化を先送りしているだけだとの認識です。

次に指摘しなければならないのは、市民のための仕事、普通建設事業費を大幅に削減して地元企業を疲弊あるいは廃業、倒産に追い込んで課税客体を大幅に縮小させることが、小樽市財政の真の健全化と言えるのかという問題です。市民に負担をかぶせ、地元業者をないがしろにするやり方で、市民を疲弊させ担税能力を低下させておいて、市財政の健全な発展が保証されるとは考えられません。

大きく言ってこの二つのやり方が、今は想定されていないが、近い将来、市政運営の足かせとならないか心配です。この懸念を解明することなく、借金を歳入の柱とする財政健全化の方針を進めて、果たして小樽の財政が大丈夫なのかが問われています。市長もやむを得ない措置と言わざるを得ないように、根本的疑問は解消されていません。市財政再建のためには、財政難に陥った要因、国の地方財政削減をやめること、あわせて小樽市自身もマイカル誘致に見られるような大企業優先の税金の使い方を改めなければなりません。

次に、港湾部、建設部にかかわる港湾分区条例と建築基準法の不適切な解釈で、本来、分区条例の工業港区で物販等をしてはならないにもかかわらず、これが容認されている問題です。市の公職にある人物がかかわる物販については事実上容認し、他の一人の市民の違反だけを問題にするような対応は不公平です。理事者は、このことを承知していますから、問題の根本的解決ができ得ないで、ずるずると今日に至っています。関係部局でこの問題を協議し、道理ある解決を図るよう要望しておきます。

最後に、桃内一般廃棄物最終処分場2期工事に関してです。

平成12年に廃棄物最終処分場の性能に関する指針、いわゆる構造指針がより厳しく変更されました。これ自体は結構なことです。しかし、国の朝令暮改と言うべき変更は、各自治体に余計な財政負担をかぶせる結果となりました。現に小樽市においても、今回の補正予算で第1期埋立地閉鎖工事で、浸出水調整池や処理施設の負荷を軽減し、処理が可能とするようにせざるを得なくなり、そのための費用2億円近くは全額借金で賄わなければならなくなりました。

桃内の最終処分場は、当時の政府の基準どおり21億4,000万円かけて第1期工事で建設された調整池や浸出水を1日500トン処理する処理施設は、2期工事で埋め立てられる一般廃棄物13万立方メートルと合

わせた94万1,000立方メートルから出る浸出水の処理ができないという重大なことが、審議で明らかとなりました。このことは、平成12年変更以前の構造指針の基準では、廃棄物最終処分場の浸出水の処理は無理だということを政府自体が認めたことを意味しています。

こういう経過に照らせば、基準の不備を補う工事である第1期埋立地閉鎖工事に対して国庫補助をつけてしかるべきですが、補助は全くありません。みずからの失政を地方自治体に押しつける無責任きわまりないものです。政府の責任で財源を保障するよう要求すべきです。

以上のことを指摘し、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、第3号、第4号及び第8号ないし第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

**25番（前田清貴議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

21世紀プランでは、平成19年度の目標人口を16万人と設定し、人口の増加に最大限努めるとしていましたが、実際は14万人を割り込んでいる。このように、将来推計人口に大きな開きが生じたことについて、どのような見解を持っているのか。

市は、新しい小樽市総合計画策定のための基本方針では、将来人口についての的確な推計を行うとしているが、設定した人口に狂いが生じると各種施策が立ち行かなくなることも考えられるため、極端に実態とかい離することのないようシビアに検証すべきではないか。

市は、新しい小樽市総合計画の策定作業を本年度中に着手するために基本方針を示したが、従前まで策定していたものとは異なり、人口問題や財政構造など、想定し得ない将来の問題に対しても柔軟に対応できるものにするとのことである。そのため、総合計画審議会での審議は非常に重要と考えるが、条例に基づく30人以内の委員では、市民の意見を広く反映させ、十分な審議を行うには少ないと感じることから、委員数を見直すことはできないか。

審議会には、労働者の声を反映させるため、労働団体から1名を委員として参加させる予定と聞くが、意見が偏らないように主張の異なる団体からも参加させるべきではないか。

本市は、北海道新幹線の札幌延伸が実現されることで、東北からの観光客により大きな経済効果もたらされるものと期待しており、新駅の周辺地域の土地利用のための基盤整備や新幹線を生かしたまちづくりの構想に意欲的に取り組んでいるとのことであるが、新幹線建設に要する事業費については、資料・パンフレットなどにより記載に相違がある。実際はどのように試算しているのか。

また、本市において新幹線の新駅が開業される場合には、線路・駅舎等に係る建設費用の一部については、道が負担する費用の10分の1を市が負担することとなるが、現時点では建設工事の認可が下りていないために事業費が示されておらず、本市負担額が試算できない状況である。

本市負担額が明らかにされていない中で事業を進めるためには、シミュレーションをすべきと考えるがどうか。

人口減少が言われている中、昨年度、市が行った実態調査によると、全職員の中で市外に居住する職員の占める割合は7パーセントもあるという。

広報おたる2月号にも市長への手紙として寄せられた市民からの意見が掲載されており、主なものとして、「本市の財政が厳しいときに職員みずからが住んでいないのであれば、職員としてよい仕事ができない」「市外から通勤している職員には通勤手当や住居手当は支給すべきではない」など、市民感情からして当然と思われる意見が多いことから、市外に居住する職員に対し市内に転入するよう働きかけをすべきではないか。また、市外に居住する職員の意向については、どう把握しているのか。

「財政の概況」と「小樽市財政健全化計画」のそれぞれの元利償還額の推移を見比べると、「財政の概況」では年々緩やかに減少しているのに対し、「健全化計画」では平成21年度に減少した後、再び増加するなど相違が見られるのはなぜか。

また、市は、19、20年度において高金利の公的資金の借換えを行い、公債費負担の平準化を図っているが、借換えを予定している主な事業は何か。

公債費負担適正化計画については、現在、正常値ラインである18パーセントを超えているものの、今後、公債費の償還は減少していくものと市は見込んでいる。公債費はさまざまな建設事業が積み上げられていることから、公債費や実質公債費比率の将来推計について、25年度以降についても長いスパンでのシミュレーションを示すべきと考えるがどうか。

本市財政における悪化の要因として、歳入では市税収入の減少と地方交付税の削減が挙げられる。

平成16年度、政府が行った三位一体改革の中で地方交付税は大きく削減されているが、これまで本市の歳入予算に占める地方交付税の割合はどうであったのか。

また、本年度、地方交付税はまだ算定されていない段階であるが、市はどのように見込んでいるのか。

義務教育費国庫負担制度は、全国のどの地方においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため創設されたものである。義務教育費国庫負担金と地方交付税が削減されることにより、一段と教育条件の地域格差がもたらされると考えるが、市は今後、これ以上削減されることがないように、国に対し強く要望していくべきではないか。

本市では「条件付一般競争入札」制度を導入し、二度の入札が行われたが、そのうち色内川河川改良工事においては予定価格に対して64パーセントの落札率となり、適正とされる基準価格以下となったものが3社あった。このように、落札の結果が極端に低くなれば、その工事における品質面、安全性が懸念されるがどうか。

また、業者にとっても一定の利益を確保できず、経営が成り立たなくなることも考えられる。

この制度を導入した目的は、受注意欲の高い業者の入札参加を促し、より一層、透明性、競争性を図ろうとするもので、市は今後、入札結果を検証し、こうしたひずみが出ないようにする必要があるのではないか。

本年4月から新たに「特別支援教育」として学習障害などのいわゆる「軽度発達障害」の子供に対する支援制度が始まった。この制度に取り組むに当たり、市内小中学校における学習障害などの児童・生徒の状況を把握する必要があるが、いまだに対象者数が確認できていないという。そもそも各学校で児

童・生徒が「軽度発達障害」に当たるかどうか、だれがどのように見極めるのか。

この制度は、現行の学校配置人員のままで対応するもので、仮に1クラスに1名学習障害の子供がいた場合、個別の計画に基づく指導が必要となり、担任にとって大変な負担となることは明らかであるが、このような担任に対するサポート体制はきちんとできているのか。

各学校に「特別支援に関する校内委員会」を設置し、全校的な支援体制を確立するというが、子供たちへの十分な教育が保障されず、教育の質が低下することが懸念されるため、道教委に対して人的な配置を求めるなど必要な要求をすべきではないか。

平成18年度から実施されているあおばとプランには、教員の資質向上が盛り込まれているが、教員は単に研修を受講するだけではなく、子供たちの学力向上につなげていくために研修で身につけたものを教育現場でフィードバックさせていくことが重要と思われるがどうか。

道教委では、道立教育機関などでの研修を行っているが、本市からの参加状況は28名と非常に少ない。

これは北教組が、道教委などが実施する「官制研修」に反対の活動方針を掲げていることが影響しているためと考えられるが、道教委の主催による研修は市の研修とは違い、ふだん習得できない教育技術を身につけることができる絶好のチャンスであり、市教委は教員が積極的に研修に参加するよう指導すべきではないか。

あおばとプランでは、地域に開かれた学校づくりを目指しており、本年度、その取組の一つとして学校ホームページの作成経費を計上しているが、これまで学校間でホームページに対する取組に温度差が感じられる。地域との連携や学校の情報発信ツールとして有効と考えられることから、ぜひ市内全小中学校でのホームページの開設が実現するよう要望するがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第22号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第13号及び第15号並びに陳情第3号及び第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件については、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、我が党提案の議案第22号は可決と、議案第13号及び第15号並びに陳情第3号及び第4号につきましては、議案はいずれも否決と、陳情はいずれも採択とすることを主張して討論をします。

議案第13号小樽市職員定数条例の一部改正案です。

昨年の職員定数条例から53名少なくなっています。地方行革路線は何よりも職員削減による人件費の抑制がその大きな柱です。昨年の職員定数条例よりさらに53名削減の定数、その一方で、臨時嘱託職員で穴埋めをし、市民の雇用の機会を広げたとの説明です。公的職場で労働条件の悪い非正規雇用を増幅しているにすぎず、胸を張れる話ではありません。地方自治体は、消防、学校給食、保育所、病院、保健所をはじめ市民の健康や生命、財産を守ることが使命の職場です。こうした職員の削減は、市民サービスの低下につながるものです。財政再建の手法を職員の削減、賃金抑制に求めるのではなく、市民の

暮らしや経営の安定に市の予算を組み替え、市民サービスを保障する職員配置をすべきです。

議案第15号市税条例の一部改正案です。地方税法の一部改正に伴うこのたびの改正です。

高齢者、障害者が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税を3分の1減額するという特例措置が盛り込まれました。このような一定の家計支援策は評価するものです。

一方、地方税法改正の大きな目玉は、株式等の配当・譲渡益の軽減税率10パーセントをさらに延長するなど、富裕層に減税の恩恵が集中する金持ち減税です。この優遇措置は、03年度税制改正において不良債権処理策で低迷する株価の回復のため、5年間の時限措置として導入されたものです。政府税調でも株価が回復した現在、もはや続ける理由はないという意見が出され、廃止が提言されたにもかかわらず、日本経団連や証券業界などが反発し、結局存続となりました。財務省の資料で見る個人の金融資産に占める株式は、金融資産5億円以上の方が56パーセントと、減税の恩恵が富裕層に集中するのは明白です。優遇措置を延長することで、小樽市でも税収入で大きな影響を受けます。庶民には大増税、大資産家には減税の逆立ち税制を基本とした市税条例の改正案には賛成できません。

議案第22号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。

日本への原爆投下を「しょうがない」と発言した久間前防衛相は、「被爆者の苦しみを知らない発言だ」「怒りに体が震える」こうした被爆者や国民の抗議の声で辞任に追い込まれました。当然のことと考えます。

62年前、太平洋戦争末期、アメリカの原爆投下で、それまで人類が経験したことのなかった放射能にさらされたことで、今なお多くの人々が苦しんでいます。非人道的な核兵器は廃絶する、これが戦後の世界の常識です。「原子兵器の各国の軍備からの廃絶」1946年、国連総会での第1号決議です。人類の悲願をよそに、いまだ世界には2万7,000発とも言われる核兵器が存在しています。

一方、世界の非核国でつくる新アジェンダ連合、世界118か国で構成する非同盟運動、世界5大陸にまたがる非核兵器地帯、これらの諸国が、核兵器廃絶の本流を国際政治で大きく推し進めています。

提案説明でも強調しましたが、本条例案の趣旨は、こうした世界の非核への流れに呼応し、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則並びに地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とするものです。各会派の皆さんの賛同を呼びかけるものです。

陳情は、新プール建設を早期にと求めるものです。

小樽市と教育委員会は、高島小学校温水プールを改修し、民間プールでの教室開催などで代替措置としていますが、現実的には小樽駅前から高島小学校まで通うとなると、新たに往復バス代が必要となるなどの経済的負担、交通の不便性などを理由に、結局はプールの利用をあきらめざるを得なかった市民の方がいらっやいます。これまでプールを使用しての病後のリハビリ、健康保持に励んできた市民には、耐えがたい痛手です。市民からは、新プール建設の候補地まで積極的に情報も寄せられています。新総合計画の策定を待つことなく、早急に建設に向けて努力すべきと考えます。

以上、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

**17番（斎藤博行議員）** 民主党・市民連合を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第22号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論を行います。

1997年の新ガイドライン合意以降に、急速に増えた米艦船の民間港への寄港は、年々軍事色を強くし

ているといえます。特に2004年10月の日本海でのミサイル防衛任務にイージス艦を常駐配備するとのアメリカ海軍の発表以降は、日本海での民間港が集中的に利用されているようにも思われます。このことは、2005年7月17日の朝日新聞で、奥尻島沖の日本海にミサイル防衛作戦区域が設置され、イージス艦等がミサイル防衛の作戦任務についていること、このことが関係艦船の航海日誌によって明らかになったとの報道からも推察されるものであります。米軍再編問題を協議する過程で、米艦船の民間港寄港について有事を想定したより積極的な使い方が話し合わせ、港湾管理者の意向を無視した民間港の優先使用が検討されているとの報道もあります。

2004年8月、原子力空母ステニスが佐世保港に随伴艦を同伴して入港しました。その随伴艦は、県内の民間港へ分散寄港しました。その際、アメリカ軍は民間港への寄港も訓練の中に含まれていると明言しております。

今年2月5日、悪天候の中、石狩湾新港にイージス艦ステザムが大幅に入港予定を遅らせて入港を強行したことも、こうしたことを背景としたものと言えます。民間港はアメリカ海軍によって軍事的使用の拠点として位置づけられ、日本政府は日米による米軍再編協議の中でこれを追認しているように思われます。昨年2月には、長崎市や長崎県の寄港撤回の要請を無視し、イージス艦ステザムが長崎港に入港しました。また、本年6月24日には、沖縄県と那国町にアメリカ海軍の掃海艇2隻が地元の声を無視して寄港いたしました。与那国町の町長は、住民感情等を理由に、現時点での入・寄港には反対せざるを得ないとの考えを明らかにしたにもかかわらずの寄港強行であります。翌日6月25日には、沖縄県知事も「県が民間港の使用自粛を要請している中で、民間港を使用したことは遺憾であり、今後、緊急時以外は民間港を使用しないよう自粛を強く求める」との談話を発表いたしました。

港湾法により港湾管理権を持つ自治体は、全国でこのように粘り強く平和を求め、米艦船の自由な寄港を食い止めようと頑張っています。6月30日には、新潟港にイージス艦ジョン・S・マッケインが入港しております。戦後、港湾法によって日本の港の管理が自治体にゆだねられた歴史的な経過、そしてその重さを今こそ思い起こすときだと思えます。

小樽の港の平和的な、そして商業港としての発展は、港湾管理者である市長、そして市民の代表である私たち小樽市議会議員に課せられた責任だと思えます。平和憲法を持ち、非核三原則を国是とし、そして核兵器廃絶平和都市宣言を持つ小樽として、議案第22号非核港湾条例案は大切な条例であることは、皆さんもよく御承知のことと思えます。改めて議案への賛成を訴え、討論といたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

**4番（吹田友三郎議員）** 議案第22号小樽市非核港湾条例案につきまして討論をいたします。

このたびの議案第22号小樽市非核港湾条例案について、平成会として議論を重ねてまいりましたが、結論に至りませんでしたので、この条例案につきましては棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は、自席にて行わせていただきます。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第22号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第13号及び第15号並びに陳情第3号及び第4号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**5番(大橋一弘議員)** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市経済の再生を求める市民からの声は大きいと感じているが、関東や東海地方などでは景気回復が進み、既に労働力不足の心配さえ始めている。そうした状況を見越した企業は、労働力を求めて条件が整備された地方都市、特に物流拠点へ進出する動きがあると聞くと、本市への企業誘致に変化はあるのか。

本市の「ものづくり」企業にはまだまだ力があり、特にバイオ関連など高い技術を持つ企業があると認識している。市は、工業製品や技術に関しての見本市などといったPR活動に対して、どのような支援を行っているのか。

「小樽市総合博物館」は、7月14日にいよいよオープンするとのことであるが、これは社会教育施設ではあるものの、観光的な要素も十分に備えており、重要な観光施設になり得るものと思う。さらに、本市には文学館や美術館もあり、これらを小樽観光の資源として生かすため、観光担当部署としてはどのような取組を行ってきたのか。

また、同博物館は観光客の手宮地区での周遊を高めるキーとなる施設であることから、小樽観光とともに同博物館を全国にPRできるような方策について十分検討してもらいたいと思う。

市は、オタモイ海岸について、同様に絶壁の海岸が続く福井県の観光名所「東尋坊」に比べても決して劣ることはなく、海上からの眺めが格別であると、その観光資源としての価値を評価している。そうであれば、祝津・赤岩から続く自然遊歩道の頂上からの眺望や、夕日の美しさについてもっとPRすることで、観光客が周遊し、市内での滞在時間延長が図られ、ひいては宿泊率の向上に結びつくと思うがどうか。

小樽観光は短時間のツアーが多く、旅行会社の商品に組み込むことは難しいというが、同海岸の魅力を観光マップなどで紹介するのはもちろん、実際に多くの観光客を誘導できるよう、あらゆる方策に取り組んでほしいがどうか。

オタモイ海岸の遊歩道は、昨年春に発生した崩落後は通行禁止としていたが、市は、調査結果から安全性や経済性などを総合的に検討した結果、再整備は不可能との結論に至ったとのことである。市民や観光客に親しまれてきた場所であり残念ではあるが、地域住民に事情を説明し、万が一にもさくを乗り

越えて事故に遭うといったことのないよう、十分な安全管理に努めてもらいたいがどうか。

塩谷海水浴場については、同海水浴場組合の都合により今シーズンからは開設されないとのことである。一般の利用者のほか、駐車場など海水浴客向けに商売をしていた人や、水泳教室を実施してきた周辺の小学校にも影響があることから、市は、その間の事情について十分な説明をする必要があるのではないか。

また、海水浴場として開設しなくても、これまでどおり海水浴を楽しむ人は少なからずいるものと思われ、ごみやトイレの問題のほか、特に水難事故などが懸念されるため、安全管理について地域住民や警察、漁業者と話し合い、十分な対策を講ずるべきと思うがどうか。

おたる自然の村パークゴルフ場について、利用者数は平成15年度の1万人から、18年度では5,800人へと大幅な落ち込みとなっており、これは17年度の利用料金改定の影響と考えるが、今後の見通しはどうか。

特に市内の高齢者は無料から有料になっており最も影響を受けていると思うが、健康保持の点からも利用促進を図るため無料とすべきではないか。

市は、利用者の市内外の別や年齢区分などについて調査はしていないというが、より多くの市民に利用されることが望ましく、経営上の検討材料とするためにも施設利用の実態や傾向を把握すべきではないか。

利用料収入については、この3年間で3割近く減少しているが、改定前の料金に戻した方がかえって収益が上がるのではないか。

市は、利用者の減少理由を、周辺地域に同種の施設が多数開設され利用者が分散する傾向にあるためというが、本施設の利用減はあまりにも顕著である。料金を負担してもらう以上は、利用者には選ばれるような魅力的な施設となるよう、サービスの充実や施設改善などさまざまな努力をしてほしいがどうか。

アメリカなどでは、将来、世界的な食糧危機が訪れると想定し、戦略を立てる動きがあると聞く。北海道は日本の食糧生産基地の役割を果たしており、道内農産品は安全性が高く評価されているものの、市場価格については米価に見られるように低迷していると言わざるを得ない。そこで本市が道内農産品を海外に輸出する窓口としての役割を主導的に担い、貿易の拡大を図るという方向を模索することはできないか。

今回示された「小樽港将来ビジョン(案)」については、おおむね20年後を目標とした小樽港のあるべき姿を提案したものと理解するが、港湾計画及び総合計画との整合性をどう考えているのか。

20年後であれば、港湾・物流を取り巻く環境は劇的に変化しているものと思うが、本案で示されたゾーニングの方向性については分区条例と一体で考える必要があり、時代に合わせた対応をしていくべきと思うがどうか。

小樽港は歴史ある港である反面、老朽化も進んでおり、港湾施設の更新計画を作成するとしているが、どのように進めるのか。

財政的な課題はあるが、港の将来のため、施設の実態をよく調査し優先順位を決めて更新を進めてほしいがどうか。

また、小樽港は歴史的価値があることから、同ビジョンと観光基本計画の双方において港湾の観光面での活用について述べられている。策定作業に当たっては、担当部署間の連携をどのように図っていたのか。

「石狩湾新港との機能分担」については、フェリーを除く取扱貨物量では小樽港の2倍ほどになっており、取扱品目の区分もあいまいで、既に機能分担は崩れているのではないか。

小樽港と石狩湾新港が連携、補完し、太平洋側への競争力強化を図るというが、道内は苫小牧港の一端集中が顕著で非常に困難と感じる。市は道に対して地方港湾の均衡ある発展を図るよう申し入れてほしいがどうか。

交流・生活ゾーンと位置づけている築港臨海公園付近の水面で、市民が浮き桟橋の設置に向けて動いているが、現在の進ちょく状況はどうか。

この浮き桟橋が設置された場合には、どのような活用が図られる見込みなのか。

また、港湾の一部護岸について、民間会社に占有させている状況が見られるが、市民の目から見て疑義が生じないよう適切に管理すべきと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第19号及び第20号並びに所管事項の調査につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

国民健康保険の資格証や短期証が交付されている世帯の病院への受診率は、正規の国民健康保険証交付世帯の4パーセント程度にとどまるとの調査結果があるが、本市では、いわゆる「受診抑制」にはなっていないのか。

もともと国民健康保険料の収納率向上対策の一環として交付されるようになったと聞くが、実際、収納率が向上するなど、大変効果的な制度だと考えているのか。

厚生労働省は、資格証の交付基準について、医療にかかる機会を制限することになるため、機械的に判断をせず、保険料を払えるのに払わない悪質滞納者かどうかなどを十分調査して交付すべきとしている。

実際、必要な医療がきちんと受けられているかどうかということは大変重要な問題であり、長野県松本市では、平成18年度から母子家庭や乳幼児がいる世帯へは、資格証ではなく国民健康保険証を交付する。また、資格証の期限が切れる者については一度短期証を交付し、再度、接触する機会を設けるなどの工夫をした結果、資格証や短期証の交付数が1,000件ほど減少したとのことであり、本市も、市民福祉の向上のため、もっと他都市の事例を研究し検討するべきではないか。

市民と協働の市政運営という観点から、市職員による「町会活動支援員制度」を創設するとのことであるが、これは町会に市役所と市民をつなぐパイプ役になってもらい、町会が抱えている課題や問題点を市が吸い上げる一方で、市の方からお願いがある場合は協力を願うというものである。しかし、町会の最大の悩みは役員の後継者不足であり、町会活動について市に指導や助言を求めているわけではない

と思うが、その辺の認識はどうか。

そもそも立ち上げ時点で、町会が本来要望していたことと市のとらえ方に大きなずれがあり、結果として町会の意に沿わないような制度を押しつける形になってしまうのではないかと。

今後、町会の実情や本当に必要としていることを十分考慮した上で議論を積み上げ、制度の充実を図っていくべきではないかと。

現在、市内で中央バスが「最上ウイングベイ線」など、試行的に走らせている路線があると思うが、利用の実態などは把握しているのか。

今後、市民から路線の新設を求められた場合、市は地域住民の声をしっかりとくみ上げて、中央バスに意向を伝えるなどの支援をしてほしいがどうか。

近年、独居老人が長期間発見されず孤独死していたという悲しい出来事が見受けられるが、本市の状況はどうか。

これに市が行政として対応するのはもちろんだが、地域全体で取り組んでいかなければならない問題であり、見回りなどの町会活動の中に市職員も加わって、互いに協力し合う体制づくりを進めてほしいがどうか。

市は、視覚障害者へ行政の情報などを周知する際、希望者には点字広報の配布を行ったり、依頼があれば担当課が直接説明会を実施しているとのことだが、点字の識字率は1割程度と言われていることや、一人暮らしの方は、説明会そのものがいつ実施されるかといった情報を得にくいということがあり、このような周知の方法では視覚障害者全体に行き渡らず、配慮に大変欠けていると思うが、その点はどうに認識しているか。

視覚障害者の自立や公平・平等という社会参加の促進を図るためには、まず健常者と同様に知りたい情報をいつでも得ることができるよう、バリアフリー化を積極的に進める必要がある。

特に、点字以外の「音」により情報を的確に知ることのできる「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」は大変有効と考えるが、早期の導入を検討できないか。

国は、平成21年度から生活保護の母子加算を廃止する予定とのことである。これは母子世帯の自立更生対策の一環とも聞かすが、現在、頻繁に起きている家庭内の児童虐待問題などは生活の不安定さも原因の一つと考えられ、この点について市の見解はどうか。

生活保護受給世帯のうち乳幼児のいる母子世帯では、母親が若く、就労経験の少ない者が多いのが現状である。原則として、将来的に生活保護を離れ、自立した生活を送れるようになるのが一番大事なことから、就労支援等に関するさまざまな施策をしっかりと進めてもらいたいとどうか。

苫小牧市の食肉加工製造卸会社ミートホープの牛ミンチ偽装事件で、本市の大型スーパーでも同社の関連食品が販売されていたと聞かすが、どのような指導を行ったのか。

市民が食品の品質調査をするのは大変難しいことであり、製品に張られている品質表示を頼りにするしかない場合がほとんどだが、文字が小さく高齢者には見にくい点もある。食の安全にかかわることであり、見やすく適正な表示をするよう指導を行ってほしいがどうか。

新市立病院建設の起債許可を北海道から得るためには、今後数か月間の病院の経営状態が非常に重要になると聞かすが、収益を増やす方法について、どのような検討をしているのか。

医師1人が減ることにより収益は2億円減少するとのことであり、これ以上医師の退職者を出さないためにも、やりがいを持って勤務してもらえ環境を提供していく努力が必要と思うがどうか。

などであります。

なお、当委員会は、所管事項の調査を閉会中も継続して審査することを、全会一致により、決定いた

しました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 10番、斉藤陽一良議員。

(10番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

**10番(斉藤陽一良議員)** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第16号は、公の施設としての稲穂駐車場を廃止するものである。稲穂駐車場は、昨年度から指定管理者に管理委託し、今年度から黒字が見込まれているものの、施設の老朽化により改修など将来の財政負担が予想されるため、民間企業に売却するとのことであるが、このような費用がかかる採算の合わない施設に買い手が見つかるとは考えられないがどうか。

駐車場を売却する際の契約書には、10年間の転売禁止を盛り込むなど、都市計画駐車場としての位置づけを担保するというが、過去に駅前第2ビル4階に設置した旧駅前パーキングを売却した際、都市計画駐車場として用途指定をしてあるにもかかわらず、最終的には店舗へと用途変更された例もあるため、今回も同様の扱いとなり、駅周辺の駐車場が減少してしまうことが懸念される。過去に市が行った駐車場整備計画調査でも、中心市街地における駐車場の不足が指摘されている中、市はなぜ今、公共駐車場を手放さなければならないのか。

平成17年度に策定された小樽公園再整備計画には、見晴台駐車場の廃止が挙げられているが、現在でも駐車場は不足しており、周辺施設で行事がある際などは、公園内道路の路上駐車が通行に支障を来している。また、交通量も多いため、公園を利用する子供たちにとって危険な道路となっている。

再整備後の小樽公園は利用者が増加し、駐車場がより一層不足することが懸念されるが、これ以上路上駐車を増やさぬよう、駐車場の整備を計画的に進める必要があると思うがどうか。

大まかな計画の概要は、市のホームページにも掲載されているが、計画の進ちょく状況や具体的な内容は盛り込まれていない。また、平成16年度に再整備に向けた懇談会を開いて以来、市民との対話の機会は設けていないとのことである。新しい小樽公園に期待を寄せている市民と情報を共有し、意見や要望にもこたえられるよう、市民の声を聞く機会を積極的に設けてほしいと思うがどうか。

平成15年4月に策定された都市計画マスタープランは、計画というよりも現状報告が中心となり、人口減少の予測も反映されていない。市民アンケートに基づいてつくられた「地域別のまちづくりの方針」についても、得られたアンケート結果があいまいなことから、しっかりとしたプランが立てられず、「地域づくりの目標」や「方針」に「うるおい」「ゆとり」などの抽象的な言葉が多く使われ、地域への具体的な提案にはなっていない。今後、人口は減少することが予想され、都市計画における予算も限られている中で、どの施策を優先的に選ぶかによって、まちづくりの方向性そのものが変わっていく。マスタープランの目標年次は2010年代後半に設定されているが、その時々状況に合わせて計画を見直す必要があるのではないか。

市道公園東通線は、交通量が多いが道路幅員が狭く歩道整備ができない路線であるため、昨年度「歩

行者の交通安全対策」の試行として、路側帯を拡幅の上、カラー舗装をし、中央線を抹消する手法を取り入れ、整備している。整備後は、運転者の心理や車両速度の減速に若干の効果があったというが、この路線を利用する車両はさらに増加傾向にあり、事故も完全になくなってはいない。中でも、交通量の多い通勤時間帯は通学時間と重なっており、児童の安全確保が求められている。他都市では、路面上に段差のある舗装を施すことにより相当の減速効果が得られたという事例があるが、本市においては、多額の費用がかかる整備が難しいというのなら、車道と路側帯との間に比較的安価で耐久性のあるゴム製ポールを設置するなど、歩行者の安全のため、いろいろな方策を講じてほしいと思うがどうか。

私道整備助成金や街路灯設置費補助金は、生活環境の向上や治安維持のために町会や団体などが工事を行った場合、工事費の一部を助成するものであるが、最近では地元住民自身が労力を費やし街路灯を設置したという事例もある。仮に私道を住民の手で整備した場合、原材料費に置きかえることは可能とのことだが、今後、団塊の世代の退職に伴い、道路工事の技術や機械を持つ市民によって実際に作業が行われることも想定される。市が推進する市民協働のまちづくりの観点からも、こうした自助努力の相談に積極的に対応してほしいと思うがどうか。

冬期間の凍結路面対策として市は砂の散布を行っているが、ボランティア等による雪解け後の砂の回収率は散布量の1割以下にとどまっている。市は、砂と並行して安価で環境に優しい凍結防止剤も計画的に散布するよう検討を進めてはどうか。

また、貸出しダンプなども利用する公共の雪たい積場では、雪解け後に混在していたごみが現れ、春先になると強風で近隣に散乱する状況も見受けられる。こうしたごみの処理も含め、雪たい積場については今後も厳正な管理を望むがどうか。

街区公園の除草、清掃などの管理は、市による直営、委託のほか、町会役員や老人クラブ等で構成されている公園愛護会も多く役割を担っている。愛護会の中には、役員の高齢化などにより会の実態が失われたものがあり、会に属さない周辺住民が清掃などを行っている地域もある。公園愛護会が設立されてからかなりの年数がたっていることから、現状を把握し愛護会の役割を町会の社会部に移すなど、制度の見直しが必要な時期に来ていると思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第16号並びに陳情第1号及び第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、議案は可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第16号市営稲穂駐車場の廃止に関する条例の一部改正案は否決、陳情第1号及び第2号については、いずれも願意妥当、採択を求める討論を行います。

まず、議案第16号であります。

公の施設としての稲穂駐車場を廃止することには賛成できません。そもそもこの駐車場は、昭和50年3月31日、駐車場整備地区を定めるための都市計画決定により設置されました。市内中心部で2か所、

長崎屋4階駐車場とともに設置された駐車場の一つであります。これら駐車場の法的根拠は明快であります。都市計画法第3条は、「国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない」と規定しています。その駐車場であります。また、駐車場法第3条が「都市計画に駐車場整備地区を定める」とこのように規定した上、同法第10条においては、「地方公共団体は都市計画に基づき路外駐車場の整備に努めなければならない」としました。その駐車場であります。

さて、今回の廃止提案に当たり、一つは、このままでは施設の老朽更新で市の負担が増えること、二つに、指定管理者による経営改善、黒字への転換が見込まれていること、三つ目に、経営力を活用するため民間に売り払うこと、このように説明されていました。同時に、契約では10年間の転売禁止条項を設け、都市計画駐車場としては売却後も民間になっても変更しないということを挙げていました。つまり心配はないというわけです。公共駐車場としては、しっかり担保していくというわけです。果たしてそうか。

第1の疑問は、財政上の理由から維持できないとした施設を、一体だれが買い受けるかという素朴な疑問であります。1年間の収入支出はそれぞれ約2,000万円程度の駐車場です。耐震問題もある。築30年以上経過して早晚建替えも余儀なくされてくる。財政負担が伴うのは官であれ民であれ同じではないでしょうか。

第2の疑問は、市の売払い責任放棄が、都市計画駐車場としての担保を解いてしまうという問題であります。長崎屋4階駐車場の経緯がそれを示しています。この駐車場は、都市計画施設として駅前再開発事業の中に位置づけられました。当初、再開発事業では民間に売り払う計画でありました。しかし、買手がつかない。やむなく市が起債を起こして約4億7,000万円で買い上げた駐車場であります。ところが、その1年と少し後に長崎屋に売却されています。その契約の際、公共駐車場であること、都市計画駐車場として用途指定をしていることを理由に、1年と少しの間に市が買い上げた金額から実に5,400万円も安い価格で売り払いました。問題はその後であります。都市計画の変更決定がされました。平成2年10月、長崎屋駐車場が現在の駅横駐車場へと変更されることとなります。都市計画変更の直接動機は、長崎屋の売場増床問題でありました。4階駐車場を売場に変えたい、都市計画駐車場が邪魔になる、そこで変更であります。おわかりいただけだと思います。今回の売払いにより、一たび市の管理、市の責任が解かれたものは、たとえ都市計画駐車場であっても公共施設としての担保が解かれてしまう。そのことを、この長崎屋駐車場が如実に示したのではないのでしょうか。

このとき、注目すべき議会議論が交わされていました。紹介をいたします。公明党の佐藤利幸議員であります。「都市計画駐車場が減ることを問題にする中で、市営駐車場、都市計画駐車場、附置義務駐車場などの状況について約2,400台分しかなく、大変深刻だ」と指摘しました。これに対して当時の新谷市長は、「中央地区は平成17年度までに約5,700台分が必要だ」と答弁され、あわせて駐車場整備計画調査に基づいて検討する旨を約束されています。

ところで、今回この整備計画を事務方に再三求めましたが出てきません。法律規定から見ても、また、今紹介した議会議論から見ても、この計画が策定されていないはずがない、再三の指摘で、ようやく先週末、駐車場整備計画調査報告書の概要版が手元に入りました。平成4年2月に報告されていたものであります。この報告書は、市内の駐車場需給バランスにおいて、大きく駐車場が不足することを指摘するとともに、中心市街地における都市計画的に重要な駐車場については、市が積極的に整備するとしました。同時に、小樽駅周辺地区での公共駐車場の整備が急務であることを整備の基本方針としています。今回の稲穂駐車場の廃止提案を考えると、この報告書の存在を無視することができるのでしょうか。つまり今回の廃止提案は、計画無視のそりを免れません。この問題では、議会の対応としても大いに問

題ありであります。委員長報告は、廃止に賛成多数としました。反対は、我が党日本共産党のみであります。しかも、付託された建設常任委員会では、この議案で質問に立った会派議員は、私以外だれもいません。何一つ、疑問の一つもないというのでしょうか。私にとっては、これこそが最大の疑問であります。

陳情案件であります。いずれも願意妥当で採択を求めます。

第1号の市道潮栄線は、潮栄町会で暮らす市民の皆さんにとっては、他に替えようがない生活道路であります。特に冬場の安全な暮らしを守ってほしいという願意は、切実かつ妥当であります。

第2号は、入船配水池通線の整備を求めたものであります。当建設常任委員会の現地調査では、関係住民も立ち会うなど、議会に対する期待の高さも、うかがい知ることができました。

今回の陳情に先立ち、既に行政関係部署には何度も要請済みで、行政側も本件の市道整備は箇所づけ上位にあることを表明しました。つまり近い将来、整備の手が入る可能性の高い道路であります。しかし、我が党以外は継続審査であります。このような案件でさえ議会は市民の側に立たない、つまり市長がゴーサインを出さない限り採択の態度をとらないというのでしょうか。

改選後、初めての定例会であります。新しくこの議場で席を並べる議員も少なくありません。我々議員のよって立つべき位置は一体どこにあるのか。与党であれ、また野党であれ、それは市民、住民の側であります。各位の賢明な判断を期待して、私の討論を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号並びに陳情第1号及び第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

**24番（成田晃司議員）** 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、6月19日と7月3日の両日にわたり開催され、6月19日に開催されました当委員会におきましては、これまでの経過と進ちょく状況について、起債申請の状況について、病院事業資金収支計画について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

約44億円の病院事業会計の不良債務を今後5年間で解消するため、一般会計からは交付税措置分を繰り出し、残る赤字額について、病院事業会計の努力で解消するという。この場合、単年度の一般会計からの繰出しのベースである約13億円のラインから、いかに赤字額を抑制するかが課題となるが、既に平成18年度決算では計画の達成は厳しいと見込まれている。仮に病院の収支計画の目標が未達成の状態では、新病院建設のための事業債は許可されないのではないかと。

計画では、今後5年間の一般会計繰出金の総額は約86億円としているが、病院が赤字解消分の達成目標を下回ったときは、最悪、赤字解消分と経営悪化による収支不足分を合わせて、約100億円を超える額を一般会計で負担することになると思うがどうか。

病院事業会計資金収支計画は、企業債の借入れのため、道の指摘を受けて不良債務を解消する目的で取り組むものであり、19年度で4億6,600万円の黒字にする計画となっている。起債の許可を得るためには計画達成が絶対条件であり、仮に病院の経営努力によっても計画どおりに収益が上げられなかった場合、不良債務が増えることになるが、一般会計からどの程度の繰入れをするつもりなのか。

一般会計においても、財政健全化計画による収支の改善を図っており、資金に余裕のある状況にはない。病院の資金収支計画の成否が一般会計に大きく影響してくることは必至であり、どのような心構えで計画に取り組むつもりなのか。

市立病院の経営について、不採算部門を抱えているとのことであり、毎年、一般会計から繰出しているが、公立病院の性格上、経営で賄うことが適当でない経費については、交付税措置があるものの、どのような基準で繰り出しているのか。

また、数年前から患者サービスの向上と職員の意識改革を進めているというが、具体的にどのような変化があったか検証することが重要なのではないか。

市民からは、市立病院の今後の経営状況を不安視する声を聞く。新市立病院建設に係る起債償還について、20歳以上の市民1人当たり負担額は幾らになるのか。

両市立病院の統合新築は、平成15年に基本構想を策定後、二度の見直しを行っているが、当初の計画に盛り込まれていた回復期リハビリや一次救急の引受け等が見送られ、とても味気ないものになったと感じるが、基本構想を大幅に変更した理由は何か。

2回目の基本構想の精査・検討結果に医師会と小樽市双方の意見を対比させた項目があるが、中でも救急医療体制についての検討結果については、かなりの部分で医師会の考え方に基づいた見直しとなっている。しかし、医師会からの意見は、当初の基本構想の検討の際においても示されており、なぜ当初の基本構想では医師会の意見が反映されてこなかったのか。

新市立病院では、医師の体制を現行の46人から8人増員し、54人体制とする計画としている。

計画どおりの医業収益を確保できるかどうかは、ひとえに医師の確保にかかっており、将来にわたり基本構想に示す医師の数を維持することができるのか。

病院事業会計は、約100億円近くの医業収益がある。一般的にこれほどの売上げのある企業が、経営効率を高める目的で約153億円をかけて社屋を移転新築することは、決してあり得ない話ではない。

しかし、市民は、新病院の建設費が約153億円であることを承知していても、売上げが約100億円であることは知らないと思われ、市は、新病院建設に関する市民周知について、ごみ有料化に当たり実施した各町会への説明会のように、市民にわかりやすく丁寧なものとなるよう広報の仕方を工夫していく必要があるのではないか。

新市立病院新築に係る基本設計業者の選定については、公募型プロポーザル方式で行われ、審査経過及びその結果については公表されているが、一次審査での各社の得点にほとんど差がなかったのはなぜか。

また、2次審査では選定委員の採点が分かれているが、最高点で選定された者と、その他の者との違いについて、市から明快な説明はなく、各委員の受止め方に違いがあったためと考えられるが、この意見の相違を踏まえてどのように判断したのか。

今後、基本設計業務の中で建設事業費を精査し、1平方メートル当たり30万円程度からさらに圧縮す

る見込みと聞くが、いつごろ発表できるのか。

などであります。

なお、7月3日に開催されました当委員会における付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第5号ないし第185号につきましては、採決の結果、全会一致により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第23号及び第24号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

(山田勝磨市長登壇)(拍手)

**市長(山田勝磨)** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第23号職員懲戒審査委員会委員の選任につきましては、椎野和雄氏、坂田榮子氏、見楚谷登志氏、磯谷揚一氏、山岸康治氏の任期が平成19年8月31日をもって満了いたしますので、引き続き坂田榮子氏、磯谷揚一氏を、新たに菊池洋一氏、成田晃司氏、山崎範夫氏を選任するものであります。

議案第24号固定資産評価員の選任につきましては、磯谷揚一氏の後任に、新たに貞原正夫氏を選任するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長(見楚谷登志)** これより、一括採決いたします。

両件とも同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選出された斉藤陽一良委員及び前田清貴委員が来る7月31日をもって辞任されることに伴い、その後任者を推薦するものであります。

お諮りいたします。

小樽市農業委員会委員に、新谷とし議員、横田久俊議員を推薦いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第10号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第10号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

**7番(菊地葉子議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号及び第2号について提案理由を説明しま

す。

意見書案第1号は、国民健康保険制度の改善を求めるものです。

国民健康保険は、我が国のすぐれた国民皆保険制度を支える大黒柱ですが、年金生活者や低所得者の加入者が増え続けています。今、国保料は、こういった低所得者や年金暮らしの生活を脅かすほどに高額な水準となり、高くても払えないといった相談が後を絶ちません。これでは「社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とした理念にも反するものです。その上、滞納者への資格証の発行は、国民の医療を受ける権利を取り上げ、逆に国保に対する不信や不満を増長させるだけであり、持続可能な制度ではなく、崩壊への道を開くだけです。だれでも安心して加入できる国保制度にすることが、医療費抑制の何よりの保障であり、国民健康保険の改善に向け、政府に対し緊急措置を求めるものです。

意見書案第2号は、自衛隊の国民監視の中止を求めるものです。

6月、陸上自衛隊情報保全隊による国民に対する違憲・違法な監視活動の内部文書が明らかになりました。監視対象は、自衛隊のイラク派兵に反対する集会から、年金、医療費、春闘の問題にまで及び、集会に参加した著名人をはじめ、労働組合やイラク派兵反対決議を上げた自治体の議会も監視されていることが文書から明らかになりました。

事の重要性を理解せず「何が問題だ」と居直る久間前防衛相の態度は、表現の自由や人権に対する配慮の欠如とマスメディアからも批判が相次ぎ、戦前・戦中の憲兵政治の復活は許さないと、学者、宗教者、放送関係など、広範な国民から批判の声、監視活動の中止を求める声が上がっています。

強大な軍事力を持つ自衛隊が身分を隠し、集会やデモに紛れ込み、国民の行動を繊細に監視、記録し、膨大な個人情報を集積していたことは、憲法第21条の集会、結社、言論、出版、表現の自由、同じく第19条の思想信条の自由など、憲法が保障する基本的人権を根本からじゅうりんするものです。まして、防衛とも防衛機密とも何の関係もない年金、医療、春闘の問題までも監視対象にすることは、情報保全隊の建前上での任務からも全く逸脱したものです。こういったことを許すならば、国民監視活動が際限なく広がっていく危険性ははらんでいます。違憲・違法な国民監視活動を直ちに中止することを求めるものです。

各会派、議員の皆さんの賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 12番、山田雅敏議員。

（12番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**12番（山田雅敏議員）** 提出者を代表いたしまして、意見書案第3号道路整備に関する意見書案について提案理由の説明を行います。

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望し、本市においても小樽 - 余市間高規格道路の早期完成を切望しているところであります。このことから、道路網の整備は、中・長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に推進されるべきものと考えます。

しかしながら、住民は、広域分散型社会を形成し、最近では複数自動車を保有する家庭が多くなり、ますます自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、全国に比べて大きく立ちおくれていることは、皆様周知のことと思います。

また、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重

要となっています。

特に、高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして北海道が自主・自立を目指し、我が国における安定した食料供給基地、観光資源の提供の場などとして、物流や移手段としてその役割をしっかりと担っていくための最重要課題であります。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められていますが、北海道の道路財源の実情を十分に踏まえ、引き続き道路財源が強力に確保されるよう特段の配慮を強く要望いたします。

各会派、議員の賛同を求めまして、提案理由の説明といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号は可決、第3号は否決の討論を行います。

意見書案第1号は、国民健康保険制度の改善を求めるものです。

命と健康を守るべき国民健康保険は、危機に直面しています。国民1人当たりの国保料は、この20年間で年間3万9,000円から7万9,000円へと2倍に上がっています。とりわけ消費税の増税などにより9兆円もの国民負担増がかぶせられた1997年以降、不況が進行し、国保料を払えず保険証を取り上げられ、資格証が発行された世帯は2006年度全国では35万世帯に上り、小樽市での資格証発行は460世帯、短期証発行は940世帯に上っています。

リストラされて収入がなくなり、国保料が払えず、保険証がないため、重症でも医者に診てもらえず手遅れで亡くなるなど深刻な事態が続発しています。

また、加入者の過半数は年金生活者などで、全国平均所得は165万円にすぎないのに、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、加えて定率減税廃止により連動して国保料は大きく引き上げられ、負担増のため病院に行く回数や薬の量を減らさざるを得ないという状況です。こうした事態をつくり出した原因は、1984年には49.8パーセントだった国庫支出金を法改悪で国庫負担率を引き下げ、その後も国の責任を後退させ、2004年には34.5パーセントまで引き下げたことです。実に1兆6,600億円もの削減です。これが自治体の国保財政を悪化させ、国保料の高騰を招いたのです。

多くの自治体においては、一般会計からの繰入れで保険料の抑制を図っていますが、それにも限界があります。貧困と格差が最も深刻に表れている国民健康保険制度は、国の責任で打開し、安心できる制度にしなければなりません。そのためにも国保制度の再建のため、国庫負担を1984年当時の水準に戻すことです。そして、負担軽減のため当面1世帯1万円を引き下げる緊急措置の実施は、どうしても必要です。所得の低い人ほど負担割合が高い、逆進性となる応益負担の引下げは、中・低所得者の負担を軽くすることができます。そして、資格証発行をやめさせることです。こうした改革のための財源は、大企業の法人税率を10年前の水準に戻せば4兆円、軍事費の削減、政党助成金の廃止などの一部を回せばできることです。何より国民の命が大事です。ぜひ皆さんの賛成をお願いいたします。

意見書案第2号は、自衛隊の国民監視をやめさせるものです。

国民の動きを監視していた自衛隊の内部告発は、国民に大きな衝撃を与え、まるで戦前の憲兵隊だと大きな怒りを呼んでいます。陸上自衛隊情報保全隊は、それまであった調査隊を再編強化し2003年に設

立されたものですが、改組による大きな変更は、全国五つの方面部隊に分割して置かれていた情報部隊を、防衛大臣直轄の全国組織として編成し直したことです。これにより国民監視の情報収集を任務とする部隊の中央集権化が図られ、全国規模で情報が集められることが容易になったのです。

保全という用語には情報収集活動も含まれ、戦争と情報の関係に詳しい専門家は「一般論として、軍は本質的にすべての自国民を情報収集の対象とする」と指摘しておりますが、実際、イラク派兵反対や反自衛隊の活動に関するものだけではなく、消費税増税反対の署名活動、春闘や市民団体の活動など、さまざまな情報を収集しています。情報保全隊は私服で活動することを許され、身分を隠し民間人を装って集会やデモに入り込み、参加者の名前、発言内容を記録し、撮影もしています。非公開の会合や組合など仲間うちの会合にも潜入し、そこでの発言まで記録するという手段を選ばないやり方で国民を監視し、しかも略語を使って個人や団体を分類し、行動を精力的に整理し、体系的につかむという徹底したものです。

このような自衛隊情報保全隊の活動は、まるで治安維持法によって、多数の平和主義者を検挙した戦争当時の特高攻警察や憲兵隊の活動と同様ではありませんか。さらに驚いたことには、原爆投下は戦争終結のためにやむを得なかったと発言し、昨日、大臣を辞任した久間防衛相が参議院外交防衛委員会で「情報収集は今までもやってきたし、決して悪いことではない」と当然視した発言をしたことです。

情報保全隊の活動は、憲法第19条に保障されている思想信条の自由にも、第21条の集会、結社、表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密にも反し、断じて認められるものではありません。しかも、国民投票法を自民党、公明党が数を頼んで強行採決し、憲法を変え、戦争する国へ進めようとしているときに、憲法改悪に反対し、とりわけ第9条を守ろうとする国民の動きを監視し、良心を縛るようなことは、即刻やめるべきです。情報収集の対象は、政党や団体だけではありません。一般市民も対象にしているのですから、市民を守る議会として、自民、公明、平成会の皆さんもこの意見書案にぜひ賛成してください。

意見書案第3号は、道路整備に関するものです。

意見書案では、道路特定財源制度の維持と財源の確保、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を要望しています。道路特定財源は、1953年に、後に首相になった田中角栄議員も加わった議員立法で、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が成立し、翌年から始まる道路整備5か年計画で、揮発油税の税収相当額を国の負担金・補助金に充てなければならなかったのが始まりです。この後、新たな道路目的の税が次々とつくり、道路特定財源は膨らみ続けました。1953年当時は、道路整備を急ぐことは一定の根拠がありましたが、ひたすら道路づくりに投入し続け、生活道路より無駄な高速道路が建設されてきました。1970年には8,000億円であったのが2004年度には5兆7,000億円に達し、国と地方の道路支出は、2001年には国土面積が25倍のアメリカに並ぶほどになっています。

北海道では2分間に1台しか車が通らない十勝スカイロードは、別名「十勝すかすか道路」と言われ、本州・四国を結ぶしまなみ海道は、観光バスのガイドが「車が通らず、ひまなみ海道と言われております」と案内するほどで、道路特定財源が無駄な公共事業を拡大する仕組みの最たる例として、見直しを求める世論が高まってきました。こうした世論の高まりに押され、小泉内閣は道路特定財源を見直し、一般財源化することを骨太方針の柱の一つとして打ち出したものの、すぐに大幅に道路整備費を積み増しし、2003年度予算以降は、一切やめてしまい、本州四国連絡橋公団の債務処理にも多額の財源を投入してきました。国民の多くは生活道路の改善を望んでいるのに、不要不急の高速道路建設に使われ、借金返済に充てられたのでは、国民の批判は当然です。

道路特定財源問題は、安倍内閣によって昨年12月に、2008年度に道路整備費を上回る分を一般財源化

する方針が政府与党で合意されています。しかし、必要な道路はつくることが確認されたことは、無駄な高速道路建設の続行につながるものです。

日本共産党は、1977年、「日本経済の提言」で、ガソリン税の道路特定財源方式をやめることを提言、82年の「財政再建への提言」でも、一般財源化し、社会保障、福祉、生活密着型の公共投資にも使えるようにすることが緊急に必要なだと主張してきました。地域住民の要望である生活道路の改修はもちろんのことです。

今、貧困と格差が広がっている現状で、国民生活を守ることが緊急の課題となっているときに、道路特定財源の一般財源化は急がれます。この間、道路整備に関する意見書は、小樽市議会に何度も提案されておりますが、平成13年第2回定例会において道路特定財源の一般財源化を求める意見書案が賛成多数で可決されています。その際、自民党は棄権の態度をとり、公明党は一般財源化を求めていました。不十分ながらも政府も一般財源化を打ち出していることでもあり、自民、公明の皆さんも考え直すように期待して討論を終わります。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 1番、秋元智恵議員。

（1番 秋元智恵議員登壇）（拍手）

**1番（秋元智恵議員）** 意見書案第3号道路整備に関する意見書案について、賛成の討論を行います。道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであり、高規格幹線道路から生活に密着した市町村道に至るまで、道路網の整備は、中・長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に推進されるべきものであります。

しかし、北海道は、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度も高いにもかかわらず、その整備は全国に比べ大きく立ちおくれ、特に冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道の「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活づくり」を、さらには「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層その重要さを増しています。

特に、高規格幹線道路ネットワークの形成は、本道各圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、また食料供給基地、観光振興などにおいても最重要課題であります。

昨年末から道路特定財源の見直しが進められていますが、道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、北海道の道路整備の実情を十分に踏まえて、既に事業化された区間については早期に供用を図り、見直し区間については早期に事業化を図ることが必要と考えます。

以上の理由により、意見書案第3号への各会派の議員の賛成を呼びかけて、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、陳情第187号ないし第243号につきましては市立病院調査特別委員会に、陳情第186号につきましては総務常任委員会に付託の上、閉会中、継続して審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 3時25分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 秋元 智憲

議員 新谷 とし

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成19年小樽市議会第2回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久未恵子両監査委員から、平成１９年４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

国民健康保険制度の改善を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 中 島 麗 子  
同 北 野 義 紀

全国で4700万人が加入する市町村の国民健康保険制度は、高過ぎる国保料（税）、非情な保険証の取上げ、「無保険者」の増大に示されるように、危機的状況に陥っています。

そもそも、加入者の過半数は年金生活者などの無職者で、加入者の全国平均所得が165万円に過ぎないという国民健康保険制度は、国の手厚い援助があってこそ成り立つ制度です。ところが、国は、1984年の法改悪で国庫負担率を大幅に引き下げたのを皮切りに、その後も国の責任を後退させてきました。1984年当時49.8パーセントだった国庫支出金が2004年には34.5パーセントにまで引き下げられています。

一方、住民一人当たりの国保料は1984年の3万9,020円から2004年の7万8,959円へと倍にはね上がっています。所得200万円台で、30万円台、40万円台もの国保料（税）が課されるなど、国民の所得が減っているもとの、高過ぎる国保料（税）が低所得者の暮らしと健康を直撃しています。このため、多くの自治体が一般会計からの繰入れなどで保険料（税）の抑制を図っていますが、加入者の負担は年々増え、滞納世帯も増大し、市町村独自の努力にも限界があります。

よって、政府においては、貧困と格差の最も深刻な表れである国保制度の改善のために、緊急に以下の措置を講じるよう求めます。

記

- 1 国保制度の再建のため、国庫負担を1984年当時の水準に計画的に戻し、高過ぎる国保料(税)の引下げに道を開くこと。当面、国保料(税)を国の責任で1世帯あたり1万円引き下げる緊急措置を実施すること。
- 2 低所得者に重い国保料(税)の算定方式とその押しつけを改め、個人割、平等割部分の負担割合の引下げや一層の軽減措置をとるよう改善すること。
- 3 資格証明書の発行をやめ、必要なときに必要な医療が受けられるよう改善すること。
- 4 乳幼児医療費助成などを理由とした国庫負担の削減をやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

自衛隊の国民監視の中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 佐々木 勝 利  
同 古 沢 勝 則

自衛隊が、国民の動きを系統的に監視し、記録していた内部文書が明るみに出て、広範な国民の間に衝撃と怒りが広がっています。その内容は、自衛隊員が身分を隠して、自衛隊のイラク派兵反対の集会やデモばかりか、医療費負担増の凍結や見直し・消費税増税反対、国民春闘なども対象とし、自衛隊とは関係のないあらゆる運動や集会にも紛れ込み、参加者の氏名や運動の情報まで記載するなど、集会・結社の自由、言論・表現の自由、信教の自由、個人の尊厳の自由など憲法に反するばかりか、自衛隊法にも根拠を持たない違憲・違法な国民監視活動にほかなりません。

そもそも、この情報収集にあっている情報保全隊は2003年3月に発足した防衛大臣直轄の組織であり、その任務は「自衛隊の機密情報の保護と漏洩の防止」とされています。今回の内部文書が示す実態は、この自衛隊の任務にも反して、国民を監視するのが情報保全隊の活動であることを露呈しました。これは、旧日本軍内部の治安機関であった憲兵隊が、やがて国民全体の監視機関となり、国民を弾圧する機関となっていく戦前・戦中の暗黒政治の復活を想起させるものであり、断じて許されません。

よって、政府・防衛省に直ちに以下のことを求めます。

記

- 1 自衛隊の情報保全隊が行っている活動の全容を国民の前に明らかにすること。
- 2 情報保全隊が行っている違憲・違法な国民への監視活動を直ちに中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

道路整備に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 秋 元 智 憲  
同 成 田 祐 樹  
同 山 田 雅 敏

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところからも、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものであります。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、全国に比べ大きく立ち後れており、特に冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには、「観光のくにづくり」を支援する上で、より一層重要となっています。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、高次医療サービスの確保や災害発生時における代替性の強化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題であります。

昨年末に道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められていますが、北海道の道路整備の実情を十分踏まえ、引き続き、道路整備が強力に推進されるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望します。

記

- 1 道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、必要な財源を確保すること。
- 2 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画を作成するに当たっては、地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、道民の道路整備に対するニーズを幅広く酌み取るとともに、道民の期待にこたえるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 3 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本の見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早期に事業化を図ること。  
また、利用者の利便性向上を図るため、弾力的な料金設定に努めること。
- 4 今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び信頼性が確保されるよう、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上 地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 7 月 4 日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年 7 月 4 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	---------------	------	-----	---------

地方財政に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐藤	禎洋
	同	佐々木	勝利

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地方自治体の役割はますます重要となってきています。

さて、この間の三位一体改革によって、地方自治体の財政運営は深刻さを増しています。地方税の増収があるとはいえ、地方交付税が7,000億円削減され、結果として自治体の財政運営は厳しさを増す一方です。平成19年度から導入される、いわゆる「新型交付税」についても、地方交付税の財源保障機能の縮小が懸念されています。また、「地方応援プログラム」については、実質的な交付税の補助金化であり、地方自治の現場では疑問の声も強くなっています。

地方自治体の責務は、住民の暮らしと安心・安全を守ることです。しかし、そのためには地方自治体にきちんと財源が保障されなければなりません。また、地方財政を削減することにより、地方間の格差が広がることが懸念されることです。

以上のことから、地方財政の充実について、次のとおり政府に求めるものです。

記

- 1 地方共有で共同の財産である地方交付税を一方的に削減しないこと。財源保障機能と財政調整機能を併せもつ制度として引き続き堅持、充実することにより、自治体間の税源の偏在をなくしていくこと。新型交付税においても財源保障機能を維持し、対象を拡大しないこと。
- 2 地方財政計画は、投資から経常への需要額のシフトの流れ、少子高齢化への経費をはじめとする社会保障関係経費、具体的には介護保険、障害者自立支援法、後期高齢者医療に基づく経費などが正しく反映したものとすること。
- 3 自治体の自主性を損なわず、自治を尊重し、自治体の自主的な再建努力を支援する仕組みをつくるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

労働法制の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	濱 本 進
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

景気回復が言われるもとで、働くものの雇用不安は解消されず、賃金・労働条件は年々低下しています。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」（労働基準法第 1 条）と定められているにもかかわらず、そうではない働き方が増えています。

パート・臨時、請負、派遣など有期労働契約で働く「非正規」労働者の多くは、差別的処遇を受け、働いても貧困から抜け出せない「ワーキング・プア」状態に陥っています。他方で正規労働者は、リストラ、人減らしで仕事が増え、長時間労働で健康を損なう人が続出。過労死・過労自殺も頻発しています。

企業の中には、目先の利益を追求する余り、雇用責任を軽視し、偽装請負や不払い残業等の違法行為を行う者がある一方、労働者の状態悪化で「現場力の崩壊」が問題視される事態も広がっています。

今、日本の経済活力を根底から脅かしているのは、不安定雇用と低賃金・劣悪労働条件の広がりであり、それが「貧困・格差」と「少子化」問題の源です。

今こそ労働法制を改善し、法令を遵守させ、安定雇用を創出する施策が必要です。

このまま格差と貧困が拡大し続けるなら、社会全体がよって、政府に対し、労働法制の抜本的な拡充を求めます。

記

<長時間労働の抑制、解雇法令の整備、派遣労働の適切な規制による雇用者責任の強化にかかわって>

- 1 労働基準法を改正し、時間外労働の上限規制や割増賃金引上げを行い、長時間労働と不払い残業をなくすこと。労働時間規制の適用除外を広げないこと。
- 2 整理解雇に当たっては、人員整理の必要性、解雇回避努力義務の履行、人選の合理性、手続きの妥当性の 4 要件を充足しなければ解雇無効とされるよう、法整備を行なうこと。
- 3 裁判で解雇無効とされた場合等、雇用関係にある労働者の就労請求権を確立するよう、法整備を行なうこと。

<ワーキング・プアの根絶、均等待遇の実現、有期雇用の制限にかかわって>

- 4 最低賃金法を改正し、金額を大幅に引上げ、だれもが健康で文化的に暮らし、働ける水準を全国一律で定めること。
- 5 労働基準法とパート労働法を改正し、雇用形態別差別を禁止し、賃金・労働条件等の「均等待遇」を明記すること。
- 6 労働基準法を改正し、有期雇用は短期間の業務に限定し、恒常的業務への就労は期限の定めのない雇用とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 7 月 4 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 19 年 7 月 4 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	------	-----	-----	-----

新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐々木	勝利
	同	横田	久俊

「地方財政再建促進特別措置法」に代わる新たな自治体財政再建法として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が第166回通常国会で審議されています。

この法律は、自治体財政の健全性に関する比率を公表し、健全化を図るための計画を策定する制度を定めるもので、地方公共団体が毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告し、公表するとしています。

しかし、連結実質赤字比率の算定では、一般会計の他に国民健康保険会計や介護保険会計などの特別会計、水道事業会計や病院事業会計などの公営企業会計の赤字額も算入されます。

また、将来負担比率では、地方債の現在高に加え、全職員が退職を想定した場合の退職手当金などが自治体の負債として算入されます。

については、今回の「地方公共団体財政健全化法」の施行に当たっては、次の点について強く求めます。

記

- 1 病院事業会計などは、恒常的に赤字状態が続いており、診療報酬改定などにより自治体病院の経営状況はますます悪化している。政府においては、地域医療の使命である公的病院に対する財政措置の拡充及び医師確保対策を十分に図ること。
- 2 国保会計や下水道会計は、地域の実情等により赤字脱却の困難性から、連結決算に算入する場合は、地方自治体の現状を十分に考慮すること。
- 3 将来負担比率に算入される退職手当金については、全職員が退職を想定するなど想定外のことであり、算定の際には慎重に考慮すること。
- 4 自治体財政の根幹である地方交付税制度を堅持し、交付税総額の安定的確保を図り、地方交付税制度の財源保障機能及び財政調整機能の堅持、自治体の安定的財政運営を実現する一般財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	菊 地 葉 子
	同	高 橋 克 幸
	同	佐々木 勝 利
	同	横 田 久 俊

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方を縛る制度ではありません。既に30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあります。

子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危ぐされ、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。
- 3 30人以下学級を早期に実現すること。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

医師・看護師不足の解決と地域医療を守る意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

今、北海道の地域医療は、医師不足及び看護師不足によって、病棟の閉鎖や救急医療や内科などの診療中止など、極めて重大な困難に追い込まれています。

道医療対策協議会への医師派遣要請は、江別、根室、赤平、厚岸など、40人になりますが、対応できたのは15人に過ぎず、25人の調整がつかず、医育大学も医師不足の状態にあります。

出産が可能な市町村は道内36自治体に過ぎず、また道内の公立・公的病院への3大学からの派遣中止は37病院87人に上るとの報道もあり、救急医療機関は2割も減少しています。これらは「医療崩壊」とも言われるほどです。

これらの原因として、2004年度からの臨床研修制度の導入や勤務医の開業医志向があげられていますが、より根本的には医師の絶対的不足と医療費抑制政策にあるとも考えられます。

医師不足を打開し、地域医療を守るための対策を、国と道において積極的にとられるよう、以下のことを要望します。

記

- 1 医師不足地域、診療科への医師の派遣と確保について、国が責任を果たし、都道府県の取組を抜本的に支援すること。
- 2 妊産婦・乳幼児の命を守るため、産科・小児科確保の緊急対策をとること。
- 3 医師抑制政策を改め、医師養成を抜本的に増員すること。
- 4 勤務医・看護師が安心して働ける環境を整備し、安全・安心の施策を進めること。
- 5 医師・看護師不足による低い診療報酬に対して、地域特例を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

年金問題への速やかな対応を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	斎 藤 博 行
	同	北 野 義 紀
	同	成 田 晃 司

公的年金は、国民の高齢期等における生活を支える重要な制度であります。ところが、年金保険料の納付記録の管理がずさんであったため、保険料を納めたのに年金が受け取れない、あるいは本来の受給額より少ない額しか受け取っていないという実態も分かってきました。今回の問題によって、国民の年金制度に対する信頼は、大きく揺らいでいます。

政府は、「年金時効特例法案」と、コンピュータ内の5,000万件の納付記録の突き合わせという対策を打ち出しました。しかし、「時効の撤廃」によって補償されるのは、「納付記録の訂正」が行われた場合に限られており、保険料を納めたのに「記録がない」と言われているような、そもそも「記録の訂正」ができない人はこの対策の対象となりません。また、「宙に浮いた年金記録」の突き合わせは、コンピュータ内のデータの損壊部分を修復し、コンピュータへの入力漏れを是正しなければ、被害者への対応につながりません。このような事態を招いた社会保険庁の責任は、極めて重大であります。

よって、国会及び政府に対し、国民がこれまで納付した保険料に見合った年金をしっかりと受給できるよう、次の事項を早期に実現されるよう強く要望します。

記

- 1 未納扱いになっている人の納付記録を復元するため、全国の社会保険事務所や市町村に散在している元台帳とコンピュータのデータとを照合して、コンピュータにすべての納付記録が正確に入力・管理されるように調査・訂正すること。
- 2 加入者に納付履歴を送付して緊急チェックしてもらうとともに、本人と結びついていない納付履歴についても、工夫して情報を提供して注意を呼びかけることによって、速やかに納付記録を是正・統合すること。
- 3 完全に納付記録が消失してしまった人については、加入者側の証言、証拠等を最大限に尊重して対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	成 田 祐 樹
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	大 竹 秀 文

平成17年に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス削減約束を達成するため、年間 1,300万炭素トン を森林吸収で確保することとしている。

また、政府は平成19年度から24年度の6年間において毎年20万ヘクタールの追加的な森林整備が必要としており、平成19年度当初予算案等において、約23万ヘクタールの追加整備に必要な予算として765億円を決定したところである。

しかしながら、長期にわたる林業採算性の低下等により森林所有者の施業意欲が減退していることに加え、地方公共団体も極めて厳しい財政状況にあることから、間伐等の森林吸収源対策を着実に実施することが非常に困難な状況にある。

よって、国においては、森林吸収源対策の着実な推進を図るため、森林所有者が意欲を持って林業経営に当たることができるよう次の事項について要望する。

記

- 1 林業採算性向上のための施策・制度の一層の充実を図ること。
- 2 森林所有者及び地方公共団体に対する新たな財政措置を実現すること。
- 3 企業の社会貢献による森林づくりなど森林整備を社会全体で支えるための制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年7月4日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年7月4日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

# 平成19年小樽市議会第2回定例会議決結果表

会期 平成19年6月15日～平成19年7月4日(20日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
2	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
3	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
4	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
5	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
6	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
7	平成19年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
8	平成19年度小樽市病院事業会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
9	平成19年度小樽市水道事業会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
10	平成19年度小樽市下水道事業会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
11	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
12	小樽市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案	H19.6.15	市長	H19.6.25	総務	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
13	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案	H19.6.15	市長	H19.6.25	総務	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
14	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	H19.6.15	市長	H19.6.25	総務	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
15	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H19.6.15	市長	H19.6.25	総務	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
16	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案	H19.6.15	市長	H19.6.25	建設	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
17	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H19.6.15	市長	H19.6.25	建設	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
18	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H19.6.15	市長	H19.6.25	総務	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
19	新たに生じた土地の確認について	H19.6.15	市長	H19.6.25	経済	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
20	町の区域の変更について	H19.6.15	市長	H19.6.25	経済	H19.7.2	可決	H19.7.4	可決
21	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H19.6.15	市長	H19.6.25	予算	H19.6.29	可決	H19.7.4	可決
22	小樽市非核港湾条例案	H19.6.15	議員	H19.6.25	総務	H19.7.2	否決	H19.7.4	否決
23	職員懲戒審査委員会委員の選任について	H19.7.4	市長					H19.7.4	同意
24	固定資産評価員の選任について	H19.7.4	市長					H19.7.4	同意
意見書案第1号	国民健康保険制度の改善を求める意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	否決
意見書案第2号	自衛隊の国民監視の中止を求める意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	否決
意見書案第3号	道路整備に関する意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決
意見書案第4号	地方財政に関する意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決
意見書案第5号	労働法制の拡充を求める意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決
意見書案第6号	新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決
意見書案第7号	義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員 会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
意見書案 第8号	医師・看護師不足の解決と地域医療 を守る意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決
意見書案 第9号	年金問題への速やかな対応を求める 意見書(案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決
意見書案 第10号	地球温暖化防止に向けた森林吸収源 対策の着実な推進に関する意見書 (案)	H19.7.4	議員					H19.7.4	可決
その他会 議に付し た事件	小樽市農業委員会委員の推薦	H19.7.4						H19.7.4	推薦 決定
	経済の活性化について(経常任委 員会所管事項)				経済	H19.7.2	継続 審査	H19.7.4	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事項)				厚生	H19.7.2	継続 審査	H19.7.4	継続 審査

# 陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H19.7.2	継続審査	H19.7.4	継続審査
4		H19.6.22	H19.7.2	継続審査	H19.7.4	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25			H19.7.4	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H19.7.2	継続審査	H19.7.4	継続審査
2	市道入船配水池通線の道路・側溝整備方について	H19.6.21	H19.7.2	継続審査	H19.7.4	継続審査

市立病院調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5~ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H19.7.3	継続審査	H19.7.4	継続審査
187 ~ 219		H19.6.29			H19.7.4	継続審査
220 ~ 243		H19.7.2			H19.7.4	継続審査